

平成30年第2回

香美市議会定例会会議録

平成30年	2月26日	開	会
平成30年	3月16日	閉	会

香 美 市 議 会

平成 3 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 3 0 年 2 月 2 6 日 月曜日

平成30年第2回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成30年2月26日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 2月26日月曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	石 川 彰 宏
8 番	島 岡 信 彦	1 9 番	山 本 芳 男
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	小 松 紀 夫
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税 務 収 納 課 長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福 祉 事 務 所 長	佐 竹 教 人
企 画 財 政 課 長	川 田 学	産 業 振 興 課 長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環 境 上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
定 住 推 進 課 長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長	山 崎 泰 広
----------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 猪 野 高 廣 議 会 事 務 局 書 記 山 本 絵 里
議 会 事 務 局 書 記 一 圓 ま ど か

市長提出議案の題目

- | | | |
|-----|-------|--|
| 議案第 | 4 号 | 平成 3 0 年度香美市一般会計予算 |
| 議案第 | 5 号 | 平成 3 0 年度香美市簡易水道事業特別会計予算 |
| 議案第 | 6 号 | 平成 3 0 年度香美市公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第 | 7 号 | 平成 3 0 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第 | 8 号 | 平成 3 0 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第 | 9 号 | 平成 3 0 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 議案第 | 1 0 号 | 平成 3 0 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算 |
| 議案第 | 1 1 号 | 平成 3 0 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算 |
| 議案第 | 1 2 号 | 平成 3 0 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 | 1 3 号 | 平成 3 0 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算 |
| 議案第 | 1 4 号 | 平成 3 0 年度香美市水道事業会計予算 |
| 議案第 | 1 5 号 | 平成 3 0 年度香美市工業用水道事業会計予算 |
| 議案第 | 1 6 号 | 平成 2 9 年度香美市一般会計補正予算（第 1 1 号） |
| 議案第 | 1 7 号 | 平成 2 9 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 1 8 号 | 平成 2 9 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 | 1 9 号 | 平成 2 9 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 2 0 号 | 平成 2 9 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号） |
| 議案第 | 2 1 号 | 平成 2 9 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 2 2 号 | 香美市個人情報保護条例及び香美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 2 3 号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 2 4 号 | 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 2 5 号 | 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 2 6 号 | 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 2 7 号 | 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 2 8 号 | 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |

- 議案第 29号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37号 香美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 38号 香美市森林環境保全条例の制定について
- 議案第 39号 香美市住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 40号 財産の取得について
- 議案第 41号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 42号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 43号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 44号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 45号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 46号 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 47号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 48号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 49号 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第 50号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 51号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 52号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 53号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 54号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 55号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 56号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 57号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 議案第 58号 奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について
- 議案第 59号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について

議案第 60号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について

議案第 61号 財産の処分についての議決の一部変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成30年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成30年2月26日(月) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告

3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告

4. 「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長の報告

5. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 7号 損害賠償の額の決定及び和解について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 4号 平成30年度香美市一般会計予算

日程第5 議案第 5号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第 6号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第 7号 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算

日程第8 議案第 8号 平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

日程第9 議案第 9号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定) 予
算

日程第10 議案第 10号 平成30年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定) 予
算

日程第11 議案第 11号 平成30年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業
勘定) 予算

日程第12 議案第 12号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第13 議案第 13号 平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計
予算

日程第14 議案第 14号 平成30年度香美市水道事業会計予算

日程第15 議案第 15号 平成30年度香美市工業用水道事業会計予算

日程第16	議案第	16号	平成29年度香美市一般会計補正予算（第11号）
日程第17	議案第	17号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第	18号	平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第	19号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
日程第20	議案第	20号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
日程第21	議案第	21号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第	22号	香美市個人情報保護条例及び香美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	23号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	24号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	25号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	26号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	27号	香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	28号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	29号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	30号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	31号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第	32号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第	33号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第	34号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第	35号	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第36	議案第	36号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第37	議案第	37号	香美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第38	議案第	38号	香美市森林環境保全条例の制定について
日程第39	議案第	39号	香美市住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第40	議案第	40号	財産の取得について
日程第41	議案第	41号	市有財産の無償貸付けについて
日程第42	議案第	42号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
日程第43	議案第	43号	平山木工所の指定管理者の指定について
日程第44	議案第	44号	香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
日程第45	議案第	45号	香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第46	議案第	46号	香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
日程第47	議案第	47号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第48	議案第	48号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
日程第49	議案第	49号	香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
日程第50	議案第	50号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
日程第51	議案第	51号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
日程第52	議案第	52号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
日程第53	議案第	53号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
日程第54	議案第	54号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
日程第55	議案第	55号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
日程第56	議案第	56号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
日程第57	議案第	57号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
日程第58	議案第	58号	奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について
日程第59	議案第	59号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
日程第60	議案第	60号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について
日程第61	議案第	61号	財産の処分についての議決の一部変更について

会議録署名議員

4番、山崎眞幹君、5番、森田雄介君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから平成30年第2回香美市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

風はまだまだ冷たいものの、日差しは一日一日ぬくもりを増してまいりました。三寒四温を繰り返しながら、春は間近までやってきております。

議員各位、執行部の皆さんには、年度末を控え何かと公務ご多忙の折、平成30年第2回定例会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、現在、国会におきまして平成30年度予算案が審議をされておりますが、平成30年度地方財政計画では、一般財源総額について、子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を計上することなどにより、前年度を上回る62.1兆円が確保されました。その中で公共施設等適正管理推進事業費については、長寿命化事業の対象拡充や新規事業としてユニバーサルデザイン化事業を追加し、0.5兆円が計上をされております。

また、平成30年度地方税制改正案におきましては、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において森林環境税、森林環境譲与税を創設することが明記されました。このことにより、間伐や人材育成、木材利用の促進や普及啓発等に関する費用が恒久的、安定的に確保されることになります。そのほか、地方消費税の清算基準の抜本的な見直しや償却資産に対する固定資産税の制度堅持等が明記をされているところでございます。

さて、本定例会に市長から提出をされている議案は、平成30年度香美市一般会計予算を初め議案58件でございます。議員各位におかれましては慎重審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

なお、今定例会から予算決算常任委員会での審査が行われますので、あわせてよろしくをお願いを申し上げます。

結びに、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私の挨拶といたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて4番、山崎眞幹君、5番、森田雄介君の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、2月21日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長からの報告を求めます。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君）

おはようございます。16番、比与森で

す。

本日招集されました平成30年第2回香美市議会定例会の運営につきまして、去る2月21日、議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議の予定表のとおり進めることに決定し、本日から3月16日までの19日間といたします。なお、会議が順調に進んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提案議案の提案理由の説明までとします。ただし、議案第61号、財産の処分についての議決の一部変更については、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し採決まで行います。

会期2日目の27日から会期7日目の3月4日までは、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期8日目の5日から会期10日目の7日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期11日の8日は、議案質疑の後、各議案は各常任委員会に付託となります。本会議散会后、予算決算常任委員会、予算決算総務分科会、総務常任委員会において議案審査となります。

会期12日目の9日は、午前9時より予算決算教育厚生分科会、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期13日目の10日から会期14日目の11日までは、休日及び議案精査のため休会といたします。

会期15日目の12日は、午前9時より予算決算産業建設分科会、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期16日目の13日から会期18日目の15日は、議案精査のため休会といたします。

会期19日目の最終日16日は、午前9時より予算決算常任委員会において議案審査、本会議において各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告ですが、会期2日目の27日火曜日午前10時までと決定しました。一般質問の通告内容であります、質問の要旨が十分にわかるよう具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願・陳情、発議については案件がありません。意見書案第1号から第4号までの意見書案につきましては、4件とも書式等整っておりますので、会派代表者会議において各会派が意見書

に対する調整を行い、提出者が署名を整えて、最終日に追加案件として提案することとなりました。

その他協議結果につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から３月１６日までの１９日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月１６日までの１９日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりです。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から地方自治法第１８０条の規定による専決処分事項について、報告第７号のとおり報告がありました。

次に、香美市私債権の管理に関する条例第１３条の規定による香美市の私債権放棄の報告について、報告書のとおり報告がありました。

その他の報告事項につきましては、お配りをしました議長報告書のとおりです。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長からの報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、爲近初男君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（爲近初男君） おはようございます。９番、爲近初男です。

昨年１２月議会以降、１月２２日に行財政改革推進特別委員会を開催しました。協議事項の審査の経過及び結果について順次報告いたします。

１点目、住宅新築資金等貸付金の困難案件の推移については、残債等一覧表の資料により、支払いなしの状況で、支払いが始まった４件と支払いなしの中で移動があった８件について説明がありました。

質疑では、県は未回収債権の条件を満たした債権に対し申請により補助金を４分の３出しているが、オーケーになったものの中には、相続人が勝手に売却した部分があったりして４分の３は無理な案件もあるということだが、平成２９年度の補助の見込み額に対して、補助金からカットされる分がこちらで計算できず、県からの連絡待ちになっていると答弁。全体的な金額がわかれば報告してほしいとの要望が出ました。成年後見人と話していくという案件において、成年後見人はどんな人かに対して、司法書士の方

ですと答弁。その方と具体的な話をしていく中で解決に向かうのかに対して、何らかの形で解決しなければならないと考えていると答弁。多重債務の方が連帯保証人におられるが、多重債務の解決のために消費生活相談の窓口等の紹介はしているのかに対して、もちろんやっていると答弁。残債が3億円余りあるが、10年ほどで回収できそうな金額はに対して、今のペースでいけば1億円はいけるのではと思う。ただ、債務者が亡くなったときに、相続人の状況であったり、そのときの担当がどう詰めていくかで変わると思う。不納欠損せざるを得ない案件については、早く処理すれば補助金を受け入れる方法も可能だと思ふと答弁がありました。

2点目、市営住宅使用料の債権放棄についてでは2件の提案がありました。

1件は、債務者には保証人は不在。少額納付しかできない状況にあり、現在生活保護を受給していることが判明したので、今後の債権回収は見込めないので債権放棄するとの報告がありました。

質疑では、私債権において、生活保護を受給していても納付の意向がある場合には納付を受け入れているが、市営住宅使用料以外の他の私債権との徴収の整合性がとれているのかに対して、ケース・バイ・ケースで対応している。生活保護受給者であっても納付の意思がある場合は受け入れるし、今回のケースでは生活保護を受給していること以外に傷病があり就労が困難な状況が確認できたので、資力の回復が見込めないとの判断をした。債権放棄を検討する場合、個々の状況を把握して判断しているとの答弁がありました。

3点目、課等の再編についてでは、産業振興課の現状について報告がありました。

総務班では、有害鳥獣対策で職員に大きな負担がかかっている。商工観光班では、広域観光の取り組み、龍河洞活性化事業、鍛冶屋の学校等、今後大きな転換期を迎えるため、体制強化の必要性などの説明がありました。

質疑では、課の再編についての課長の考えはに対し、各班に優秀な人材がいるので業務は推進されているが、今後の商工観光部門を考えたとき、特化した課によって事業を進めていければと考える。県内11市の中で農林・商工・観光が一緒なのは本市だけであると答弁。課の再編において班はどうなるのかに対して、商工観光班が課となり、そして農林課になる予定で、その中に農政班と林政班の形を考えていて、総務班は農林課の中に残すように考えていますと答弁がありました。

次に、環境上下水道課への聞き取りにおいて、統合して1年が経過した中でスタッフ不足により厳しい状況が続いており、住民サービスの低下に対しての懸念を持っているとのことでした。本委員会として、課等の再編のテーマとして取り上げていくのか、今後の検討の課題としました。

4点目、べふ峡温泉の指定管理状況についてでは、3年間で5,700万円の指定管理料において、今年4月1日から3年間も同額としたが、宿泊施設に大きな被害が出て営業ができず、資金繰りを考え初年度に前倒しでの支出を可能とした。改修工事は8月

下旬着工、完了は半年後ぐらいになる。観光協会は毎年300万円ほどの赤字が出ているとの説明がありました。

質疑では、温泉の経営状況に対し、来年度の運転資金が厳しくなるので心配していると答弁。観光協会の赤字の部分を温泉から充てるという仕組みは見直すべきと考える。温泉での黒字の内容はに対して、従業員の給料の圧縮等があると答弁。今後の改修計画はに対し、保険の関係もあり、原状復帰と改修の二通りの設計になる。改修は現場の意見も取り入れ、ちょっと変わったと思われるように予算の範囲内でやっていきたいと答弁がありました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、報告をいたします。

定住人口増加促進特別委員会では、1月29日と2月7日に、委員会の取りまとめと提言についてを議題とし委員会を開催しましたので、その経過等について報告をさせていただきます。

1月29日には、前2回の委員会報告書に倣って取りまとめたたたき台をもとに協議を行いました。そして2月7日には、前回の協議をもとに修正をした案の再度協議を行い、報告書を完成させました。報告書は3月6日委員会で最終の調整を行い、本議会最終日に皆様のお手元にお配りをいたしますので、後ほど詳しくごらんをいただくとしまして、報告書の総括以下を朗読して委員長報告としたいと思います。

総括

今期は、前期委員会の総括を受け、本市ならではの取り組みに軸足を置いた活動を中心に行った。

広域都市計画の今後については、高知広域都市計画区域マスタープラン改定に伴う香美市都市計画マスタープランの改定時の検討・協議に委ねることとなる。

また、「香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のアクションプランとして取りまとめられた「香美市移住定住促進アクションプラン」をはじめとする移住・定住に関連する政策・施策については、収集期・策定期を過ぎて推進期にあり、今後においても着実な推進が望まれる。

いうまでもないが、移住定住は、本特別委員会が調査研究等を行った案件の進捗のみで実現するものではない。

移住定住を選択する理由や条件は、本市のあらゆる政策・施策の結果である生活環境全般に関わっている。

これらのことから、今後の進捗等の調査研究等については、特別委員会ではなく、常任委員会での調査研究に移行すべき事案であると考ええる。

なお、指定管理業務である香美市移住定住交流センター業務については、他の指定管理業務と同様に、議員協議会等での定期的な聞き取りの機会を設ける等の対応が必須となる（後日「なお、委託業務である香美市移住定住交流センター業務については、議員協議会等での定期的な聞き取りの機会を設ける等の対応が望まれる。」と訂正あり）。

終わりに、定住人口増加促進特別委員会は、都合３期にわたって活動したが、一定の役割を果たしたと考えられることから、今期をもって特別委員会としての活動を終了する。

なお、今期活動の詳細については添付資料の委員長報告等を参照されたい。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、「協働」・「参画」調査研究特別委員会の協議の推移・進捗状況等について報告を求めます。「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長（山崎眞幹君） 「協働」・「参画」調査研究特別委員会では、１月２２日に委員会を開催しましたので、その経過等について報告をさせていただきます。

委員会では、１１月９日の協議で再協議事項とされた点を中心に委員会、執行部それぞれが再検討を行い持ち寄った香美市協働のまちづくり条例（案）、香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）について、委員会案と執行部案とを対比させながら協議を進めました。

なお、施行規則（案）については、１月２２日以降に細かい修正を加えた点がありますことをお断りしておきます。

最初に、条例（案）については、まず文中の「市民」と「住民」の混在については、「市民」に統一することとしました。

第８条、議会の役割については、「議会は、市民等の参画する協働のまちづくりが、第３条の基本理念に沿って進められているのかを調査し、監視しなければならない。」という委員会案と、「議会は、市民等の参画する協働のまちづくりを推進するよう協力しなければならない。」という執行部案について協議をしましたが、協議が調わず、一旦両案を併記しておき、市民の参画した協議等での議論に委ねることとしました。

第１０条、必要な組織又は機関の設置については、「することができる」という執行部案ではなく、「しなければならない」という委員会案を用いることとしました。

第１１条の協働推進計画については、「しなければならない」という委員会案と「するよう努めるものとする」という執行部案について協議をした結果、「するものとする

る」とすることといたしました。

次に、施行規則（案）では、第3条、参画の方法等を規定した制度の「（2）政策・施策 市が政策又は施策を策定する過程に参画を促進するしくみで、次に掲げるもの」の「アは、アンケート調査ではなく意見交換型世論調査とすること」としました。

同じく、イのパブリック・コメント手続制度の説明は、「市が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、市民の意見を広く募集し、これらに反映する制度」とし、制度ができ上がった段階で、文頭に条例もしくは要綱に基づきという文章を書き加えることとしました。

また、第3条、「（3）政策・施策実施 市が実施する事業に住民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの」のオの「市民等提案型事業委託制度」は、現在本市にはこれに該当すると思われる制度がないため削除することとしました。

第4条、必要な組織又は機関の設置、第1項の「次の各号に規定するものとする。」は、「次の各号に掲げるものとする。」といたしました。同条（2）の自治会長会は削除することとしました。

また、第3条第3項の「第1項各号に掲げる制度の運用等に関し必要な事項は、他の条例、規則その他の規程に別段の定めがある場合を除き、市長が計画的に定めるものとする。」と、第4条第2項の「前項に規定する組織又は機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。」は、その他の必要事項の策定を市長に委任する旨を規定した類似の条例であり、第5条、委任の「この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」に一本化することとし、前2つは削除をいたしました。

以上でそれぞれの案についての協議を終了し、これらの案の今後の取り扱いについて協議をいたしました。

委員会からは、これらの成案について庁議等でごらんをいただきまして、協働のまちづくりをどのように進めていくのかについて検討を進めていただきたい。また、まちづくり委員会でもこれらに対する感想、意見等をいただき、協働のまちづくりの推進に向けた取り組みを行ってほしいとの要望を行いました。

最後に、委員会の今後については、市が実施する事業に住民の参画を促進する仕組みであるパブリック・コメント審議会等に関し、調査研究等を行っていくことといたしました。

以上で「協働」・「参画」調査研究特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 「協働」・「参画」調査研究特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第4号、平成30年度香美市一般会計予算から日程第61、議案第6

1号、財産の処分についての議決の一部変更についてまで、以上58件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第4号から議案第61号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。平成30年第2回香美市議会定例会開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成30年第2回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多用のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、平素より地域福祉の充実など、香美市行政の充実、発展のために幅広くご協力いただいておりますこと、ご尽力いただいておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、日本人選手が連日活躍しました平昌オリンピックにつきましては、昨日閉幕となりました。日ごろなじみがなく、ルールもよくわからない競技でありましても、日本人選手が活躍するとなりますとついついテレビの前に行きたくなるものでありまして、私もはらはらしながら応援をいたしました。

オリンピックの競技と同時に活発な外交、国際的な駆け引きについても盛んにマスコミが報じましたが、いまいち判然としないという印象を拭い切れませんでした。スポーツの祭典によって国際交流が進むこと、友好関係が発展することは望むところでありますが、国においては、外交、防衛については国民の安全・安心のためにゆるがせにすることなく、しっかりと進めていきたいと強く思うところであります。

昨年、物部町、香北町にありました地元商店またスーパーマーケットが相次いで閉店となりまして、多くの方々が生活に困る状態、買い物困難地域となりました。市は県の補助制度の活用、また市の制度を充実いたしまして、既存の商店を支援をしまいいりました。制度を活用した土佐香美農協Aコープ香北が今月15日にリニューアルオープンをいたしました。生鮮食料品を初め地域の暮らしを支える品ぞろえがなされていると、来店の方々からも一様に好評で、安心の声が聞かれました。同時に移動販売車も新しくなりまして、物部町などの小集落にも入ることとなっております。

しかしながら、まだまだ買い物につきましては、困難な状況、深刻な状況に変わりありませんので、市議会の皆様方のご意見もしっかりといただきながら、引き続き施策の充実に努めてまいり所存でありますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、各課の関連の行政報告をさせていただきます。

まず初めに、定住推進課でございます。

1、集落活動センター事業について、新改北部地区において、地域住民の負担を軽減して地域活動の継続を目指そうと、平成29年12月に実施された平山地区、東川地区、曾我部川地区、大法寺北地区の4地区の地区総会で、集落活動センターの設立についての賛同を受け、集落活動センターの設置に向けた準備を行っております。現在、平成30年4月の開所を目指し、準備会を重ねております。

2、ふるさと納税について、1月31日現在で寄附件数1万6,355件、寄附金額1億8,949万7,000円となっております。12月からの返礼品割合を3割以下に見直しを行いました。現在、28業者で163品の返礼品であり、今後も返礼品の充実及び返礼品登録事業者の新規開拓に力を入れていきます。

次に、防災対策課。

1、防災行政無線デジタルシステム（同報系）整備工事について、土佐山田町地区で施工中の同報系防災行政無線デジタル整備は、現在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域の各世帯に、戸別受信機の取り付けを行っております。地区内51カ所の屋外スピーカーとあわせて、4月から運用開始の予定です。

2、ヘリポートの整備について、香北町猪野々地区に建設予定のヘリポートは、工事用地の取得に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため、平成30年度に繰り越して事業の完成を図ります。

次に、建設課でございます。

1、工事関係について、本年度、がけくずれ住家防災対策事業で要望のあった6件のうち4件は事業が完了し、残り2件は年度内完成に向け現在施工中です。豪雨等による農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業について、66件災害があり、国の査定を終え、早期完成に向け事業の実施をしています。また、一般単独災害及び小災害について、農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業は75件あり、12月までに国、財務事務所等の現地等確認は完了しており、早期完成に向け事業を実施しています。

2、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線について、繰越分も含め計画道路整備について3月末までに完了予定です。また、JR踏切拡幅工事に支障となる用地買収等については、関係者のご協力により契約を終え、一部繰越事業となりますが、移転等の準備を進めています。

3、地籍調査について、本年度計画地区のうち、香北町、土佐山田町の初年度事業は2月末に、物部町の初年度事業と物部町、香北町、土佐山田町の2年目事業は3月末に完了となります。

4、県営工事について、国道195号は、楠目・佐野工区に県土木が地域に出向き詳細説明を行い、あわせて両工区とも用地等買収を行っており、市と連携し事業を進めております。また、大桁橋かけかえ工事では、現在、上部工の製作を行っております。今後も県道などの他路線についても地域との連絡を密として、事業のスムーズな進捗に向け事業を進めていきます。

次に、環境上下水道課。

1、水道管の凍結について、2月6日から9日にかけて、寒波の影響で給水管の破損や漏水による配水量の異常増が発生し、漏水調査とあわせて防災無線や広報車を通じて、節水及び漏水の対応について呼びかけを行いました。幸いに大規模な断水は発生しませんでした。13日までに凍結に関する問い合わせが8件、漏水の申し出が39件あり

ました。

次に、産業振興課。

1、鳥獣対策事業について、香美市猟友会の皆様にご協力をいただき実施している有害鳥獣捕獲数は、1月31日時点で鹿1,408頭、イノシシ383頭、猿33頭等となっています。3月には、白髪山付近で2回の捕獲作業を予定しており、一層の捕獲を期待するところです。

2、農政について、農道や水路等の農業用施設の維持については、農業者のみの活動によって維持していくことが困難であるため、農業者と地域住民との共同による活動に対して交付金を交付する多面的機能支払交付金の活用を推進しています。8月に香美市管内全体に対する説明会を開催し、その後、制度に関心のある地域に対して個別に説明会を開催し、制度への取り組みの推進を行っています。平成29年度現在、香美市管内の16地区で取り組みが進んでいますが、推進活動の結果、平成30年度には新たに9地区が取り組む意向です。農業用施設の維持管理の問題は大きな課題であり、本事業の活動を積極的に推進して、この課題解決に向けた支援を行っていきたいと考えています。

3、木材住宅支援事業について、木材住宅支援事業は、2月8日時点で22件の申請があり、補助金合計額は2,281万3,000円です。さらに2件の申請が見込まれ、平成29年度の補助金合計は2,541万3,000円となる予定です。

次に、農業委員会。

1、農地法等による申請について、平成29年中に審査した件数は、売買申請73件、転用申請42件、貸借申請167件、非農地申請30件となっています。

次に、教育振興課でございます。

1、姉妹都市交流事業について、姉妹都市積丹町との友好交流関係の発展を図るため、1月11日から14日まで、積丹町の児童5名と西川課長、教職員3名が香美市を訪れました。香美市では、染物体験や龍河洞探検、山田小学校との交流などを行い、思い出に残る貴重な体験ができました。また、2月1日から4日まで、香美市の児童10名と引率者3名が積丹町を訪問しました。今年は初めての冬の交流で、子どもたちはスキー体験や雪合戦で冬の北海道を堪能しました。民泊先の児童とも仲よくなり、積丹町を発発するときには別れを惜しむ姿が見られました。今後もこのつながりを続けてまいります。

次に、生涯学習振興課。

1、成人式について、成人式を1月3日に、高知工科大学の講堂において開催しました。今年の新成人の対象者は239名で、式典には142名の方が出席しました。

2、第6回香美市体育文化奨励賞表彰について、2月12日に国体・全国大会や四国大会の体育分野において、すぐれた成績を上げた5名と1団体を表彰しました。表を掲げておりますのでご参照ください。

次に、消防課。

1、平成29年の火災、救急及び救助出動件数等について、去年は火災件数11件、

損害額 1,302 万 7,000 円、救急出動件数 1,668 件、救助出動件数 21 件となっており、救急出動件数は過去最多となっております。詳しく表に掲げておりますのでご参照ください。

さて、日本経済について、政府はアベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復基調にあるとしています。また、昨年 12 月の「平成 30 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」の政策効果も相まって、雇用・所得環境が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれると、実質 GDP 成長率を 1.8 % 程度と予測しております。

一方、地方財政については、昨年度に引き続き通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分については、地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について平成 29 年度を 356 億円上回る額を確保することとしています。

こうした国の経済動向や地方財政措置のもと、平成 30 年度予算も限られた財源の中で国や県の補助事業を有効に活用しながら、住宅耐震化促進事業や防災行政無線デジタルシステム整備等の防災対策関連事業、都市計画道路新町西町線新設改良事業、集落活動センター建設事業、小中学校の教育環境整備や学力向上対策等の教育の充実に係る事業、地域に根差した産業の育成、少子・高齢化対策を含めた地域福祉施策の充実を重要政策として、本市の将来都市像である「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう進化する自然共生文化都市・香美市」の実現を目指して取り組んでいきます。

平成 30 年度の歳入・歳出予算総額は 197 億 5,100 万円で、前年度 185 億 1,400 万円と比べて 12 億 3,700 万円、6.7 % の増となっています。

歳入では、市税で市民税が前年度比 6.3 % 増、固定資産税が前年度比 10.9 % 増、軽自動車税が前年度比 9.6 % 増、たばこ税が前年度比 9.6 % 減、入湯税が前年度比 40 % 減等により、総額で 26 億 6,960 万 2,000 円、地方揮発油譲与税は前年度比 3.4 % の減、自動車重量譲与税は前年度比 5.1 % の減、利子割交付金は前年度比 19.5 % の増、配当割交付金は前年度比 15.2 % の増、株式等譲渡所得割交付金は前年度比 110.7 % の増、地方消費税交付金は前年度比 1.5 % の増、自動車取得税交付金は前年度比 47.8 % の増、地方特例交付金は前年度比 23.0 % の増となっています。また、普通交付税は 60 億 1,700 万円を計上しています。

繰入金については、歳入不足を補うため財政調整基金繰入金 15 億 9,136 万 3,000 円を計上し、施設等整備基金の繰り入れや防災対策基金繰り入れなど基金繰入金の総額が 20 億 3,282 万 9,000 円となっています。

市債については、交付税の振りかえ財源としての臨時財政対策債が 4 億 2,198 万 1,000 円となっており、都市計画整備事業、まちづくり事業、消防防災施設整備事業等に伴う合併特例債 4 億 4,570 万円、体育施設整備事業及び消防防災施設整備事

業に係る緊急防災減災事業債４億１，３３０万円、義務教育施設整備事業や道路新設改良事業、林道整備事業に伴う過疎対策事業債６億８，１７０万円、過疎対策事業債１億４，４５０万円等により、総額で２２億１，４５８万１，０００円となっています。

歳出では、性質別に大別すると義務的経費が７８億９，３３１万１，０００円、投資的経費が３４億９，０９８万７，０００円、その他の経費８３億６，６７０万２，０００円となっています。また、総予算に占める割合は義務的経費が３９．９％、投資的経費が１７．６％、その他経費が４２．５％となっております。

以上、平成３０年度一般会計予算案の説明を終わります。

続きまして、今期定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

まず報告第７号は、専決処分事項の報告であり、損害賠償の額の決定及び和解です。

議案第４号は、平成３０年度香美市一般会計予算です。

議案第５号は、平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計予算です。

議案第６号は、平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計予算です。

議案第７号は、平成３０年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算です。

議案第８号は、平成３０年度香美市農業集落排水事業特別会計予算です。

議案第９号は、平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第１０号は、平成３０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第１１号は、平成３０年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第１２号は、平成３０年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第１３号は、平成３０年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算です。

議案第１４号は、平成３０年度香美市水道事業会計予算です。

議案第１５号は、平成３０年度香美市工業用水事業会計予算です。

議案第１６号は、平成２９年度香美市一般会計補正予算（第１１号）です。

議案第１７号は、平成２９年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）です。

議案第１８号は、平成２９年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）です。

議案第１９号は、平成２９年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）です。

議案第２０号は、平成２９年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）です。

議案第２１号は、平成２９年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）です。

議案第２２号は、香美市個人情報保護条例及び香美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２３号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２４号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２５号は、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２６号は、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２７号は、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２８号は、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第２９号は、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第３０号は、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第３１号は、香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第３２号は、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第３３号は、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第３４号は、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第３５号は、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第３６号は、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第３７号は、香美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定です。

議案第３８号は、香美市森林環境保全条例の制定です。

議案第３９号は、香美市住宅の設置及び管理に関する条例の制定です。

議案第４０号は、財産の取得です。

議案第４１号は、市有財産の無償貸付けです。

議案第４２号は、香美市地域交流施設の指定管理者の指定です。

議案第４３号は、平山木工所の指定管理者の指定です。

議案第４４号は、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定です。

議案第４５号は、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定です。

議案第４６号は、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定です。

議案第４７号は、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定です。

議案第４８号は、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定です。

議案第４９号は、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定です。

議案第５０号は、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 5 1 号は、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 5 2 号は、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 5 3 号は、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 5 4 号は、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 5 5 号は、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 5 6 号は、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定です。

議案第 5 7 号は、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定です。

議案第 5 8 号は、奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定です。

議案第 5 9 号は、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定です。

議案第 6 0 号は、大井平体験実習館の指定管理者の指定です。

議案第 6 1 号は、財産の処分についての議決の一部変更です。

以上、平成 3 0 年度香美市一般会計予算など、報告 1 件、議案 5 8 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、議案細部説明書をご参照くださいますようお願いをいたします。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第 7 号、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についての質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はございませんか。

1 7 番、依光美代子さん。

○1 7 番（依光美代子君） 少しお尋ねをいたします。

ほんとに近年こう事故が多いということで、前回も少し発言をしたんですが、こういった事故が起こった後、事故が起こったことはもうやむを得んけど、引き続きこう続かないように皆さんが情報を共有し、再度起こさないようにということがとても大事になるかと思います。先般の議会でも聞きましたが、その担当課では、今後ないようにということで職員に情報共有して徹底してるというお話でございましたが、こういう事故が起こったときに課長会として全体へおろして、今回事故があったと、みんなも気をつけようではないかというような引き締めのそういった話はやってるのでしょうか。もしくはその担当課だけなんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 当然、事故が起きた場合、課長会等で報告しております。

なお、公用車を管理している立場の課としまして、事故が起こり、相手方及び公用車に損害を与えることは大変遺憾なことと考えております。安全管理者であります総務課長と今後協議しまして、職員に講習等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がございましたが、議案第61号につきましては、本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

これから、日程第61、議案第61号、財産の処分についての議決の一部変更についてを議題とします。

まず、本案について、執行部から提案理由の補足説明を求めます。建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） おはようございます。説明させていただきます。

議案第61号、財産の処分についての議決の一部変更について

平成30年2月7日に議会の議決を経た「財産の処分について」（平成30年議案第3号）の一部を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年香美市条例第58号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

2 面積「18,115.07㎡」を「18,116.00㎡」に改める。

3 契約金額「金87,274,415円」を「金87,288,551円」に改める。

平成30年2月26日提出、香美市長 法光院晶一

内容につきまして、細部説明書によりますが、追加でちょっと説明をさせていただきます。

臨時議会におきまして、国道195号の山田バイパス分の道路用地の売却について、議会の承認を受けました。その後、売り先であります高知県土木事務所のほうと打ち合わせ、登記等事務を行っておりましたが、面積の端数処理の関係で0.9平米ほどの差が生じ、契約金額におきまして一部用地代金がふえることとなりました。

（14番、大岸眞弓君、自席から「もうちょっと大きい声でお願いします」と発言する）

○建設課長（井上雅之君） 登記作業等の中で、用地のほうの端数処理の関係で0.9平米ほど、金額にしまして1万円ちょっとの違いが生じました。県のほうから言われた面積・金額につきましてそのまま契約という形をとっておりましたが、私どものチェックも抜かっておったということでもあります。今後気をつけて実施したいと思います。申しわけありませんでした。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

詳しく説明いただきました。まあ面積で0.93平米か、それと約1万4,000円という金額であります。

ちょっと聞きたいのは、議案第16号には、この約1万4,000円という金額が、土地売り払い収入のプラスとしては出てませんのでね。この金額の処理はどうなっていくのかということを確認しておきます。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

今回ちょっと緊急で、追加という形で出させていただきました。それで改めて契約をし、登記事務が完了後、県のほうからお金が入という形で入ってくるようになります。一応、予算上で約1万4,000円余分に入ってくるような形、一遍受け入れて、専決処分にて約1万4,000円の増をし決算という形、決算報告という形をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

議案第3号は臨時議会で急ぐということで上程されて、今回そのような経過があつてということで、これ年度内に処理するということの判断でよろしいのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 3月末までの処理という形で今進んでおりますし、受け入れ状況という形の中で、県のほうとも確認がとれて必ずするという形になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は3月5日午前9時に開きます。

本日はこれで散会をいたします。

(午前 10 時 08 分 散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 3 0 年 3 月 5 日 月曜日

平成30年第2回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成30年2月26日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月5日月曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	石 川 彰 宏
8 番	島 岡 信 彦	1 9 番	山 本 芳 男
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	小 松 紀 夫
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
副 市 長	今 田 博 明	福祉事務所長	佐 竹 教 人
総 務 課 長	山 中 俊 明	産業振興課長	西 本 恭 久
企画財政課長	川 田 学	建設課長	井 上 雅 之
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	環境上下水道課長	安 井 幸 一
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課庶務班長	和 田 雅 充
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防災対策課長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市民保険課長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸
税務収納課長	秋 月 建 樹		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教育振興課長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長 山 崎 泰 広

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 猪 野 高 廣

議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 3 0 年 第 2 回 香 美 市 議 会 定 例 会 議 事 日 程

(会期第 8 日 目 日 程 第 2 号)

平成 3 0 年 3 月 5 日 (月) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- | | | |
|---|-------|-----------|
| ① | 7 番 | 村 田 珠 美 |
| ② | 1 2 番 | 山 崎 晃 子 |
| ③ | 3 番 | 利 根 健 二 |
| ④ | 1 6 番 | 比 与 森 光 俊 |
| ⑤ | 1 7 番 | 依 光 美 代 子 |
| ⑥ | 5 番 | 森 田 雄 介 |
| ⑦ | 1 5 番 | 織 田 秀 幸 |
| ⑧ | 6 番 | 濱 田 百 合 子 |
| ⑨ | 1 3 番 | 山 崎 龍 太 郎 |
| ⑩ | 1 4 番 | 大 岸 眞 弓 |
| ⑪ | 1 1 番 | 門 脇 二 三 夫 |
| ⑫ | 9 番 | 爲 近 初 男 |
| ⑬ | 4 番 | 山 崎 眞 幹 |

会議録署名議員

4 番、山崎眞幹君、5 番、森田雄介君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） おはようございます。7番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

1つ目の質問です。楠目城跡について。

かすかに残る痕跡を探し出した喜びや、想像を膨らませて戦国時代の人々に思いを寄せ、山城の秘密を解き明かすなど、さまざまな感動を味わうこともできる山城トレッキングが今ブームだそうです。そのような山城が香美市に楠目城跡として残されております。

楠目城は、高知県内屈指の大規模な中世山城です。香美市指定史跡であり、形態は山城です。城主は山田氏で、居城として知られております。城跡は、標高122.3メートルで築城年代は定かではなく、現在残る遺構は戦国時代のものと言われております。

山田氏は、後に土佐の七守護の1人に数えられるほどの勢力を持ったそうです。その後、領内統治が不安定になり、岡豊城主、長宗我部国親に攻められ落城しました。

現在、城跡には、土塁や堀切などの遺構が良好な形で残っています。最大の見どころは巨大な空堀や堀切だそうです。周辺の曲輪なども良好に残り、二ノ段周辺をめぐる土塁など、見どころがたくさんあるようです。楠目城は、専門の先生方によりますと、大変価値がある城跡だそうです。これは香美市の宝ではないでしょうか。

このままにしておくのは、本当にもったいないと思います。ネットの書き込みにも、これほど良好な遺構が残っている中世山城は、ぜひとも手を入れてほしいというものもありました。

「楠目城跡は、土佐七守護と言われた一人で、香美郡中北部に勢力を誇った山田氏の居城として著名であり、高知県内の中世城跡の中でも有数の規模を持つ城跡の一つです。城跡からの眺望は高知平野を一望に収め、また、南は太平洋を遠望出来得る絶好の場所に立地しています。」との書き出しで、平成14年6月に当時の教育長が序文を記された「楠目城跡（山田城跡）山田氏関連遺跡確認調査報告書」を土佐山田町教育委員会がたくさんの方々の協力を得て作成をしています。現状と今後の課題について、以下質問をさせていただきます。

まず、①です。

平成29年度の当初予算で、楠目城跡縄張図作成事業（謝金）として5万円を計上し

ています。細部説明書によりますと、「平成２８年度に楠目城跡の測量を実施し、そのデータに基づく作図を行う。現在使用している楠目城跡の縄張図は１９８４年より前に作成されており、今回、見直しと共に今後の活用計画の基礎資料とするため作成する。」とありました。これまでの経緯をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） おはようございます。村田議員のご質問にお答えします。

香美市の楠目城跡確認調査報告書や高知県内の山城を紹介する冊子に掲載されている楠目城跡の縄張図につきましては、作成当時から現在に至るまでの地形の変化や当時の調査では確認できなかった部分があることから、平成２８年度に現地踏査、調査測量を行い、平成２９年６月に新たに縄張図が完成したところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ７番、村田珠美さん。

○７番（村田珠美君） 縄張図が昨年の６月に完成をしたということですが、以前との違いはありますでしょうか。それと同時に、事前に登城するとき等はその資料は誰でもが入手できるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

新たに発見されましたものは、竪堀、堀ですが６カ所、それと第二次世界大戦時のごんごうが発見されております。また、新たな縄張図は公開用の資料としては作成していませんので、担当職員等と協議し、誰もが入手できるように作成しまして、市役所、香美市観光協会、各支所、図書館等に配置したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ７番、村田珠美さん。

○７番（村田珠美君） 貴重な資料でございますので、ぜひそのようにお願いをいたします。

続きまして、②の質問へ行きます。写真を見ていただきながらの質問とさせていただきます。

楠目城跡の看板の道案内がわかりにくいとの声を聞きます。「楠目城跡 鏡野中学校東へ３００メートル」と書かれている案内板が、中学校下の香美市市民グラウンドの南のあけぼの街道信号交差点にございます。こちら（スクリーンを示しながら説明）の楠目城跡というのがそうでございます。位置的には、ここが新しくできた信号がついてるところなんです、そこの部分の左っかわにございます（スクリーンを示しながら説明）。

この鏡野中学校上り口の右側にある道路（スクリーンを示しながら説明）ですが、「鏡野中学校東へ３００メートル」と書かれてた看板から、どこから入っていったらい

いのか全くわからなくて、土地勘がある方でないとわからないというふうに思いました。その道を東へ進んでまいりますと、中学校の上り口の向かって右側になりますが、この道を入っていくということになります。そうすると、ちょっとわかりにくいんですけども、住宅のほうに入ってまいります（スクリーンを示しながら説明）。この石垣のすぐ左っかわに左へ入る道があるんですけども、これが山のほうに入っていく道なんです。それを入りますと、こういったような風景（スクリーンを示しながら説明）が出てきます。

正面に日本建築の大きなおうちがございまして、そのすぐ右っかわを小さい路地が通っております。そこを入っていきますと、こういった看板（スクリーンを示しながら説明）っていうんですか、案内板が出てまいります。この道をずんずん上っていけば到達するんですけども、また、もう1カ所、中学校の坂をずっと上ってまいりますと、ごみの収集場所のところへ行くんですが、その上り口の民家のあるところに杉の木がございまして、そのところにこういう角柱（スクリーンを示しながら説明）が立っております。

この角柱の文字が大変見づらく消えかかっておりまして、四角柱にほとんど三面いろんなことを書いてございました。これは、昭和61年3月に土佐山田町教育委員会と明記されておりました。そのころに立てたものだと思うんですが、もうかなり前のものでございます。この角柱には、200メートル入るというふうなことも書いてございました。その角柱の横に倉庫がございまして（スクリーンを示しながら説明）、そこを少し上りますと、こういった（スクリーンを示しながら説明）民家の入り口のような道が見えてまいります。この道の民家の前を通らせていただいて（スクリーンを示しながら説明）、ここから山城のほうに入っていくわけでございます。

この辺にお住まいの方は、「見に来た人に何回も道を問われるけど、まあ私も行ったことないのでわかりません。遠くから来た方々に知らないし申しわけないです。わかりやすい親切な案内板（順路）があればよいと思います。」と話されておりました。何か入り口に案内板を立てることはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

楠目城跡の入り口に至るまでの案内看板等の設置状況につきましては、現地調査により配慮に欠けていることを確認しましたので、設置場所や順路等の整備に工夫を行い、訪れる方に対してわかりやすく適正な対応に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 早速に確認をしていただいたようで、ありがたいです。適切な対応を早期のうちに望みます。

角柱はまた新しいものを立てる計画等はございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 角柱も含めまして、看板の設置などについては再度現地踏査を行いまして、総合的に検討したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ぜひともそのようにお願いいたします。

また、国道195号の談議所の信号の手前には、「史跡山田堰」という看板があるんですが、ごらんになった方もいらっしゃると思います。そういった看板がかけられるように関係者との協議をされて、国道のほうに入り口の看板がありますと、またなお一層わかりやすくなると思いますので、今後検討をよろしくお願いいたします。

この山城は、敵の攻撃から城を守るためにさまざまな仕掛けがあります。ホームページには、「城跡内には案内板等もなく、雑木と竹やぶの真ただ中を歩いて、見落としがあった上、全体像がつかみにくかったのが残念です。」と書き込みがありました。その後、その方は、香美市役所より「長宗我部元親と土佐戦国の山城」という高知県立歴史民俗資料館監修のものを送っていただいたそうです。

また、別の書き込みには、「上のほうは雑木林で、下の登山口近くは竹やぶなので、竹が見えるほうに歩いていたら帰れました。」とあり、山に入ると迷子になりやすいところです。また、「少し登ると城山の林に入ります。城跡案内標示や縄張図などは一切ありませんので、事前に調査をしていかないと間違いなく迷いますよ。」と書いてありました。

写真のほうをごらんください。こういった風景（スクリーンを示しながら説明）が山の中に入りますと見えてまいります。これなんかも城跡になっています。林が大きくなりよくは見えませんが、晴天の日なんかは、山頂に行けば土佐湾や高知平野が望めるというふうなところです。

今回、質問をさせていただくに当たりまして、私も数人で下見に参りました。入り口は以前一度行ったこともありましたが、山の中はスマホの航空写真で場所を確認し、城跡の写真をスマホで見て、やぶの中を上がったり下ったりしました。余り知識もなく行ったのでございますが、写真等、事前に資料等を持っていくとすごく勉強になるし、興味深いところでございます。

初めに写真で見ていただきましたが、角柱の立ったところから200メートル入ると、山に少し入りましたら、茶カ森というのが見えてまいります。そこを進むと二股になり、左右に道が分かれ、前にも小さい道があります。ここでどこの道に行くのかが全くわからないので立ち往生をしました。迷いそうになりましたが、小さい道を多分上のほうだろうと思ってどんどん進んでいきますと、それらしきものがあちらこちらに見えてまいりました。帰る段階になりまして、1人がちょっと道がわからなくなったっていうこともございました。

③の質問をさせていただきます。

ネットの書き込みによりますと、「山の中に入ると城域内に全く案内板も道標もなく、軽く迷子になる。」とありました。山自体が個人の所有地のところが多いそうですが、茶力森、虎口、空堀・土塁等、重要な財産が残っています。昨年の強風による倒木被害もごさいます。また、竹やぶが広がり、土塁なども老木によりだんだん破壊されています。貴重な宝と言える香美市の有形文化財を守ることは重要です。見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

城跡の区域内には、議員ご指摘のとおり、倒木や竹やぶの侵食が認められます。今後、貴重な有形文化財を後世に伝承していくためには、土地所有者のご理解と協力をいただきまして、雑木の除去、下草刈りや案内板等の整備に取り組むことは必要であると考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 関係者の方々のご理解がいただけましたら、規模も大きくすばらしい遺構が残る遺跡でございしますので、先ほども申しましたが、城跡内ですよね、そちらのほうに、ここが二ノ段、ここが土塁、大切堀、横堀などの案内板を立てることなどもぜひ検討していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

縄張図とリンクした案内板は必要であると思いますので、土地所有者の許可をいただければ、設置の方向で検討したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） ありがとうございます。縄張図のほうも検討していただけるということで、よろしくお願いいたします。

山城は400年以上前の遺構なので、風化し自然災害などにより失われていきます。この貴重な有形文化財を後世に残すため、また、より多くの方々に香美市の文化をより深めるためにも、市民が知り、郷土愛・観光につなげることができるとすばらしいと思います。

この楠目城跡のことを授業の中で子どもたちが学ぶことが重要ですし、こんな近くにある鏡野中学校の生徒が知らないというのは、ほんとに寂しいこととございします。中学生になると登りやすい山でもありますので、現地で説明を受けると興味が湧き、余り歴史に興味がなかった方も関心を持つことができるのではないのでしょうか。

そこで、④の質問をいたします。

市民の方々も名前は聞いたことがあるが、場所には行ったこともないし知らないという方が多いと思います。ホームページでも、「山田駅前の香美市いんふおめーしょんで

パンフレットがないか尋ねたら、楠目城（山田城）を知らなく、パンフレットどころか知名度もない。情報は得られませんでした。」と書き込みがあります。市民の中には、今のままではもったいない、何とか大切な財産を子どもたちの学習にも役立てることができるようにしてほしいという声も聞きます。香美市の学校で、楠目城跡の授業はどんな状態でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

パンフレット等の活用につきましては、高知県立歴史民俗資料館が作成した「長宗我部元親と土佐戦国の山城」と題した冊子がありまして、県下の有名な中世の城の中に楠目城跡が写真入りで紹介されています。この冊子を総合案内、香美市観光協会、支所、図書館等に配置し、情報提供を図りたいと考えております。

また、子どもたちの学習につきましては、地域の歴史を学び現地を訪れることは重要であり、文化財愛護と地域への愛着を育むことにもつながるため、市内の小中学校に呼びかけまして、出前講座や現地見学を行う機会を設けたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） その先ほどおっしゃった「長宗我部元親と土佐戦国の山城」の冊子もすごくよいと思います。できましたら、今後、香美市独自の楠目城跡のパンフレットも作成できるようでしたら、ぜひお願いをしたいと思います。

また、出前講座のほうもぜひお願いをいたします。せっかくのこの宝を、ほんとに鏡野中学校のすぐ目の前です。全く知らないというのではちょっと、ほんとにどうかなというふうに思いますので、今後取り組みのほうも強化していただけたらと思います。

そこで質問ですが、香美市いんふおめーしょんの方にも楠目城のことは、その後お伝えいただけましたでしょうか。

先ほど質問の中に、楠目城跡を知らないというふうなことがございましたので、楠目城跡がここにこういう形であるんですということをお話ししていただけたらと思いますが、いかがでしょう。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

独自のパンフレットにつきましても、看板等の整備計画とあわせて作成する方向で検討したいと思います。それができましたら、香美市いんふおめーしょんのほうにも持って行って、紹介していただけるようお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） わかりました。「長宗我部元親と土佐戦国の山城」の冊子をお持ちするときに、どこにあるというお話はしてくださると思いますので、はい。よろ

しくお願いをいたします。

それでは、⑤の質問に行きます。

今後、香美市の財産であるこの楠目城跡を、土地の所有者の方々や関係者、市民の方々の協力を得て、楠目城跡として生かしていくことは大切だと考えますが、今後の計画をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

城跡を有していることは、文化資源としての活用だけではなく、観光資源としても大きな財産であると考えております。そこで、今後の楠目城跡の保存と活用方法につきましては、文化財保護審議会に諮り、土地所有者や関係者等のご理解と協力をいただきながら、具体的な取り組みについて検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 今回いろいろと質問をさせていただきましたが、前向きな検討をしてくださるということで本当に感謝を申し上げます。貴重な市指定史跡の財産を風化させないように、香美市の具体的な取り組みを今後期待をしております。

それでは、2つ目の質問です。

観光大使の質問は、3月議会と6月議会で質問をさせていただきました。12月議会では、利根議員が3月議会と6月議会についての質問を確認等々してくださいましたので、その後の経過と振り返りも含めまして、今回も質問をさせていただきます。

本市には、現在、観光大使はおりません。3月議会の質問では、香美市合併10周年記念事業 三山ひろしコンサートの担当課でもありましたので、市民の方々の喜びを身近で見聞きし感じていただき、必要性を感じてくださった答弁だったと思います。また、コンサートに向けての担当課の方々は、本当に初めてのことですが、一生懸命に実施に向け頑張ってくださいました。本当にありがたかったです。そのことが市民の方々にも伝わり、大成功となったと思います。

当初より、私は市全体としての取り組みを思っていました。6月議会ではなかなか難しく、私の言っている観光大使の必要性をどのようにお話ししたらいいのか、そんなに観光大使を迎えることはこの香美市では難しいのかと、わからなくなったというところが正直なところでした。12月議会では、同僚議員の質問で、「物部川DMO協議会において観光大使のことはお話をしていないのか。」と質問に、「していません。」と答弁がございました。この答弁に、同僚議員と同じく私もほっといたしました。

観光大使とは、主に観光地や地域振興を目的として、対外的にみずからの地域を広報する者のことをいうとホームページには出ています。各地域により独自に観光大使設置要綱を定めているようです。

内容については、みやま市ふるさと観光大使設置要綱を見てみますと、設置・活動・

委嘱・任期・解職・報酬等・庶務・その他と８項目で作成をされています。みやま市はふるさとがついていますが、三山ひろしさんとは全くゆかりもなく、みやま市というだけで観光大使となり、全国的にも有名になりました。

お手元にお配りをさせていただいております資料で説明をさせていただきます。全てを読み上げますと時間がかかりますので、割愛をさせていただきながらご紹介をさせていただきます。

みやま市ふるさと観光大使設置要綱。設置のほうですが、これは平成２８年４月１日の一番新しく設置されたところを例に挙げさせていただきました。設置「第１条 みやま市の豊かな自然、歴史、文化、地域の特産品及び観光情報等を広く宣伝し、市の知名度及びイメージの向上を図ることを目的として、みやま市ふるさと観光大使を設置をする。」。活動といたしまして３項目ありますが、「本市の知名度及びイメージの向上のための宣伝活動」というふうなことが主になるのではないのでしょうか。あと、「イベント等に参加の協力」の依頼というのもございます。委嘱のほうは、さまざまな方に委嘱をしているということで、「本人の承諾を得て、市長が委嘱をする。」というものになっております。任期のほうは、「大使の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。」となっていますが、ほかのところもいろいろ見てみますと、１年だったり２年だったり５年だったり、あと、その会がなくなるまでとか、本人が希望するまでというふうに、その市によってさまざまになっております。この解職というのは、あるところとないところがございます。報酬等は、「大使の報酬は、無報酬とする。」となっております。あと、それ以外につきましては、それぞれ決めていることがあるようでございます。そして、庶務、第７条なんですけど、「大使に関する庶務は、商工観光課において処理する。」となっております。その他、「この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。」となっております。庶務の担当課のほうもいろんなところがあるようでございまして、それはその市で決めたらいいのではないかと考えております。

前回も多分これはご紹介したと思いますが、臼杵市観光大使設置要綱では、報償は無償、担当課はふるさと建設部産業観光課となっております。また、中津市のほうでは、企画観光部観光推進課となっております。こちらのほうは観光大使と特命観光大使が同じ要綱の中で決められております。

他市の要綱などを参考にされて、三山ひろしさんに観光大使になっていただき、香美市の大使をいち早く実現化させるべきではないでしょうか。

平成３０年度からは担当課の再編により新たな課が設置されます。平成３０年に向けて、どこの担当になるかもわかりませんが、今必要と思う観光大使の実現と香美市の未来発展に向けての思いを込めて、以下質問をさせていただきます。

①の質問です。

その後、観光大使について課内でどのような協議をされましたか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） おはようございます。村田議員の観光大使のご質問に対してお答えいたします。

1月17日に副市長、企画財政課、産業振興課、定住推進課、香北支所、物部支所で協議を行いました。そこでは、それぞれの課に所属する若い職員が自由な発想で議論してもらえるよう検討委員会を設けることを決め、その後5つの部署の職員に広報担当者を加え、現在まで2回実施しております。2月28日にはそれまでの議論の報告を受け、今後は要綱や選考基準を決めていくことが確認されました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 前回からすごく大きな進歩だと思います。協議を2回ほどされたというふうなことで、済みません。ちょっと聞き漏らしましたが、副市長さん、定住推進課、あと、物部と香北の支所ともう1人どなたでしたでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 企画財政課です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） もちろん産業振興課の課長もこれに入るわけでございますよね。

（産業振興課長、西本恭久君、自席にてうなずく）

○7番（村田珠美君） はい。今後、若い職員さんとともに、これは観光大使実行委員会というのではなくて、若い人から全体的ないろんな意見を聞くような、そういった会なんではないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

実行委員会ではございません。観光といいますか、香美市のPRに関連するであろう課の中から若い職員に自由な発想で、大使を含めPR方法について検討していただきたいということで、この部署からの若い職員を選んだところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 平成30年度からということで、よろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 1月17日に会議を開きまして、若手職員で検討会をすることを決定いたしまして、2月の28日までに2回実施しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 今年度はそうですが、次年度に向けても同じような形でそういった検討会をしていただければいいかと思って、質問をさせていただきました。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

人事異動もございますので、当面３月までということにしておりますが、結論が出ない場合は、当然４月以降も検討していただくことになると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ７番、村田珠美さん。

○７番（村田珠美君） どういった検討がされたかっていうふうな内容につきましては、また後ほどお尋ねをさせていただきます。

②の質問をさせていただきます。

現在のＰＲ方法の目玉としているものは何でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

現在、目玉というものはございませんが、観光協会とイベントに参加したり、観光パンフレットを作成し、イベント時は施設に配付するなどを行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ７番、村田珠美さん。

○７番（村田珠美君） 続けて、③の質問をいたします。

そういった方法もすごくいいと思うんですけども、それぞれの内容によって違うと思うんですが、ＰＲの効果はどの程度あったと担当課としては確信をされてますか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

観光は、休日の配置や天候などに大きく影響されることから、アンケートなどを実施いたしましても効果はわかりづらいのではないかと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ７番、村田珠美さん。

○７番（村田珠美君） 確かにアンケート等もとってれば、参加人数とかでも把握できるのではないかなと思ったりもしますが、中身っていうのがやはりイベント等は大事になってくると思いますので、手応えっていうのははっきりわからないというところだと思います。

同じ県内の中で、四万十市はいろんな面でもとてもＰＲが上手っていう話をよく聞きます。先進地へまだ行ってないようですので、④の質問をいたします。

先ほど検討委員会等も開かれたというふうなことですが、そういった中でも先進地への調査研究に行くというふうな計画はありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 報告を受けている内容からも、ネットによる情報収集や電話による調査研究で十分な対応ができていると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） まあネット、最近のネットはほんとにいろんなことが出ておりますので、情報等収集するにはすごくいいと思うんですが、やはり観光大使等になりますと、人と人とのコミュニケーションというのがすごく大事になってくると思いますので、そういったところで始める前にはどこか、まあ四万十市が一番近いので四万十市を挙げさせていただきましたが、そういった研修に行くというふうなことをされて研究されるということもいいのではないかなと思いますので、また、そういったご指導のほうもいただけたらと思います。

物部川DMO協議会では検討をまだしてないということで、前回、私も安心をいたしました。観光の広域は大きな効果があると思いますが、やはり香美市独自の観光大使のほうで香美市民の心に響くと思います。ネームバリューのある方をPR大使に任命するに当たり、失礼のないような役割を考えつかなかったと前回お話もされておりましたが、1人ではなかなか大変です。思いつかないこともありますので、今回そういった検討をしていただいたというふうなことでございますので、その会を大事にしつつ、また、それぞれの課を乗り越えた総合的な対策をしていただくような形をお願いします。有能な職員さんもたくさんおいでますし、そういった方をそういう会の中で育てていくということはほんとに重要なことだと思います。

4月から再編をされるということで、担当課を決めるということになると思うんですが、けれども、現在は観光が入っておりますので産業振興課になっておりますが、先ほどの会には市長は入ってなかったというふうなことで、協議を続けていってるというふうなことでございますが、前回のときに市長のほうも同僚議員の質問に対しまして、大変ありがたい提案だと思います。三山さんと会う機会をつくれたらお願いをしたい。応援をお願いしたいというふうな前向きなご答弁をいただいたと思います。

⑤の質問に入らせていただきます。

観光大使の部署を決め、早急に進めていくべきではないかと思います。4月以降、どんなふうな形になるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

4月からは、新しい課となる商工観光課が担当となる予定です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7 番、村田珠美さん。

○7 番（村田珠美君） 商工観光課ということで、はい。わかりました。

四万十市の観光大使は、三山ひろしさん、堀内佳さん、北海道出身の本谷美加子さんなど17名いらっしゃいます。それぞれがそれぞれの立ち位置で四万十市を応援しています。香美市も、もうずっと初めから申してましたが、三山さんだけでなくたくさんの

方に観光大使になっていただき、観光大使にも愛されるまちづくりをしてほしいと思います。

三山さんは、山田高校の出身ということはもう皆さんもご存じで、先日もテレビ番組で山田高校の校歌を歌っていたと同僚議員からも教えていただきました。卒業後、町内のガソリンスタンドで働き、そして、たくさんの香美市の方とお知り合いになったということです。三山さんを子どものように応援をされて、三山さんから「香美市のお母さん」と言われた方もいらっしゃいます。無償の愛で応援をされた方々が香美市にたくさんいます。

そして、ある方に応援をしていただき、背中を押され、自分の夢をかなえるために東京に行ったそうです。市場でも仕事をされたそうですが、なかなかきつい仕事のようにした。何の知り合いもなく歌手になるきっかけもないまま、もう帰ろうと思い、あるカラオケ喫茶のようなお店に入ったそうです。そのとき、手持ちのお金はほとんどなかったと聞きました。注文した食事をいただきながら、店主とお話をされたそうです。そこで、高知県から歌手になるために来たというお話をされると、そしたら、そのお店の方に「じゃあ、今歌ってみて」と言われ、歌ったことで少し道が開けました。そのお店の経営者の方が、三山さんがお歌が大変上手でしたので、そのお店でお仕事をさせていただくことになったそうです。そのお店はカラオケ喫茶のようなところだったと聞いております。また、経営者の方が演歌歌手の松前ひろ子さんだったそうです。松前ひろ子さんのご主人は、作曲家の中村典正さんとおっしゃいます。そのお店で働きながら、松前さんのステージの前座で歌わせていただき、練習をし、どんどん上手になったそうです。本当に大変な努力と苦勞をされたと聞きました。

また、物部町の公文寛伸さんから聞いたお話でございしますが、大栃の拓に祖父母のご自宅があり、子どものころ遊びに来ていて、塩の道の登り口近くにクリの木があるそうです。そのクリの実を拾って遊んでいたそうです。そのクリの木も、それからいうと30年以上になりますので、随分大きくなったとお聞きしました。

美空ひばりさんは大杉の杉の木ですが、三山さんは物部のクリの木としてPRができたらいねというふうにおっしゃる方もいます。このお話は公文さんがしてくださったんですけれども、いろんなところにこう三山さんとのかかわりもありますので、香美市に来てもらいたいと話をしてくれました。

三山さんはご当地の歌が大変多く親しみを感じます。今年は「いごっそ魂」に力を入れているということをご存じだと思います。香美市のために三山さんに歌を歌ってほしくて、「塩の道」の歌をつくられたそうです。その歌を公文寛伸さんが三山さんに歌ってもらいたいと贈ったそうでございしますが、まだ今のところお返事が来ていないと話されておりました。香美市を全国へPRしたい、観光大使にぜひともなっていただきたいとお話をしてくださいました。

子どもたちにも今は大変なことが多いけれど、一生懸命夢を諦めないで頑張った人が、

こんな身近にいることを教えてあげたいと思います。苦勞して苦勞して自分の夢をかなえることができた、こんなすてきな三山さんです。香美市の観光大使にふさわしいと思います。

ここで市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 観光大使についてのご質問にお答えをしたいと思います。

観光大使につきましては、前の答弁でも申し上げましたように大変期待をいたしておいて、今検討をしていただいておりますところでございます。観光大使という名前で観光に特化しただけの活躍ではなくて、幅広くまちづくりにもぜひ貢献をしていただきたいなというふうに思っております、今それぞれ関係する課が協議をいたしておりますけれども、もしなつていただくとすれば、それだけではなく、健康づくりにも参加をいただけるだろうし、あるいは教育にも参加をしていただけるようなこともあろうかというふうに思いますので、観光の担当する課だけがこれを全てをやるというふうな発想でなくて、もう少し柔軟で広くして、せっかくなつてくださる方も喜んでいろんな活躍をしていただけるような、そういうふうな観光大使を迎える準備をしたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 私も市長がさっきおっしゃったように、そういったことを初めから望んでおりました。観光大使っていうふうに今回また言わせていただいておりますが、まあまず観光大使のほうを理解していただきやすいかなというところもありまして、みやま市などは観光大使にふるさとがついていたり、観光特使であったり、さまざまでございます。その中で検討していただきまして、香美市にふさわしい大使ということでぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは、この観光大使について、最後の質問をさせていただきます。

⑥です。

香美市合併10周年での市民の笑顔を忘れてはいけないと思います。三山ひろしさんをぜひ観光大使任命は必要です。早急に実行してください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 先ほどの市長の答弁でもございましたように、いずれにせよ、観光大使は任命の方向で議論していますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 7番、村田珠美さん。

○7番（村田珠美君） 任命をしていただけるということになりましたので、ほんとに感謝を申し上げます。できるだけ早い時期に観光大使任命にこぎつけることができますように、よろしくお願いいたします。

前回のときにちょっと心配もいたしましたが、物部川DMO協議会ではなく、香美市独自の観光大使ということで感謝申し上げます。ぜひ期待をしておりますので、よろしく早急をお願いをさせていただけたらと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

次に、12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 12番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁を求め、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、介護保険制度に関して、就学援助制度に関して、地域交通対策に関しての3項目です。

初めに、介護保険制度に関してお伺いいたします。

厚生労働省は、2018年度から3年間の介護保険サービス事業所に支払う介護報酬の改定をまとめました。その内容は、リハビリによって高齢者の自立支援や重度化防止を進める事業所の報酬をふやすこと、特別養護老人ホームの基本報酬をふやし、終末期のみとりに対応する施設の報酬を加算させること、また、一定規模以上の通所介護の報酬を引き下げることなどが盛り込まれています。

今回の改定は、全体では0.54%のプラス改定となっていますが、介護現場の疲労や人材確保の困難さを考えた場合、根本的な報酬の引き上げが必要だとする現場の声が多くあります。また、介護報酬改定に付随して、訪問介護の中の掃除や調理などの生活援助に関しても、それぞれの市町村ごとに計画を検証する仕組みが導入されることになりました。これらのことに関し、幾つかの点をお伺いいたします。

初めに、①です。

今回の改定を受けて、各自治体は第7期の介護保険事業計画を策定し、2018年度から3年間の介護保険料を設定することになります。本市では、今議会に介護保険料が上程されましたが、その算定根拠と各段階別の対象者数をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おはようございます。山崎晃子議員の質問にお答えします。

保険料の算定根拠としましては、国の地域包括ケア「見える化」システムにより、実績値の整理から要介護認定者数とサービス利用者数の将来推計を行い、第7期以内での介護報酬の改定率や消費税増税の影響率などによる補正を行い、3年間の給付費の将来推計を出し、基金繰入金での調整を行い、3年間の所得段階別加入割合補正後被保険者数と保険料収納率により基準額を導き出しています。その結果、基準値額としては5,750円となり、第6期からは392円の上昇となります。

平成30年度から平成32年度にかけての第1号被保険者数の推計としましては3万

8 6 7 人で、第 1 段階が 6, 8 0 4 人、第 2 段階で 4, 3 4 4 人、第 3 段階で 3, 5 5 7 人、第 4 段階で 2, 5 8 8 人、第 5 段階で 3, 7 0 9 人、第 6 段階で 4, 3 3 5 人、第 7 段階で 3, 1 2 9 人、第 8 段階で 1, 4 3 2 人、第 9 段階で 9 6 9 人となっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。
（午前 9 時 5 5 分 休憩）
（午前 9 時 5 5 分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 先ほど言いましたが、平成 3 0 年度から平成 3 2 年度にかけての第 1 号被保険者数の合計の推計です。

推計として合計が 3 万 8 6 7 人で、第 1 段階が 6, 8 0 4 人。平成 3 0 年度から合計になりますので、3 年間の。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 2 番、山崎晃子さん。

○1 2 番（山崎晃子君） その平成 3 0 年から平成 3 2 年の推計 3 万 8 6 7 人ていうのは、もう少しちょっと詳しく、私ちょっと理解ができませんがですけれども、もうちょっとわかりやすく説明をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

平成 3 0 年度から平成 3 2 年度にかけての合計になります。で、まず平成 3 0 年度の 1 段階から 9 段階までの合計が 1 万 3 4 7 人、そして、平成 3 1 年度の合計が 1 万 2 9 8 人、平成 3 2 年度の合計が 1 万 2 2 2 人、これは 1 段階から 9 段階の合計です。で、トータル的に 3 年間合わせまして 3 万 8 6 7 人となります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 2 番、山崎晃子さん。

○1 2 番（山崎晃子君） 3 年間の合計ということでわかりました。

それで、その認定者の将来推計っていうのは、平成 3 0 年度、平成 3 1 年度、平成 3 2 年度とこうふえていってるといふふうに見込んでっていうことでわかりましたが、そしたら、サービスの給付のほうでいきますと、もちろんその認定者数がふえれば給付費もふえていくということになりますけれども、第 6 期と比べて新たにそのサービスが追加というか、サービスがふえるっていうところはどこになりますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

施設・居住サービスの中では、介護老人福祉施設の第 6 期計画での 3 0 床増床分につ

きましては、平成３０年度から２０床程度の利用を見込んでいます。また、療養病床等の再編成につきましては、平成３０年４月から介護療養病床から介護医療院への転換が徐々に進むと見込んでいます。なお、この影響につきましては、第８期から影響が出てくるんじゃないかと考えています。あと居住系サービスの中では、平成３１年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新設を目指しています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １２番、山崎晃子さん。

○１２番（山崎晃子君） 第７期では特養のほうの３０床の分を見込んでいるということで、第８期からその療養病床の転換の部分の影響が出てくるのではないかとということだと。

そしたら、その定期巡回訪問介護看護、このサービスをじゃあ第７期に位置づけるというか、まあ盛り込んでいくということですか、新しいものとしては。

（健康介護支援課長、前田哲夫君、自席にてうなずく）

○１２番（山崎晃子君） はい。そういう事業所がまあねえ、あるのかどうかっていうところもありますけれども、これに関しては、そしたらどういうふうに取り組んでいくのかということと、それから、基金の繰り入れを行ったということですから、この基金の額をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 先ほど言いました定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、平成３０年度に準備をしまして、平成３１年度には事業所と一緒に検討していきたいと、ある事業所もありますので、相談しもって行っていきたいと考えております。

そして、基金につきましては次の質問で話そうと思ってましたが、平成２９年度末に基金残高として２億８００万円見込まれますので、その中の第７期においては５，２００万円を取り崩す予定です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １２番、山崎晃子さん。

○１２番（山崎晃子君） わかりました。定期巡回のほうは、まあこの在宅介護の推進ということで、これ重要なサービスということになってくるかと思うんですけれども、まあこれからということですので、また、その後の状況もお聞きしたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

この介護保険制度は、サービスを利用すればするほど、またサービスが充実すればするほど、保険料にはね返る仕組みになっています。本市の介護保険料も毎回のよう増額されてきているところですが、これだけ増額が続けば、市民の負担も限界に近づいてきているのではないかと危惧するところです。今後の介護保険料の見通しと介護保険事業運営基金の活用に関しての見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 基金についての見通しということで、国の出してる「見える化」システムでの推計結果によると、平成37年度には基準月額として7,075円が必要となる算定がなされています。また、平成29年度、先ほど言いましたが2億800万円のうち、第7期においては5,200万円を取り崩す予定です。残る予定の1億5,600万円につきましては、今後6年間に医療療養病床から介護施設への転換が行われる場合の給付額の増大に対応するために、確保しておくものと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 今後も上昇し続けるということで、その療養病床が医療介護院ってことでの転換、これがどれだけ図られるのかってということにもなってくると思うんですけども、そういう見通しってというのはまだねえ、決まってるかと思うんですけども。要するに医療のほうを抑制して介護へってことでするので、当然介護のほうはねえ、保険料が上がってくるってこういうシステムですねえ。これに関して、まあ担当課長としてはどういうふうに考えますか。介護基金のほうは、そういうことで取り崩しながら高額にならないようにしていくということですけども、これ、こういうことをずっともう繰り返していくというかねえ、もうそういう状況になってくるかと思うんですが、その点について見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

また、その介護保険料の増額につきましては、第8期ではまた1%上がるという話も聞いてますし、今回ですね、やはり転換への期限となる第8期の介護保険事業計画の中でも支出の増大化が想像されると。その後はやっぱりその介護保険料の影響を最小限に抑えるためにも、現在その準備基金の確保も必要というふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） まあこれから動向を見ながらってことになろうかと思えますけれども、ほんとにこう上がり続けていくと、介護保険料が支払えないというような方も中には出てくるというふうに危惧されるわけですけども、今のこの介護保険料のその支払いの状況として、そういった困難な状況等になってる方もおいでるんじゃないかと思いますが、今の現状の中ではそういうことってというのは聞こえてないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 今のところは、まあ滞納保険料がある人の場合でも、やはり今現在は滞納がある人でも介護を使いたい場合は保険料を払ってくれてま

すし、今現在、給付の償還払い化の人は現在いません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） まあ今後を見ながらということになるかと思いますが、なかなか厳しい状態だと思います。

それでは、③の質問に移ります。

訪問介護サービスでは、掃除や調理などの生活援助について、今年10月から訪問回数が一定数を超えるケアプランを作成した場合、ケアマネジャーが市町村に届け出ることが義務づけられます。ケアプランは地域ケア会議において、自立支援や地域支援の有効活用などの観点から、必要に応じて是正を促すことになっています。届け出対象となる訪問回数について、現在示されている資料によると、ほぼ1日1回以上の訪問となれば届け出対象となります。

1日複数回利用するケースとしては、認知症の方でひとり暮らしの方の場合などが考えられますが、このような方々の場合には、家事支援などを含む生活全般の援助が必要な場合が多くなってきます。訪問介護は対象となる方々の生活を整え、重度化を防止し、地域での生活を支えていくために必要な支援です。その支援に対し回数制限が実施されることにより、地域での尊厳ある暮らしができなくなるのではないかと危惧するところですが、どのような姿勢で臨まれるのでしょうか。今後の取り組みと認識をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

利用者が安心して在宅生活できるために、必要なケアプランを作成しています。適正なプランであれば、利用回数の制限をされることはないと考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 適正であれば制限されることはないということです。そのとおり、その方の状態、生活状態を見て、制限を行わないようにということを再度申しておきます。

まあ在宅介護の推進ですからね、やっぱり在宅で生活ができるようなプランをケアマネジャーも立てていると思いますので、制限のないようにということを再度申し上げまして、次の質問に移ります。

④です。

今年1月28日付の地元紙に「地方の『介護難民』現実味」と題して、介護大手や地元事業者が地方から撤退している内容の記事が掲載されていました。また、2月21日には、「市区町村が手掛ける軽度者向け介護サービスについて、全国の250自治体で事業者が撤退の意向を示している。そのうちの約50の自治体で、撤退する事業者が利

用者のサービス継続のための他の事業者との引き継ぎが出来ていない。」との内容の記事が掲載されていました。

要介護度が低い要支援１・２を対象にした訪問介護と通所介護は国の介護保険制度から外され、昨年４月までに市区町村事業に移行しました。このことから、それまでの介護報酬より低く設定されている場合が多く、経営状況や人材不足が影響しているとのことです。本市ではこのような不安はないのか、状況をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

訪問型サービス事業所がヘルパーの人材不足、介護報酬減等による経営状況の悪化などにより、平成２９年度に土佐山田圏域内で１事業所が休止しています。今後も人材不足により、圏域を問わず訪問型サービスや居住型サービス等の事業所が休止することが懸念されますが、香美市の事業所では軽介護者の受け入れもしていただき、現状維持でサービスを提供してくれてます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １２番、山崎晃子さん。

○１２番（山崎晃子君） 実際、人材不足、経営状況等から１事業所が休止ということでお聞きをいたしました。今のところ軽度のサービスも受けてくださっているということですが、今後またどうなるのかってということも出てきますので、そうした事業者の状況なんかも把握していく必要があるかと思いますが、そういったことの協議というか把握っていうところでは、何かこう事業者同士の会とか、そういったようなことはあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 地域包括センターのほうで、やはり事業者との協議は行っております。今後は市外からの事業所にも今現在受け入れをしていただいておりますので、今後は現状そういった形で、市外からの事業所にも入っていただくような事業所の調整をしていきたいとは考えておりますし、そういった協議も包括支援センターが事業所、ケアマネを集めて協議もしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １２番、山崎晃子さん。

○１２番（山崎晃子君） そしたら、１事業所が休止をしたということですが、そこを利用していた方はスムーズに別の事業所に移行してるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 今のところ、現状でいってます。市内の事業者、そして、市外の事業者も入っていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １２番、山崎晃子さん。

○ 1 2 番（山崎晃子君） わかりました。今後このことには、注視していかなければならないと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

介護報酬は事業所の経営に直結する事項であるため、報酬改定に対応するため、新たな組織及び運営体制の見直しや再整備が必要になる場合があります。また、利用者側も事業所のサービス変更などに対応するため、利用方法の変更などが必要になる場合があります。

私自身、在宅介護をするようになってから 10 年近くになります。この間、通所サービスやショートステイなどのサービスを利用しながら生活してきましたが、在宅支援サービスがあったからこそ、自宅での介護が可能であったということは言うまでもありません。しかし、この間、居宅介護支援事業所や通所介護事業所の事業縮小などにより、事業所の変更を余儀なくされました。理由は、経営的なことや介護職員の不足によるものが主なものと聞いています。そして、私の住んでいる物部では、自由に選択できるほどの事業所は存在せず、数年前に開設した特別養護老人ホームも人手不足などが原因で部分運用となっており、全室利用できる状況にはなっていません。

このような状況を考えると、今後どこに住んでいても必要な在宅サービスが安心して受けられる状況にあるのか大変危惧されます。このような状況についての認識と状況打開のための今後の展開策などについてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 一定のサービス利用は可能ではあると思いますが、十分とはいえない状況です。国は、地域包括ケアシステムの構築・推進・進化を目指し施策を進めており、香美市においても、第 7 期計画においても計画の基本目標に「安心して介護が受けられるまちづくりの推進」を掲げています。第 6 期計画では小規模多機能型居宅介護の整備を行い、第 7 期計画では平成 31 年度から定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を目指し進めております。そういう形で考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12 番、山崎晃子さん。

○ 1 2 番（山崎晃子君） サービスは十分でないという、十分とは言えないということと言われたのですかね。

先ほども出ましたけれども、このサービスはあったとしても、その介護職員の不足っていうものが大変大きい。そして、介護報酬の改定のたびにその経営っていうものもかわってくるわけですがそれでも。そうした介護職員がなかなか集まらないという中でいろんな定期巡回も入れていく、それから、老人ホームも 30 床増床ということですし、ってますけれども。そうしたことがほんとにいろんな施設で職員さんがいないということと言われるんですけれども、そういう部分を聞いていて、また実際にサービスを変更しなければならないという状況があるわけですから、そのあたり本当にこうその定期巡

回型を入れるとしても、安心して介護が受けられるのかなあというふうに、まあ私自身は思います。

また、その国の方向としては軽度をもう介護保険から外して、中・重度っていうことになりますけれども、中・重度になりますと、やはり医療的なケアも必要な方が多くなってくるんですね。そしたら、そういった医療的なケアの必要な方を受け入れしてくれる、受け入れができる事業所と、また、こうちょっと難しいっていう事業所も出てくるわけですね。ですから、そういうことを考えると、なかなかこの在宅介護っていうのが中・重度で果たしてできるのかなっていうところを感じるわけですが、その点まあサービスが十分とは言えないということをおっしゃったんですけれども、まあ先ほど私が述べたことも、再度そういうことに関しての見解をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

やはりこの人材不足というのが一番のネックでして、ある事業所にとりましては確かに十分とは言えないと私言いました。実際、専門職の人材確保というのがほんとに事業所としては課題でありまして、うちとしてもそれが一番のネックで、何とかして人材を入れたいということで、まあ各事業所で勤務することやＩターン・Ｕターンとか、そういった介護と住まいと子育て支援などを取り入れた人材確保の取り組みも考えていかなければならないかなと思っております。それで何とか、香美市の介護のサービスを進めていきたいというふうな考えを持っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １２番、山崎晃子さん。

○１２番（山崎晃子君） Ｉターン・Ｕターン、まあ移住の方とか、そういうところで介護の職場があるということでのそういうＰＲというか、そういうことにもなってくるのかと思いますけれども。今サービス提供事業所にそういったことを任せてると思うんですけれども、やはり市として困難な状況になってきてるし、実際そういう困難な状況も出てきてるわけですので、事業所任せということではなくて、そういったことにも十分注意を払っていただいてですね、香美市で本当に先ほど言われたように安心して介護が受けられるっていう状況、そういう受け皿をぜひもう真剣に考えて取り組んでいただきたいと。事業者任せではなくって、やはりこう情報も収集しながら進めていただきたいと思います、その点お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 事業者任せっていうわけではなく、やはりその件につきましては３市、南国・香南・香美でもそういった協議もされています。その中でやはり苦労話も出てきますし、そのところは香美市としても協力して、ぜひ前進していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） １２番、山崎晃子さん。

○ 1 2 番（山崎晃子君） そしたら、3市また県なんかとも連携をしていただいて、安心して介護が受けられる基盤づくりをぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 1 0 時 2 3 分 休憩）

（午前 1 0 時 4 0 分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

1 2 番、山崎晃子さん。

○ 1 2 番（山崎晃子君） それでは、引き続いて質問をいたします。

2 番目の就学援助制度に関してということで、就学援助制度の支給時期に関して伺います。

就学援助制度は、小学生・中学生の児童がおいでる家庭に学用品費や入学準備金、学校給食費などを補助する制度です。本市でも就学援助制度の受給率は年々増加傾向にあると聞いています。

私は、この就学援助制度に関し、その中の入学準備金の支給時期に関し、昨年の議会で質問させていただきました。学用品費等入学準備金に関しては、5月以降の支給になっているが、入学前に支給してほしいと希望する保護者の方々の声をお伝えし、入学する児童生徒やその保護者の方々が、本当に必要としている時期に支給できるように検討することを求めました。横山課長からは、就学援助の趣旨として、必要な援助を必要な時期に実施するということは重要なことである。他の市町村の実例などを研究して検討するとの答弁をいただいております。

課長答弁の中にもありました他の市町村の実例については私も、少し調べてみましたところ、県下の小学校で14カ所、中学校では16カ所が実施しているとのことでした。また、お隣の香南市では、本年度から3月支給となっています。

また、文部科学省は、2017年3月31日付で要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部を改正し、補助の対象者である保護者について、就学予定者の保護者を加え、小学生にも中学生と同様に入学前に支給できるよう、各都道府県教育委員会教育長宛てに通知し、小学生についても入学前に支給した新入学児童生徒学用品費等を国庫補助の対象に追加しています。

本市として、どのような形で研究・検討が実施されてきたのか。その経過・内容等をお聞かせください。あわせて、児童生徒が援助を必要とする時期、つまり入学前までに速やかに支給できるように再度要求いたしますが、この間の国の動向や近隣自治体の対応などを考慮された上で、本市としての見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 山崎晃子議員の就学援助制度に関する質問にお答え

いたします。

入学前支給について、県内市町村や全国の動向、また他市の実施方法などを参考に検討を行いました。平成31年度の新入学に対応できるように準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 平成31年度っていうことでよろしいですね。まあ今年はまだ間に合いませんので、来年の入学前からということで、わかりました。それでは、その方向でよろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

3番目です。

地域交通対策に関してですけれども、お伺ひいたします。

物部地域にデマンドバスが導入されて4年目になります。この間、多くの方々の喜びの声や改善してほしいことなどの声を議会ごとにお伝えしてきました。本日も利用者の疑問の声をお伝えしながらお伺ひいたします。改善できることであれば迅速に対応していただきたいと思います。

それでは、質問に移ります。①です。

香美市内地域交通対策検討委員会は、平成25年3月に香美市営バス事業のあり方に関する答申をまとめました。その際、5年後をめどに市営バス事業のあり方について、再度見直しを行う必要があるとしていました。現在、その見直しに向けて取り組んでいると聞いていますが、協議の状況及び今後の検討委員会の予定をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の地域交通対策について、お答えいたします。

香美市内地域交通対策検討委員会は、昨年10月11日に第1回の委員会を開催し、その後は旧町村単位の小委員会を3町の各会場において、現在までに2回開催いたしました。また、全委員24名と職員7名の合計31名で市営バスの試乗調査も実施しており、その調査結果に基づいて各路線の改善点や今後の対策を検討しております。

今後の予定といたしましては、各小委員会で意見の集約ができ次第、全体会を随時開催し、最終的に平成31年3月末をめどに全体の提言として取りまとめる予定となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 来年3月31日までに提言をまとめるということですが。

そしたら、今の段階では路線に乗って意見を収集しているという状況でしょうか。何かその中で意見等ひょっと構わない範囲でお聞かせ願えたらと思います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

まだ委員会の途中でございますので、現在挙がってきた意見といたしましては、全体としては運転手の不足、また運転手さんの高齢化による問題、また交通空白地への移動対策の確保ということで、前回の答申でもありました香北のデマンドバス導入のことを検討しております。また、あけぼの地区の市営バスの空白地をどのようになくすかとか、あと、市営バスの栃本線の見直しなどが挙がっております。

市営バスの試乗調査といたしましては、全体的に車両とかにつきましては、山田はキャラクターとかもデザインをされておりました親しみやすくわかりやすいと、あと運賃設定につきましては、全一律200円ということですのでわかりやすいと、75歳以上は無料ということで適当と思うような意見も出ております。あと、公共交通機関への接続についても、まあ定刻どおり運行しておるので、遅延によって接続乗車ができないということはないと思われるということとか、香北といたしましても、どの便も基本的にJRバスにも一度の乗りかえで山田駅まで行けるというふうな形。また、その他としまして、乗客の聞き取り事項につきましても、乗客も数名あり住民の生活には欠かせない交通手段ということで実感したと。また、小学生も通学とかで乗車しておりました、安全に乗りおりをしておるというふうなことで出ております。

あとは、そうですね、物部のほうも出身地への用事とか通院など生活路線ということでやっぱり実感しており、このままやはり継続して市営バスのほうは続けていってきたいということをおっしゃいました。あと、その他として、運転手さんの対応も気さくで利用者の状況も十分把握しておるので、好感が持てたというふうな意見が出ております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） かなり意見も出てたと思うんですけども。

この答申を受けてその後、来年度以降、また新たな便、あるいは見直しをしていく便っていうことになろうかと思うんですけども、そうした際に市民の方が不安にならないように、そのあたり変更とかになる場合には、十分な説明と手だてをしていただきたいと思います。またよろしくお願いします。

それでは、②の質問に移ります。

私は、平成27年12月議会で、デマンドバス導入後の検証を毎年度あるいは2年に1回実施するなど、きめ細かな手だてをして、市民にとって利用しやすいデマンドバスとなるよう対策を講じる必要があることを訴えました。当時の担当課長からは、今後、時期を捉え、利用者や地域住民へのアンケート、聞き取り調査を行うとの答弁をいただいておりますが、その後どのような形でアンケート、聞き取り調査が実施されたのか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

地域の意見の反映方法といたしましては、まず、運行事業者には当検討委員会の委員になっていただいております。また、香美市まちづくり委員会の委員のうち7名の方に、当検討委員会委員にもご就任いただいております。地域住民の代表からご意見もいただいております。また、先ほど申し上げました市営バスの試乗調査時におきましても、乗客の方、皆さんから意見を聴取しております。今後検討委員会を進めていく中でも、適宜必要に応じてアンケート調査なども検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） いろいろの場面で利用者の状況を把握していくっていうことです。

その地域の方もやっぱり利用されている方、利用されていない方もおられるわけですが、じゃあ、なぜ利用できないのか、その不便なね、あるいはその停留所までも歩いていけないから利用できないとかっていうふうな、地域の状況なんかもわかると思いますし、それから、予約をするのが面倒とか、予約を忘れてしまうとか、そういったことなんかも出てくるかと思うので、ぜひ地域住民の声などもお聞きをして、こういうふうになればもっと利用しやすいよっていうものも出てくるかと思いますので、その点、住民へのアンケートもぜひお願いできればと思いますが、その点についてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

まあ小委員会のほうも今2回やりまして、今度4月ぐらいにはまた3回目、それぞれの地域でやるようには予定しておりますので、そこでもまた意見を聞き、そして、もし必要であれば、またアンケートのほうは検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら、次の質問に移ります。③です。

例えば、大栃より奥に入った地域で居住されている方が利用し、大栃より手前の地域で途中下車して用事を済ませ、帰りに再びデマンドバスを利用しようとする場合のことですが、デマンドバスは大栃を起点にし、地域から支所とか診療所がある大栃への利用を目的としているため、途中からの乗車はできないことになっています。もし帰りにも利用したい場合は、タクシーなどを利用して一度大栃まで出て行き、デマンドバスに乗車することになります。このような状況を認識された上で利用者の利便性を図り、乗車場所等を柔軟に考える必要があるのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず、デマンドバスは、通院や買い物など日常生活に必要な移動のために、各集落と中心地を結ぶ交通機関ということで導入をしております。そのため、集落から中心地までの区間における途中乗降は設定しておりません。遠方の集落内における近距離区間の利用を可能にすると、出発地・目的地が多様化し、限られた車両の中で効率的なルートを選定ができなくなり、本来の目的であります各集落地から中心地までの利用にも影響が出てきます。また、タクシーと類似した利用形態となることで、まあ物部は1社ですが、山田は5社ぐらいありますので、タクシー営業の圧迫にもなりかねないことも踏まえ、検討委員会において慎重な検討が必要と考えております。なお、この件につきましては、物部地区の小委員会でも課題として出てきておりますので、全体の検討委員会で検討することになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 検討していただけるということですので、そういうことで不便を感じているという利用者、住民の方もおいでますので、まあ慎重に検討していただけるということですが、できるだけこう前向きな改善をしていただきたいということを思います。検討の結果を待ちたいと思います。

それでは、次の④の質問に移ります。

香北町地域では、猪野々地区、永瀬地区を物部町のエリア型デマンド交通システムの一部として試験運行ということで、前回答申が出されています。以前にもお伝えしましたが、猪野々や永瀬地区にお住まいの方で大栃診療所に通院されておられる方がいますので、その路線の早期運行を求めてきたところですが、実現には至っていません。いつになったらバスは来るのだろうと待ち望む声を多く聞いています。1日も早く実現されることを再度求めるものですが、導入予定はどうなっているのでしょうか。今後の取り組み予定をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

香北町地域のデマンドバス導入につきましては、香美市内地域交通対策検討委員会の最終提言に基づいての判断となりますので、現在のところは平成31年の秋ごろの導入を予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 答申を受けてってということですが、香北のこの地域の方々はずっと待ってまして、なるべくこう1日でも早いこの取り組みができたらいいかと思うんですけども、答申を待って、それから決定をして、車を買ったりとかいうことなんかもあって、手続をして秋ごろってということですが、何とかその平成31年の春ごろ

運行できるようなそういった見通しというか、そういうことはできないものでしょうか。
まあ1日でも早くという思いで。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 今、小委員会のほうでそのデマンドバスの候補地と
いいですか、その猪野々とか、どちらのほうにどういうふうルートを行くとかいろん
なことも検討しております。最終その検討委員会のほうのご意見も聞きながらというこ
とになりますので、先ほど山崎議員がおっしゃったように購入とかいろんなこと、また
住民に周知、いろんなこともございますので、今のところ平成31年の秋ぐらいという
ことにはなろうかと思えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） まあできるだけ早く、そしてまたその秋ごろって言いまし
たけれども、その秋ごろが遅くならないということで取り組みを進めていただきたいと
思います。

それでは、最後の⑤の質問に移ります。

福祉タクシー料金助成事業は、本市で暮らす高齢の方や重度の心身障害のある方が市
内の医療機関への通院や買い物、社会参加等のためにタクシーを利用する場合に料金の
一部を助成する制度です。この福祉タクシー事業の利用者は近年増加傾向にあるよう
ですが、補助率を上げてほしいとか利用回数をふやしてほしいという声も多く聞いていま
す。

合併前の福祉タクシーは、当時で540円だった初乗り運賃が自己負担で、それを超
えた部分については半額が補助されていきました。また、年間利用回数も48回に設定さ
れていました。香美市となってからは、面積が広大になったことや予算面などにより、
福祉タクシーの年間利用回数の限度が減り、自己負担額が540円から1,000円に
上がりました。また、超過分の半額助成にも上限が設定されました。

現在の本市は高齢化がますます進行しており、デマンドバスの乗り口まで歩いていく
ことが困難な方もふえているのが現実です。このような方々には福祉タクシーが唯一の
交通手段であり、近年利用率が上がってきている要因でもあると考えますが、その負担
が家計に与える影響は決して小さいものではありません。このような方々のために、今
後、福祉タクシーの助成要件の見直しを考えていく必要がありはしないでしょうか。見
解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） 福祉タクシー助成要件見直しについてのお答え
をしたいと思います。

今現在、福祉タクシーの申請者数が、平成27年310人、平成28年度は381人、
平成29年度は430人の見込みと増加傾向になっており、今後ますます増加していく

ことが考えられ、補助額も膨れていくことが予想されます。昨年の議会でもお答えしましたが、やはりその財政面に関しての協議もしなければなりませんし、利用数の減ってきている市バスや公共交通機関の利用もしていきたいので、大がかりな要件の見直しは難しいと考えています。

しかし、認知症による免許の返還などによって交通手段を失うなど、70歳未満等、現在対象とならない人でも、タクシーの利用がしやすいよう今後サービスの枠を広げる必要性はあると考えていますので、今後検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） 市バスのほうは利用者が減っているって言われたんですかね。まあそのバス停まで行けない方もふえているんじゃないかと思うんですけども。

そういうことを考えますと、やっぱりこの福祉タクシー制度の要件を見直ししていくということが大事になってくるかと思います。今後、見直しも検討していかれるってことです。ぜひその枠を広げる、あるいはそれから年間利用回数とか、それから初乗り運賃のその部分であるとか、そういったこと全てですね、そういった要件の見直しも検討していくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おっしゃるとおりで、総合的なまあ一応検討という形を考えております。市の財政面を考えサービスの枠を広げるというのをやはり慎重に考えていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 12番、山崎晃子さん。

○12番（山崎晃子君） そしたら福祉タクシー、この制度、大変本市にとって大事な制度でありますし、また利用者もふえてるっていうことはそれだけニーズも高いということになってきておりますので、ぜひ市民の皆さんにとって利用しやすいタクシー制度となるように見直しをしていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

次に、3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 3番、市民クラブの利根健二です。一問一答方式で順次質問をしてまいります。

まず、ブックスタート事業についてです。

ブックスタートは、ゼロ歳児健診などの機会に、赤ちゃん絵本を開く楽しい体験をプレゼントする活動です。この活動は1992年、「Share books with your baby!」のキャッチフレーズとともにイギリスで始まりました。絵本を読むのではなく、赤ちゃん絵本を開く楽しいひとときを分かち合う。そのきっかけを全ての赤ちゃんのもとへ届けようと始まった活動は、その後、世界各地に広がって

います。

日本では、2000年の「こども読書年」を機にブックスタートが紹介をされまして、同年11月、東京都杉並区で約200軒の家庭を対象とした実施試験を行っております。2001年4月に12市町村で本格的な活動が始まり、その後、全国各地に広がっていったようです。その多くは市町村自治体の事業として主に自治体の財源で実施され、図書館、保健センター、子育て支援課、住民ボランティアなどが連携をして行っています。分野や立場の異なる人たちが赤ちゃんの幸せを願う気持ちを共有し、専門性を生かしてアイデアを出し合うことで、ブックスタートにはさまざまな可能性が生まれているようです。

NPOブックスタート調べによりますと、2018年1月31日現在、全国で1,020市区町村が実施しています。ちなみに高知県では、安芸市、いの町、馬路村、大川村、大月町、越知町、芸西村、四万十市、四万十町、須崎市、津野町、東洋町、中土佐町、南国市、三原市の15市町村が行っています。その他、NPOブックスタート調べ以外でも、高知市や土佐町でも行っているようです。

どんなものかスライドでご紹介をいたします。これが（スクリーンを示しながら説明）プレゼントの例です。スタートパックですね。複数の絵本のほか、各自治体で作成した絵本リストや子育てに関する資料も入っています。この例では（スクリーンを示しながら説明）、絵本のほかにも、赤ちゃん絵本を開く時間の楽しさを伝える冊子や絵本リスト、おはなし会の案内のほか、子育て支援機関の一覧など、子育てに役立つ資料も入っています。この砥部町の例では（スクリーンを示しながら説明）、これが一番バランスよく入っている感じがわかんと思います。

そこで、①の質問にまいります。

旧土佐山田町時代と思いますが、以前はこの事業を行っていたのに、現在は行っていないようです。なぜやめたのかをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 利根議員のご質問にお答えします。

旧土佐山田町時代には、生涯学習課が絵本の購入などにより、乳幼児健診等において実施していたことは確認できましたが、事業を中止した明確な理由は確認できませんでした。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） そしたら、特に理由は確認できなかったということは、何か問題があったというわけではなく、予算か何かの都合でいつの間にかカットされたと。今回また自分も提案をさせていただきますけども、まあ何か障害があってやめたんではないということのちょっと確認をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 先ほど答えましたように明確な答えやないですけど、先ほど言われました予算の関係とか大きな障害があってやめたというような関係はないとは考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） ②に移ってまいります。

改めて、香美市でも実施しませんかということです。

民生委員さん、読み聞かせボランティアさん等が現在も読み聞かせ活動等を行っています。このことから、絵本については渡しっ放しになることもなく、十分な活用ができると思います。

絵本リストは書店等で準備ができるようなことも聞いております。また、ノウハウやそういったアドバイスは、さきに述べたボランティアさんたちで行えます。そして、これ（スクリーンを示しながら説明）へ映ってるバッグについては、まあこれは未確認ですが、民生委員協議会さんのほうで用意しているとも聞いています。あとは、この絵本さえあればというところです。

親子の触れ合いの大切さ、本が好きになる機会を与えることにより、将来の読書人口をふやすことは香美市にとって必要であり、とてもすてきなことだと思います。また、親の世代の読書離れにも効果があるのではないのでしょうか。よろしく願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

ブックスタート事業の実施につきましては、図書館を担当部署としまして、関係各課等と協議・検討を行い、前向きに取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） さきに説明をしましたとおり、先進地では、図書館、保健センター、子育て支援課、住民ボランティアなどのさまざまな分野の人たちがアイデアを出し合い、協力して事業を進めていることが、活動の充実や継続につながっているようです。

③です。

香美市でもそういった連携体制を構築してはどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

充実した事業活動を継続させるためには、健康介護支援課や住民ボランティアなどとの連携体制の強化を図ることは重要であると考えますので、実情に即した体制の整備に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、利根健二君。

○3 番（利根健二君） ちなみに、これ（スクリーンを示しながら説明）がまあ、ちょっと見づらいなあ、まあ先進地のチームですね。図書館などが事務局をやって、あと保健センター、それぞれ、こういった連携を参考にさせていただきまして、よろしくお願いをいたします。

そしたら、次の質問に移ってまいります。④へ行きます。

ここまでが全国で多くの自治体が行っているブックスタート事業です。香美市では一歩進んだ取り組みもできないかと思ひまして、次の質問を行います。

主人公の名前に赤ちゃんの名前を入れることのできる「オリジナル絵本」を作成しているところがあります。主人公にお子さんの名前が入った絵本は、お母さんの語りかけにも大変いいことと思います。また、他の絵本は捨てることがあっても、この絵本だけは一生大切にすることではないでしょうか。

ちなみに、我が家では、昔おむつメーカーのシールを集めて応募したやつがあります。こんな感じですね（スクリーンを示しながら説明）。これは息子用、もらいました。これ、娘用です。ちょっとね、これ見づらいですけども、ここに（スクリーンを示しながら説明）その冒険に行く少年の名前が自分の息子の名前に全部なってるんです。これをこう読み聞かせるときに、親が自然にその子どもの名前を言って励ましたりとか、いろんなシチュエーションがあります。これ娘ながですけども、かわいく生まれたということで娘の名前とその日付までこういった入って（スクリーンを示しながら説明）、これをずっと読み聞かせると、自然に自分の子どもの名前をどんどんどんこう語りかけてあげるといような、こういった種類の本です。

これは、民間企業が現在でも産婦人科の病院の窓口に応募したいやつを置いてプレゼントしている例はよくあるようですが、自治体がプレゼントしているところは少なく、自分が調べたところでは秋田県能代市ぐらいしか見つけることができませんでした。思い出に残るプレゼント、語りかけ効果の高いオリジナル絵本も検討してはどうかと思いますが、ご意見をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

議員提案のオリジナル絵本の作成は選択肢の1つであると思いますが、まあ何分高額になろうかと思ひますので、検討させていただきたいと思ひます。

○議長（小松紀夫君） 3 番、利根健二君。

○3 番（利根健二君） これネットで調べたところでは、これではないですけど通常のオリジナル絵本は、大体単価が3,000円台の上のほうから4,000円ぐらいなので、香美市が現在150人ぐらいかな、生まれてるんで、大体実際年間60万円ぐらいですので、そういった金額もあわせて検討をよろしくお願いいたします。

もう一つですね、そのオリジナル絵本といえば、これは製本の単価を自分ちょっと詳しく調べることができなかつたんであれですけども、香美市にはプロの漫画家が数人おられます。その中にはまあ劇作家もおられますけども、絵本に向いた作家さんも紙芝居をつくったりとか活動してる、絵本に向いた作家さんも香美市におられますので、赤ちゃんの名前が入った香美市独自絵本にプラスして、物語自体を香美市の作家さんが書くと、そういった香美市独自の絵本というのをつくって見たら非常に楽しいんじゃないかと思いますが、それもあわせてご検討していただけないかをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） お答えします。

香美市の漫画家による香美市オリジナル絵本を活用したブックスタートの取り組みは大変よいと考えております。提案どうもありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） これも先ほどの答弁にありましたように費用対効果、ねえ、費用の問題も出てくると思いますが。ちなみに、こういった事業は行ってる自治体が非常に少ないので、話題性は抜群にあると思います。報道関係の、きょうも後ろで傍聴していただけてますが、報道関係のこういった記事にさせていただいて、お力をおかりできれば、例えばインターネットでブックスタートとかオリジナル絵本でダブルで検索したら、検索サイトの多分トップへ来るぐらい現在ではこの事業、ここまで進めた事業をやっているところは少ないですので、ぜひこういった親子のねえ、温かいこう触れ合いをプラスして、また香美市をアピールするためにも、これはかかる費用に対して倍するインパクトがあると思いますので、費用対効果の面からも、ぜひご検討をよろしく願いをして次の質問に移ります。

続きまして、婚姻届等を心に残る届け出書類にという質問です。

以前、産経新聞に役所の窓口に提出する婚姻届、出生届などが、花柄や人気キャラクターのイラストなどが印刷され、華やかになっているなどさま変わりしていると載っていました。そこで、幾つか調べてまいりました。

東京都の武蔵村山市では、平成26年に市の女性職員らの発案で独自にイラスト入りの婚姻届を作成、現在も窓口や市の公式ホームページで無料配付されているそうです。こんなやつです（スクリーンを示しながら説明）。書類の左上の余白にはバラ、右下には礼服とウェディングドレスを着た男女のイラストがあしらわれています。こことここですね。配付を始めた直後には、市内の窓口に出される婚姻届のうち6割がこの婚姻届を使用していたそうです。現在では、民間企業などが絵柄付きの婚姻届を販売をし始めたため、利用される割合は減ったものの、まだまだ人気は高いということです。市の担当者は、提出される婚姻届の半数は何らかの絵柄の入ったものだと話しています。

また、リクルート系のブライダル情報のゼクシィが運営し、全国の自治体が手がけている婚姻届を公開している「まちキュンご当地婚姻届」のウェブサイトを見ると、広が

りは一目瞭然です。これが（スクリーンを示しながら説明）そこのトップページですね。

そして、これが（スクリーンを示しながら説明）作成している自治体の一覧です。残念ながら、現在、四国地区ではやっていないようですが、府・県単位から市・町単位まで、地域の絵柄を上手に利用した婚姻届になっています。

ちょっと例を挙げてみますと、これ（スクリーンを示しながら説明）ですね。熊本県は「くまもとの赤」と題し、赤色食材のブランド化を推進しています。2人の愛を抱き締めたくまモン、赤色食材の1つである日本一の生産量を誇るトマトもハート型に入れています。これが届けとこれ（スクリーンを示しながら説明）が記録ですね。ここにその持ち帰る用のね、出したやつはもうなくなりますんで、あわせて持ち帰り用もつくってますね。

これが（スクリーンを示しながら説明）岩手県ですね。岩手県は世界遺産「平泉」を初め、宮沢賢治が愛した岩手山や絶景が広がる三陸海岸など、魅力いっぱいの岩手県をS L 銀河や三陸鉄道に乗って豊かな自然や遺跡をめぐり、2人で旅を楽しむようなイメージでデザインしています。こんな感じで、これが（スクリーンを示しながら説明）提出用で、ここは同じ絵柄で2人の記念用にもつくっております。

まあそのほか幾つか、これは（スクリーンを示しながら説明）大阪城、大阪ですね。

今までは県単位でしたけども、これは（スクリーンを示しながら説明）市単位の神戸市ですね。こういった感じで。

また、その同じサイトの出生届にもこういった、これは（スクリーンを示しながら説明）京都の出生届です。命名の（スクリーンを示しながら説明）ここにもずっと京都らしい絵が入っております。

その他、民間企業が販売する婚姻届や出生届にはさらに豪華な絵柄がたくさんあります。平成26年から、通販サイトを運営するe'motionが開設した通販「婚姻届製作所」では、人気のアニメの「ONE PIECE」や熊のキャラクター「リラックマ」などの絵柄のもの、本人たちの写真を入れられるデザイン等。デザインの数は300種類以上あるようです。また、ここは全国のファミリーマートに設置されたマルチコピー機のファミマプリントから買えるようにもなっておるそうです。

そこで、①。

現在、香美市で絵柄のついた届け出の提出希望及び提出実態はありますか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 利根議員のご質問にお答えします。

届け出の提出件数につきましては、平成30年2月分の数字でございますが、婚姻届の受理と送付分の合計で39件です。そのうち香美市で受理した絵柄の届け出は2件です。送付されてきました絵柄の届け出書は9件です。また、提出についての電話によるお問い合わせは、今年度は今までで1件ございました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 3 番、利根健二君。

○3 番（利根健二君） ちなみに香美市どうですか、こんなの（スクリーンを示しながら説明）。これ香美市のキャラクター全部載せてあります。武蔵村山市のように自分たちでつくるのは、まあこんな形でやれば割と簡単に、ねえ、できるんじゃないかと。これが香美市へ提出されまして、ここは多分法的に書かないといけないことはこれへ全部書いてまして、そのバックはどうしようという自治体が多いと思いますので、あとこれ（スクリーンを示しながら説明）ですね、「ふたりの記念用」ということで、写真があつてそれぞれのコメントを入れたりとか、ここでねえ、やなせうさぎさんがちょこちょこちょこつこう説明をするような、まあこんなんが、割とそんなにハードル高くなくみずからできると思いますので、つくりませんかという②の質問です。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） ②、③も一緒のようにお答えをすることになるかもわかりませんが、②の武蔵村山市の件についてお答えをいたします。

結婚を祝福し、婚姻届をかわいいものにして差し上げるという意味で職員みずから作成をした絵柄のもので、すばらしい取り組みだと思っています。しかし、ダウンロードしての提出に当たりましては、武蔵村山市の様式の注意事項にもございますように、A 3 の用紙でなければならないこと、A 4 で書き上げた後 A 3 に拡大コピーをするとだめであるということ、また直筆でなければならないことなど、注意事項が守られていないと受理できなくなる、届け出書としての要件もございます。

また、絵柄の婚姻届は、先ほど議員さんもおっしゃりましたが、お金で買うところもございますけれども、無料でダウンロードできるサイトも複数ございます。絵柄の種類も 300 種類を超え、地域の名産や名所、縁起物などの絵柄が入ったもの、和風・エレガント・かわいい系、キャラクター物など幅広いデザインがあり、先ほどおっしゃられておりました「セーラームーン」や「ハローキティ」、「リラックマ」など人気キャラクターや世界の絶景など、個性的な婚姻届がそろっているようです。また、提出用と手元に残しておく記念用と一緒にダウンロードできるようにもなっているようです。

絵柄の届け出書を使用される方は、自分たちの趣味のキャラクター物など、多種多様なものの中から好きなものを選んで現在提出されているようにも思っておりますので、武蔵村山市のような市独自の作成は今のところ考えておりません。

○議長（小松紀夫君） 3 番、利根健二君。

○3 番（利根健二君） 武蔵村山市のほうも、質問で言いましたように当初の 6 割から減ってはおりますが、まだかなりの届け出人数がおるということで、まあいうたら、その業者がいろんなキャラクターを出したからっていうて、ねえ、全然無駄ではないんじゃないかと思ひますし、また、その用紙が A 4 じゃなくて A 3 がハードルって言うんだったら、武蔵村山市自体がねえ、これほど利用する人がいないんじゃないかと。その A 3 の用紙で自筆でというのが、そんなに自分としては高いハードルでは全然ないと思

うがですけども、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 実際、武蔵村山市のほうにとりにおいでて、お配りをしてるとかいう部分については全く問題もないと思われます。ただし、先ほど議員さんのほうからも申されましたように、届け出は全国どこに出しても構いませんので、例えば武蔵村山市のものが気に入ってダウンロードした場合に、なかなかA3の用紙とかいうこと、それから知らずにA4で出しておってA3に拡大をするとかいうこともあったようですので、そういうふうにお答えをさせていただいたところです。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 確かに家庭用でA3のカラーのプリンターを持ってるのは少ないかなという気もしますけども、通常最近ねえ、コンビニでもA3のカラーとか十分に使えるところもありますし、全然何かこう問題ではないような、自分としてはですね。何かやらん言いわけのために、そんなハードルをどんどんどんどんつくってるような、まあ気がするんですけども、ぜひ検討をお願いしたいと思います。ほんとにもうこんなん（スクリーンを示しながら説明）ですのでね、普通にもう法的な書式が、基本的なもうラインがありますので、あとはその香美市の特産品であったり、こういったやなせ先生につくっていただいたキャラクターであるとか、楽しいやつをつくり上げるだけで、そんなに手間のかかることでもないし、よろしく検討をお願いいたします。

半分答弁もいただいたようですが、③へ移ります。

「まちキュンご当地婚姻届」を利用しているところもあるようですが、利用してみませんか。「このまちのイイところ」や「このまちのおトク情報」といったカップルの興味を引くテーマも用意しており、地域のPRもできるようになっていますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 「まちキュンご当地婚姻届」は、ご結婚をきっかけに2人のきずなとご当地の縁が深まるようにとの思いから、自治体と企業がコラボして作成したオリジナルデザインの婚姻届でございます。この婚姻届は、自治体が婚姻届だけでなく、地元の発信とか観光促進・キャンペーンのことも考えて作成をし、提供をしているものです。

利用している自治体には、婚姻届を提出するついでに旅行で訪れてもらって婚姻届の用紙を受け取り、また、提出は窓口に来てもらうとかいうことで、観光の目的にしているようなところもあるようです。

また、ご当地オリジナル婚姻届を提出用と別に記念用として、先ほど記念用の分も手元に残せる分ということもございましたが、そういうものも一緒にダウンロードでき、ご当地のPRも一緒にできるような利用を兼ねてやっているところもございます。

戸籍の担当課といたしましては、本籍地と全く関係のない婚姻届の提出があれば、届

け出書のコピーを関係する本籍地へ送る必要がございます。色の問題とか透かしの問題とかいろいろなこともございますけれども、絵柄の届け出書にはコピーをとると見にくくなったりするものもあり、送る場合も逆に受け取る場合も、実務的にはシンプルなものがよいと感じてはおります。

しかし、「まちキュンご当地婚姻届」は、先ほど申しました婚姻届としての用だけでなく、地元をPRするというメリットを期待するものでもあります。今後、地元の情報を発信できたという観点で婚姻届を活用することについては、他部署とも情報を共有しながら、また、そのときには利用をされてるところにご意見をお伺いしながら、検討できたとは思っております。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） できるだけスピード感を持って、問い合わせなどしていただければと思います。

ちなみに、その事務的にはシンプルなほうがいいというのはそれもう当然ですけども、基本的にはもうその法的にこれこれは書かんといかんというのがあって、どこのやつを見ても若干の食い込みはありますけども、基本的にまあファクスでは無理かな、ちょっとした何かの状態で添付、ここらは（スクリーンを示しながら説明）もう確実にどこもねえ、白抜きでこれへかぶってくるというのもほぼないですね。実務的にこれがここに、絵が入ってやりづらいということはないと思いますので、あと、ここの詳細なこの辺の説明については省いている自治体もあるがですけども、少なくともねえ、そんなに現実的に見づらいもんじゃないし、皆さんのあわせてつくられるこの手元へ残るほうはもう原本が残りますので、これが（スクリーンを示しながら説明）ねえ。ぜひ、まあ検討していただけるという答弁でしたので、まあねえ、そんなに高いハードルやないよということを申し添えておきます。

次行きます。④です。

諏訪市では、諏訪市に婚姻届を提出されたお二人に記念品として「結婚証」の発行をしています。また、法的な婚姻証明である「婚姻届受理証明書」にも、高島城や諏訪姫など、地元の観光地とか有名どころが入った新しい様式が加わりました。これ（スクリーンを示しながら説明）、ここはもういろんな種類の証明書を発行しています。ここによりますと、「結婚予定のみなさん、ぜひ諏訪市へ婚姻届を提出してはいかがでしょう。」ということで届け出の要件の改正をし、夫婦の住民登録が諏訪市以外の方でも、諏訪市に婚姻届を提出した方であれば結婚証を発行するなど、市民サービスにあわせて市外に対しての諏訪市をアピールするにも利用しています。先ほど言われたように全国どこでも出せるということを反対に逆手にとって、諏訪市はこれをアピールの材料に使うということをやっております。

まあちょっとこんな感じ（スクリーンを示しながら説明）かな。ほんの一部です。これは諏訪姫のかわいいバージョンのやつですね。ちょっとこう色っぽいバージョンとか

わいいバージョンがあって、あとお城とかあるがですけども、これは婚姻届受理証明書（スクリーンを示しながら説明）、こういったやつが手元に残ると。普通の書類というよりちょっと置いておきたいなとかね、そんな思い出に残るような、これは結婚証（スクリーンを示しながら説明）ですね。まあこんな感じです。

検討しませんかということです。これはそんなに費用もかからないしPRになるし、何よりも2人のすてきな記念になると思います。いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） まず、婚姻届受理証明書についてですが、これは法的な証明ですので、戸籍ができるまでの間に会社へ証明用として提出したり、パスポートの申請を早くしたいとかいうための目的でとられております。通常、証明としてご使用するなら、同じ婚姻届受理証明書は戸籍のシステムから使える350円の結婚届受理証明書というものもございます。ただ、ご質問にある結婚受理証明書と申しますのは、今現在これは1,400円、全国一律ですけれども、1,400円かかる証明書の分と思われます。

香美市では現在、戸籍関係の書籍や印刷物を扱っております専門業者から購入をした賞状タイプのものを使用しております。婚姻届受理証明書は今その専門業者からは1枚単位で購入できまして、発行件数も少ないところから、今のところ新様式のものを用意することは考えておりません。しかし、これにつきましては、長期に記念として残して置くということが用途として考えられますし、今後、発行件数等を考慮しながら、独自のものを作成することを検討してもいいんじゃないかと考えております。ちなみに、発行件数につきましては、平成27年度が4件、平成28年度は5件、平成29年度は2月末現在3件となっております。また、かわいいものということで件数がふえるということも期待はできると思います。

諏訪市が婚姻届を提出した際に、今画面へ出てます結婚証というものですが、これはさっきの結婚届受理証明書と違いまして、諏訪市が結婚の記念品として、市独自の特色を発信するシティプロモーションの1つに位置づけて活用をされているものです。

さきのご質問もそうですが、香美市の情報発信、PRに当たって、婚姻届を提出する機会というか、提出することをどう活用していくかということについて、それによって結婚証を活用するかどうかということも含めまして、今後、他部署とも検討をしていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 3番、利根健二君。

○3番（利根健二君） 最近というかね、ここ数年前に始めたキャラクターナンバープレートとか、先ほど同僚議員より提案のあった観光大使、現在検討中のSNSのほか、さきの質問のブックスタート、婚姻届、出生届等のソフト的な発想ですね、建物とか大きなハードじゃなくて、ソフト的な発想を利用した市民サービスとか市外へのアピール

は、比較的に予算もかからないし、みずからやっても楽しいやないですか。同じ書類が来てもねえ、文字だけのやつよりもやっぱりちょっと絵柄があったりすると楽しいし、また、その市民にとっても記念にもなると。

まあいつも言ってるんですけども、移住で言えば移住先を決めるための材料として、その地域の楽しさっていうのはすごい重要な要因です。特に定住も含めまして移住・定住においては、補助金や助成金のみで他の自治体とどんどんどん勝負していても果てがないことです。こういったちょっとソフト的なことで知恵を絞った事業で全国にアピールをすると、そういったものもあわせて行っていくことが大切やと自分は思っておりますので、今回質問は2つですけども、結果はねえ、そのソフト事業をうまく使って市民サービス、またその市外にアピールをどんどんしていこうやないかというような、トータルな香美市の戦略としてこれを捉えていただいて、実行をしていただきたいと思いますけども、市長、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

大変興味深い提案をいただいたというふうに思っております。まあもっともっとソフトになっていく必要があるんじゃないかというふうにおっしゃられております。行政にとりましては、この部分が大変弱い部分だというふうにも思います。正確であるべきだと、法令に基づいてとかいうふうなことをこれまでやってきましたので、比較のかたくなとかたくなというふうなところでありますけども、もう少し遊び心があったりとか柔軟に考えて、今の時代に合ったものを選択をしていくことも、これも大事だというふうに思いますが、もう少し勉強させていただいたり、あるいは多くの人の若い方々の声なども聞かせていただきながら、あるべき形をとっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○3番（利根健二君） 以上で全ての質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 利根健二君の質問が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 16番、比与森です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、9月定例会でも質問させていただきました市内小中学校での2学期スタート時、8月31日までの支援員・用務員の雇用について質問いたします。

9月の支援員の不在がないような雇用形態がとれないかの質問では、今後の検討課題

になると思うとの答弁でございました。

①です。

平成30年度、香美市内小中学校の2学期は8月27日月曜日からのスタートとお聞きしましたが、31日金曜日までの5日間、支援員・用務員雇用のための予算は新年度予算に組み込まれているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 比与森議員の支援員・用務員雇用についてのご質問にお答えいたします。

新年度予算案に、8月から雇用する場合の増額分は組み込まれておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 組み込まれていないということですが、雇用に向けた協議等はなされたのか、それとも補正で組む計画で来たのか。その当初予算案の段階での協議の内容があればお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

支援員等の雇用方法等の検討に時間を要して、新年度予算案に間に合わなかったというのが現実です。新年度に入って雇用者が確定した段階で不足が生じるようであれば、補正対応でお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 9月の質問でも言いましたが、不足が生じるようであればという今答弁でしたが、不足が生じたがゆえに今回質問をさせていただいてところで、②の質問です。

教育長、教育振興課長は、支援員・用務員不在に関して、校長会などで不満の声や要望をお聞きになっているのではないかと推測するところですが、教育長そして課長は、それぞれのようなご意見をこれまで校長会、また、ほか教職員の先生方からお聞きになったか、事例があればお聞きいたします。よろしく。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

学校からは、支援の必要な児童生徒への対応や給食の受け入れなどで困っている。また、2学期のスタート時に万全な体制で子どもたちを迎えたいといった声を聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 教育長はそれで変わらないという、もし、ほかにあれば。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

課長がお話をさせていただいたとおりでございまして、学校のほうからは要望が上がっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 要望が上がっているということで、③です。

昨年8月28日月曜日から31日木曜日までの4日間、支援員・用務員の雇用がなく、校長先生を初め教職員の先生方が大変に難儀をされ、プールの授業ができなかったことや給食の準備など、何点かについて9月議会で述べさせていただきました。

わずか4日間かもしれませんが、大変貴重な4日間であったと思います。9月の答弁では、支援を必要とする児童・生徒数を示していただき、その人数の多さに驚いたところではありますが、校長先生や教職員の負担軽減だけでなく、支援を必要とする児童・生徒のためにも支援員・用務員の雇用は必要であり、大切だと思う次第です。

平成30年度予算案には組み込まれていないということでしたが、何らかの対策が必要ではないでしょうか。今後の対応とともに、支援員・用務員雇用に対しどのような認識か、あわせてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

用務員・教育支援員等につきましては、2学期の始業日から雇用する方向で進めております。先ほど申しましたように、そのことによって予算に不足が生ずるようでありましたら、補正対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） そしたら確認で、最終的には雇用の方向であるということとよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 2項めの質問です。

物部町では、今から四十数年前ではないかと思われませんが、農作業の利便性向上を目指して地権者が私有地を提供したと思われませんが、道路整備が物部村内で行われています。当時40歳代であった農家の方々は、集落の先頭に立って道路整備にかかわっていたとの話もお聞きいたしました。

私が話を聞きました高齢のご婦人は、数年前にご主人を亡くし、体力的に農作業をすることも困難です。息子さんも県外で自立し、将来物部に帰る予定はなく、息子さんの

承諾を得た上で農地の売却を決断いたしました。地元地域で農業に従事する方が購入を希望されるまではよかったのですが、売却の進めを進める中で、道路整備がされた後、農地と道路になった部分の分筆がされていないことが判明いたしました。

道路整備が行われた当時、ご主人も若く元気に農作業ができ、地域全体に活気もあったのではないかと推測しますが、分筆していないことが四十数年後、まさか売却するためには分筆をしていなければいけないことまでは、気にとまらなかったのではないかと思います。分筆には数十万円の費用がかかります。税務収納課が発行しています上空からの写真を見てみますと、1つの集落ではありますが、先ほど述べましたような分筆が必要ではないかと思われ農地が何カ所か気になりました。体力的に農作業はできない、売買もできない、こうした農地が近い将来、数年後には耕作放棄地になりはしないか危惧するところでもあります。そういったことから、順次質問させていただきます。

①です。

数十年前に地権者が土地を提供し道路整備が実施された際、農地と市道の分筆が行われず、現在、売却したくてもできない状況にあると思われる件数は、推測で結構です、何件ほどあると推測されるのでしょうか。そして、こうした現状に対しどのような見解か、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

市内には、市道認定路線として路線数が約1,000路線、実延長としまして51万4,000メートルあります。その大部分については、先ほど議員さんも述べられましたが、農作業の利便性も含めた生活道として、赤線拡張などにより整備した市道と認識しています。路線数及び延長もかなりあり、また、筆数となるとかなりの数となることから、実件数などの把握はできていません。ただし、そのほとんどが地権者や地域からの要望による整備であり、口頭同意も含め施工同意の上での実施であると考えています。

また、売買などにより地権者等に不利益が生じる場合などについては、ケース・バイ・ケース及び予算のこともあります。事前に協議を行い、分筆費用の補助などの対応をとるようにはしています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 施工同意、まあ口頭による同意も含めという答弁でございましたが、文書として同意をされてるといような事例はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 合併前の話でもあり、物部町、香北町、土佐山田町とまちまちではありますが、一応文書でいただいているところ、登記完了後に寄附をしていたくような内容とか、種々さまざまではありますが、文書もございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） それと、先ほど答弁で、まあ予算案にもあったと思いますが分筆費用の補助、先ほど言った例ですけど、例えば30万円で売却しようとするその土地の分筆費用が30万円かかるとなった場合、その分筆費用補助はその対象となるのか。また、対象となるとすれば、どの程度の補助が見込まれるのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 限られた予算内での執行であるため、1件につき全部出すとかいう話にはならないと認識しています。ただし、土地売買に当たっては土地家屋調査士さんなり測量士さんなりが現地へ入っておるという中で、そちらの調査士さんと話して、費用の一部と登記の諸雑費的なものを補助しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ②です。

分筆されないまま市道となった箇所でも、担当課からの申し出により市道となった土地については固定資産税が減免されているようですが、何の措置もされてない市道では、固定資産税が農地として課せられていることはないのでしょうか。現状についてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

非課税路線数などの把握はできていません。ただし、そのほとんどが地権者や地域からの要望による整備であるため、税金等の処理も含めた実施であると考えています。ただし、年数もたち、持ち主が変わった場合などもあるため、要望や協議があればできる限りの対応はとっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 要望や協議があればできる限り対応ということですが、課長となってから、また合併してからでも、具体的にこういった事例があって対応されたことがあればお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほども述べましたが、特殊な案件もありケース・バイ・ケースとはなりますが、一応そういう話があり、現地調査し、市の職員のほうで測量図、簡単な面積を出し、その分を税務課のほうへ協議という形は年に数件ございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○ 1 6 番（比与森光俊君） 税務収納課長にちょっとお尋ねしますが、税金等も含めた実施であるとの建設課長からの先ほど答弁でございました。長い年数の中、口頭による同意をされた方が亡くなり、そのことが後継者に伝わらず、市道として活用されている場所に対しても固定資産税がかかっていることがあろうかと思いますが、それは税法はわかりませんが不当ではないか、その辺見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 市道等になっている個人所有の固定資産税については、まず登記簿の地目等で税金等はかけておりますので、そういった面では不当ではないとは思っておりますけど、実際にはその公衆用道路的なものにはかかっているという例は数多いと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 6 番、比与森光俊君。

○ 1 6 番（比与森光俊君） 大分あるという認識でございますが、実際自分も大分あるように思います。それで、先ほど言いましたように、後継者が固定資産税を払うことが不当ではないかということが、訴訟までいかなくても市に対してあった場合、どのような処理がされるのか。また、それまで払った固定資産税についてはどうなるのか。わかる範囲で答弁をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） どんなやり方があるか、ちょっと今のところ調べてないところなんですけど。その面積等がわかればですよ、その 1 0 0 平米のうち、1 0 平米は公衆用道路部分であるとかいうやり方が可能かどうかわかりませんが、そういうことができるかもしれんですし、まあ一番はつきりするのは分筆ということになるんでしょうけど、分筆は大変お金がかかる問題です。でなかなか難しいと思います。個人からですね、そういったことで要望があるのは多少はあるとは思いますが、大きく問題に発展したことは今のところ僕のおる限りはないです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 6 番、比与森光俊君。

○ 1 6 番（比与森光俊君） これまでにはなかったということで、これまでに理解しますが、今後、先ほど述べましたように、元気だった方が高齢化するとともに、後継者の方に詳しく話が伝わってないと今後その固定資産税についても問題として起こりかねないことだということを申し上げまして、③に移ります。

今回述べましたように、農作業や生活道として利便性向上を目指しての道路整備について、地権者から多少なりとも土地を提供していただいての整備の場合、本来どうあるべきかお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

本来なら用地買収及び補償などを行い、分筆及び移転登記終了後に事業を実施すべきと考えていますが、地域からの要望等に現行予算及び人材で精いっぱいの対応をとるには、ある程度施工等同意による事業実施については、仕方がないものと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ④の質問に移ります。

地籍調査の早期実施を求める声を耳にしました。地籍調査を実施すれば解決の糸口になるのでしょうか。どのような効果が見込まれるのか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 地籍調査事業では、土地の一部の地目が異なる場合、土地所有者の同意を得て現況地目に応じた分筆が可能となります。分筆がされないまま一部が市道となっている農地等についても、地籍調査事業において市道部分とその他の部分とに分筆することができるので、土地所有者にとっては、農地の転用時等に必要な手続の省略につながることで負担が軽減されることや、それぞれの土地が現況に即した地目となり、適切な課税がなされることなどの効果が見込まれます。ただし、地籍調査では所有権の移転は行っておりませんので、土地の名義については従来そのままとなります。

現在、香美市では、山間部における土地所有者の高齢化や費用効果、合理性等を考慮し、山間部を中心に前年度の調査区域に隣接した区域の調査を順々に進めています。地籍調査事業の早期実施が、未登記である市道についての問題解決につながることは間違いありませんが、ただ時間がかかるなどの問題もあり、地籍調査事業にの対応には限界があるとも考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 地籍調査は100年、200年かかるというふうにもお聞きしてます。

先ほど述べましたように、日ごろ農作業道、そして生活道としての私有地で、市道として分筆されていない部分についての優先的な地籍調査というのはできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

件数が件数、物部町だけではなく香北町、土佐山田町分にも、先ほど言いました路線分全てがそういう形になっておるという関係もあって、その部分だけ抽出してというわけにはなかなかいかないものと考えています。また、地籍調査業務については、法定外公共物、赤線、青線、河川など、それと先ほどから問題になっている市道等について、それと地形物、段差とか崖とかという形もあり、連続性があります。あわせて、測量の基準点等も隣接地でありますと同じ基準点等が使用可能となり、またあわせて、地権者

等についても隣近所ということで同一所有者が多いため、経済的に実施可能である隣接地域へだんだん広げていくような形をとっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） ということは、優先してできないということですね。

最後、⑤の質問です。

年齢とともに農作業ができなくなり、後継者もなく売りたいくても売ることのできない農地、そして耕作放棄地に。こうした問題が今後、香美市の大きな課題になりはしないか、大変危惧するところであります。解決のための早期対応が求められるのではないかと思います。今後の対応についてお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 市道に関しての回答になって申しわけありませんが、登記等も含めた市道維持管理については、道路点検などにより劣化状況等を把握し、交通量などを考慮した改修計画を立てて実施しなければなりません。全体の対応がおくれているのが実情です。その中で市道等に関する要望も数多くあり、現地調査や地元自治会との調整を重ね、より効率的な道路事業の推進に努めておりますが、地域からの要望手法もさまざまであり、現行予算及び人材では、登記等作業まで追いついてはいません。時間等の諸問題はありますが、地籍調査事業等により対応を進めていくしかないものと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） これ産業振興課長にお尋ねしますが、道路事業ということで①から⑤まで建設課長のほうから答弁いただきました。自分の質問の思いは、さきにも述べましたように、こうした問題が山間地域での耕作放棄地の増大につながりはないか、まず、それが第一の危惧するところでありました。産業振興課長として、現状に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃられるとおり、耕作放棄地の問題は中山間地域における大きな問題となっております。当然今現在、産業振興課のほうでは、中山間地域等直接支払制度とか多面的機能支払交付金とかを使いまして、農道・水路等の改修を行いながら、少しでも耕作放棄地が少なくなるように努力しております。また、基幹産業もなかなか、山間部におけます基幹産業と言いますと香美市の場合ユズですが、ユズの後継者等も少なくなってきたような関係もありまして、また、農産物の出荷につきましては当然市道・農道等が必要となりますので、そういう面も含めまして、順次皆様のご協力を得ながら、耕作放棄地の縮小に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 16番、比与森光俊君。

○16番（比与森光俊君） 現状についての見解をお尋ねしました。ほんとに近い将来より大きな課題・問題となりはしないか危惧しますが、今後の対応をよろしくお願いして、私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 17番、依光美代子でございます。一問一答方式で質問をさせていただきます。通告に従い、4点について質問をいたします。

最初に、芸術祭についてお尋ねをいたします。

この物部川流域の3市で国際芸術祭の取り組みができないかについてお尋ねをいたします。

夢のような話と思うかもしれませんが、芸術祭はここ数年で大変注目を集めるようになってきております。その開催地域の地域資源を活用して、アーティストに作品づくりをしてもらうアートによる地域づくりの取り組みが、今全国各地に広がっております。その芸術祭は開催年次はそれぞれ違っており、2年に1回のビエンナーレや3年に1回のトリエンナーレのどちらかです。

少し紹介をしますと、北から順番に行きますと、札幌市の「札幌国際芸術祭」、これは音楽が主体のような取り組みでした。次に新潟県の「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」、そして、石川県の「ビエンナーレいしかわ秋の芸術祭」、長野県大町市の「北アルプス国際芸術祭」、千葉県市原市の「中房総国際芸術祭いちほらアート×ミックス」、鹿児島県種子島の「種子島宇宙芸術祭」、そして皆さんが一番ご存じの香川県の「瀬戸内国際芸術祭」があります。

これらの芸術祭で最も成功しているのは最後に紹介いたしました「瀬戸内国際芸術祭」、いわゆる「瀬戸芸」です。皆さんの中でも行かれた方もいらっしゃると思います。2016年に開催された瀬戸芸の香川県内の経済波及効果は、日銀などの試算によりますと約139億円と言われ、2013年開催の前回と比べ5%ふえております。地域経済に大きく貢献をしています。そして、その効果は経済効果のみならず、訪日客や滞在時間の長期化といった成果や、島への観光客や移住者も増加をしており、休校していた小学校が再開するといった効果も呼んでおります。

では、なぜ各地で芸術祭がふえているのでしょうか。その背景には、過疎化や少子高齢化、地域の衰退を何とかしたいという切なる思いがそこにあるわけです。芸術祭の開催により、地域住民と来訪者の交流により地域の活力を取り戻し、地域の伝統文化や美しい自然を生かした現代美術を通して、地域の魅力を地域外に向けての発信や多くの交流人口の拡大につながっております。

芸術・文化行政は、住民の文化的な生活、特に心の豊かさを涵養するためにも必要で

す。近年、高知県内では、芸術祭の視点ではなく観光や交流人口の拡大を目的に、地域の食と自然を一体的に生かした博覧会の開催を継続しています。2010年には「土佐・龍馬であい博」、2013年には県内の西南地域6市町村で「楽しまん！はた博」、2015年には東部地域の9市町村で「高知家・まるごと東部博」、この経済効果は地元紙の報道によりますと約7.5億円と言われております。また、2017年、昨年から今年にかけての2年間「志国高知 幕末維新博」、先日の新聞報道によると、開始後1年間の来場者数は24会場で157万人でした。数字でははかれない相乗効果も出ているようです。来年2019年には、嶺北地域の4町村で「土佐れいほく博」が予定をされております。県下各地で取り組みが進められております。

しかし、物部川流域の3市がすっぽり抜け落ちています。合併前の土佐山田町では、「高品位定住都市、文化のかおるまち」を掲げておりました。この3市には芸術祭に適した素材、多くのアーティストやフィールドがあります。これを生かして物部川の3市合同による芸術祭の開催により、観光や交流人口の拡大を図るべきと考えます。

物部川流域には、紀貫之や物部氏など歴史的にも魅力があり、海、山、川など素晴らしい自然がいっぱいです。芸術祭にふさわしいフィールドがあります。南国市には白木谷国際現代美術館の武内先生、全国的にも有名です、世界的にも著名です。そして、歴史民俗資料館など。香美市には美術館の都築館長は立体の立派な先生でございます。美術館周辺の森や平山など、フィールドはたくさんございます。そして、香南市には絵金蔵など。この3市には、絵描きやいろいろなアートをやっている芸術家がたくさんおいでます。そこに生きる人々の人情、風土に根差した食文化などは、創作するアーティスト、その作品を見に訪れる人々をきっと魅了することと思います。

当初は雲をつかむ夢のような話と思ったでしょうが、意外と身近に人材もあり、フィールドもあり、物部川流域の3市合同による国際芸術祭の取り組みができそうに思いませんか。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課長、岡本博章君。

○生涯学習振興課長（岡本博章君） 依光議員のご質問にお答えします。

議員が提案されました物部川流域の3市による国際芸術祭の取り組みにつきましては、趣旨及び事業内容等についてお聞きしましたので、香南市・南国市の担当部署と協議の場を持ちまして、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 3市で検討してくださるということで、ぜひ検討をお願いしたいと思います。検討の前にこの本市内でも、話し合った上での協議をぜひお願いします。文化芸術は生涯学習の分野でもございますが、この取り組みによって観光、人がこの町を訪れてくれるという相乗効果もありますので、そういったことを検討した上で3市での検討してくださることに期待申し上げ、次の質問に移らさせていただきます。

2 点目に、児童クラブについてお尋ねをいたします。

児童クラブの新築事業の現状と今後のタイムスケジュールについて、お尋ねをいたします。

最初に、山田小学校児童クラブの施設建設は平成 29 年度に取りかかる予定でした。児童を初め関係者の皆さんは大変待ち望んでおりましたが、このたびの一般会計予算の補正で減額され、平成 30 年度へ繰り越しとなっております。平成 29 年度 9 月補正では用地測量業務費を計上し、測量に取りかかるものと受けとめておりました。山田小学校で保護者に児童クラブ建設候補地の説明会を行い、議会では、用地取得に時間がかかっておりますが、設計予算を組んでおりますので、できるだけ早く取得して年内に設計を行いたいと考えておりますと答弁がございました。平成 29 年度に施設の建設に向け、どのような取り組みをしてきたのかお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 依光美代子議員の児童クラブについてのご質問にお答えいたします。

山田小学校児童クラブにつきましては、建設予定地が民有地であり、権利関係等について関係者間での調整に時間を要しております。現在も調整中ではありますが、来年度に調整がつく見込みであるとお聞きしておりますので、繰り越しとさせていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17 番、依光美代子さん。

○17 番（依光美代子君） 民有地であるため、その調整に大変時間がかかっており来年度にということですが、その調整に大変時間がかかっておるということで相手の方とのその連絡をとり合ってきたかと思いますが、この用地取得に皆さん大変ご尽力なさってきたというのもよくわかりますが、相手の方とのその連絡は何回ほどとってきたのか。そして、またこの事業がおくれている原因は結局ここの調整が時間がかかったということだと思うんですが、その相手の方とのその進行状態についての連絡は何回ぐらいとり合ってきたのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

連絡の回数までは記憶しておりませんが、ほんとに民有地でありまして、その民有地の権利関係がすごく複雑となっております。その権利関係を整理するのに非常に時間がかかるということで、弁護士さんにも入っていただいて、それらの問題を解決するように進めていただいております。せんだっても地権者の方とは連絡をとって、どのぐらいで調整がつきそうかというお話もさせていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17 番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 先日も会われてということで、来年度にその調整がつくということですが、来年度どれぐらいをめどにしていますか。来年度いつぐらいだったらできるというようなことでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） いつというはっきりしためどではないですけど、夏ごろまでには何とかなるんではなかろうかというようなお話は伺っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 夏ごろ、うーん。その民有地の権利関係で時間がかかっているということですが、弁護士さんも入ってやったださっているということですが、そこに対して、市としてお手伝いできることはありませんかとか、そういう働きかけ、支援の方法はないだろうか、そういう話し合いとか声がけというのはなさってませんか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

その用地につきましては、先ほども申しましたように権利関係が大変複雑で、地権者の方も個人ではなかなか解決できないので弁護士さんとかを紹介していただけないかということで、市としては紹介をさせていただきました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） わかりました。そしたら、弁護士さんを市が紹介してということであれですが、やはりそのままにせずに、その後どうですかという声がけをぜひ続けてお願いをしたいと思います。やはりそのままにすると、相手さんも大変忙しい方だからなかなか前へ進みにくいかと思いますので、こちら側としてできることの手だてをぜひお願いし、②の質問に移らさせていただきます。

平成30年度一般会計予算には、新築工事設計監理委託料として1,709万4,000円が計上されています。その詳細についてと、施設建設に向けてどのようなタイムスケジュールで取り組むかについてお尋ねをいたします。

金額の資料をお願いをしてありましたけど、この件について資料が来てませんので、数字を言うときには少しゆっくり目をお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほどの新築工事設計監理委託料につきましては1,700万円余りですけど、これ2つの施設が入っております。それで山田小学校児童クラブのほうが約1,367万6,000円、端数はあるんですけども、それと片地小学校児童クラブのほうが約341万7,000円となっております。

スケジュールにつきましては、先ほども申しましたけれども、山田小学校の児童クラブにつきましては、用地取得のめどがつき次第に用地測量を行った上で用地買収を行い、できれば11月ごろには設計の入札、平成31年度には建設に入りたいと考えております。片地小学校の児童クラブについては、平成30年度中に設計の入札を行い、平成31年度には建設に着手したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 山田小学校が当初の予算より設計監理委託料が増額をされたということですが、その予定として、そしたら、当初山田小学校の中に2つの児童クラブということでしたが、これが3つになるとか、広さが当初の予定より広くなるということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 議員のおっしゃるとおり、当初2つで考えておりましたけれども、やはり学校の近くに建てるとなると利用希望者もふえるだろうということで3つを想定して、少し大きなものを予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） わかりました。

それでタイムスケジュールですが、その山田小学校においてはめどがつき次第購入をし、できれば11月に設計の入札をし、平成31年度に建設というご答弁をいただきました。ぜひそのタイムスケジュールをきちっと、一度策定するということが大事かと思うがです。やっぱり書面に書くことでその目標が定まり、その目標に向け業務を進めることができると思うがです。その事業が思うように進まなかったら、どこに原因があり、その問題解決するにはどのようにすべきかを検討することができると思います。山田小の場合その用地の取得ができない、時間がかかっている、やはりそこへのその声がけであったり支援をしていく。そのためにも、やはり思いだけで進めるのではなくタイムスケジュールをきちっと策定し、そして、その情報を課内で、皆さんで情報共有をして、担当者のみに任せるのではなく課長を初めチームとして進めていく、そんなことが大事と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

用地取得後のスケジュールについては順番といいますか、それについてはもうあらかじめ決めておいて、そういったことについても課内で情報共有はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○ 17 番（依光美代子君） ぜひそういう方向でお願いをします。

それで、少し 1 点心配するのは、山田小学校の児童クラブがそういう形でおくれてますが、昨年の議会でも取り上げられてましたけど危険箇所への対応、すぐ建てるからほんの少しだけ手をかけるというような状況でしたが、その危険箇所への修繕に対してはどのような対応をしてきたのでしょうか、今後するつもりでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 現在の児童クラブの建物につきましては、補正もさせていただいて、崩落、壁の一部が剥げたりしている部分については、修繕をいたしました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17 番、依光美代子さん。

○ 17 番（依光美代子君） 修繕をされたということであれば安心です。ほんとにいつ落ちてきてもおかしくない状態でしたので、大変心配をしておりました。

それともう 1 点ですが、片地小学校も平成 30 年度に進めていくということですが、この片地小学校の校庭内の用地について、学校側との話し合いは了解は得られておりますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

学校長とは何度かお話しして、建てる予定であるのでよろしく申し上げますということで、お話はさせていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17 番、依光美代子さん。

○ 17 番（依光美代子君） 済みません。少し私が的確に受けとめてなかったので再度、その片地小学校の児童クラブのタイムスケジュールというのは、平成 31 年度のいつごろ入札、設計をめどにしておりますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

設計の入札の期日はまだ決めておりません。新年度に入ってから、なるべく早く進めていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 17 番、依光美代子さん。

○ 17 番（依光美代子君） 新年度なるべく早くということで、期待をしております。

そうしますと、次の質問に移らさせていただきます。児童クラブ指定管理に關しての質問をさせていただきます。

最初に、平成 30 年度一般会計予算に児童クラブ指定管理料 7,624 万 2,000 円が計上をされております。昨年と比較すると約 1,000 万円の増額となっております。平成 30 年度は非常に重要な 1 年になろうかと思ひます。何か新たなことが見込まれる

のでしょうか。

ここに資料をいただきましたが、昨年と比較して特にこの予算が大きく変更したとかいう点についてお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

お手元に平成30年度の資料をお配りしてありますけれども、まず、表の中ほどに運営費等（国庫補助）と書いた部分があると思いますけれども、この単価がほぼ軒並み上がってきました。下のほうに平成29年度、平成30年度を比較した欄がありますけれども、全ての項目でかなり額が上がってきております。それと、もう1点として、右寄りに学びの場充実というところがありますけれども、ここで防災対策というのが新たに加わってきておりまして、この分も追加となつて約1,000万円の増額となりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 国庫補助のほうが上がってきたということですよね。それと、防災対策の事業をするということですが、昨年度の議会でも、児童クラブによって、その賃金の差があったり処遇が違ったりいろいろするから、その統一に向けてこちらでも支援していきたい、指導していきたいというご答弁があつてますが、その辺はどのように指導をしてきたのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

指導員さんの雇用条件等につきましてはかなり改善されて、統一までは至ってなくてもかなり平均化されてきたかと思えます。それにつきましては、また来年度の運営方法などの検討にも向けて、そういった面もさらに検討、協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移ります。

平成30年度は、保護者会への指定管理から香美市の実情に合った新しい運営方式の実現に向け、1年かけて取り組むと説明を受けました。子どもたちが同じサービスを受けられる体制や環境、そして、指導員がどの児童クラブで働いても同じ条件で安心して働くことができ、保護者も安心して預けることができる体制づくりが進められています。平成30年度の指定管理者制度の更新時に、新たな運営方針について保護者会への説明はできておりますか。もし、できていなければ今後どのように進めていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

1月に、各児童クラブが集まる定例会において方向性等について大まかな説明を行っておりますが、4月下旬には、スケジュール等も含め再度説明を行う予定としております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 1月にその定例会があって大まかな説明、これは指導員の先生方ではなく、保護者会の会があって大まかな説明をしたのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 1月の分につきましては、指導員の定例会です。保護者会につきましても、新たな役員さんが決まった段階で、改めて方向性とかいったものの協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 指導員の先生方にお話しすることほんとに大事、皆さんも不安な気持ちでお仕事をするようであってはならないからあれですけど、その指定管理の委託を受けてる委託先っていうのは保護者会ですので、やはり保護者への説明、やっぱりコミュニケーションを十分にとり意見交換、そういうことが大事と思いますが、そしたら、新しい新年度になってから行う、4月中に行うということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 先ほど申しましたとおり4月下旬にまた定例会ありますので、そちらのほうでまた指導員さんたちと協議を行います。それと、5月になったら役員さんも固まって新しい役員さんの顔ぶれも出そろうと思いますので、そちらでまた、それからあと、指導員・保護者の皆さんと協議は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 保護者会と話し合うのは5月ぐらいになると、役員さんが新しゅうなって。そこで私がちょっとこう腑に落ちないのは、この指定管理者制度というのは保護者会が受けるんですよね、その新しい1年間として。そしたら、現在受けてる保護者会の役員さんへの説明はどういうふうにしてるのでしょうか。

ごめんなさい。4月から新しく1年間で指定管理を保護者会がしますよね。その1年後に新しい運営方法で移行するということを、新たにその指定を受けるために、予算書とか計画書を出してきてますよね。そのとき、どのようなお話ですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

確かに新年度１年かけてということで、予算も上げさせていただいております。今回、平成３０年度に新たな組織といいますか、新たな運営方法を考えていきたいということで、その点につきましては保護者会にもお話をし、今回の指定管理をさせていただくことにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １７番、依光美代子さん。

○１７番（依光美代子君） それでは、次の質問に移ります。

その新たな運営組織というのを平成３０年度１年間かけてつくり上げていくということですが、年度末、３月末までかかっていたら次への移行がなかなか厳しいものになるんですが、平成３０年の何月ごろを目標に整える予定でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

保護者会や指導員と新たな運営法や組織のあり方について協議を進めていき、１０月ごろをめどに方針を固めた上で、年内には指定管理者の募集を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １７番、依光美代子さん。

○１７番（依光美代子君） １０月ごろをめどにということで、年内にそういう受け入れ先を決めるというか、指定のその選考に当たってはやはりあれですか、新たな運営組織にも公募型のプロポーザル方式で行うようになりますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） プロポーザル方式で行いたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １７番、依光美代子さん。

○１７番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移らせていただきます。

全ての児童クラブがこの新しい運営組織のもとで一つになって運営していくのかどうか。まだ保護者会のほうにお話をされてないからわからないかもわからない。その辺はどんなふうに考えておられます。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

全ての児童クラブが一つになるのが理想ではありますが、各児童クラブの意向も踏まえた上で、保護者会や指導員と協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １７番、依光美代子さん。

○１７番（依光美代子君） そうしたときに、現状のまま保護者会で指定管理を受けてやるということも受けとめて、ともにこう並行してやっていくという考えだというよ

うに受けとめたんですが。そうしたときに新しい、新しいというか、平成31年度の指定管理の指定の選考をやるときに、公募型プロポーザル方式で行いますよね。そうしたときにも、そしたらうちの児童クラブは保護者会で行きますよと言うたときに、その保護者会も同じくその公募型のプロポーザルへ応募をし、プレゼンをやりということで選考していくということですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） まだ各児童クラブの意向といいますか、一つで残りたいというところがもしかしたらあるかもしれませんが、その部分についてはまだ協議もされておられませんのではっきりはしません。プロポーザルになるのか、一つでもプロポーザルするののかどうかっていうところまでは、ちょっとまだ検討していません。今後の協議になると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 今後の協議、検討をしていくということですが、やはりそこを同じ、公平にやっていかなければならないということが第1点と、それと一番心配するのは、保護者がほんとに大変な思いで今受けてるんですよね。だから、その大変さを指導員さんが見かねて、指導員さんがほぼ会計も全てし、会長さんにこれでいいですかねという形で判こをもらって、提出をしてるところもあるんですよね、現実的に。もしそういうところが残って、指導員さんが主導でやられるというようなことがあってはなりませんが、そういうこともきちっと保護者会に説明をしてするべきと思いますが、その辺はどのように考えておられますか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今回、保護者会が今まで指定管理を受けていろいろ苦勞されてきたということで、そこを解決するために新しい運営方法を考えていこうとしております。もし、うちの児童クラブはもう全て順調にいつているから、単独でやりたいというところがないとは限りませんが、基本的には保護者会の負担を少なくして、運営できるような方法で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 保護者は働いて大変だから、子どものことは心配、それもあり安心して預けれる児童クラブへということで預けているがです。その経営、運営まで担っていくというのはほんとに負担なことですから、ぜひそこを肝に銘じて負担を軽減するというので、公平な立場でまた指導を行い、よりよい方法にいきますことを期待しております。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午後 2時06分 休憩）

(午後 2時20分 再開)

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

大規模災害の対応についてお尋ねをいたします。

最近、大規模災害に対する報道がふえたように思います。私は、それだけ危機が近づいているのではないかと感じております。先ごろ、高知県では大規模災害、南海トラフ地震の発生予想が、今後30年間の発生確率が70%から80%に変更されました。ますます大規模災害などへの備えが重要となってきます。確率が上がったとはいえ、私たちの認識はまだ大丈夫と考える人が多いのではないのでしょうか。

昨年末に、滋賀で災害対策の研修を2人の講師より受けました。1人は、関西大学社会安全研究センター長で災害対応力の強化や災害などの研究をしながら、人と防災未来センターのセンター長でもある河田先生と、熊本地震発生後に災害対応の陣頭指揮を任された熊本市役所の井上危機管理監の研修を受講し、再認識をさせられました。

河田教授は、阪神・淡路大震災以降、災害時の自治体の災害対応力の強化や課題などについて、啓発・発信をしてきました。全国の自治体では災害対応策が行われてきましたが、その後に大規模災害などに被災した自治体では、その阪神・淡路大震災以降に言われておる3つの教訓、「日ごろやっていることしかできない」、2つ目は「日ごろやっていることも満足にできない」、3つ目は「日ごろやっていないことは絶対できない」は生かされず、パニック状態だったようです。

熊本市の状況を少しお話をします。

熊本県では、突然大地震に襲われた直後の市役所では、ほぼ全職員が初めて経験する事態に動揺して、何をどう対応するかがわからず、職員の安否確認も十分できず、参集状況もよくわからない状況の中、次から次へと殺到する電話対応でパンク状態でした。本庁舎や支所にも多くの避難者が押し寄せるが、何をどう対応するかの体制づくりにも数日かかり混乱が続き、いかに対応マニュアルが役に立たないかを実感したそうです。被災して初めて日常防災の重要性を改めて認識し、再び同じ過ちを繰り返さないように、日ごろの準備をしてほしいという研修を受けました。その研修を受け、本市の状況が少し心配になり、大規模災害に備えての対応についてお尋ねをいたします。

最初に、大規模災害の発生時には、各課・各職員の初動対応が重要となります。現場では、いつごろまでに何を開始、継続するかの判断が求められます。各課では、災害時の役割分担や業務の確認はどのようにしておりますか。そして、課としての災害対応能力強化の訓練はどのようにしておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担うとともに、膨大な災害対応業務を長期にわたり実施することになります。本市では、震度５弱以上の地震発生時を想定し、優先的に実施すべき業務、応急対策業務を特定するとともに、業務の執行体制や継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定めた業務継続計画、いわゆるＢＣＰを平成２７年１０月に策定しております。

この計画では、地震発生から６時間後まで、７２時間後まで、２週間後まで、１カ月後までの４つの局面において、人・もの・情報などの資源を応急対策業務に集中し、それ以外の通常業務を中止または縮小させる非常時の活動基準を示しております。

応急対策業務の内容につきましては、全職員に災害時職員初動マニュアルを配付し周知に努めております。これに加えて、香北・物部両支所では支所版の初動マニュアルを、環境上下水道課では下水道業務継続計画とタイムラインを作成し、担当業務の確認を行っております。また、医療救護面では、地域の実情に沿った活動イメージとタイムラインを示した医療救護活動行動計画の策定を進めております。

全ての部署での訓練実施には至っておりませんが、本年度は医療救護訓練、遺体対応訓練、上下水道の県下合同訓練を行い、関係課が参加したほか、消防本部でも情報管理、消防活動指揮本部運営のためのシミュレーション訓練、高知県緊急消防援助隊受援・応援合同訓練を実施しました。

また、総務課が担当する職員研修にも防災研修を取り入れております。中央東福祉保健所長を講師として招き、「南海トラフ巨大地震への備え」と題して行った研修では、被災直後の混乱期をどう乗り切るか、その心構えについて学習しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） １７番、依光美代子さん。

○１７番（依光美代子君） 応急対策業務、ＢＣＰも作成し、それに向けてやっтерというご説明、よくわかりました。

１点、今回私が質問させていただくのもそういう業務、役割分担を決めてるけれど、各課でうちの課は何の業務で何とか班に行く、あなたはこの業務の分担ですよという、そういう役割分担の確認というのは各課でどのようにしているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市業務継続計画（ＢＣＰ）につきましては、応急対策業務につきましてそれぞれの部局、これは各課が所属しておる部局ということになりますけれども、課ごとにその業務内容を挙げまして、時系列でこれに取り組むといったことを示しております。それにつきましては、統一的には防災対策課から確認行為は行っておりませんが、各所属のほうで、それぞれの業務につきまして、どういったものが割り当てられておるかといったことを確認しておるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 業務計画に明確に書いてあるから、各課がそれに向けてやってくれてるだろうと思いますと。

思いますではだめなんですよ。皆さんにこの災害時職員初動マニュアル配ってるという、とてもいいことだと思います。しかしながら、私、昨年ある方に聞いたんです。いろんな話の中からその防災の話になって、「ひょっと、あなたは災害が起こったら何の役になってる」、「えっ、そんなこと突然言われてもわかりません」って、「えっ、そうじゃないろう」って言うたけど、現実そうだと思うがです。それで今回出ささせてもらった。

最初の1ページ、少し読まさせていただきます。

「職員の心構え」の中に、途中省きますが、「いつ災害・事故が発生してもあわてないよう、職員各自が防災・危機管理について深い関心を持ち、日ごろから自己の分担業務を確認し、把握しておくことが大切です。」。ここにありますよね、「日ごろから自己の分担業務を確認し、把握しておくことが大切です。」と。そして、次に「職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に習熟しておくこと。」という点がございます。

こういったことが各課で確認をされているかどうかという確認はやっていない、やっていなければ今後どうしなければいけないか。多分この質問の通告文をほかの各課の課長さん、それぞれ見られたと思います。ご自分の胸に手を当てて、うちはどうかなということのを少し思ってください。ほんとに今すぐに起こるかもわかりません。そうしたときに、ほんとにそれがわかってなければパニック状態。熊本市の陣頭指揮とられた方が言ってました。そういうマニュアルがあり、あれして、だけどどこかにまだまだ起こらないということがあったから、その当日、もうほんとに10日ぐらいは大変であったというお話を聞きましたけど。今後このことに対してどういように対応していけるおつもりでしょうか、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） 依光議員のご質問のほうでも触れられておりましたが、日常防災という観点に立ちまして、今後はそれぞれの課の職員が果たすべき任務につきまして十分に習熟するように、定期的にそういった確認行為を行っていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひその方向でお願いをいたします。

それと、もう一つは先ほどいろいろな研修を受けられてるというお話も伺いました。しかしながら、災害が起こったときに、特に防災対策課の職員のリーダーシップということが求められておりますが、その防災対策課の職員としての研修はどこでどのような

研修を受け、災害対応能力のスキルアップをしておられますか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

課独自の研修といったものは現在のところ実施できておらないところですが、県下的に行われる研修の機会といったものを捉えまして、これには必ず参加し、スキルアップを目指しておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 以前にもこの議会でも出てましたが、防災士の資格を持つての方は何名おいでます？課の中に、防災士。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

現在、防災対策課員の中で防災士の資格を取得しておるのは2名でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 2名ふえたということはすごく心強いことだと思います。

やはり常にこう新たなことを研修をしていく、情報なり入ってくるから、それは大事。香美市独自でっていうと、なかなか忙しい業務の中で厳しいところもあるかと思いますが。1つ提案ですが、その人と防災未来センターで自治体向けの、1週間なんです。その防災についてやってる、とてもいい研修をやっていますが、そういうことも検討するということはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

スキルアップのためには、あらゆるそういった研修の機会を捉えることが必要であると考えますので、今後そういったことに参加できるかといったことにつきまして検討したいと考えます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） それでは、次の質問に移ります。

先ほどの説明の中に訓練、いろんな医療救護だとか遺体対応だとか上下水道の合同訓練があるだとか、それから、今までも保健所の研修であったり、いろんなその訓練に参加してきたという説明がございました。その訓練後の振り返りはどのようにしておりましたか。その中でどんなような課題がありましたか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

各訓練の実施後は、関係者による検討会を通じて、課題の抽出と解決策の整理を行っております。

医療救護訓練では情報伝達体制の不備や使用する帳票類の様式の修正、遺体対応訓練

では必要な物品の不足、上下水道の訓練では民間委託事業者との連携強化などが課題として挙げられております。課題の解決につきましては、対応可能なものから順次取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 課題を見つけ、その解決策まで話し合ってるということで、その課題に向け、対応できることから順次対応をしているという答弁でしたが、解決策はとりあえずできることからということで、どんなことに取り組まれたか。それから、遺体対応訓練については物品の不足ということが挙げられておりましたが、物品の不足とはどんなものがあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

課題の対応ということでございますけれども、まず物品の不足につきましては、遺体安置所、検死検案所の運営に要する備品ということで、これは遺体の収容袋等ではないかというふうに考えております。それと、対応可能なものから順次ということでございますけれども、まずは使用する帳票類で、やはりここをもう少し修正したらどうかといったご意見もありましたので、それにつきましては手直しを始めるといったことで、はい。準備をしておるところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） ぜひ対応できるものから、そして改善に努めていってもらいたいと思います。

そしたら、次の質問に移らせていただきます。

最初の質問とも関連してきますが、新年度には新入職員や異動がありますよね。そうしたときに各職員の自分の役割の確認、先ほどこれからそういうこともしていきたいと思うけど、やはり各課が新年度、新しく始まったら皆さんがそういう、うちの課は災害対応のときの応急対応業務はここですよ、こういう役割がありますよという確認が必要だと思いますが、それに対してはどのようにしておられますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

人事異動による配置がえのため、防災体制に空白が生じることがあってはならないものと考えております。全職員に災害時職員初動マニュアルを配付し、一人一人が防災対策要員であることを常に認識し、あらかじめ定められた配備体制と自己の任務について十分習熟するよう求めています。

新入職員に対しましては、辞令交付後のオリエンテーションの際に、地域防災計画及び災害時職員初動マニュアルを配付し、公務員として災害時の業務に当たる責務がある

ことを自覚させ、自身の所属部局の応急対策業務などの内容を確認するよう促しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 新入職員さんに対しては、そのオリエンテーションの中でやっているということで、よく理解できました。しかしながら、その異動があつて異動職員さんには十分でないので、皆さんが十分に熟知しておられるし、マニュアルを配ってるからというその熱き思い、期待感は課長のほう十分わかりますけど、そうだろうと言うてもなかなか徹底できていけませんので、せめてその年の初め、そしてまた後半に一度ぐらひは、うちの課はこうだよとお互いがこう情報共有する。そういうことを年に2回は確認の日というか期間、この期間内に各課がその確認をするんだよということができないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご提案いただきました方式につきましては、やはりこれからの防災体制の整備には必要なことであろうかと考えますので、検討させていただきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

本市の受援計画の状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

さきの熊本地震で被災した熊本市役所の危機管理監の説明を聞き、被災して初めて浮き彫りになった災害対応の課題がよく理解でき、受援計画の必要性を感じました。

大規模災害発生後には、避難所となる学校の体育館が被災して開設ができなくなり使えない。また、想定外の避難者数による避難所数の不足が発生。本市では、香美市以外からの避難者の受け入れを想定しなければならないと考えます。また、各自治体からの応援職員やボランティアが来ても、何をどう支援をしてもらえばよいかわからない。受援体制が整備されておりました。

各地から大量の支援物資が到着しても集積場所が決まらず、1カ所集中集積が引き起こした搬送車両の大渋滞、ピーク時には100台も連なり、最大8時間待ちとなったそうです。香美市の防災計画によると、受け込み場所は本庁舎と香北中学校となっております。早急な見直しが必要だと思います。

パニック状況の中、支援物資の受け込みや非効率的な物資管理によりどこに何があるかわからず、避難所へ支給支援物資が届かないなど混乱が約10日間、何がいつどのくらい、どのような状況で来るかもわからない状況が続きました。人手や搬入車両が足りない、物資を置く場所が足りない、避難場所からの要望と支援が一致しないなどが続いたようです。

大規模災害発生時にすぐに対応できるように受援計画の策定が必要と考えます。本市ではどのような備えになっておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく影響範囲が限定的であっても、被害市町村においては、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務、応急業務への対応が必要となります。被害規模が大きくなり影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量が拡大し、被害市町村単独での対応は一層困難となります。このような市町村の対応力を超える状況下で不可欠となるのが応援の受け入れ、受援でございます。

災害対策基本法第42条では、地域防災計画を定めるに当たり、円滑に他者の応援を受けることができるよう配慮するものと規定されております。また、国の防災基本計画においても、地域防災計画に受援計画を位置づけるよう努めるものの記載がなされております。

平成28年熊本地震で明らかとなった課題の検討を踏まえ、昨年3月には内閣府から、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインが示されております。南海トラフ地震では、本市においても膨大な災害対策業務が発生いたします。特に避難所の運営、建物被害の認定、罹災証明発行の関連業務など、災害時に特有の業務を遂行することは極めて困難な状況に陥ることが予想されることから、平時において受援体制を整備しておくことが重要と考えております。今後は内閣府のガイドラインや先行事例を参考にしながら、来年度に改定を予定している地域防災計画の中に、受援に関する部分を盛り込みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 来年度の改定で受援計画を盛り込むということのご答弁がございました。

その災害時のいろんな対応のことを言われた中に、ぜひその支援物資の受け込みも盛り込んでください。ほんとに大変で収拾がつかないというようなことがありましたので、それをぜひ盛り込むことをお願いし、そして、もう1点ですが、その計画の見直しまで待たずして課の再編がありますよね、今の防災計画も昔のまちづくり推進課のままですかね。その名前だけをシールで張るっていうようなことも可能かと思いますが、そういったことはできませんか。新しい課になったり、そのいきさつがわからなかったりしたときに、すぐに見て判断できないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

現在課の名称が変わっておる部署につきましては、旧の課がそのまま移行したものであれば、読みかえも可能であるところではございますけれども、防災活動計画の中で割

り当てられた業務をまたいで課が変わったといった事例もございますので、なかなか単純にはそこが対応できないところでございます。これにつきましては、どうしても組織の編成上のこともございますので、地域防災計画の改定の際に、防災会議の委員の方々のご意見も伺いながら対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 業務がまたがってる部分もあり簡単にいかないということで、それも十分理解できます。改定のときに盛り込むっていう方向でいいですが。ただ、例えばですが環境班、環境班はまちづくり推進課の環境班にありましたよね。この全く違う上下水道のほうへ入りましたよね。そういうときにやっぱり混乱が起きかねない、まあ環境班としての仕事はわかるけど。そのときに口頭なり書面で、班が変わったから、新たなおたくの組織ではここのこの部分ですよという確認の書面でのやりとりで、その確認をしておくということはできませんか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

ご指摘いただいた環境班の取り扱いにつきましては、現在のところ課の枠を超えて、もとの環境班の業務を割り当てて、そのまま継続しておるといったところでございます。その部分につきましては、書面で取り交わしたということではございませんけれども、環境上下水道課のほうとは、口頭で確認しておるという状況でございます。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 口頭で確認しておるということで、課の再編とか異動があれば、やはりその確認が非常に大事になってこようかと思っておりますので、1日も早い受援計画の策定、それを盛り込むということで期待をしております。

それでは、最後の質問に移らさせていただきます。

児童の学習発表についてお尋ねをいたします。

今年の2月4日に高知工科大学で、香美市の小中高生が地域の魅力や取り組みなどを発表する「香美市教育コラボ・プレゼン・フェア」が開催をされました。この発表会は、香美市の児童・生徒の主体的な学びや研究的な活動を充実させることと、その成果を発表するプレゼンテーション能力を養うものです。今年で3回目でございます。香美市内の7つの小学校と3つの中学校、そして、山田高校の5つのグループの発表でした。小中学校の子どもたちは、香美市のよさ、地元の名物料理や伝統行事などの魅力や環境学習の取り組みなど、さまざまなプレゼンテーションで紹介したようです。

当日、私はあんしん総合センターで自主防災会の研修があり参加ができず、とても残念でした。しかし先週、楠目小学校の本の読み聞かせに行った後に、児童の取り組みを聞かせていただきました。楠目小学校の児童の提案にとっても感銘を受けたことでした。

きょう同僚議員からも出ておりましたが、新生児に絵本のブックスタート事業を再度

しないかという提案もございましたが、楠目小学校の子どもたちの提案は、市産材を活用した木のおもちゃを新生児にプレゼントする提案です。香美市は87%が中山間で森林が多く、この森林に子どもたちが着目をして、いかにこの木のよさを知ってもらうかということで、赤ちゃんのころより香美市の木になれ親しんでもらうこと、そんな取り組みができないかということの提案でした。

地元の森林組合や林業学校、そういうところとコラボすることで香美市の木材の利用や技術力が生かされ、地域内で経済波及効果も出てくるのではないのでしょうか。県下でも2カ所がこの木のおもちゃをプレゼントするという事業を行っておりますが、地域で経済が回らず、結局、県外の企業をもうけらすってというような仕組み。そうではなく、香美市がこういうことを取り入れられたら、地域で経済が回っていくのではないかと考えて、その説明を聞かせてもらって私は感銘を受けたことでした。

その工科大でのフェアに、当日、小中学校生の部の審査員として参加しておりました市長の見解をお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

今、依光議員からご紹介がありました提案などにつきまして聞かせていただきまして、大変感銘をいたしました。私は審査員として参加をさせていただいたんですけれども、私だけじゃなく、もうみんな審査をされた方は、どの発表を聞いてもほんとにすばらしいということで大きな拍手、会場に集まった方も同じ思いだったというふうに思います。

今ご紹介のありました提案については、市長賞として表彰をさせていただいたところでして、ほんとに子どもたちが関心を持って調査をしたり、研究をしたり、自分たちの提案をほんとに自信を持って発表をしている姿というのは、これからの香美市を考えたときに、ああ、こういう子どもたちを元気にさせたいかなきゃいけないと、ほんとに素直にそういうふうに思うところです。

その子どもたちがこれだけ自信を持って発表ができるということは、子どもたちも大変すばらしいんですけれども、その子どもたちを学校で教育される先生も大変立派だというふうに私は思っております。教科書にあることから離れて、そして広がりを持ったお話をするわけですから、先生もそれなりにというか、それ以上に大変な勉強をしなきゃならないし、研究もしなきゃいけなかったり、調査もしなきゃいけないんだろうと思うんですね。

そういう中で、子どもたちの自主的な研究を見守りながらやっていく、調査を見守りながらやっていくということですから、大変なエネルギーだというふうに思いますし、個々の先生だけじゃなしに学校全体がそんなふうに動いている、まさに香美市の教育が変わってきてるってということも、そのコラボのフェアの中で実感をしたところであります。ぜひとも、こういう子どもたちがさらに伸び伸びと成長できるような環境を、私たちの責任でやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 17番、依光美代子さん。

○17番（依光美代子君） 市長賞を受賞したって、済みません。私そこまで知らなくて、子どもはもううれしそうに話しに来てくださったので、ああ、これはすばらしいな。それで、ほかのそれぞれの発表を見せてもらって、資料をちょっと欲しい言うたけど、その資料がないということで、ほんとにこの香美市の子どもたちのプレゼン能力、それから調査してきてやる、それはほんとに学校が一つになって、先生方のご苦勞もほんとに並々ならぬものだと思います。それがすごく花開いてきてというね、今年行けなくてとっても残念でしたけど、こういう意味でもこの提案の中から、また何かこの町で生かせることがあったら取り入れてということをお願い、以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 依光美代子さんの質問が終わりました。

次に、5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。通告に従って順次質問をしてまいりますが、初めに通告の訂正をお願いしたいと思います。

私のほうが通告をしております4番目、平成30年度予算案に対してのこの質問事項、これを取り下げをお願いしたいと思います。

それでは、順次通告に従って質問をしてまいりたいと思います。

まず1つ目、合併特例債と合併振興基金の積極活用ということでお聞きをしていきます。一問一答方式であります。

合併特例債と合併振興基金についてお聞きをしていくわけですが、最初に本市の基金の全体像を見てもらいたいと思います。横のスクリーンの図をごらんください。このグラフ（スクリーンを示しながら説明）は、私のほうで決算書から数字を拾いつくらせてもらったものであります。

まず、この画面真ん中のグラフ、青い線で引かせてもらっておるのが財政調整基金であります。そしてその上、緑の線、この緑の線が特定目的基金の変化ということです。合併した平成18年、これ横軸の2番目からが平成18年ですけれども、平成18年以降ずっと右肩上がりなのが見てとれると思います。下の棒グラフ、こちらですね。こちらは各年度の増加額を並べてあります。青い棒が財政調整基金、そして赤い棒で示されてるのが特定目的基金ということです。数字のほうを上にも並べております。ちょっと小さくて見えないと思いますが、平均をいたしますと、財政調整基金は毎年3億4,543万8,000円ずつ、特定目的基金のほうは4億2,756万円ずつ積み増してきたということになります。グラフの横棒の端は平成28年度であります。決算が出てるのがそこまでということで、そこから先、平成29年、平成30年に当たってはまだ予算という状態であります。

次に、特定目的基金の中身を見ていきたいと思います。

こちらの図（スクリーンを示しながら説明）、縦軸の目盛りはこれ5億円ずつであり

ます。５億円、１０億円、１５億円、２０億円、２５億円、３０億円ですね。たくさんの基金がここずらっと、これもちよっと小さく見えませんが並んでおる中で、金額が大きく目立つ線が３つあります。まず１つは赤い線、こちらです。一度盛り上がって下がっているこの線、庁舎建設基金であります。２つ目が紫の線、この庁舎建設基金の後から急激に伸びている線、こちらが最後には２０億円の目盛りも超えてきておるんですけども、施設等整備基金であります。そして最後３つ目、オレンジの線、ちょっと一番目立つようにオレンジを使いました。着実に右肩上がりで来ているのが合併振興基金ということになります。他の折れ線は下のほうで大きく動いてないということから、合併後、右肩上がりで推移してきた特定目的基金は、この３つの基金によるものということがわかります。

さて、ここから、合併振興基金の中身について聞いていきます。

本市は、平成１８年３月１日に合併し、市町村合併特例事業（旧法）の適用を受けています。そのため、公共的施設の整備等に起債充当率９５％、後の交付税算入率７０％で合併特例債を起こすことができます。この特例債を使いまして、基金造成もできるということになっております。この合併振興基金の今、図で示してるオレンジの線の中身は、この特例債ということになっております。

それで、まず①の質問なんですけれども、この合併特例債は起債できる範囲が定められており、期間が今のところ平成３２年まで、起債可能額が合併市町村数や人口などから「建設事業分」と今申しました「基金造成事業分」とそれぞれで算出をされております。この算出された起債可能額と、これまでの発行済額をそれぞれお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 森田議員のご質問にお答えします。

まず、建設事業分発行可能額は１１１億１，２３０万円で、発行済額は平成２８年度末現在で６１億３，５８０万円となっています。また、基金発行可能額は１６億２，９２０万円で、発行済額は平成１８年度から平成２７年度までの１０年間で１６億２，８８０万円となっています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ５番、森田雄介君。

○５番（森田雄介君） 発行可能額が、まず建設事業分で１１１億１，２３０万円で、基金造成事業分で１６億２，９２０万円で、建設事業の発行済額が６１億３，５８０万円で、基金が１６億２，８８０万円ということでありました。

まず、基金のほうの発行可能額にはもうほぼ、ほぼというか、あと１００万円もないぐらいですかね。もう天井まで基金積み上げれる分まで、全部積み上げてるという状態であるということのちょっと確認ができましたと。

それでは、②の質問に移りたいと思います。

今後の予定起債額を、発行されると今のところなっている平成３２年まででお聞きを

していきたいと思います。これは中期財政計画でも示されておりますが、その後、見直し等もあるのではないかと思いますので、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

平成29年度から平成32年度までの合併特例債の発行見込み額は、建設事業分の25億9,490万円となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今、合計でお答えをいただきました。私が中期財政計画のほうで拾いました数字では、平成30年度が11億400万円、平成31年度3億3,900万円、平成32年度6億6,500万円、平成29年度がちょっと自分、資料を拾わなかったもんですからあれですが、これだけでいうと約21億円、今お答えいただいた平成29年度分の2億5,000万円でしたか、足したら、ほぼその合計の25億円と。ごめんなさい。今、各年度はお聞きしてないので、まあちょっとそれはわかりませんね。

例えばですけれども、ちょっとこの予算で出てる平成30年度の起債の発行額とかわかりましたら、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

済みません。平成30年度当初予算の合併特例債の合計のちょっと数字は計算しておりませんが、議案細部説明書の市債内訳のほうに合併特例債の項目、事業ごとの起債の種類を載せてますので、ちょっとこちらを足せば出るんですが、今ちょっとすぐによい出せないです。申しわけございません。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そうですね。自分のほうで、実は予算書のほうの合併特例債の合計は出してみました。4億4,570万円じゃなかろうかと思います。これはまた確認を後でしたいと思います。この中期財政計画で出されたものよりかはちょっと少ないかなというふうにも思いました。まあ、それはまた後の補正とかでも出てくるんじゃないかと思うので、また今後見守ってはいきたいと思っております。

それで、今、平成32年度までの合計で中期財政計画もお聞きをしたわけですが、今オリンピックの関係で検討されてるということで、聞くところによりますと、この合併特例債の起債時期を平成32年度以降に延ばす、5年ほど延ばすというような話もちらっと聞いたりもしましたけれども、課長のほうではそういったお話なんかは届いてますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

先ほど森田議員がおっしゃられましたように、全国的に全部の合併市町村ではございませんが、延長の要望の動きは実際ありまして、香美市としても一緒に5年間の延長を求めるように頑張っているところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そうですね。本市も要望してるということは、まあ延びてもらうほうがメリットはあるという捉え方で、ええ、よろしいかと思います。ただ、延ばしてもその総額ですわね、総額をどんどん伸ばすという方向ではあるのかなのか、今ここでお答え、もし見積もりあったらお聞かせをください。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

今、総額の予定を申しましたけども、建設事業分について発行可能額が大体127億円に対しまして、その見込みを引きますと残り23億8,000万円ぐらいになるわけですが、あくまで起債であっても借金で、後年度公債費の負担がふえてきますので、それなりに事業を精査しながら、当然延長で5年延びればその分を活用する範囲、範囲といたしますか、事業が後から出てきたときにも有利な起債として活用できますので、その辺も考えて、安易な起債の活用ではなく精査しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そうですね。だから、逆に言えば、駆け込みで無理やりその平成32年度までに事業を詰め込まなくても、様子見ながらとか、ほんでやっぱり、近年いろんなシーリングとかで不足に過疎債とかを使ったけれども、足らなくなった部分を合併特例債のほうであつたら補うとか、そういったことも今やってることありますから、それが先々にも可能になってくるというふうな捉え方の上で延長の要望をしてるということで確認をさせていただきました。

③の質問に移っていきます。

まず、この合併市町村振興基金造成事業という名前がついておりますけど、この香美市における合併振興基金事業の特徴は、合併特例債を積んで基金をつくるということがあり、その効果ということで考えてみたいと思います。

まず、充当率が95%で、①の質問でお答えをいただいたように、この基金発行可能額16億2,880万円発行しておりまして、プラスあと5%自前の資金をこの基金に足すことができますので、17億1,500万円が今基金に積み上げれるということになります。その上で、後年度交付税算入されるのが70%と言いますから、この16億2,880万円の特例債のうちから掛ける70で、約というか計算しますと11億4,016万円、これが後年交付税で算入をされて、残りの4億8,864万円は、他

の事業財源を削るなどして償還をするということになるかなと思います。

制度の仕組みはこのように説明をされて、自分は理解をしておるところなんですけれども、よく言われるように交付税算定には色づけがされているわけではありませんから、見た目上は歳入の交付税や市税から16億2,880万円を償還するということになるのじゃないかと思います。

しかしながら、自治体の財政は家計とは異なる考えをしておりますので、借金をイコール悪とは捉えてないと思います。後々の受益者となる住民にも平等に負担をしてもらう考え方、これ前の課長のご説明では「世代間の公平」というようなお言葉も使っていたと思いますが、道路や学校といった公共施設であれば、将来世代まあ実際にはその将来世代が使うわけでありますから、負担の平等性という視点はよく理解ができる場所であります。

では、この合併振興基金なんですけれども、まず、これはどのような目的の基金で、将来世代にとっても利用できる仕組みであるのかどうか。このことを確かめたいと思います。地方自治を担う立場からすれば、財政規模の枠だけで政策を決めるわけにはいかない現実があり、住民福祉の向上のため、合併後の地域振興のために、やるべきことはしっかりと借り入れをしてでも行っていくという立場があると思います。

その点を検証するために、1点目の確認であります。

基金は、「合併によってそれぞれの地域の活力が失われないよう、地域住民の連携の強化又は旧市町村の区域における地域振興等のためのソフト事業を行うため、基金を積み立て、その運用益を財源に充てるもの。」。これは合併後の市町村事業（旧法）の中に書かれておる文言なんですけれども、そういうふうに示されております。直近の運用益はどれくらいになるのでしょうか。また、それはどのような事業に使用するのか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

直近の平成28年度における運用益の実績は371万3,000円となっています。運用益はまちづくり事業及び観光費で、地域活性化総合補助金や香美市観光協会運営補助金、商工観光振興対策事業補助金、特産品振興事業補助金に充てています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 約371万円ということでありました。これ、今お答えをいただいたその事業のというのは、これは平成28年度だけの事業の繰り出しでしょうか。それとも、過去にさかのぼって全てお答えいただいたのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

運用益は基金に積んだ翌年ぐらいから発生してまして、その都度同じような事業に、

これまでその年度ごとに同じ事業に充ててきたという記憶がございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、森田雄介君。

○5 番（森田雄介君） そうすると、だんだん基金の増加とともにこの運用益なんかもふえてきて、そして、さらに継続して事業に使われてきたというふうに思うわけです。これ将来にもこの運用益をこの事業にも充てていって、実際どうでしょう、この事業をやりながら地域振興とか地域の一体感、こういったものを有意義に、そういったところに効果が出ておるといふ、そういう検証とかはされてますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

当課では、その事業ごとに特に効果があるという検証ができてはおりませんが、主に地域振興で言いますと地域活性化総合補助金であるとか、あと商工関係とか、あと桜まつりであるとか市民が一体となるような事業に充ててますので、当然効果があると認識しておりますし、地域活性化総合補助金につきましては、もう地域に密着した事業でございますので、それも毎年かなりの金額を活用していただいておりますので、事業の効果はあるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、森田雄介君。

○5 番（森田雄介君） そうですね。あと最後、もう 1 点だけ。

この運用益は全て配分してしまって、積み上げとかっていうほうには回っていないという認識でもうよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

運用益は全てその年度で事業に充てて使用しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5 番、森田雄介君。

○5 番（森田雄介君） 大体実態が見えてきて、わかりました。

次の質問に移っていきたいと思います。検証すべき 2 点目として、償還計画であります。

平成 18 年 12 月 25 日付の事務連絡では、前年度末までに基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった範囲内において、取り崩しが可能とされています。使途は基金条例で定められた目的かつ、市町村建設計画に位置づけられた事業とされておりました。

合併特例債の発行期限は再度延長される可能性、まあ要望を上げてるといふお話でありましたけれども、これ発行限度がふえるわけではないというふうに認識をしております。限度額いっぱいまでに借り入れる必要もないというご答弁もいただきました。今後

の起債額を抑える意味でも、この元利償還された分の基金は取り崩して活用するべきではないかと私のほうは考えるところであります。

これ（スクリーンを示しながら説明）は、先ほど1つ前の質問で確認したソフト事業、これにも使ってはいるという現状はお聞きをしたんですけれども、基金を取り崩したからといって、このソフト事業をやめてしまうとか、後で財源がなくなるよというようなことではないということも確認ができればさせていただきたいと思います。償還計画と基金運用に当たっての見解ということで、まずお聞きをさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

合併振興基金は、平成18年度から平成27年度までの10年間で合併特例債を活用して積み立てを行いました。合併振興基金に係る合併特例債借入元金16億2,880万円のうち、平成29年度末現在で約9億8,120万円の償還が終わる予定となっており、残りの未償還元金約6億4,760万円を平成37年度にかけて償還する予定です。10年償還で借入れをしておりますので、既に元利金を完済したものもあり、平成37年度で全額完済となります。

基金の使途につきましては、先ほど森田議員がおっしゃられましたように、この合併振興基金は、合併により誕生した新市において、市民の連帯の強化及び振興を図ることを目的に設置されたものですので、その設置目的を達成するためであり、かつ、市町村建設計画である香美市まちづくり計画に位置づけられた事業の財源に活用することになります。その中で国からの事務連絡によりまして、その償還が終わった分まで取り崩して活用ができるということもあり、今後、本市のほうでは、合併特例債が使用できなくなる平成33年度以降に、ハード事業を中心にしまして活用をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） まず、9億8,120万円終わっておるということですので、もうねえ半分以上というか、これ元利ということでもありますから、まあ見た目上これ全額やってますので、9億円のうち、多分その交付税措置されない3割部分で言うと持ち出しで3億円弱、2億7,000万円あたりが持ち出しで、残りは交付税措置を多分されておるんじゃないかというふうに思います。だから、この元利償還という意味から言うと、この9億円も返したということはどうなりますか。9億円返したら9億円分の基金の取り崩しができるということではよろしいんでしょうか。それと、あともし、その借入れに当たって利子等がついておるということであれば、その利率がどれぐらいとかっていうのがわかりましたら、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

取り崩して使えるというのは、平成２９年度末で９億８，０００万円ぐらいになるわけですが、その分は取り崩して活用ができるということになっております。その利率、借り入れたときの利率でございますが、それぞれ年度によっても違いますし、借りる事業によってもちょっと違うわけですが、大体直近の平成２８年度に借りた分で申しますと、大体０．２６ぐらいから０．４５％の間で借りております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ５番、森田雄介君。

○５番（森田雄介君） わかりました。そうか、まあ事業によって利率が違うということ。済みません。私の組み立ての中では、利率はちょっと一応無視をして組み立てはさせていただきました。

それで、あと、そうですね、今、香美市の財政の自由度を示す経常収支比率は健全であるということも以前からの質問で認識をしておるわけです。それで、この今③でお聞きをした運用益が年間約３７１万円、すぐには取り崩すんじゃなくて、平成３３年以降のハード事業に取り崩すということで、いつときはこの運用益も出てくるということでもありますけども。もし、この取り崩しをして約３７１万円の運用益が少し入ってきたとしても、これまで行ってきたこのソフト事業をそのせいでやめるというようなことがないということ、まず一つ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

今のところ、基本的には、それまでの合併特例債が活用できなくなる平成３３年度以降に合併振興基金の活用を考えておりまして、それまではこれまでどおり、運用益をソフト事業に活用していく考えでございます。今行っていますソフト事業について、ずっとやっていくかというのはその時々判断になりますので、今の段階でお答えできるものではございませんが、一応今までずっとやってきた事業ですので、それなりに考えて事業精査しながら、ソフト事業としてやっていけるものはやっていくということになるかと思っておりますので、以上の理解でよろしく申し上げます。

○議長（小松紀夫君） ５番、森田雄介君。

○５番（森田雄介君） 確認をした上で、今後、基金をその平成３３年度以降のハード事業のために充てたいということであったわけなんですけれども。そうですね、今後借りる予定の特例債は延長もあり得るという、なかったとしたら平成３２年度までなんですけれども。これを予定では、２５億円借りるわけですから、全部をこの今まで積み上げた振興基金で賄うというわけには当然いかないわけなんですけれども、一部でもやることによって、借り入れの総額を少し抑えることもできるというふうな考え方を自分はするわけなんですけれども。そういった財政の行く行くを見守って、借りれなくなったときがどうなるかという見通しも含めて、考えなければならないと思うんですけれども、そういった使い方はまずできないのか、それを確認をさせてください。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

森田議員がおっしゃられるように、基金を使って借入れを抑制するということができれば一番いいんですが、なかなか今の事業、それから、これからの平成32年度まで合併特例債が活用できる間の事業予定なんかを考えると、なかなか基金を使うほど使うのはもったいないというのもあって、基金は平成33年度以降に残しておいて、それまでに合併特例債が利用できますので、そちらをまずは使っていくと。平成33年度以降につきましては、有利な起債と言いますともう過疎債、辺地債しかなくなってきます。事業によっては過疎債とか辺地債が借りれない事業もございますので、そういったものに基金を活用したいというふうに今のところは考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） これちょっと今計算をしてきてないのでさっとはできないんですけど、先ほど借りる事業によって利率が違うということで0.26から0.45%、もし仮にこれ合併振興基金でたまってる17億円が一番少ないこの0.26%であったとして、この利率で多分掛ける300ちょっと、この運用益と多分同じか、ひょっとして上回ったりとかっていうことはないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

ちょっとそのあたりの数字はすぐにちょっと計算ようしませんので、お答えができません、申しわけございません。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そうですね。ちょっと自分も計算をしておけばよかったというところです。

あと、この取り崩しに当たっての取り決めで、市町村建設計画に位置づけられた事業というくくりが合併後の市町村振興事業（旧法）の中には書かれておったわけですけども、この本市の条例の基金の条項には、特にそういった文言はなかったかと思えます。

それで、今のところそのハード事業に使うという予定でありますけれども、この香美市合併振興基金の条例を見ますと、第1条で「合併により誕生した新市において、市民の連帯の強化及び地域振興を図るため、香美市合併振興基金を設置をする。」ということであります。第6条で「市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。」ということであります。

ということで、こちらのほうから考えますと、今運用益で主にソフト事業を行っているわけでありますから、この基金、ハード事業だけでなくソフト事業にも使えるのか、ここの確認をお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

取り崩して使えるというふうに変わりましたが、それは全てソフト事業・ハード事業にかかわらず、使えるということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、森田雄介君。

○5 番（森田雄介君） それでは、やっぱりソフト事業にも振り分けながら、しっかりとこの基金活用していただきたいということをお願いをして、1 つ目の質問は終わりたいと思います。

2 つ目の質問に移ってまいります。

会計年度任用職員の導入についてということでお聞きをしていきます。

近年、行財政改革の影響や新たに生じる多様な行政サービスに対応する必要等の理由から、行政サービスを提供するために任用される臨時・非常勤職員が増加をしております。国は、各地方公共団体によって任用根拠に違いがあり、勤務条件にもばらつきがある現状に対して、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保する必要から、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布を平成29年5月17日付で通知をしております。続いて、運用に係る通知も平成29年6月28日付で出されております。これにより任用要件の明確化を行い、会計年度任用職員制度への移行ほかを図るとされております。移行年度は平成32年からということであります。

今般、国会では働き方改革が議論をされております。この改革が必要になった背景には、労働人口の減少、長時間労働、低い労働生産性などがあるとされ、課題解決のために同一労働同一賃金と非正規労働者の処遇改善、長時間労働の是正、賃金の引き上げなどを挙げております。このことは、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営とされる地方公務員法からすれば課題を残すと思うものの、臨時・非常勤職員を地方行政の重要な担い手として、改正法案をもって、任用の適正化・処遇改善に向けてまず第一歩を踏み出したという形にできればありがたいという、これ国会答弁なんですけれども、この答弁の下地にある考え方と思います。当面する臨時・非常勤職員の処遇改善には、真摯かつ速やかに取り組む必要があると考えます。

この法の運用開始に当たっては、県からの説明会があったり、マニュアルなども示されていると思います。このマニュアルに沿った準備を進めていきながら、各市町村から上がった質問などを踏まえた形で、次年度、平成30年度にこのマニュアルの改訂版が出る予定だとも聞くとところです。

そのことでお聞きをしていきます。①の質問。

平成30年当初予算によると、制度導入支援業務を委託するという項目があります。この委託内容はどのようなものか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 森田議員の質問にお答えします。

平成30年度の当初予算に計上している制度導入支援業務の委託内容としましては、現状及び運用方針の調査、事前勉強会の実施、法令の改正に伴う香美市の例規整備の検討と素案の作成が主な内容となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 今お聞きしたのが運用方針の調査であり、また、例規の素案をつくっていくといった内容でした。これ、去年の6月に同じ会計年度職員でお聞きをしましたが、この平成30年度から、このスケジュール表によりますと、人事給与システムの改修ということで取り組まなければならないということも上がっております。こういったところは本課で行うということでしょうか、わかりましたら。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

システムの改修についてもこの中に含まれております（後日「入っておりません」と訂正あり）。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） そしたら、このスケジュールに沿った準備のために委託をしておるということでよろうかと思います。

それでは、②の質問に移ってまいります。

総務省から実態把握の調査・報告をお願いすることがあるということでありました。取りまとめのスケジュールなどはあるのか。また、先ほど委託の内容にありましたこの調査の中には、この実態把握の調査も入るのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

会計年度任用職員制度の導入に向けた必要な準備としまして、平成29年8月に総務省より事務処理マニュアルや実態把握調査のための様式が示され、現在、各課に臨時・非常勤職員の実態把握の調査を依頼しているところです。今後は調査結果を取りまとめ、3月中には県に報告する予定としております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 各課に調査依頼ということでありました。

これ、あわせてですが、マニュアルの改訂版が、平成29年に出されたマニュアルでこの実態調査なんかも含めると思うんですが、次年度、平成30年度にはマニュアルの改定ということもちらっとお聞きを、資料を見ましたので、ぜひ各課に調査を依頼したときに、こういう場合はどうなるんだとかっていうような声も集めていただいて、この新たなマニュアルへの改定への反映に役立ててほしいなと思うところであります。

③の質問に移ります。

改正法施行後は経過措置を置かないということが、この先ほどのマニュアルの中に記されております。その場合、施行日をまたぐ任用、これは平成31年度に任用されて、1年たてばもう平成32年度にかかるというような場合があるんじゃないかと想定するわけですが、これ前倒しで会計年度職員としての任用をすることになるのか、そのことをお聞きをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

総務省から示されましたQ & Aにおいて、「改正法施行後は、1会計年度内を任期とする会計年度任用職員として任用されることとなることを踏まえ、任期が施行日をまたぐことは想定しておらず、経過措置は置かない」とされ、また「各地方公共団体においては、改正法施行後に会計年度任用職員として任用すべき職については、その任期が施行日をまたぐ任用は行わないことを徹底すること」とされているところです。したがって、会計年度任用職員制度への移行については、前倒しではなく制度導入の平成32年4月1日から新たに設置された職となると考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） じゃあ、私のマニュアルの読み込みが少し足らなかったのかもしれませんが、平成31年度に年度途中で任用される臨時職員さんとかも中にはおられるんじゃないかなと思うんですけども、そういった方も平成31年度末で1回終わって、平成32年度、新たに4月からこの新しい制度での契約という流れでよろしいのか、再度確認でございます。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） では、④の質問に移ります。

会計年度任用職員制度ができることによって、統一的な取り扱いが定められると思いますが、これまで本市が独自に高めてきた基準などを引き継ぐ裁量はあるのか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

制度の導入に当たっては、国から示されたルールにより統一的な取り扱いを踏襲することになると考えています。その際に各自治体の裁量により決めることのできる部分があるかどうかについては現在のところ不明ですが、今後は他の自治体の動向も見ながら

判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5 番、森田雄介君。

○5 番（森田雄介君） ぜひ問い合わせをしていただいて、前段に申し上げました働き方改革の中では非常にいろんな今課題があると、その長時間労働の是正とか賃金引き上げとか、こういった課題の解決のための下地があって、この会計年度職員の制度もそういう方向で、今までの処遇の切り下げにならないように運用するのは当然のことだと思いますし、これまで加配対応とか、本市独自で高めていた基準などを、一律に適正人数とかで割るようなことはしないようお願いをしますところであります。その点、確認をお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

この詳細な制度についてはまだ不明なところが多々ございますので、現在のところこのマニュアルに沿って、進めていくということになります。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 5 番、森田雄介君。

○5 番（森田雄介君） マニュアルありきではなくて、ぜひ本市の現状を国のほうとも、協議が必要であれば協議をするというような形でまた取り上げてもらいたいということであります。

そして、自分は過去にこの臨時・非常勤職員の問題で取り上げたときに、懸念事項としてあった退職金であったりとか、今回、会計年度職員には期末手当も支給するようにと、これマニュアルで示されてると思いますけれども、そういったふえるであろう財政措置に対しても、これはしっかりと国が責任を持つように訴えていくべきだと思います。その根拠にあるのは、この会計年度任用職員制度が可決をされたときに、衆参両議院に可決の際に附帯決議として、そのことも国が財政措置については努力をするというふうに書かれておりますので、ぜひそういった声はしっかりと、必要な財政措置をしてほしいと、具体的に金額がわかればそれにこしたことはないと思いますので、そういった金額を上げていく姿勢を求めたいと思いますが、見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

財源の確保につきましては、さまざまな場を通じて、そういった声を上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、森田雄介君。

○5 番（森田雄介君） ぜひ声を上げていただきたいと思いますし、きょうの午後の最初にありましたような小学校の用務員さんの話なんかでも、新たな方が見つかったら、

それに対しての補正予算も組むというようなことでありましたけれども、同じ方がその4日間に対しても、勤務ができるというような状況になれば喜ばしいことです。ぜひ可能な努力をしていただけたらと思います。平成32年度から開始ということですがけれども、早めることも場合によっては可能じゃなかろうかということをし添えて、次の大きな3つ目の質問に移りたいと思います。

マイナンバーについての質問をさせていただきます。

まず、①です。

12月議会で取り上げました住民税の特別徴収税額決定通知書の誤送付の問題、これは国も対応が必要としまして、平成29年総務省令第83号により、書面による特別徴収税額通知書にはマイナンバーを記載しないこととなりました。これまで、本市は誤送付を防ぐために簡易書留で送るようにしていました。そのため持ち出しは60万円ほどになり、本市の負担であるということでした。今回の通知で対応はどう変わるのか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 森田議員のマイナンバーについてのご質問にお答えいたします。

ご質問にある省令により、当市においても平成30年度より、特別徴収税額通知書にマイナンバーは記載いたしません。なお、郵便については普通郵便ということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 確認ができました。

②に移ります。

今回の通知でも、特別税額通知書を電子的に送付する場合はマイナンバーを記載することになっております。これはメール等であれば、誤送付を防ぐことが可能との判断なのかなとも思いますが、宛先を間違ってしまう場合であるとか、行政内の回線に限らないルートを通ることによって、不測のハッキングに遭う可能性も否定できないのではないかなと考えるところであります。

そもそもですが、本市において、この特別税額通知書を電子的に送付するケースはあるのでしょうか。あるのであれば漏えい対策はどのようなになってるのか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 今のところ全てを郵送する予定です。ただ、二、三年後をめどに、地方税電子化協議会のeLTAXを通じて電子送付することになると思われます。この場合、事業所の希望により電子送付となりますが、セキュリティーに関してはeLTAX側において講ずることとなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5 番、森田雄介君。

○5 番（森田雄介君） 事業所の希望ということも当然聞き取りをした上でということですので、郵送を希望する場合にはもう郵送が前提ということで確認がとれたと思います。

それでは、以上で私の今回の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 森田雄介君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は3月6日午前9時から開会します。

（午後 3 時 5 3 分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 3 0 年 3 月 6 日 火曜日

平成30年第2回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成30年2月26日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月6日火曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	石 川 彰 宏
8 番	島 岡 信 彦	1 9 番	山 本 芳 男
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	小 松 紀 夫
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税 務 収 納 課 長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福 祉 事 務 所 長	佐 竹 教 人
企 画 財 政 課 長	川 田 学	産 業 振 興 課 長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環境上下水道課庶務班長	和 田 雅 充
定住推進課長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長	山 崎 泰 広	農 業 委 員 会 会 長	原 心 一
----------	---------	---------------	-------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野 高 廣 議会事務局書記 山 本 絵 里
議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 3 0 年第 2 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 9 日目 日程第 3 号)

平成 3 0 年 3 月 6 日 (火) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- ① 1 5 番 織 田 秀 幸
- ② 6 番 濱 田 百合子
- ③ 1 3 番 山 崎 龍太郎
- ④ 1 4 番 大 岸 眞 弓
- ⑤ 1 1 番 門 脇 二三夫
- ⑥ 9 番 爲 近 初 男
- ⑦ 4 番 山 崎 眞 幹

会議録署名議員

4 番、山崎眞幹君、5 番、森田雄介君 (会期第 1 日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、総務課長、山中俊明君から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） おはようございます。昨日、森田議員からのご質問への答弁で一部間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

訂正内容は、会計年度任用職員制度の制度導入支援業務委託で、人事給与システムも委託の中に入っているかとの質問に、「含まれております」とお答えしましたが、入っておりませんでしたので「入っておりません」に訂正をさせていただきたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

○議長（小松紀夫君） ただいま総務課長、山中俊明君から、人事給与システムも委託に「含まれております」の部分を「入っておりません」に訂正をしたいとの申し出がありました。これを許可することにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、総務課長、山中俊明君からの発言の訂正を許可することに決定をしました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 皆さん、おはようございます。15番、公明党の織田でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式でお伺いをいたします。

まず初めに、就学援助の件ですが、昨日の答弁で骨子とした答弁はいただいておりますが、一步細かくちょっとまたお聞きしたい、そういうことで取り下げはいたしませんので、よろしくお願いをいたします。

就学援助は、児童・生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度であります。

まず初めに、就学援助の対象者ですが、要援護者については生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であります。

そこで①、本市の今年度及び明年度の要保護児童生徒数をお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 織田議員の就学援助についてのご質問にお答えいた

します。

平成29年度は小学校7名、中学校4名の計11名となっております。平成30年度につきましては、今のところ小学校8名、中学校2名、計10名となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ②でございます。

同様に、準要保護児童生徒数、これをお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

平成29年度につきましては小学校が187名、中学校91名で計278名。平成30年度につきましては、今のところ小学校166名、中学校96名の計262名となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 一般的に1対10ぐらいの比率いうそういうような資料もございましたが、278名はこれは倍以上になるわけですね、要保護の児童生徒数から比べたら。

次に、③でございます。

準要保護児童生徒の本市における認定基準、そして、周知はどのようにされておるか、ちょっとそこらをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

認定基準につきましては、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めたもので、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領に基づいて算定した収入額が需要額の1.0倍以下、これにつきましては平成30年度から1.3倍以下の予定としております。周知については、広報への掲載や学校において周知文書の配付により行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 一定の基準に沿ったそういう線引きをされとるということで、これはもう年度年度で変更とかそういったことはないですね。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 基本的な線は変更はありません。ただ、今年から先ほども申しましたように、収入額が需要額の1.0倍以下から1.3倍以下に変更となります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ1つちょっと私がお聞きしたいことは、周知をして、この対象者の皆さんは手を挙げているのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいです。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

対象となる方全員が受給されておるかということころははっきりしない部分もございますけども、毎年対象者がふえておりますので、かなり周知も行き届いて、大多数の方が受給の申し込みをされておると承知しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 大多数ということで100%ではないということですわ。中には拒否される、そういった方もおいでになるんですかね、うちは受けませんよと。申請がないがゆえに、周知の確認はされてますかいう、委員会からのそういう対応に対して、そういうことはないですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 周知につきましては、先ほど申しましたように広報とか学校での文書の配付で行っておりますので、全ての家庭でこの制度があることは承知していただいております。中には対象になる場合であっても申請されてない方もいるかもしれませんが、毎年対象者がふえておることからしますと、ほとんどの方が承知されておって、対象になる方はほとんどの方が申請はされておるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） もし申請されていない世帯があれば、また、こうこうですが抜かりはないですかいう、確認作業をまたお願いしておきたいと思います。

次、④に行きます。

要保護・準要保護の援助項目、これさまざまランドセルからいろいろあると思いますが、どのような状況か、ちょっとその点をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

要保護世帯につきましては、修学旅行費と医療費の援助を行っております。また、準要保護世帯につきましては、学用品費等と修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費の援助を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これ同様ではないということですか、これは。同じように援

助されとる項目、これは同様ではないということですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 実質的には同様になるかと思いますが、要保護世帯につきましては生活保護法のほうでの支給がございますので、生活保護法のほうで支給される部分については、こちらのほうでは支給しておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ⑤でございます。

文部科学省は「要保護児童生徒援助費補助金要綱」を、これはもうご存じのとおり平成29年3月31日付で改正をいたしました。就学援助要保護児童のランドセルの購入等「新入学児童生徒学用品費」の単価を、これ従来の倍額、小学校が2万470円から4万600円、中学校が2万3,500円から4万7,400円にするとともに、その支給対象者にこれまでの児童生徒から、新たに就学援助を前もって支給ができるように、そういう文科省の通達があったわけでございます。これ単価ね、これ文科省は倍増しても構いませんというそういう周知が来ておるところでございますが。この点については本市の対応、どういうふうに対応されているのか、その点をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

単価につきましては、改正された最新の単価で支給を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） なかなか順調に前へ進んでおります。

これ要保護の世帯ですわね、これ要保護の世帯が倍額。そして準要保護の児童生徒に対するこの単価的なものはどんなになっておりますか。同じように倍額で対応しておるのかどうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 準要保護につきましても、同じような最新の単価を使っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これはなかなかすばらしい対応だと思います。これ平成28年度の決算では小学校が1,529万円、そして中学校が1,095万円の決算数値が出ております。平成30年度の当初予算では小学校が1,750万円、中学校が1,520万円、これ額面的から言うたら倍にふえとんか、そういうような懸念があつてちょっとまた取り上げさせていただいたわけでございますが、⑥の質問に入ります。

準要保護に対しても行われているという答弁でございますが、この数値から言うたら、

額的にちょっと低いのではないかとそんなに思うところですが、平成28年度決算で小学校が1,529万円、中学校が1,095万円、そしてこの倍額にした当初予算、当初予算は来年度からよね、倍額にするんは。わかりました。人数がふえた関係でこの200万円前後の額面がふえておる、そういうことですね。了解でございます。

これ入手したデータいうんですか、昨年は文科省から教育委員会のほうにも、いろいろ入学前の支給の対応について問い合わせがあったんではないかと思えます。県下11市の中でも安芸市とか南国市、土佐市、土佐清水市、四万十市、香南市は支給を検討しておるいう返事がありましたよいうことで、一覧表に全国の学校の状況が出ておりました。香美市としては、その平成29年度前倒しの支給は検討をしていないいうところへ丸が入っておったわけなんですけど、平成30年度からそれができるいうことで。もうしっかりあれですが、全国並みに言うたら4割か5割ぐらいしかさかのぼっての支給というのはしていないデータがあったわけですが、だんだんとこれはふえるのではないかとそのようにも思っております。

文科省の高橋道和初等中等教育局長、これは教育長なんか知っとんじゃないかと思いますが、2018年春の入学前支給を予定している市区町村数が2017年度実績の約8倍に上っております。一方、検討していないなどとする市区町村が全体の6割を占める、そういった調査結果があったということなんですけど、近く市区町村名も公表し入学前支給を促す方針を示しておるいうことで、香美市もししっかりと支給に向けて対応していただけるいうことでございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、2項目めの質問に移らさせていただきます。

○議長（小松紀夫君） ⑥の答弁は結構ですか。

○15番（織田秀幸君） もうわかりました。

○議長（小松紀夫君） いいですか。

○15番（織田秀幸君） 私がちょっと勘違いをしておりました。

2項目め、建築設計等の入札についていうことで、これは以前も取り上げさせていただいたわけですが。

本市は建築設計等における最低制限価格は設定をしておりません。平成14年の地方自治法施行令で最低制限価格の設定が可能となったわけですが、以前の一般質問では、最低制限価格の設定のメリットはない、また、担当課から最低制限価格の設定要望があれば審議会で検討する、そういった答弁内容でございました。

これは過去の一例でございますが、秋田県で小学校の基本設計の入札が行われました。11社による入札の結果、最低応札、入札した価格はもう100円だったそうでございます。11社の中で最高値は800万円、予定価格は478万円だったそうでございます。市教育委員会は、落札金額には驚いたが手続上も問題なかったのを契約をしました。地方自治法施行令に最低制限価格制度や低入札価格調査制度などがあることはわかっておりました。

これは旧土佐山田町時代でも過去には基本設計という形で入札をして、そして、基本設計の後には実施設計がついてまいります。そして、基本設計を安くにとって実施設計で、いうたら予算額のそういう対応、これは早い話が随意契約のようになってくるわけですよ、基本設計をとったがために。そういったことは今はない。すなわちこのダンピングみたいな状況が以前過去にはあったそうなのですが、これはもう採算を無視した低い価格、そういった形で。11社の中で1社は最高800万円の入札価格、そして落札が100円だったと、そういった実例もあったわけなのですが。

そういうことで①の質問ですが、最低制限価格がないことで安易な発注につながるようなことはないのか。また、設計の見直しや後々のメンテナンスにも影響を及ぼす場合も想定されるのではないかと思います。見解をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。織田議員の質問にお答えします。

まず、織田議員の質問に対しまして、管財課長の立場と16年間勤めさせていただいた土木技師等の経験をもとに回答させていただきます。

最低制限価格がないことによる見解についてお答えいたします。最低制限価格が設定されていないことが安易な入札につながり、適切な業務の履行が確保できないと想定されるというご意見ですが、さまざまな角度からの検討が必要であり、簡単に結論づけることはできないと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 前の答弁と同じ答弁でございます。これ高知市は平成20年、南国市は平成21年、香南市、安芸市は平成23年から最低制限価格ということで導入をしております。

これ私が思うには、ホームページ等で告示をして、そして、設計担当者がこういった工事発注がありますよ言うたときに、これ最低制限価格がないということに対して、やはりその設計担当者なんかは、なかなかこうモチベーションいうんですか意欲、そういったものがちょっと下がるのではないかと。一生懸命こうこうした建物をいう形で行政サイドとしては設計図書、すなわち設計図面や仕様書等を出したときに、普通規模による設計単価いうたら10%以内いうんですか、7%とか8%とかそういう形で推移されると思うわけなんです。まあ100円いうたら極端な話やったわけですけど、この水準の50%以下ぐらいでも安かったらそれで落札いう、そういうことにつながることに對して、やはり設計者サイドから見たらこれは何とかしてほしいいう、そういう思いになるんじゃないかと思いますが。

この②の質問に移ります。

高知県建築士事務所協会から数回に及ぶその最低制限価格の設定要望、これは専門家からの要望であった、そのように思うわけですが、その要望に対する見解、それをお伺

いたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） まず、高知県建築士事務所協会からの要望の趣旨についてちょっとご説明します。

まず1番目として、国土交通大臣が定めた業務報酬基準に準拠し、業務委託内容を明確化した契約の施工。2番目としまして、設計書の選定に際し、入札様式によらずプロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定方法の実施、やむを得ず価格競争による入札方式で設計者の選定をする場合は、低入札価格調査基準の設定や最低制限価格の設定引き上げの実施。3番目としまして、設計者選定に際しては建築士事務所協会の賠償責任保険の加入を条件とすること。4番目としまして、設計者選定に際しては建築CPD情報提供制度を活用というもっともな内容でした。

高知県建築士事務所協会からの最低制限価格の設定要望に対するという見解ですが、最低制限価格に関する見解を先に述べたいと思います。

例としまして、最低制限価格が設定されている土木工事について例えて説明いたします。土木工事は国・県から出されている積算基準をもとに積算しますので、おのこの技師が積算しても同じ設計金額、適切な水準に設定された金額になり、入札参加者に対しても適切な金額が判断できます。建築の設計につきましては、建築技師でなくおのこの発注担当課の職員が設計事務所より見積書を徴し設計書を作成していると考えています。例えば同じ建築物の設計書を作成するに当たり、仮に担当者がA業者、B業者に見積もりを依頼した場合、おのこの見積もり徴収業者の業務人数や時間数、技術料に対する考え方の違いにより、見積もり金額に相違が見られることも考えられます。担当者が高い見積書、安い見積書、両方の平均をとった見積書、どの見積書を採用するかによって適切な水準の設計金額から乖離することも考えられます。仮に水準の設計金額より高い見積もり金額を参照し予定価格を設定した場合、高どまりした最低制限価格になる可能性もあります。最低制限価格の設定されていない入札は、入札参加者は予定価格範囲内で幾らの価格で履行できるかという立場で入札しているので、多少設計金額に高低があっても事業者は履行できる可能金額で入札すると考えています。落札した業者は入札金額で業務ができると判断して落札していますので、責任を持って履行してくれると考えています。最低制限価格の設定については、土木工事のように担当者が適切な水準の設計金額が算出できる統一された積算や見解、これは職員を守る必須条件と考えております。この体制・プロセスができる環境条件が整えば、最低制限価格の設定について一考したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 今詳しく長い答弁いただきましたので、私も全部ちょっとよう掌握しませんが、これ要は設計者が決まった段階でもう竣工、明け渡しまでずっと

この香美市なんかも設計監理、そういった形で設計者の入札をしとんじゃないかと、そのように思います。まあいうたら設計者が決まった段階、最後まで設計者は監理をしていくというそういう流れ、それは間違いないですか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 入札内容を見ますと、設計監理まで含まれて、失礼しました。ちょっと構いませんか？

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 9時31分 休憩）

（午前 9時32分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 設計と監理も含まれた内容になっております。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 私の言いたいところは、やはり設計者によって一切が決まるということなんですわ、これ。だから、確かに入札価格が安かったということで飛びつくようなそういう体制いうんは、ちょっと今後検討の必要があるんじゃないかと、そんなに思うところでございます。

次、③でございます。

今後の予定建設物を視野に、せめて議会の議決を伴う規模に類する建築工事については、最低制限価格の設定、そしてまた本市の技術職員によるチェック、そういったものをしっかりとやっていくということが大事であるんじゃないかとそのように思いますが、その点についてチェック機能強化を検討をしてはどうか、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 織田議員が申された議会の議決を伴う規模に類する建築工事だけでなく、全ての工事に関し、技術職員による入札時のチェック機能強化・体制づくりは重要な案件と考えております。人事部署及び事業課を含む関係部署は協力関係を密にして、連携・機能強化を図る努力をしていただきたいと思います。また、今後、建築物の建築を予定している部署、担当課は、建築物の規模や特性に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考にプロポーザル方式など価格以外の要素を考慮した選定方法を考慮していただきたいと思いますと考えています。大規模工事の建築工事に係る設計業務の最低制限価格の設定については、協議させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） これは今後そういう体制をとるということですか、今までもこういう体制で技術者を交えて検討してきたというそういう答弁ですか、そこんところを

ちょっと確認をいたします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） こういう体制ができていなかったと、僕は考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） そしたら、井上課長、これ技術者は建設課にはおるものですが、括弧で閉じておりますが技術職員の育成につなげる、そういったものを含めたら、ぜひとも横とのつながりを取りながらやっていくことに対して課長の見解。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

建設課としての回答というか、私の考え方になろうかと思います。技術職員が集まっている課という形の中で、特に建築技術者も抱えております。その中でやはりほかの課からの相談があれば、できる限り今も答えてますし、これからも答えていかなければならないとは思いますが、その中で業務内容的な話、修繕であるのか新築であるのか、また、入札方法に関しましてプロポーザルなのか指名なのか一般的なのかとかいう形の方法の検討は、一緒に積み上げてやっていかなければならないと思いますが、ただし、普通の業務、通常の業務の上でのプラスアルファの業務となります。そこら辺、職員のほうがどこまで対応できるかということに関しましては、今後ちょっと私のほうも疑問に思っているというか、どうしたらいいのかというところはあります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 県と比べてどうこう言うわけではないですが、それぞれ専門家がおいでになって、やはりさまざまな声が聞こえてくる中で、ちょっとこう香美市はおかしいのではないですかいったような声も今まで聞こえてきた経緯がございますので、今後そういったような声が我々の耳には届かないような体制いうんですかね、そして、やはり設計に関しても最低制限価格は私は必要ではないか、そのように思っているところでございます。専門家がやはり要望等も出し、そしてまた、他市においても最低制限価格を設定した。これは実際発注者、市としてはもう大変な労作業とかそういうことにはならんのかなと思います。市長、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 建築に関するお尋ねについてお答えをしたいと思います。

設計に関しての内容をチェックのできる職員を配置をする、またそういう機能をちゃんと生かしていくということは大変大事だというふうに思っております。今後、我々が抱える課題としては都市計画の問題もございますし、それから多くの施設ができてますので、そうしたものを管理をしていく場合もございますので、そうした専門家をどのよ

うな配置をして、そして、どのような役割を果たしていただくのかということもあわせて検討していかなきゃならない時期に来てるというふうに思います。しっかりとチェックをしていけるような体制をどう構築していくか、検討してまいりたいというふうに思います。あわせて、精度の高い仕事をしていただくためにも最低制限価格については、これはしっかり早急に検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） ぜひともこれ庁舎内の技術者を交えながら、そこらの線引きいうんは今後大事になってくるんじゃないか、そのように思っております。だんだんとまた予定の建築物、そういったものも計画もされているわけでございますので、これは県下の専門家がいろいろネットで公告するわけですけど、みんな注目して見ていただいと、そういったことも踏まえて今後、最低制限価格等についてもちょっと検討をしていただきたいと、そんなに思いますのでよろしくお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問をいたします。

最初に、市長公約の到達点と今後の方向性について質問をいたします。

今年、市長選挙が3月18日告示、3月25日投票で行われます。市長は2期目に出馬されることを表明されました。1期目の公約は、「合併理念を大切に、市民のみなさんとともに、安心、安全、活力あふれる元気な香美市をめざして全力で取り組みます。」と大きな目標を掲げられていました。その政策公約では、「高齢者や障害者にしっかり向き合った行政を進めます。」、また「介護や医療サービスが受けられる環境整備に努めます。」と掲載されていきました。

2期目の出馬に当たり公約を見ましたら「地方創生、元気な香美市へ全力」とありましたが、その政策の中には福祉や介護、医療、健康、高齢者、障害者という言葉は見当たりませんでした。私は、引き続きこの2点の政策を掲げてほしかったと思っております。行政の目的である住民福祉の向上に対する政策は必須だと思います。少子高齢社会では、人と人とのつながりが地域で生きていく力となります。高齢者政策の統計では、所得が少ない人ほど外出の機会も少なくなり、鬱になりやすかったり、要介護者になるという結果が出ています。高齢期になると、身体機能の低下に伴いさまざまな課題があらわれます。安心して住みなれた地域に住み続けられるには、地域包括ケアシステムの構築が必要です。地域医療構想では、今後療養病床を削減する方向です。施設から在宅へという流れですが、地域にはまだまだその受け皿がありません。これからの取り組みが大変重要になると思います。そのためには介護、医療、福祉の連携が欠かせません。

このことから、市長公約の２点について伺うところです。

①です。

今の到達点をどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 濱田議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

私のほうの公約といいますか、パンフレットもなかなか詳しく読んでいただいたよう
でございまして、大変恐縮であります。限られたスペースでありますので、全部全部が
なかなか書けないということをまずお断りをしておかなければならないというふうに思
います。もとより医療、介護、障害者の問題につきましては大切な制度であります。こ
れは国の制度がそれぞれございますし、自治体はそれに基づいて計画をもって取り組む
ということになっております。

香美市は、今も議員がおっしゃられましたように高齢者が多い過疎の町でもございま
す。医療についても介護についても大変切実でありますので、こうした自治体の計画を
立てるに当たりましては、多くの市民の皆さんに参加をいただいて、そして計画ができ
ております。この計画の中でご努力いただきまして、今、以上につきましても健康づく
りといった取り組みも進んでおりまして、５３カ所の健康づくりの集いが開催されたり、
健診の受診率が向上していたり、あるいは子どもたちの虫歯の有病率が低下をするなど
そういう改善の体制もできておりますし、心配をされます災害時の医療救護体制につき
ましても、この４年間と比べたら大きく前進をしてきたというふうに考えております。

介護の面におきましては、これまで地域密着型の小規模の多機能施設、これなかなか
できなかったんですけれども２カ所開所ができましたし、介護に関するベッドの増床も
図られております。障害者福祉におきましては、発達障害児の支援では積極的な取り組
みをしているということをご承知のとおりだというふうに思いますし、障害者サービス
計画達成率１００％ということになっております。市内４法人で指定特定相談事業所も
開所いたしておりますし、虐待防止の協議会なども設置をし前進をいたしておるところ
でございます。

そうではございますけれども、市内の大きな病院の運営につきましても大変心配をさ
れた時期もありました。利用されている方、家族も本当に心配をするような状況も起こ
りましたし、大柵診療所につきましては、長年ここを支えてくださったお医者さん２人
が３月で退職するということになり、途中では健康の問題もございまして、もうすぐに
引かさせてくれというような状況、そして、中山間の在宅介護を支えている事業所が経
営が難しいと、人が構えられないということで、次の契約はできないというような状況
も実はございました。本当に困った状況があったわけでありまして、関係機関、
関係者にはもう地域の実情、それを利用されてる方の実情というのは十分承知をされて
ますけれども、その上で状況を訴えて、市としてできる最大の応援をさせていただくこ
うことで、何とか今その状況が、ひとまずは運営をしてくださるというような状況に

なっておるところでございます。決して安心な状況ではございませんけれども、市としては医療、介護、福祉、障害者の問題については、これは本当に頭から離れない大きな課題であります。

いつそうした厳しい環境になってもおかしくない状況にありますので、今後もそのことについては心してやってまいりたいと思いますし、今国が進めている医療や介護との連携した取り組み、それが理想的なお話で終わらないで地域でどうそれが実現できるのか、地域にふさわしいあり方については、これは本当に泥臭く模索をしていかなければならない課題だと思っておりますので、これらについては市民の皆さんと一緒に進めていくという姿勢は崩さないつもりでありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 市長から丁寧なお答えをいただきました。課題も含めておっしゃっていただいたようなことでございますけれども、確かにそのパンフを見ただけでそれが全部だという判断をするのはあれかもしれませんけれども、やはりもう決められた誌面の中で全部は書けなかったということでございますが、市長もおっしゃいましたように、本当に頭から離れないような政策だとお答えがあったように、そうだと思います。1期目で掲げられたこの政策、同じような形でやはりしていっていただきたいと思いますし、書いていただけたらなおよかったかなと思うところです。

私が地域を回っていますと、やはり高齢者の方々からは、やっぱりこれは国政に大きく影響しますけれども年金の問題、そしてさまざまな保険料の問題、年金から天引きをされて手元に残るお金が少なくなる、何とかならんろうか。年金をかけてきても減らされるということを想定してなかった。介護保険料も高くなるし、何を切り詰めたらいいいのかわからない。国民年金で入れる施設があるろうか。これらのことを考えると不安が募る。そして、福祉の世話にならんと生活できんようになるかもしれんなどのさまざまな今の不安を市民の方々がお持ちです。

このようなやはり市民の方の生活実態を一番身近に感じているのが、市長もご存じだと思いますけれども地方の自治体であり、この一番身近な香美市が市民の暮らしに寄り添い、そして、国の制度はいろいろ今変わっておりますけれども、その中でも社会保障を充実させていくことが、やっぱり市として求められることではないかと思います。

それで、次の質問に行きたいと思いますが、②です。

いろいろ制度も変わっておりますけれども、市として市民の暮らしを守るという意味で、先ほど少し述べられましたけれども、②の今後の課題、そして方向性をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 地域にとって大変重たい重要な課題でありますので、当然それを担当する自治体として、市としてしっかり取り組みを進めてまいらなければなりません、一番最初にお話を申し上げましたように、これは本当に国民の暮らしの部分

のところの大事な制度としてあるわけでありまして、この制度についても根本的なことの国民的な議論もされていかなければならないだろうというふうに思っております。

1つ例を挙げますと、高齢者で自分の体がなかなか自由にならなくて介護を受けなきゃなくなっていくわけでありましてけれども、その方が例えばいろんなサービス施設を使うとか在宅のサービスを受けるということになりますと、当然介護度が問題になってくるわけですね。この介護度が高くなればなるほど、当然手厚く給付がされてくるということになりますし、サービスの量もたくさん受けられるということになってまいります。

一方で幾ら介護度が高くなっても、頑張って自分の持てる能力でしっかり暮らしていこうという思いの方もおりますし、健康のために頑張ろうということでもやられる方もいます、それを支えられる方もいるわけでありまして。しかしながら介護度につきましては、さらに調査をされるときが参ってきます。その際に介護度4が3になった、3が2になったといったときに、施設の皆さんが喜ぶのか、介護を受けている本人が喜ぶのか、家族が喜ぶのかと言え、実情は少し違っているような状況にあるというふうに思います。大変心配をするわけですね。サービスが受けられなくなるんじゃないか、施設から出されるんじゃないか、こういう心配があるわけです。

そういうことってというのは、本当に社会発展の目から見た場合にいいんだろうかというふうにも思います。ですから、この介護制度を初め医療については、やはりそれぞれの人たちの生活スタイルと制度がしっかりとリンクしているのかどうか、ぴったりとしたものになってるのかどうか、こういうことも大きな国民的な議論をしなければならぬというふうに思います。ただ、現実の問題として、そこから出されるともう本人はもちろんのこと、それを支えている家族も生活ができなくなってしまうということもございますので、非常に深刻でありますけれども根本的なところを議論もしなければならぬ、その上に立って、行政としては地域の持てる資源を最大限活用して今を対応していくということになるのかと思いますけれども、もっともっと大きな議論をしていく必要があるし、それだけ大事なものであれば、国民的な負担もあえてやらなきゃならないということもあるんじゃないか。いいことだけではない、負担もきちんとやらなきゃいけないという覚悟を持って議論をしなければならぬというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 今の市長のご答弁をお聞きしまして、本当にこう市民の暮らしを守らなければならない、国はいろんな制度が変わっている中において、負担も必要だけど国民的議論をする中でいろんな制度も決めて、そして、その中で香美市として市民の暮らしを守っていくにはどうしたらいいかということを、今後考えていかなければならないということだということはよく理解できました。

それで、市民の今生活を考えたときに、やはり私が先ほど高齢者の方々からいろんな話を聞くと述べさせてもらいましたけれども、そういう暮らしを見たときにやはりこう

いうふうな市民の切実な声を、市長会もあろうかと思います、県や国に対して香美市はこうだというふうに意見を、今も意見を言ってると思うんですけども、今後もそのようにやっぱり国や県に対して、香美市民の思いを代表として代弁をしていくという形での、これからもそういう思いを持っていただきたいと思います、その点いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 議員がおっしゃられるように、国に対しては私市長はそういう役割を持ってるというふうに思いますし、そういう役割はきちんと果たしてまいりたいというふうに思います。ただ、国も説明もしているわけであります。国については、社会保障費が増大をする中で財政運営が大変厳しくなってきたということでありますし、その財源をどこからもたらすのかといったことで、皆困惑している状況というか本当に困った状況になってきているわけであります。ですから、これは本当に誰もが言いたくないことですが、みんなが負担をしていかなきゃならない時代に入ってきているというふうに思いますので、そこを避けて議論をし、どこかからお金が生まれてくるような議論はこれは難しいというふうに思います。その議論をするのであれば、負担といったことをまずしっかり念頭に置きながら、厳しい議論をしていくという覚悟を持ってやらなきゃいけないときが来ると。ただ市長が国にお願いをすれば先が開くだけではない、それだけは思っただけいけないと思っております。私たちもしっかり血の出る覚悟をして、議論に参加をしていく必要があるというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

職員提案制度の活用状況について質問をいたします。

2月22日と26日の地元紙に、職員提案制度の記事が掲載されていきました。課長にはお渡しをしています。22日の記事では、高知市では2017年度、12年ぶりにこの制度を復活させたところ個人27人、2グループの7人から計29のユニークな提案が寄せられたということでした。そして、26日の記事によりますと、「法改正や省庁からの通知、総務部や財務部主導による行財政改革は「やらされる改革」。市民ニーズの多様化や財政状況の悪化を踏まえ、問題解決のために試行錯誤するのが「やる改革」。では「やる改革」を進めるためにはどうすればいいか。職員の資質向上と改革を生む組織的な環境が必要。そのための方策の一つが「職員提案制度」の再構築だ」とこのような提案があり、高知市は復活したというふうなことが書かれておりました。

ちょっと新聞のことを少し紹介したいんですけども、高知市で2017年度提案をされたその29の中で、3つ優秀賞として提案をされていますけれども、簡単にちょっと紹介したいと思うんですが、1つは、くらし・交通安全課の42歳の男性が、よさこい鳴子踊りメイン会場の追手筋の南側を歩行者天国のようになると。そこを多目的広場にする、「よっちょれ広場」をしたらどうかという提案があったということで、整備費

を約1億円、非常にハードルは高いけれども、観光振興や中心部の活性化の起爆剤、高知の新しい顔になり得ると提案をされてます。

もう1点は、人権同和・男女共同参画課の女性の方ですけれども、移住してくる子育て世代の女性らが週がわりで出店できるよう街路市の出店基準を緩和し、起業や交流につなげようと呼びかけるという提案。

最後の1つですけれども、土佐山地域振興課の45歳の男性の方、職員が市民から「お褒めの言葉」をもらった事例を庁内で共有する「ほめログ」。パソコンの端末で閲覧できる行政事務支援システムで事例を共有する。市民感覚を持った職員をふやすということで、必要予算はゼロ円と、こういうふうな3点の内容が優秀賞に選ばれたという記事でございました。

本市にもこの制度がございます。5年前に同僚議員が質問をしましたときには2件の提案があり、そのうちの1件、「広報香美」に賞品つきクイズ問題が採用されたとのことでした。以後、今日まで「広報香美」の裏面にはクイズが掲載されていますので、市民には大変好評なのではないかというふうに私は思っておりますが、そこで伺います。

①です。

その後の制度の活用状況はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

その後の活用状況につきましては、本年度2件の提案があり採用となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 平成29年度に2件ということは、それまではなかったということで理解をしましたけれども、その2件とも採用ということで、内容について伺いたいします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

1件は職員の接遇力向上のための提案で、もう1件は地域産材利用推進連絡会議の設置という提案でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） この2件についてはもう採用するということでお伺いしましたけれども、これを今後どのような形で、順次担当課とともにこれについて話をされていくということでしょうか。どんなふうに、計画とかちょっと立てていましたらお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

一応審査会のほうで採用ということになっておりますので、この2件についてそれぞ

れの担当、この提案した担当者が今後その準備をしていくということになっております。地域産材利用推進連絡会議については産業振興課のほうになりますが、そちらの職員のほうで準備を進めております。また、接遇についても、今後この採用を受けてどのように実施していくかということについて、今検討をしているという状況でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ②に行きます。

職員の奨励環境をつくるようにしなければならないという答弁も前回あっております。規程の第15条には、「課長等は、職員提案の意義を十分認識し、提案しやすい職場の環境を醸成するとともに、当該所属職員に対して指導助言及び提案の奨励に努めなければならない。」とあります。各課の状況は、提案の奨励ができる環境になっていますでしょうか。前回の答弁を受けまして、その後の状況などいかがでしょうか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えいたします。

以前、総務課長から提案する雰囲気づくりの努力をしたいと答弁しておりますが、現在、当時と状況は変わっていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 当時と変わっていないということで、件数が平成29年度2件で、あと去年、おとしはなかったということからしても、なかなか難しいのかなってというのはわかりますけれども、他市のホームページとかいろいろ見ましたら、今の制度が職員の提案意欲を刺激をしていないと。だから、その制度の見直し、提案の部分を見直しをしているところもあるというふうな他市の取り組みもありました。

上越市のことをちょっと私、あっ、おもしろいなと思って見たので少し紹介をしますと、その中では、課題や問題に気がつかず、あるいは気づかないふりをしていると、市政運営全体でロスをしているおそれがある。最悪の場合は、事故や不祥事につながりかねない。課題や問題に気がつけば、改善のネタとして宝物のような価値を持ち、さらに解消すれば宝物を手に入れたことになる。課題や問題に気がついたときは、それを邪魔者扱いせず、改善に向けた市の宝物だという考え方に立ち、誰でも提案できる仕組みとして見直した。例えば「何かおかしい」と感じていること、「もったいない」と感じていること、「無駄だ」と感じていること、仕事中にヒヤッとしたりハッとしたりしたこと、市民から「おかしい」と言われたことなどを顕在化してみる。1人で考えるよりは、職場の仲間と話し合ったほうがよいアイデアが出るのではないかと考えてみる。

以上のような視点での提案も取り入れたらもっと多くなるのではないかと、このことが業務改善や住民サービスの向上につながるかもしれないと思って、ここの上越市においては「ヒヤリハット情報」というような、ふだんパッと気がついたようなことをずっと書いてそれを提案すると。そんなことで、難しく考えなくて気軽に提案できる、そう

いったものにしてみたということの提案があります。

このようなことも、環境は変わってないということでしたけれども、他市のいろんなやっているとあります、県下でもありますので、またその辺の状況を見て環境について、奨励環境をもう少し広めてみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

誰でも気軽に提案できるようなそういった取り組みというのは非常に大切だと思いますので、そういった先進事例なんかも参考に、今後できることから取り組んでいきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 例えばその職員提案の中にちょっと高知市の事例もありましたけれども、香美市で今年予算にも上がっておりますが、まちづくり応援基金がありますけど、そのまちづくり応援基金のいろんな項目があると思うんですが、その中にも充当して活用することが可能であるような提案もあるのではないかなと思うんですが、もし可能であれば、そのようなことも奨励環境を充実させるというところに使えるのではないかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

まちづくり応援基金に関しましては、また定住推進課のほうで担当しておりますし、企画財政課のほうともまた協議も必要になってこようかと思っておりますので、そういった関連した部署とのちょっと協議ということも必要になってくると思っておりますので、ちょっと今後の検討課題ということにさせていただきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ③です。

職員のやる気や向上心の醸成にもなると思いますが、庁内で広報しているとは思いますが、広報を工夫するといいますか、いろんな方法が考えられるんじゃないかなと思うんですが、広報についてはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） お答えします。

職員の資質向上や、やる気醸成につながる取り組みは行っていきたいと考えております。職員提案制度については、これまでの状況を踏まえて制度の周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） そしたら、次の質問に。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。
（午前 10 時 14 分 休憩）
（午前 10 時 30 分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番、濱田百合子さん。

○6 番（濱田百合子君） それでは、引き続き質問をさせていただきます。

大きな 3 でございます。

スマホ（スマートフォン）・ケイタイ依存にならないためにについてです。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基礎資料とすることを目的に実施した中学生アンケートの結果が、平成 27 年 9 月に報告されました。当時の中学 2 年生に行われた調査です。それを見ますと、「放課後や休日に行っていること」という問いに対して、「インターネットをする」と答えた生徒が 50.6%、「電話やメールをする」と答えた生徒が 43.8% ありました。また、「あなたの世帯には、パソコンやスマートフォン、携帯電話などでインターネットに接続する環境がありますか」という問いに対して、88.2% の生徒が「接続する環境がある」と答えています。私が中学生だったころと生活環境が大きく変わってきました。アンケートの中には、ゲームセンターが香美市に欲しいという意見も数件ありました。

このような生活環境の中、友達との LINE やゲーム、YouTube での動画視聴など、スマホにはまる子どもがふえているのではないかと危惧します。

お手元の資料 A をごらんください。これは日本子孫基金が 2003 年に作成した資料で、少し古いのですが携帯電話が普及し始めたころだと思います。この説明を見て愕然といたしました。子どもの体によくないものを便利だからと持たすのはとても危険だと思います。2011 年の資料には、国際がん研究機関が脳腫瘍のリスクが携帯電話 1 日 30 分、10 年使うと 40% 増加すると発表しています。

次に資料 B をごらんください。ここには、世界保健機関（WHO）は、国際疾病分類に「ゲーム障害」を盛り込む方向との報道があります。青森市でこの 1 月、2 日間の日程でネットアドバイザーを養成する講習会が開かれたということです。日々の学校現場で「ネット・スマホ依存」と思われる気になる子どもがいるということで、養護教諭や教員も参加しての講習会と書かれています。中学校教員は「自分の体験や思いを言葉にできず、作文が書けない生徒が顕著になってきた」と実感していると述べています。昨年 12 月には、ネット健康問題啓発者養成全国連絡協議会が発足したということです。

子どもたちの健康が脅かされるのではないかと心配します。子どもの生活環境を再考する必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問をいたします。①です。

スマホ・ケイタイの健康被害への認識はありますか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 濱田議員のスマホ・ケイタイの健康被害への認識ということで、お答えをいたします。

濱田議員さんがおっしゃられるように、健康被害はあると認識をしています。

○議長（小松紀夫君） 6 番、濱田百合子さん。

○6 番（濱田百合子君） 教育長も認識はあるということですが、こういった、ちょっと健康被害が挙がってるかというのは先ほどの資料 B の一番下のほうのところに書いていますけれども、睡眠障害、これは遅くまでネットをしてるということだと思っておりますけれども、睡眠障害による発達不全や立体的に見えにくくなる両眼視の異常、目の異常ですね、それから、言語性能力の低下や成績の急降下など脳の機能低下などが明確な子どもたちも報告されているということ、そんなことも書かれております。もちろん視力が低下してる子どもたちもふえてることを考えますと、やはり健康への状況、やっぱり危惧するところであります。

②に行きます。

小学校・中学校でスマホ・ケイタイの使用については指導されてますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

全ての学校で子どもたちや保護者に、弊害や正しい使い方の授業や啓発活動を行っています。

○議長（小松紀夫君） 6 番、濱田百合子さん。

○6 番（濱田百合子君） 啓発活動を行っているということでしたけれども、文科省のほうは平成 21 年の 1 月 30 日付で、学校における携帯電話の取り扱いについての通知を都道府県の教育委員会に出したということですが、その中で、小学校・中学校に対して携帯電話の持ち込みは原則禁止すべきであること、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情も想定されますので、そのような場合には保護者から学校長に対し持ち込み許可を申請させるなど、例外的に持ち込みを認めることも考えられる。学校での教育活動に支障がないように配慮することなどが通達の文書に書かれてありました。そのような中で学校として啓発活動をしてるということですが、具体的に子どもたちは学校に今現在持っていける状況なんでしょうか、その辺のことを詳しくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 文科省の通達のときからというか、香美市の場合は学校のほうには持ち込みはできないようにはなっています。ただ、子どもたちは持ってるというか、放課後使うような形での使い分けはしています。

○議長（小松紀夫君） 6 番、濱田百合子さん。

○6 番（濱田百合子君） 高知市のちょっと学校の子どもさんに、保護者の方に聞き

ましたけれども、原則は禁止だと、ただ、どうしてもその迎えることとかもあって行って行きたいと、子どもが学校に行ったときに、係の先生がいるのかちょっと確認はしてないんですけども、一度学校の職員室に預けていると。そして、授業が終わって帰りにそれをとりに行くとかいうふうにしているという方もいると。そして、何も言わずにふだんは電源を切っているということで、もうずっとかばんに入れてるという子どもさんもあるということでしたけれども。特に学校ではそういうふうな使い方について啓発をしていると、実際持ち込まないようになってると言っていますが、その辺子どもたちはそれを周知してると思いますか、特に中学校はなかなか部活で遅くなったりもすると思うので、なかなか周知といっても難しいと思うんですが、特に今スマホ・ケイタイにおいての問題とかいうことは学校とかには今挙がってきてないでしょうか。それに対するトラブルとか、そういうことはないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 学校への持ち込みについては、初め申しましたように原則禁止ということです。ただ、連絡をとるとかいうその機能を使うために、子どもたちは放課後は使っているというような状況があります。随分前は職員室へ集めて帰りに子どもが持って帰るということを多くの学校がしていましたけれども、今はその形はなくなっているような気がします。持ち帰りを忘れたりとか、いろんなことが起こりますので、そういうことです。

○議長（小松紀夫君） 6 番、濱田百合子さん。

○6 番（濱田百合子君） ③のほうに移ります。

内閣府が昨年 11 月から 12 月に、10 歳から 17 歳の青少年と同居する保護者のそれぞれ 5,000 人を対象に調査をしています。平均 1 日当たりの利用時間が中学生で約 2 時間 29 分、小学生は約 1 時間 37 分、高校生が約 3 時間 34 分となっています。また、2 時間以上利用する割合が小学生で 33.4%、中学生 56.7%、高校生が 74.2%に達しています。また、そのスマホの使い方は LINE などによるコミュニケーションが 83.9%、動画の視聴が 78.8%、ゲームが 72.1%となっています。保護者については 84.4%が閲覧制限、フィルタリングなどでネット利用を管理をしているというふうに答えておりました。

このような調査も内閣府がされておりますけれども、香美市においてこの啓蒙もしてということでしたけれども、今の現状を一体どうなのかという、家庭での学習のことも含めまして、その保護者や児童・生徒への調査、また啓発も含めてですけれども、そういうことを提案したいと思うんですが、調査とかについてはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 一番新しい調査は、香美市教育振興基本計画の後期計画を策定するために本年度、保護者、児童へのアンケート調査を行いました。そのときの調査結果の中で、1 つは、香美市の子どもの場合、電子機器の使用で最も多いのが小学

校・中学校とも動画を見るというのが一番多いです。次が調べ物をする。3番目が小学生はゲーム、中学生はメール、中学生の4番目がゲームというような状況になっています。それから、ケイタイとかスマホの所持率は小学生で49%、中学生で66%、これは全国の率より低いです。それから、保護者が子どもにスマホを持たせている理由としては、送り迎えなど家族間の連絡のため、安全のためっていうのが26%、12%という中身です。それから通信機器の危険性について、保護者アンケートのほうで、保護者が子どもに教えているかについては全体の80%が教えていると言っています。子どもたちのほうは、保護者と決めてる約束事があるかということについては、小中学校とも約65%の児童・生徒が決めているというふうに答えているところです。

一応調査の結果については以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 既に調査をされてるということですがけれども、今教育長が述べられましたそのパーセンテージ、そして、その動画を見たりゲームをするというようなことが言われてましたけれども、こういう結果を見て、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） ほかにも香美市の場合は継続調査で、子どもたちが家に帰ったり、また土・日にどれぐらいテレビとかゲームとか、またケイタイ・スマホとかいうような、そこに時間をどれぐらい割いているかというときに、結構これが2時間以上とか多い率が出ています。この現状に対しては、とにかく割かれる時間が多いので、学習とか生活上の課題が多くなっているということで心配をしているところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 調査の結果を受けて、生活上の課題、学習上の課題があるという認識だということをお伺いしましたけれども、じゃあ、そういうことがわかった中で、今後新たにまた計画もつくっていくんだと思いますけれども、どういうふうに、保護者が80%は危険性を感じてて、子どもとの65%約束していると言っても、中学生ぐらいになると保護者も仕事が忙しくてなかなか目が届かないと思うんですけれども、やっぱりそういう中で体によくないんだよということ、そしてやっぱり学習に支障が出るということを考えると、もう少し学校としてもやり方を変えて啓発・指導していくようなことを考えなければと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

この啓発とか指導とかについて一番今ありがたく思っているのは、保護者についてはPTAが中心となって昨年度「香美・香南ネット宣言」を行い、実はこのような（資料を示しながら説明）啓発資料をつくって周知を行ってきています。また、多くの学校で

人権や道徳参観日を利用し、児童・生徒や教職員も一緒になって講演や体験を通した研修を行っています。毎年県が行う行政とPTAの懇談会では、このケイタイ・スマホを柱とした議論を深め、各校のPTAに広げています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 「香美・香南ネット宣言」というのを打ち立てて、保護者も一緒になって、そういう環境から子どもの体が健康を阻害しないように頑張っているというようなことをお聞きしましたので、次の④に移りたいと思います。

2月27日の地元紙に歌人の俵万智さんがその文章を掲載されてましたけれども、読ませていただきます。「石垣島に転居して、長男が海や川で遊ぶようになり「ゲームをしたいと言わなくなった」と述べている記事が掲載されていました。また、「生きる力をつけさせるには、自然の中で過ごすことが大事ではないか」と述べられています。

私も子どもたちが小学4年生から6年生のころは、思い切って冬休み大川村に子どもたちだけで1週間滞在をさせました。子どもたちは帰ってきて、お兄ちゃんたちと遊んだ、冬山は怖かったけどおもしろかったなど、目を輝かせて話をしてくれました。自然体験の中でいろんなことを学習したんだなと感じたことです。

地域で、子どもたちが体を使って人とかかわって遊ぶ楽しさを体験することが今必要だと思います。都会では、公園をプレーパークとして開放し、そこにはプレーリーダーがいて子どもたちと体を使って遊ぶことをしています。このプレーパークと言いますのは冒険遊び場ということで、子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶをテーマに、自分で考え自分で遊びをつくることができる場所のことです。今全国には320カ所ぐらい開設されています。そこにはプレーリーダーがいて、そのプレーリーダーっていうのは子どもが主役の遊び場をつくる、仕掛け人ていいますか子どもと同じ目線で見守ってくれる大人であったり学生であったりという方になりますけれども、こういう方が香美市においてもそういうふうなプレーパークであるとか、そこにプレーリーダーになってくれるような高校生や大学生の協力を依頼するとか、また地域の中でもいろんな自然の中で遊んできた大人がいっぱいいるわけですので、地域力、地域の大人のかかわりを、力をいただいて自然の中で遊べる環境をつくっていくことが求められるのではないかと思います。見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

体験はとても大切です。体験や人と人とのかかわりを通して、豊かな心が育っていくものだと思います。今、香美市の教育である「よってたかって教育」は、体験活動なども含めた授業や行事の場で、地域の方の協力も得ながら展開をされています。最近では、大学生や高校生も学校に多くかかわってくれるようになってきているところです。今後、大学のサークルなどともかかわりを深めながら、検討もしていきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 6 番、濱田百合子さん。

○6 番（濱田百合子君） そのコミュニティ・スクールを学校でやってると思うんですけれども、9 年間の子どもの育ちのために、寄ってたかって地域総がかりで子どもの教育をしていくということの趣旨で運営協議会やってると思うんですけれども、そのあたり先ほど教育長も言われましたけれども、地域で一緒にやっていると色々な自然体験も含めて一緒に行事を工夫してやってるということですが、今大栃小学校、大栃中学校とか片地小学校とか、それから香北のほうもあれなんですけど、その効果的なものをどのように考えてらっしゃいますか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） コミュニティ・スクールにつきましては、この体験活動を進めていくのにはとても有効な組織だと思っています。片地小、それから大栃保・小・中がコミュニティ・スクールになって既にいろんなことをしてきていますけれども、そうですね、農業の体験であったり、米づくりであったり、ほかにもスポーツ的なイベントであったりとかいろんなことが展開されていきますので、何かそれぞれのコミュニティ・スクールでおもしろいものが、多分土曜活動などで起こってくると思っています。今年から全部で8 校の学校がコミュニティ・スクールになって、あと2 校も研究中で既に組織もほとんどできていますので、全ての学校で多分学校の授業というよりは土曜日の活動、日曜日の活動などで、地域とともにいろんなことができるようになってくると思っています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6 番、濱田百合子さん。

○6 番（濱田百合子君） それでは、最後の質問に移ります。

地域の防災訓練に子どもの参加をについてでございます。

昨年6 月に自主防災組織について質問をいたしました。そのときの答弁では、自主防災組織率は96.72%で176 組織ということでした。しかし、実際訓練に参加している世帯がどれくらいあるのかは把握をされていないということでした。住民参加の周知を促していかなければならないと思ったところです。自主防災力は地域ぐるみで取り組むことで高まり、組織的な力を発揮できるようになると思います。特に中学生の参加は大きな力になるのではと思いますし、参加が望まれます。防災教育は今全国で行われていますが、地震を想定した従来の防災訓練に疑問を投げかけている地震学者がいます。

地元紙によりますと、「大学で講義をしていても、実際家具の固定や食料備蓄につながっていない。知識があっても行動につながらなければ意味がない」とおっしゃっています。また、その先生は、そうした現状を変えるために防災小説を奨励しています。土佐清水市の清水中学校で、南海トラフ巨大地震が起きた想定で、生徒それぞれがそのときの気持ちや行動を800 字程度で書くというものです。地震学的には意味がなくても、

生徒が自分のこととするには必要な要素で、日常のありがたさや家族の大切さを知るにはとても効果があり、そこから行動が始まりますと述べられていました。

以上を述べまして、質問を始めたいと思います。①です。

地域の防災訓練に参加したことの児童・生徒の数をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

自主防災組織が実施する防災訓練において運営経費に市の補助金を充てる場合、訓練の実績報告を求めています。報告内容としては、児童・生徒を含め参加者を年齢層別に集計する形式をとっていないため、具体的な人数の把握はできておりません。ただ、実績報告書に添付された訓練の状況写真には、児童・生徒と思われる若年者が見られることから、家族とともに参加していることは十分考えられます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） その実績報告書の中に、全体の人数は書く欄があっても子どもとかの書く欄はないということですね。それで写真を、証明写真というか証拠写真と言いますかね、それを出して初めて、ああ、子どもも参加したんだなということがわかるという状況だということをお聞きしましたけれども、やはり、その実績の報告書の中に細かいところまでは書く必要はないかと思えますけれども、その辺の少し改善も考えていけないのかなと思うところでお聞きいたしましたけれども、やっぱり冒頭で私が述べましたように、地域ぐるみで取り組むことで組織的な力を発揮できるということがありますし、やっぱり実動、動かなければ災害のときに動けないということだと思うので、やはりその辺を把握をしていく、また把握していくような必要が市としてもあるんじゃないでしょうか、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

児童・生徒の人数は各地域で差がありますので、集計した数値から統計的に有意な傾向を見出すことは困難と考えられます。訓練への参加促進という目的では、次のご質問とも関連しますけれども、準備段階での呼びかけの強化が適切ではないかと考えています。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ②に移ります。

2月22日のこども高知新聞、これずっとシリーズでやっています「いのぐ」っていう高知新聞の防災に関係する記事なんですけれども、高知市、四万十市、奈半利町、黒潮町、いの町、本山町、馬路村など県内6市6町1村に住んでいる中学生171人への調査結果が大きく一面に掲載されていきました。この調査は昨年12月から今年の1月

にかけてのインタビュー形式で行ったということです。これは同じ中学生から中学生になるので、本音の部分が聞けたんじゃないかなというふうな声もあっております。訓練などの情報が「届いていない」と答えた中学生が54%、地域の防災活動に参加するように声をかけられたり、誘われたりすることはありますかという質問に対しては74%が「ない」と答えています。中学生になってから、地域の防災訓練に参加していますかの問いには、51%が「まったく参加していない」と答えています。

高知市の一宮東小学校の児童の保護者を対象に、防災アンケートを1月中旬に実施をしています。それを見ますと、地域に自主防災組織があることを知らないという人の割合が76.7%で、防災への関心の薄さが浮き彫りになったということでございます。そしてまた、保護者のほうにも同じようにアンケートこれとってますけど、自主防災組織があることを知っているのが23.3%、どんな活動をしているか知っているかを聞くと70.6%が知らないと答えていると、これは一宮東小学校ですけれども、そういう状況が紙面にもございました。

なので、やっぱりこういう状態ではいざというときに本当に困るのではないかと思います。学校や自主防災会は、地域の防災訓練への子どもの参加をやっぱり促していくべきではないかと思うんですが、参加を促していますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

各地域における防災訓練につきましては、主として自主防災組織が企画、実施しております。実施に際しましては各世帯に回覧文書で周知していると聞いておりますけれども、特に子どもの参加を呼びかけているとの情報は得ておりません。

市内の小中学校に問い合わせたところ、少数ながら地域の防災訓練や高知工科大学主催の防災イベントなどへの参加の呼びかけを行っている学校がございました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 済みません。学校のほうの状況は今どんなでしょうか。学校の状況を伺いたいと思います。自主防災会について、直接学校がどういう状況なのかはわからないと思いますけども、地域の防災訓練に参加しましょうとかそんな呼びかけも含めて、子どもに対してそういう参加を促してるかどうか、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） 学校での防災訓練への呼びかけということですがけれども、ここは余り詳しくは聞いていません。ただ、先ほど濱田議員さんが申されましたように、各学校にコミュニティ・スクール運営協議会やまたは推進委員会、それから地域学校協働本部の組織ができましたので、今後については自主防災組織との連携はしやすいというふうに思っています。特に最初中学生の参加をということでしたけれども、学校規模にもよりますけれども、例えば鏡野中学校ぐらい大きくなって地域がたくさんあると、

この訓練をする日がまちまちだったりということも起こってくるでしょうし、部活との関係なんかもあって、なかなか学校へ一つ一つ言ってきたときには難くなる可能性があります。ですから、どちらかというところのコミュニティ・スクールの運営協議会のほうで一斉に地域の方とともに検討をして、そして、どうするかということを各学校で考えると、これは可能になってくるというふうに思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6 番、濱田百合子さん。

○6 番（濱田百合子君） ③に移ります。

先ほど教育長が部活のことも少し触れましたけれども、中学生に地域の防災活動に参加してない理由を聞きますと、これ新聞にも出てましたけれども、53%が「忙しい」、50%が「活動があることを知らない」と答えています。そして44%が「友達が不参加」、そして41%が「面倒」というふうに答えています。それから、中学生の一番は「忙しい」と半数が答えていますけれども、なぜ忙しいかというと、やはり中学校は部活だそうです。2番目が勉強、3番目が睡眠、大体朝とか起きれないっていうことでしょうか。4番目が委員会活動となっています。

こういった理由を見ますと、やっぱり学校と地域が連携をして、コミュニティ・スクールをもちろん通してということも考えられますが、防災訓練の日時の調整ですね、11月5日が「津波の日」ということで去年からその日ということにもなってる地域もあるかと思うんですけれども、地域によって防災訓練の日は、自主防災組織で自主的に日を決めてますのでまちまちですけれども、やはりその地域の子どもたちには自主防のほうで事前に連絡をすとか、そして学校のほうとも連携をして、部活動それからまた塾の日時なんかもできるだけ調整をして、地域のそういう防災訓練に参加できるような手だてはとれないものか、その辺いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

自主防災組織の訓練実施に関する情報を学校に提供するという事は、これまで意識できていなかった部分です。地域と学校を結びつけるつなぎ手としての役割を果たすことは重要であり、今後、学校に情報提供を行い、参加を呼びかけてもらえるよう要請したいと考えます。また、市では全ての学校の体育館を災害時の指定避難所として指定しております。本年度の山田小学校、山田高校に引き続き、今後、避難所運営マニュアルの作成を進めていく計画です。マニュアルが完成した施設から順次、学校、地域が連携して実践訓練を行うことで、地域の防災力を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6 番、濱田百合子さん。

○6 番（濱田百合子君） 担当課のほうから、地域と学校を結ぶために情報提供を学校のほうにしていきたいというようなことでございましたけれども、教育長のほうはそ

のようなことを受けてどう、対処はできていく状況でしょうか、ちょっとその辺お答え願えますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育長、時久恵子さん。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

校長会のほうでも自主防災組織との連携ということはいつも話していることで、日時とか詳しいことがわかれば、学校のほうが家庭へとか子どもたちにお知らせをするということ是可以する、すぐにこれはできます。あと、もっと強い学校との連携という場合は、先ほどのコミュニティ・スクールのほうで検討すると、きっちり結びついた実践ができると思います。学校によっては、学校が主催して地域の人に入ってもらって、防災の学習とか訓練をしているという学校は幾つかありますので、ただ、これが今お話にあるこの自主防災組織のほうと一緒に強く結びついたという形になっていないので、いろいろはやっていますけれど、せっかくですからきちとした防災訓練に子どもたちが参加ができたらいと思います。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） ④です。

自主防災訓練にできるだけ多くの世帯、そして児童・生徒が参加することで地域のきずなが生まれ、地域が元気になっていくと思います。防災行政無線も整備されております。活用して実施日時の周知をしていくことを提案します、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課長、中山泰仁君。

○防災対策課長（中山泰仁君） お答えいたします。

防災行政無線による放送は、地域を対象として情報を発信するに当たって効果的な伝達手段であり、防災訓練への参加呼びかけは目的としても適当であると考えますので、今後具体的な運用方法について検討することといたします。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

次に、13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、市長の政治手法についてであります。

私は議会の場で16年、武内町長、門脇町長・市長、現法光院市長と是々非々の立場で論戦も提案もさせていただいた中で、法光院市長が次期も目指すと表明された中、改選前にこの4年間の市政運営に当たっての政治手法のあり方について、確認すべく質問を行うところです。

私どもは、市民の暮らしを守る防波堤として市政が十二分に役割を果たしているか、

そこに市長が住民参加を求め、職員参加にていかにリーダーシップを発揮しているか、市民も注視していると考えるところです。

そこで、1点目にお伺いします。

法光院市長は、門脇市政を引き継ぐとの考え方を明示し、市政1期目をスタートしたと記憶しております。私の認識では、門脇市長は、まず第一に現場主義であったと思います。そして、職員とのコミュニケーションを重視し、政策立案にもつなげていくとの手法でもあったと考えます。そして、議会人から市長になられたという点もあろうかとも思いますが、市民との直接対話や行動力には評価が高かったと考えます。市長といえども同じ政治スタイルではないし、独自の考え方のもと市民との対話の行政に当たってきたと考えますが、市長のご所見を伺います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎龍太郎議員のご質問、市政に関するお尋ねについてお答えをしたいと思います。

4年前、門脇市政を引き継ぐということで、まず、門脇市長が大変大事にされてきました合併理念を引き継ぎ、そして、しっかりと計画されたものを確実に遂行していくということをまず念頭に置きながら進めさせていただいたところであります。門脇市政を引き継ぎまして大変肩に力が入った部分もありましたし、行政を進めていく上で前任者の大きさ、そうしたものを常を感じながら進めてまいりました。ときには前任者の大きさのために、至らなさが非常に目立つようなところもありましてじくじたるものもありましたけれども、精いっぱい務めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もうそろそろ肩に力が入った部分も抜けてきているというふうには思うんですが、実際この間、私ども市民の方と対話している中で、特に香北、物部の方から、やっぱり閉塞感が強まったというふうな話もございました。市長に香北、物部の声が届いているのか等の意見もございました。ある市長は任期4年の間で30回市民の生の声を聞くということで、市長みずから出向き市政懇談会を開いたというふうな例もございます。本市が取り組んでいるような自治会長が集まる行政懇談会ではなく、みずからの公約として取り組んでおる方がありました。

また、議会としては、議会報告会に取り組んでいる中で、担当部署で前進しなかった点を行政へ市民の生の声としてつないだ実例も数々ございます。私は、市長みずからが住民に溶け込み、平場の議論から政策への反映をするという方法論もあると思いますが、そういう点について市長のお考えを再度伺います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 手法はいろいろあろうかというふうに思いますし、これまでやってこられたやり方については、それなりに私どもも関心を持って、また私自身も

そうした方法も検討もさせていただいておるところでございます。幸いにして健康に恵まれたといいますか、これまでの4年間一度も休むことなく務めさせていただきました。その中には個人の方、また地域の方々、団体の方からいろいろとお話を伺う機会もありまして、土曜・日曜、また夜間も含めて参加をさせていただきまして、私のスケジュールで合う限りは、一度もこれを拒否することなくお話を伺わさせていただいた、そういう状況でございます。これからにつきましては、またお話を伺いながら改善も図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 激務の中、健康にも留意されて頑張っていたきたいという部分はあるんですけども、実際さまざまな方々からの意見が入ってくるという部分とみずからがその場所、香北とか物部とかへ設定するというお考えは今のところは持ち合わせてないのか、そこをちょっとお願いします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） まだ先のことをお話しできる立場にはないわけでありましてけれども、私といたしましてはそうしたことも当然考えておりますので、状況によって判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 失礼しました。先走った話も出てくるとはと思いますが、よろしくをお願いします。

次に移ります。②です。

私は、市長がトップダウンで全ての課題、政策を推進するリーダーとも思っておりませんが、市役所という組織を市民本意に機能させるには、市長というトップリーダーと意見を共有する人々をどれだけ生み出していくかという点は大切と考えます。そして、トップとしての覚悟と決断力が不可欠のものと思います。

そこで伺います。市長の描くリーダーシップ像とはいかなるものなのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 私は、まず1つはあらゆることから逃げないということ、この覚悟がまずはリーダーには必要ではないかなというふうに思っております。そしてもう1点は、常に小心であれという思いであります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

市長みずからが考えるリーダーシップというか、考え方を聞いたところですが、二元代表制のもと執行部と議会が切磋琢磨して互いにレベルアップを目指し、市民生活の向上のためには議会に対し説明責任を果たしていたのかという、その点で感じる政策等が

見受けられます。そこには、市長の前回選挙の公約である「公正で市民本位の市政を」というものに対し、一貫した手法がとられていないのではないかと感じることもあります。私は、香美市の将来の道筋の根拠を明確にして指し示すべきとも考えますが、市長として議会と４年間つき合っただけのご所感を伺うものです。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 議員が感じられたことなのであって、それを否定するわけではございませんけれども、私としては誠心誠意務めてまいったつもりでございます。もちろんそのような思いを持たれたということにつきましては、私の至らぬ面が多かったのではないかとというふうに反省もするところでございます。

○議長（小松紀夫君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

平成２９年第４回定例会において、市長は２期目を目指す決意として、「活力ある元気な香美市、安心・安全な香美市のために全力を尽くす」として、議会の指摘等からも反省すべき点もあるが、改めるところは改め前進を図る。そして、新たな取り組みに対しても結実開花させていくと述べられておりました。その点を踏まえ、市長の政治手法も改善を図る必要性も若干感じますが、見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 私の手法の中で、私の判断の中で議会から厳しくご叱責をされたことは事実であり、また反省をしているのも事実であります。したがって、そうしたことにつきましては今後改善を図る、そして心構えもしっかりとしてやっていきたい。まずは議会との関係についてはきちんと説明責任を果たしてまいりたいと思いますし、議会との関係をきちんと考えて、二元制の中でしっかりやっていきたいというふうに思っております。同時に、職員の思いといったものも私が受けとめて、議会の皆さんにも率直にお話をさせていただきたい。さまざまな場面で議員協議会を開いていただいたりしながら、行政の中身を、今の状況につきましても、ご報告をさせていただきながら進めております。そうしたことが全てよいのかどうなのか、これもしっかりご意見を聞きながらやっていきたいと思っております。

とりわけこれからの若い職員につきましては、いろんな参画のできる場面を私としてはつくりながら、やっていきたいというふうに思っております。これからの力を生かすということに力を注いでまいりたいというふうに思っています。

○議長（小松紀夫君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。

随意契約及び小規模工事等契約希望者登録制度についてであります。

過日の地元紙の報道で、南国市の市全体での不適切な随意契約が横行していたことに関してコラムがありました。同市の随契は３者以上から個別に見積書を提出させ、最低金額の業者と契約する規則となっている。しかし、多くの職員が受注予定業者に他の２

者の見積書をつくらせていた。市が談合を黙認していた構図とも言え、総ざんげの状態だ。ただ、これは南国市だけの問題だろうか。本紙の取材にほぼ全ての市町村が同様の不正を否定したが、慎重に見るべきと思っているというものです。まだ記事は続きますが、本市は否定した自治体であることを前提に、市民に現状を示す意味からも質問を行うところです。

また、3月1日付同紙の記事では、南国市は不適切随契で処分案を報じるとともに、手続の見直しとして担当課長どまりだった随契の決裁文書を財政課もチェックする。1者に随契を行う場合のルールを明確化する。業者別の発注状況の一覧表を作成し、偏りをなくすなど検討しているとのことであります。

さて、本市において、香美市契約規則、第4章、第30条、第31条に随契の規則を明記しております。随契によることが出来る金額は、工事又は製造の請負は130万円、財産の買入れは80万円等、予定価格の決定、契約内容の公表等は遵守されてると思います。第31条の見積書の徴収では、「随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、見積書を徴することが困難な場合又は不適當であると認められるときは、この限りでない。」と規定しております。

そこで伺ってまいります。

①に、随意契約の年間の契約件数、金額をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

まず随意契約の年間契約件数及び金額ですが、お手元の資料をご参照ください。

まず工事ですが128件、1億1,165万935円、測量・コンサル14件、2,002万4,280円、物品50件、4,736万9,531円、その他委託444件、9億4,085万5,146円、合計636件、11億1,989万9,892円でございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 総括表をいただきました。1つ確認しますが、これ平成29年度となっておりますが、年度途中ですわね今、どの時点の数字なのか、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 山崎議員から質問があった時点の件数でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、ちょっと総括表に基づいて少し伺わせてもらいますが、まず工事について1件当たりは約87万円ということになります。ここで南国市のことから聞きますと、建設課に係る部分は何件で幾らなのかお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

工事に関しましては、災害等も含めまして64件になっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 64件ということですが、約半分ぐらいですね。そしてあとは、環境上下水道課関係では、水道の関係なんか若干の間あったと思いますが、あるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課庶務班長、和田君。

○環境上下水道課庶務班長（和田雅充君） 随意契約の件数は47件となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 工事に関しては1件が平均で87万円か、測量・コンサルについては1件が平均で143万円、物品については1件当たり平均で95万円、その他委託が1件当たり約211万円ということで、件数・金額の多さを再認識した部分もございますけれども、実際その他の委託なんかはシステムとかの特殊性とか、簡水の委託なんかの金額の大きい部分とか、ちらっと伺いますと社協の関係なんかはこの委託に入ってるというふうにも聞いたりもしたんですけれども。実際、事務も大変と推測されるんですけれども、ちょっと後の質問にも関係しますので、工事等では130万円ということを行いながらも、大体金額的には超してる部分も平均でもございます。1者で大きな金額があるから平均値を上げてるといふ部分もあろうかと思っておりますけれども、1者随契の場合は見積書というものはあるのかなのか、そこら辺はどうでしょう。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 原則、1者随契に関しましても見積書の提出と、特に敷札といいますか、そちらのほう必ずとるようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 先ほどの件、お答えします。

建設課が見積書を1者からとられてるということですが、ほかの業務も1者でも見積書は出していただいております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そしたら、その大きな1件で4,000万円とか5,000万円とかするようなそんな、社協でいうたらそういうのがありますわね。実際システムらあでも、4,000万円超すとかいうのはたしか随契であったと思うんですけれども、そういうものも見積もりとしては徴収してるということですか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

基本的な部分で、規則どおりの2者以上の見積もり徴収はできているかという点であります。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 原則、公共調達競争入札で実施しております。ただし、地方自治法施行令第167条の2の各号に該当する場合は、随意契約は各課で起案し施行しています。施行例は契約班で確認しております。見積書の徴収は適切に実施されていると考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 設計は基本各課で行うということですね、建設課とか環境上下水道課におかれても。それで事務的には、まあいうたら実際のところ、設計してから見積もり徴収を2者以上に出すというふうな手続になるかと思いますが、そこに価格の競争原理がやっぱり働いてるかというのが大事なポイントだと思いますが、そこら辺は、まあ建設課長に聞こうか代表して、働いてますかね。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

当然複数の業者からの見積もり徴収になりますので、競争原理を働かして最低の見積もり価格の業者と契約という形をとっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 随契自体には、130万円以下の工事の場合やったら最低制限がありませんわね、実際。そういう部分で、まあいうたら予定価格が100万円ぐらいのものでも結構な安い金額で落ちたりということはあるんですか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

委託ではよくあつたりという話も前の織田議員の質問にもありましたが、工事の場合は今現在はまずそんなに差は出てきません。なかなか高かったり、そこら辺はあつたりはしますが。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ここで1つ大事な点を確認しちょきたいのですが、南国市の状況を言ったんですけど、受注業者ありきで1者に複数の見積書を送るなどということは決してないという認識でいいのか。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当課におきまして、そういうことは絶対ございません。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課庶務班長、和田雅充君。

○環境上下水道課庶務班長（和田雅充君） 当課におきましても、そういったことは
ございません。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 環境上下水道課と建設課のほうに中心に聞かせてもらい
まして、そういう事務的な流れになってますのでご勘弁いただきたいと思いますが、次
に移ります。

③です。

随意契約の金額が妥当でスピードを要する場合、工事等においても市民生活の安全・
安心に寄与するために、設計を1者で頼ることもあろうかと思えます。また特殊性、専
門性を要するものは不適當と判断して1者とするのか。対応というものについて伺うの
と、あわせて件数についてもお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） まず、随意契約によろうとする場合は、なるべく2者以
上の見積もりを徴しています。見積書を徴することが困難な場合または不当であると認
められる場合は、随意契約に関する説明書に必ず業者選定理由を記載するようにしてい
ます。不当な件数は見当たりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 不適當な場合というがはないということです。実際、基
本はその点でいってるといっていますが、少しちょっとこういう理由書みたいなのが
ついてくると、1者になるときはね。これ1者になるという割合は、建設なんかでどれ
ぐらいの感じになりますかね。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 工事と測量、委託なんかの場合と分かれてくるとは思っ
ます。工事の場合に関しましては、同一路線の中で現場の進入路がそこしかない場合、
順々に済ませていかないといけない場合とかがありますが、1割にも満たないような状
況です。ただ、委託の場合に関しましては専門業者の委託、それと土地改良連合会、あ
と山林協会などの外郭団体への委託などが災害などではありますので、その部分は委託
の件数の随意契約の半分ぐらいを占めることとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 確認ですけど、そういう事情があって、同じ工事の延長
線上とかそういうことで、1割ぐらいの感じで頭から1者になるというふうなこと、そ

ういうのは理由としてきれいに書いてるということでしょうか。

ちょっと少し角度を変えて関連して聞きたいんですけども、そういう理由がついてきた場合は、課から最終的には監査なんかにもそういう理由書は行くと思いますけども、監査事務局長にちょっと聞きたいんですけども、実際こういう状況、南国市の状況とかそういう状況が監査する立場でわかり得ないものなのかと。理由書なんかはチェックするかどうかわかりませんが、この随意契約について監査はどこまでの部分でチェックできるのかなということで、余り監査報告なんかでこの随意契約について記述されてる分はなかったと思いますが、その点ちょっとご答弁いただきたいんですが。

○議長（小松紀夫君） 監査事務局長、山崎泰広君。

○監査委員事務局長（山崎泰広君） それでは、山崎龍太郎議員のご質問にお答えします。

私は監査委員ではございませんので、監査委員としての意見というよりも事務局ということで、事前監査をするという立場で申し上げます。

随意契約に関しましては、今建設課長等が申しましたように、随意契約の理由についてまでも言及というか監査をしております。当然適当であると認めた部分が通っておりますので、疑念を持つようなものについてはございません。ただ、もう少し詳しく書いたほうが良いというようなことがありましたら、そういう意見を述べて指導しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。④です。

南国市の件の報道で、元副市長は随契の範囲内で契約を行い、追加追加で金額を膨らませていったケースがあったと記憶しております。そのような確信犯的な行為でなくても、小さな契約が大きくなった事例等は本市においてどうなのか伺います。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 契約変更はちょっと管財課のほうへ回ってきておりませんので、変更金額の増減についてははっきり把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） うちの課の分に関してはになりますが、全体的な話の中でやはり今まで何回か述べましたが、重変とか軽変とかの絡みもあります。平均的にいきますと工事で約4%の増が見られます。あと委託に関しましては、約2%の増がありました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 増については倍になるとか3倍になるとか、そういうこ

とじゃなくてやっぱり一定の基準があるのか、それから、そういうことに対してまた理由も明確にしているのか、その点を。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 明確なものはございませんが、やはり内部で複数チェックという形の中で、やはり1割とか2割とか、倍になるということはまずありません。大概1割までで何ぼ大きかっても抑えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

本市において、小規模工事等契約希望者登録制度が目的に応じて実施されております。1件の予算額が50万円未満、建築一式工事については随契と同じく130万円未満のものであります。この件につきましても、随契と同じように①から④について伺うものです。

①、年間の契約件数と金額についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お手元の資料をご参照ください。まず工事ですが、これ建築工事になります。1件で76万4,549円。続きまして造園、これは草刈りになります。14件で297万3,610円。合計15件で373万8,159円でございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 小規模についても伺うところですが、ちょっと関連して伺いますけれども、建築工事が少なかったということもありますが、大体毎年300万円、400万円ぐらいの感じで、住宅修繕等も余りなかったというふうな感じで草刈りがほとんど。ここら辺は関連する工事であっても随契に回ってるのかという部分、それから業者数が少ないという要因があるのか、そのところはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 年間契約件数、金額とも大体毎年同じぐらいです。それと内容は随意契約で、なるべく2者以上から見積もりを徴してやっております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

登録制度の運用基準、第8条第1項では、「契約は、複数の登録事業者から見積書を徴し、見積額の低い事業者と契約しなければならない。ただし、緊急性、特殊性を要する場合はこの限りでない。」となっております。見積書の徴収は適正か伺います。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 見積もりの徴収は適正にできていると考えております。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○ 1 3 番（山崎龍太郎君） ③です。

見積書の徴収困難、不適當時ですが、小規模工事の事業者登録数は工事の種別によっても少ない現状があります。第 8 条の基準が適用されない場合、第 1 0 条の入札参加資格を持つ業者による入札を行った例はあるのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） そういう事例はございません。

○議長（小松紀夫君） 1 3 番、山崎龍太郎君。

○ 1 3 番（山崎龍太郎君） ④、契約の金額が上がったようなケースはあるのか。草刈りとか多いですのでね、今までの実績からそういう部分があったのか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 契約後、金額の上昇に至ったケースはありません。

○議長（小松紀夫君） 1 3 番、山崎龍太郎君。

○ 1 3 番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。なりすまし詐欺についてです。

私は、多重債務問題から闇金、違法ビラの問題など、時々課題に対して行政対応も質問してきたところです。最近の幾つかの事例として、市民生活を脅かす悪徳商法、詐欺商法の被害が後を絶たない現状があります。市としても、悪質商法撃退カレンダーの、これ（資料を示しながら説明）ですね、全戸配付や広報での啓発を初め対応はしているところでしょうが、被害の未然防止のため、事例を示しながら支援策を伺ってまいります。

電話にて消防署員をかたり、防災目的のためだと家族構成を確認して、特に高齢のひとり暮らしの場合などをターゲットにして、架空請求や送りつけ商法にて実際に金銭的被害に遭われた方もおられました。

詐欺は防止できても嫌がらせ電話を繰り返すケース、最後には「そのままで済むと思うなよ」と捨てぜりふを残し、市民に精神的ダメージを負わすなど許すことはできません。警察へ連絡するもすぐ検挙できるものでもありません。嫌がらせには高知県警を名乗って、「あなたは詐欺集団の名簿に載っている。それが来るかもしれん」とかいうふうな脅しをかけてる例もございました。

そこで伺います。現状の対応及び行政支援策についてお願いします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

消防には昨年 1 2 月から 1 6 件の相談があり、警察にも多数相談がありました。警察から注意喚起を依頼されまして、土佐山田町内では消防分団屯所で拡声放送を、香北町と物部町では防災行政無線により注意喚起の放送を実施しております。また、産業振興課にあります消費生活相談窓口からは、広報香美 4 月号へ記事の掲載、香美市ホームページへの掲載、県の消費生活センターに連絡して、県内全域に注意喚起を行っております。この件に関しましては直接被害者からの相談は受けておりませんが、実際に被害

に遭われた場合には、直ちに警察へ相談することをお勧めすることとなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 16件って結構多いですね。ほかにもまだたくさんあるというふうに、何か香美市の住民をターゲットにしてというふうなことで、私が相談を受けた方は、実際消防署員を名乗ったから消防署へ電話したと。そしたら消防署から南国警察署の生活安全課ですかね、そういう担当の部署があるというふうに聞いてますけど、そこへ連絡したということで、課長の言うのは直接消費生活相談窓口にはなかったということで、そういう情報共有は後々なされてるけれども。

実際1つ提案ですけどね、このカレンダー（資料を示しながら説明）さまざま具体的に、今回の事象にも合うようなことが書かれてるきいと思うんです。ただ、連絡先は商工観光班になっちゃうがですわね、ここ。ここは土・日は休みとか夜間はやってない、詐欺被害はいつ電話かかるかわかりませんのでね、ここよりやっぱり南国警察署のその担当部署に直接つながるような、もうその人はどうしようかというふうなことも言われてたんですわ。そこをやっぱり、またこれをつくるんでしょう、全戸配付しますのですね、つくってほしいんですけど。実際そういう緊急時にすぐ電話できるのはやっぱり警察と思うんですわ、そこを載せるべきじゃないかと思うんです。その点はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 議員がおっしゃられましたように、啓発カレンダーにつきましては各戸配付しておりまして、裏面には産業振興課、県の消費生活センター、そして消費者ホットラインの電話は載せておりますが、おっしゃられるとおり警察の電話がないというのは、住民の方にとってはやっぱり不安で、まず警察へというのは当然のことだと思いますので、警察への相談の電話は掲載すべきだと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それと、先ほどホームページとか広報にも載せるということやけど、こういう被害が拡大しないためには別刷りの回覧で町内会回りますわね、そういうがに具体的事例を書いて、やっぱり早急に流す。広報と一緒になるかもしれんけど、広報の中の1つのページやなくて、別刷りで回覧してもらおうというふうな手だてが特に高齢の方なんかには有効だと思います。だから、先ほど言った当面はこれすぐできませんので、何かあったらすぐ警察に電話してくれというふうなことの対応はできないものなのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

実際問題、今回の防災行政無線を聞いた後に不審な電話があったというような、それ

で被害を免れたってという方から警察のほうにも相談もありますので、そういう啓発は重要と考えておりますので、その各戸の配付物でできるようであれば、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 被害を防ぐというのがやっぱりいかにスピード感を持って行かんと。私の聞いたところでは、別のまあいうたら送りつけ商法で、三十数万円の被害を受けたという例もあります。泣き寝入りされた。結局クーリングオフが間に合わざったら泣き寝入りということになりますわね。だから、そういう事例もありますので、まだ水面下にはたくさんそういうことがありますので、ぜひ早急にそういうふうな対応をできることから始めてもらいたいと。

それともう1点この際言いたいんですが、消費生活相談員、ここへ来てくれたらさまざま相談に乗ってということはあるんですけど、やっぱりそういう被害状況を共有した場合、特に市民の方が消費生活相談窓口へ来たときには、最初はまず来てもらい、そこで顔合わせもできたときには、やっぱりそういう高齢世帯でひとりで住まわれてる方に対して、やはりこちらから出向いて実際の状況とか悩みとか聞いてあげるとか、そういう手法はとれないものなのか。市民のほうに入っていくってあげるといふふうなことですわね、被害者は当面精神的にも不安定ですのですね。やっぱり家族が身近におればえんですけれど、そうじゃない場合なんかは、特にそういう不安定な部分を解消するような手はずは、消費生活相談員の仕事じゃないのかどうか、そこを確認します。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） おっしゃられるように相談にはおいでいただいておりますし、その後の対応につきましても窓口のほうで関係機関への連絡等はやっておりますが、ただ、議員がおっしゃられるように家庭に赴いてまではできてないかと思っておりますので、そこら辺も今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前 11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番、大岸眞弓さん。

○ 1 4 番（大岸眞弓君）

1 4 番、大岸眞弓です。私は住民こそ主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

質問の前に、通告文の訂正を 1 カ所お願いします。

最初の財政運営に関する質問ですが、その②のところの「緊急通報システム」、この部分は削除をお願いします。間違えて入っておりますので、「福祉タクシー制度や在宅介護手当」というふうにお願いをします。

それでは、順次質問してまいります。

まず、財政運営についてからです。

平成 2 8 年度決算書、財産に関する調書によりますと、財政調整基金が約 5 4 億 7, 6 0 0 万円、減債基金が 1 0 億 6, 3 0 0 万円と 2 つの合計で約 6 5 億 3, 9 0 0 万円となりました。また、特定目的基金も本市の場合、昨日の質問でもありましたが項目も多く、2 0 1 5 年度下半期の財政報告で見ると、1 庁舎建設基金が 8 億 5, 0 0 0 万円、2 文化センター建設基金が 1 億 8, 0 0 0 万円、3 施設等整備基金が 1 6 億 6, 0 0 0 万円、4 地域福祉基金 5 億 7, 0 0 0 万円、5 ふるさとづくり基金 3 億 1, 0 0 0 万円、6 土地開発基金 2 億 9, 0 0 0 万円、このほかにもありますが、このようなものがあります。

このうち、今列挙しました 1 の庁舎建設基金、2 の文化センター建設基金、そして 3 の施設等整備基金、これは今後の施設整備に対応すると理解をしましても、4 の地域福祉基金や 5 のふるさとづくり基金はここ数年変化がなく、条例を見ても目的は一般的です。これらは比較的自由度の高い基金ということが言えるのではないのでしょうか。平成 2 8 年（2 0 1 7 年）度末決算においてもほぼ同じような傾向が見られます。

財務省が地方の基金増加を問題視し、総務省も「優先的に取り組むべき事業の活用を図るなど、適切な管理・運営に努められたい」と地方に異例の要請を行っております。

そこで、本市の財政運営について質問をいたします。

①です。

本市の実質収支比率等に係る経年分析の表によりますと、資料をごらんになってください。1 枚目ですが、その 1 枚目の右下の分析欄のところをごらんになってください。

矢印をしております。これは市町村から総務省に報告をするものであって、分析は市で行っていると思います。「財政調整基金残高及び実質収支額ともに上昇となった。実質収支比率は、一般的に 3 ～ 5 % が望ましいとされていることから、将来の財政運営の健全性を前提としつつ、行政サービスの充実を検討していく必要がある。」としています。実質収支比率が 3 ～ 5 % が望ましいところが、本市は横の左の表を見ていただきましたらわかりますように、これは平成 2 6 年度、9. 0 6 % になっていることへの分析かと思います。

この分析を今後の住民サービスにどのように生かしていこうとされているのかを、まずお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 大岸議員のご質問にお答えします。

将来の財政運営の健全性を前提としまして、多種多様にわたる住民サービスや要望に応えていくため、全体的に事業の選択と集中を行い、今後歳出の抑制を図っていかねなければならない中でも、よりよい住民サービスを行うことができるように努めていきます。

以上です

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 昨年の9月に質問をしました折にもそのようなご答弁でした。全体的な事業の中で住民サービスも考えていくんだというふうなことであったかと思いますが、歳出の抑制も図りつつというふうなことが今加わったかと思います。

それで1点確認をしたいのですが、実質収支は財政論としましては赤字より黒字であることが望ましいわけですが、自治体の場合、過度の黒字があることは行政サービスをきちんと行っていないかかもしれず、問題視されるということがございます。課長、この認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 今議員のおっしゃられたとおり、その認識でよろしいかと思います。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この認識のもとにこの分析だということは確認をいたしました。それをお聞きしました上で、次の質問に移ります。

②です。

現在の本市の財政状況ですが、さっきも申しましたが昨年9月議会での中期財政計画の質問の折、私のほうはこのように言いました。思ったより交付税が減額にならなくて済んだので、これは地方交付税の合併算定替が思ったより減らなくて済んだということですね。それで合併で縮小されたサービスをもとに戻して、住民の利便性を図る上で福祉タクシー制度の充実をと求めたところでした。そこで優先順位の話もあったわけですが、お聞きをいたします。

この分析を受けまして聞きたいのですが、いま一度その住民サービスが行き届いているのかをきちんと見直して、まず住民から要望の強い福祉タクシー制度の充実、また在宅介護手当の復活を提案しますが、いかがでしょうか。

これは思いつきでとりあえず言っているのではありませんでして、昨日の質問にもありましたけれども、福祉タクシー制度に関しましては住民の方は待ちかねておられます。市バス、デマンドタクシーと整備はされてはおりますけれども、やはり利便性は福祉タクシーのほうが勝っているからです。総合的に見直すとのご答弁ではありましたが、助成額をふやして合併前のように定額のチケットを配付するなど、できるだけ高齢者や障害のある方が使い勝手のいい制度にしたいと思います。いかがでしょうか。

また、在宅介護手当の必要性につきましては、今、国の制度改定で介護療養病床の廃止方向が打ち出される。要支援１、２が介護保険から外れる。そして、これから医療のほうも在宅へという流れをつくろうとしております。施設入所も簡単ではありません。それは場合によっては一層の介護離職を生み、介護する側の負担も増大をさせることになります。合併前にはあった在宅介護手当の検討をすべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

地方交付税が逓減していく状況下では、福祉タクシー等の住民サービスを向上させることに伴う歳出の増額は、ほかの事業で歳出の見直しが必要になってくることから、全体的な事業の中で検討していく必要があると考えております。

先ほど議員がおっしゃられました福祉タクシー制度と在宅介護手当などの個別の事業につきましては、これまでの経緯や他の事業との関係、そして今後の事業費の推移など、さまざまなことを整理した上で検討していかなければならないというふうに考えているところです。

○議長（小松紀夫君） １４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君） 地方交付税が逓減する中でと言われましたけれども、その逓減が県の試算で１０億８，０００万円だったところが、その支所分とかいろいろ手当がついて、減る額が３億３，０００万円で済んだと記憶しております。それで、その分はこれまで職員さんを削減してそれ以上の多分減額、財政の歳出が抑制はされていると思うのですが、福祉タクシー制度ってそんなにお金は、ほかの建物を建てるようにはかからないと思うんですね。在宅介護手当もそうなのですが、私はもちろんその財政計画もおありでしょうけれども、ここ数年で独居とか高齢者が大変ふえております。行政や人の助けを必要としている方々が、もう明らかに地域の中でふえてきているわけですね。私たちは折々にその実態を伝えて質問をしております。こうした実態と提案を予算組みに生かしてほしいと思うところです。

それで、福祉タクシー制度につきましては担当課長にも所感を、昨日ご答弁がありましたけれどももう一度、その使いやすい制度にすること、どの程度の補助額をふやそうというふうな計画なのか、そのあたりのことがお答え願えればお願いします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

福祉タクシー制度につきましては、昨日回答したとおり、やはり今後サービスの枠を広げていくということが必要であると考えております。やはり財政面に関係しますので、一応財政課のほうと協議しながら、考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １４番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 交付税の通減というふうに課長おっしゃって、それに向けて事業を、その歳出を抑制していかなければならないとおっしゃいましたので、その通減分はそんなに減らなくて済んだし、職員さんを減らした分で3億3,000万円、10億8,000万円の中から7割ほど手当があつて、その残りの減る分の3億円は、職員の2分の1補充で捻出をしてきているのじゃないかということを行っているわけです。その件に関してはいかがですか、地方交付税の通減について。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 先ほど議員のおっしゃられたとおりの要素もあると思います。先ほど交付税の通減にしていく状況下で申しましたが、今年度の当初予算を提案させていただいているわけでございますけども、その中身が基金の繰り入れが今までで一番大きな状況になってまして、財政調整基金の繰り入れも約15億9,000万円ぐらいになってますので、そういった状況がございますので、当然今後のことを見据えますと、歳出を抑制しながらということも含めてご答弁させていただいたところです。以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私は行政の第一の仕事は人の暮らしを支えることだと思っておりますので、なお、今申し上げましたことも含めて今後ご検討いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

③です。資料①の裏側の②をごらんください。

分析欄のところを見ていただきますと、将来負担額のうち一般会計等に係る地方債の現在高、ここの分析が旧合併特例事業債とか臨時財政対策債の発行額がふえて増加。退職手当負担見込額は職員数を減らして減少、そして借金の将来負担額に対し、米印のところですが、支払いに充当可能な基金は、決算剰余金の財政調整基金への積み立てなどで増加傾向にある。このような理由で、将来負担比率がマイナスになったと説明しています。

財政健全化法で言うレッドカードは350%ですが、本市は平成26年度はマイナス37.8%でした。ちなみに平成28年度はマイナス56.9%です。この状況から見ましても、またこの上のグラフにも示されておりますとおり、急激に指標が改善して基金総額の大きな積み上げができております。この状態は負担と受益、負担の世代間の公平という行政論からしましても、一時期の住民に我慢を強いているという状態ではないでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

合併当初78.9%であった将来負担比率が、10年かけて平成28年度決算ではマイナス57.1%と改善されましたのは、将来負担額の抑制及び充当可能財源等の積み

上げによる結果です。

これまで実質収支額が黒字で推移してきたことから、決算剰余金の2分の1を財政調整基金に積み立てること等で基金総額が大きくなってきた経緯がございますが、平成29年度は決算剰余金がなく、財政調整基金の取り崩しの必要があると見込んでおります。平成28年度には、将来への備えとして施設等整備基金へ積み立てを行いました。今後は基金を積んでいくことは難しく、基金残高は減少に転じるものと考えております。

これまでの基金への積み上げは住民に我慢を強いる状態であったかもしれませんが、将来の健全な財政運営を見据えてのことでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そしたら、財政指標が改善をしても住民の方は我慢のしっ放しと、こういうことになるんでしょうか。

それで、基金のことにつきまして、課長は基金の心配を大変されておりますけれども、その財政状況を見るのに、類似団体の比較カードというのがあります。これはちょっと資料にはつけておりませんが、私の手元にあるのをちょっと紹介しながら、類似団体と比べてどうかというのを申し上げたいと思います。平成26年度の比較カードです。

これ多分財政課のほうにもあると思うのですが、人口1人当たりの積立金、地方債残高、債務負担行為の額を類似団体と比較して示したものがあります。そこでこれを見てみますと、財政調整基金、減債基金、特定目的基金を合わせたこれ積立金、この3つを合わせて積立金と言うのですが、積立金の残高は人口1人当たり香美市は40万8,732円、類似団体が22万2,415円と約1.8倍となっております。地方債残高のほうは、香美市は1人当たり58万4,356円、類似団体は58万1,748円とほぼ地方債のほうは同額となっております。類似団体は自主財源が本市より高く0.41でありますけれども、地方交付税がありますので歳入合計はそんなに変わっておりません。

本来は、本市は将来負担比率の分子を今申しましたように2007年から2015年までの8年間の間に114.3億円、1年間に14.3億円改善をさせていますが、これを例えば分子を10億円ぐらいになるように事業計画などして調整するとしても、この比較を見ましても財政運営は十分可能ではないでしょうか、どのように思われますか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

これまでの財政運営につきましては、議員のおっしゃられたように余裕があった部分があるかもしれませんが、先ほど申しましたように今年度の当初予算を見ていただきますと、基金で申しますと、平成28年度末の財政調整基金と減債基金を合わせた合計が約65億3,900万円でしたが、予算ベースでありますけれども、平成30年度末の見込みは約36億6,200万円というふうになっております。決算時にはここまで下

がるとは考えておりませんが、非常に下がり幅が大きいというふうに考えておりますので、楽観視できないというような状況を思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私どもはその財政問題の学習を専門家の方を招いたりして、また議会でも議長がお骨折りくださって学習会をしたときに、やはりこの将来負担比率の率とか見たときに、ひょっとしてサービスが行き渡ってないんじゃないかという指摘がございました。

それと基金ですが、標準財政規模の20%ぐらいが大体行政論として妥当な線ではないかと、こういうことがあるんですね。ですので、交付税が減るときは、基金もそうかもしれないませんが、香美市だけでなく類似団体も減っていきますよね。全国の自治体で減るんですよ。そういうこともありますので、これで香美市がやっていけなくなったとしたら、今比較カードにありました類似団体ももうやれていけないということになりますので、そんなことはなかろうかと思うんですね。そのあたりも踏まえまして、今後財政運営をしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 当然財政としては、将来にわたって健全な財政運営を目指していくというのが住民サービスにつながっていきますので、それはもう頑張っ
てやっていかなければいけないというふうに思ってます。先ほど標準財政規模の20%というお話が出ましたが、香美市は標準財政規模が約100億円ですので今年度基金の繰り入れが大体20億円です。ですので、20%というのはちょっと心もとないというふうには考えているところです。

それと、もう1つちょっとお話というか発言させていただきたいんですが、今年度台風被害とかがございました。こういったことへの対応なんかも考えると、一定やはり基金があると安心した財政運営ができていくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ただ、まあ国の指摘、基金が多すぎるから効果的な事業というようなこともあるぐらい、全国的にたまってますよね。これについては、国からそういうことを理由に交付税を減らされたりしないように注意も要るかと思います。財政問題に関しましては、この程度にとどめます。

次に、2点目の質問です。国保に関してお伺いをします。

①です。

国保がこれまでの市町村から県単位へと一本化されます。新しい年度から本格的な運用が始まります。都道府県化に際しましては、初めから県で一律の保険料率とする県もあるようですが、本県は各市町村にこれまでどおり任せることになっております。また、

見るべきものとして、高知県国民健康保険運営方針の基本的な事項の中に、国保の問題が構造的問題であることが明記をされております。このことに関する見解をまずお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 大岸議員の質問にお答えをいたします。

本県の特徴としての見解ということでございますが、構造的問題につきましては、高知県だけの問題ではなく、国民健康保険制度自体が抱える問題です。しかし、特に高知県につきましては、年齢構成で65歳以上の占める割合が全国平均40.6%のところ、43.3%と2.7%高くなっております。60歳以上で見ると、全国平均より4.3%高くなっています。また、被保険者1人当たりの所得につきましては、全国平均68万3,352円のところ高知県は50万2,298円で18万1,054円低く、全国平均の73.5%となっています。高知県の国保は、全国に比べさらに構造的問題が大きくあらわれていると考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私は、その県が一本化に当たりまして、高知県の実情を割合よく見まして構造的問題ということにもきちんと前段に触れていることが、そこは評価したくて課長にも見解をお聞きしました。

それでは、次に、②の質問です。激変緩和策についてお伺いをいたします。

平成30年度におきましては、追加国費の投入で保険料の伸びは抑制・軽減されることになっております。また、県において納付金の算定に当たり、市町村の医療費水準や所得水準の差をどのように反映させるかは、激変が生じにくい反映方法を用いるとしております。ほかに都道府県の繰入金や6年間の時限措置である特例基金などがあるとの説明を受けました。県単位化に当たりまして急激な国保料の引き上げを防ぐというものでありますけれども、これは激変緩和策としてだけではなく、恒久的なものとする必要があるのではないかと、私は現状を見たときに思います。

と言いますのも、本市の高齢者の所得状況を見ましたときに、激変緩和策がなくなればさらに過重な負担となる心配をします。今年、介護保険料がまた上がります。後期高齢者医療保険料もその軽減措置が縮小されます。入院居住費や食費、高額療養費の上限も上がりますね。生計を一にする家族にもしわ寄せが行くのは必至です。県単位化になりましても、被保険者の状況がきちんとつかめるのは市町村の窓口となっております。本市国保加入者のこのような状況を伝えて、国・県に激変緩和の継続を求めてほしいと思いますが、市として意見を述べることは可能でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 市としまして、意見は市長会へ要望という形で上げることにはなります。また、県を通じて全国知事会から要望していくこともできると考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 意見を述べるのは可能ということですので、述べていただきたいと思います。

次に、③です。

県の特例基金や本市の基金も激変緩和のために使われることになりましたが、その基金がなくなりましたら、現在の説明では保険料の上昇は避けられないと思います。これまで低所得者対策とされてきました法定の7割、5割、2割の軽減などはどうなっていくのでしょうか。保険料の上昇分をこの軽減率の上乗せで補うなどの方法は検討の余地がないかどうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 上乗せということではありませんけれども、低所得者対策では先ほど申されました軽減制度がございます。世帯主と国保加入者の合計所得が、軽減判定所得を下回る世帯につきましては、今現在でしたら均等割額と平等割額が7割、5割、2割に軽減される仕組みになっております。この軽減判定所得基準額の引き上げを行うことによります軽減対策が今後も引き続きとられていくものと考えております。こういうものがもしなくなるということになりましたら、先ほどの意見、要望ではございませんけれども、激変緩和の措置として、そういう要件としても要望を上げていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうですね、今回資産割がなくなって3方式になって、随分助かる方がいるのではと推測はしますけれども、逆に均等割のほうが世帯の人数の多いご家庭のほうが上がったたりすることもあるかと思いますので、その低所得者対策については、十分に気を配っていただきたいと思います。そのようなご答弁でしたので、次の質問に移ります。

④です。

資格者証・短期証の発行状況についてお伺いをいたします。資料の③をごらんになってください。

ちょっと見にくいかもしれませんが、真ん中あたりのその17のところは香美市になっておりまして、これは平成28年6月1日現在の短期証と資格証の発行状況を資料につけました。国保加入世帯が4,832、そのうちの滞納世帯が8.4%の407、短期証が264、資格者証が143となっております。その直近のデータがありましたら、まずお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 平成30年2月末現在の数字でございます。短期証の世帯は51世帯、資格者証の世帯は72世帯ということになっております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○ 1 4 番（大岸眞弓君） 短期証・資格者証ともに随分減ったかなというふうに思います。

次に、この改善策についてお伺いをするのですが、何かその手だてをされてこのように減ったのか、そのあたりをお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） この減ったという理由につきましてですが、一応大岸議員さんのほうが出されております資料が6月1日現在というもので出ております。この先ほど申しました51世帯、72世帯という数字のもとですが、同じ6月1日現在に直しますと、この時点でも311世帯ございます。その時期のとり方の問題で数字が減っているというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、改善策ということでございますが、一応ほかにとる手だてを今考えつくことがないんでございますけれども、特別の事情ということでやはり一人一人のご事情が違うものですから、相談により個別の事情をお聞きをし対応につなげていく。それから相談しやすい雰囲気づくりとか、そういうところにも努めていきたいと考えております。

それと、その特別の事情の通知を今まで年1回でありましたが、これを年2回出すことにいたしました。ちなみに平成29年度では年度途中、資格者証から正規証になった世帯が14世帯、資格者証から短期証になった世帯が2世帯となっております。こういうことから含めましてもきめ細やかな対応に引き続き努めていくこと、改善策にはならないかもしれませんが、引き続き一人一人のご事情に沿った対応に努めていくということで対応していきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○ 1 4 番（大岸眞弓君） データの時期の切り取り方ということで納得をいたしました。そうすると資格者証が331ですか。

（市民保険課長、高橋由美さん、自席にてうなずく）

○ 1 4 番（大岸眞弓君） 311、まあ戻っていくということですかね。その通知を年に1回を2回にしたりとかいうふうなことでできるだけ接触を図っておられる、それで短期証が正規証になったというお話も伺ったわけですが。それにしてもやっぱり多いと思うんですね、この世帯の中で311というふうになりますとですね。

このさっきの資料の⑤を見ていただきたいのですが、ちょうど香美市と香南市が上下に並んで出ておりますので、香南市は人口が香美市より若干多いですので滞納世帯は大体似通っておりますが、資格者証の発行率が143、そして香南が94、こういうふうになってますね。それで別のデータによりますと、ここにはないのですが、香南市はやっぱり短期証のほうが多いんですね、資格者証より。ですので、できるだけその資格者証に至らせないような、そういう手だてをとっているということになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 数字だけこの状態で比べますと、香美市につきましては、これ２０１０年の６月から２０１５年の６月でしょうか、資格者証が２４９から１４３いうことになっております。逆に例に挙げられました香南市につきましては、資格者証が２倍ぐらいに伸びておるといような、資格者証が多いというのは間違いありませんけれども、努力をした結果でないだろうかというふうには考えております。

○議長（小松紀夫君） １４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君） 国保の資格者証、国保が始まった当時はなかったんですね、できたのが２０００年の介護保険のスタートとともに始まりました。そのときに資格者証の発行が市町村に義務づけられました。介護保険の実施に合わせて４０歳から６４歳の国保加入者は国保料に介護分が上乗せをされて、それがやはり国保料を押し上げることになった。このため滞納者の増加が見込まれますことから、それが予想されて国保法をこのとき改定しまして、滞納者に対する資格者証並びに短期証の発行を義務づけました。現在はこれに後期高齢医療の支援金が入り、さらに国保料を押し上げていっております。低所得者が多いが保険料負担が重いという、その国保の構造的問題をこの間の経過が一層深刻にしていると思います。社会的要因が大きいのですので、保険料は払わないというのはいけないことなんですけれども、それは被保険者の責めによらない部分もすごく多くあると思うんですね。だから、窓口ではやはり滞納者に対しより一層、今以上にきめ細かな対応が求められると思いますが、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 市民保険課長、高橋由美さん。

○市民保険課長（高橋由美君） 先ほど申しました一人一人のご事情に沿ったきめ細やかな対応を引き続きとっていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） １４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君） それでは次に、国保の⑤の質問に移ります。滞納処分についてお伺いをいたします。

まず、資料２枚目の裏側の④をごらんになってください。数字が細かくて見にくくて申しわけありませんが。

全県市町村のこれは国保税滞納に係る差し押さえ状況のみが掲載された一覧表となっております。平成２７年度のデータです。香美市の欄を見ていただきますと、延べ差し押さえ件数が３９１件と多くなっています。これは多分全県でトップの差し押さえ件数だと思います。額自体は他団体に比べると大きいということはありませんので、少額を広範囲に差し押さえをしているということかなあというふうに思うのですが。

同じくこれに関連しますので⑥、最後の資料をごらんになってください。

国保の調整交付金、これは一定割合、自治体間の格差をなくするために交付をされていると思いますが、米印のところに収納確保対策という欄があります。これは差し押さえ１件当たりにつき１万５，０００円を交付するというものでありまして、自治体の差し押さえを県が奨励しているという形になっております。香美市のところを見ていただ

きますと、631万5,000円と県下でトップの額となっております。差し押さえ件数が多いことも含め、この2号交付金を受け取るため、たくさんの件数を差し押さえしてやっているのかと勘ぐりたくもなってしまいますが、どのような滞納処分を行っているか、お聞きをしたいところです。

国保税徴収の根拠法は国税徴収法となります。国税徴収法第153条では執行停止の定めがあり、同条第1項第2号において、滞納処分の執行によって、生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは執行を停止することができるとあり、徴収法基本通達で生活を著しく窮迫させるおそれとは、金額も具体的に1人10万円、親族がいる場合は4万5,000円とかいうふうなのがあるんですが、窮迫させるおそれのあるそのラインとは、生活保護の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれと規定をしております。

滞納処分におきましてこのラインが守られているかどうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 大岸議員の国保の滞納についての質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、生活困窮者に対しては、財産状況等を調査の上、執行停止判断をしています。ただし、国税徴収法施行令第34条の基準については、それだけをもって執行停止判断とはなりません、判断要因の1つとはなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この国税徴収法施行令第34条で定められている生計費、これは判断要因には必ずしもならないということでございましたけれども、これはぜひ判断要因にさせていただきだと思えます。

そこで、ちょっと事例を引いて聞いていきたいわけですが、私に相談をいただきました中で、わずかなその預貯金残高の中から、後期高齢者医療保険料と介護保険料の滞納額を差し押さえされたという事例がございました。市の行いましたこの方の差し押さえは、介護保険料、後期高齢者医療保険料ともにいただいております資料で地方自治法第231条の3、これによりますと「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」、根拠法としてはこれをもとにその滞納処分を行ったものでございましょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） そのとおりでございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それで、その金額の話になっていくわけでありましてけれども、この滞納処分の結果、この方の預金通帳の残額は2万円を切る額となりました。そ

れで次の年金支給日まで2週間ほどありました。強制徴収公債権になっている介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納処分に当たっては、同時に執行停止できる一文もございますね、地方税法の第15条の2、ここはしんしゃくされないのか。滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは執行停止ができるとあります。この方の預金通帳の残高、そして履歴を見ましたら、預金残高が預貯金などではなくその後の生活費に充てるもの、次の年金支給日までの生活費だったということは明らかであったと思うのですが、執行停止の判断に至らなかった理由は何でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 執行停止判断については、いろいろの要因を調査の上執行停止をいたします。まずそれには搜索、お家のほうに入らせていただいて調査をすると、いろいろ調査をさせていただいてから、もう財産等がないと判断した上で執行停止となりますので、預貯金等の調査のみ、もしくは給与の調査のみで執行停止することはありません。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それは人道的にいかがなものでしょうか。この方は催告書が来て払いに行かなければならないと思っていたようなのですが、病気をしまして行くことができませんでした。それで事情もある方ですので、その期限にそれまではずっと行ってたんですよ、滞納がありませんので。ここでその日に行くことができなくて即差し押さえをしているわけですが。事情を聞くこと、入院をしておりましたのでできなかったと思うんですが、こんな場合でもその事情がきちんとわかるまで待つとか、そういうことはやられないのですか。その残金2万円足らずで2週間余りどうやってこの方が暮らしていくというふうに、そこまで心配はされないのかもしれませんが、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 預貯金の残額についての考慮はいたしておりません。それから催告書が出てある程度の期間、もしくは催告書が出るということはある程度の滞納の期間があるということになりますので、その間にご相談に来ていただく、もしくは誰かに、民生委員さんとかいろいろな方に相談していただいて税務収納課のほうに来ていただければ、ある程度ほかの課につなぐとか分納するとかいろいろな対処の方法はありますけれども、何も連絡がない場合は催告書を出した後、滞納処分という形を皆さんにとらせていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 病気で緊急入院をしたら連絡がとれませんよね。そんなときはもうこの方はどうなるかというふうなことまではお考えにならないのですか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 先ほども申し上げましたように、滞納してからある程度の時間はたつておると思うんで、その間に誰かを通じてご相談をなさるとかいうことはできるとは思うんですけど。税務収納課としましてはその個人個人の事情がわからないというところがありますので、わからない以上、同じ対応をさせていただくという形にはなります。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 私はそれは非常に問題のある滞納処分だと思います。今後もし事例あるごとにお聞きをしていきたいと思いますが、このことに関しましては国会でも質問が出まして通達も来ているはずなんですよ、このさっきの14万5,000円の最低ラインですね。通達も来ていることだと思いますので、この方向はやはり見直してもう少しきめの細かい対応をしていく必要が、その余地はあると思いますが、いかがですか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 先ほどの国税徴収法施行令第34条のその給与の差し押さえについてのその分を基準に、執行停止をせよといった通達はちょっと私存していないところなんですけど、それを基準に執行停止をすれば、もう大変な執行停止の件数になってくると思います。そうすると、やはり税負担の公平性は守られないんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 税負担の公平性につきましては言い出したらまたあるんですが。例えば国保税でしたら被用者保険のように事業主の折半がないとか、均等割が、被用者にないものが国保にあるとか、その課税の時点でもう不公平なわけですので、そのあたりもよく事情を勘案して、今後事務の執行に当たっていただきたい。平行線となっておりますので、この質問は以上にします。

それでは、次に、3点目の生活困窮者自立支援事業について伺いをいたします。

平成25年に生活困窮者自立支援法が成立し、生活困窮者を自立に導くために相談に応じたり助言をしたりする事業や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う事業などが取り組まれるようになりました。住まいのない方に対し一時的に居所を確保したり、家計の相談に応じたりすることもあります。

本市ではこの事業を社会福祉協議会に委託をしております。生活困窮者といっても一口には語れないものがあり、主に貧困をベースにして生活資金の問題、家庭内暴力、無保険、認知症、引きこもり、虐待、不登校など多岐にわたっており、1人の人が複合して抱えている困難事例もあります。社会福祉協議会では、こうした一つ一つの困り事に丁寧にかかわり親身に相談に乗っておられます。困り事にはそうなるだけの背景や原因があり、自立に向かわせるのはなかなかのことだと感じます。

多岐にわたっておりますので、原課の福祉事務所や地域包括支援センター、教育委員会や児童相談所などと連携してやる必要があると思います。この自立支援法の中におきましても職業安定所や教育機関、その他の関係機関と緊密な連携を図り、適切に事業を行うことが市の責務としてうたわれておりますが、連携はできているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） 大岸議員のご質問にお答えをいたします。

香美市社会福祉協議会に委託をしております生活困窮者自立支援事業につきましては、平成27年度にスタートして以来、相談件数が年間で約20%ずつ伸びてきておりまして、本年度は実人数で60件を超える見込みです。また、相談内容も多岐にわたり、複雑なケースもふえてきております。その中で社協職員により包括支援センターや教育委員会・学校、福祉事務所はもとより、ハローワーク、警察、病院、児童相談所、司法書士など多くの関係機関等と随時に連携し、精力的に支援を進めております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今所長が述べられましたように、連携はいい関係でできているということをお伺いをいたしました。それで所長にまあ20%ずつふえていっているんだと、この事業に相談に来られる方が。複合的に困難を抱えておられる方がたくさんいると思うのですが、この本事業が委託という形で社協さん大変頑張っておられますが、困窮事例をきちんとこの制度の中でカバーできているというふうに所長、お感じになりますでしょうか、いかがですか。できてないとしたらどのあたりが、もう少しというようなところがありましたらお伺いをします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

生活困窮という面、経済的なその対応という面では一定の成果が上がっているというふうに考えておりますが、議員もおっしゃったとおり複合的な要因、そもそものその経済的な支援が、必要な状況に至るまでの問題が大変複雑でございます。そうしたことから一つ一つそうした問題を解決するのに時間を要するというところで、件数が増加していることもそういうことが一因だというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） なかなか大変な部署やというふうに思うのですね。もう少し所長からごらんになって、さっきも聞きましたが、この事業がもう少し枠がその事業の種類とか広がったら、もうちょっとこう相談に応じられる件数が幅が広がるとか、そういうようなところはございますか。今の事業内容で、忙しくはあるけれどもできているというような所見をお持ちでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） お答えをいたします。

この相談者の中で約 22 %の方が、例えば生活福祉資金の貸し付けというのをこの社協がやっておるんですけども、これによって終結したということでございます。それが一番この支援の終了形態としては高いということでございます。その次には 16.7 %の方が生活保護のほうに至り、生活相談の終結に至っているということでございます。したがって、これは国のほうも考えているということですけども、公的な融資制度というのが、いわゆる年金担保の制度以外にこの社協がやっております生活福祉資金貸付制度、これしかないわけでございます、この道が今後この生活相談支援事業の中で非常に重きを持つというふうに言われております。なお、私もというか、香美市においても、その終結事例から見てそうしたことがやはり言えるのではないかと。こうした融資の制度というものの拡充が、今後必要になってくるのではないかとというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） 14 番、大岸眞弓さん。

○14 番（大岸眞弓君） それでは、その融資の拡充とかいう方向性について、制度になれば市独自でとかいうふうなことにいきますか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所長、佐竹教人君。

○福祉事務所長（佐竹教人君） この生活困窮者自立支援事業、この法制そのものが 3 年に 1 回の見直しをたしかするということになっておったかと思います。平成 30 年度、来年度にはこの制度の見直しがされるということでございます。その中でその識者等々によりまして、先ほど私が申し上げた福祉資金貸付制度の拡充等々が議論されてるということを経験として知っておりますが、市独自としてはなかなか難しいというふうに認識をしております。

○議長（小松紀夫君） 14 番、大岸眞弓さん。

○14 番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

4 点目の龍河洞エリア活性化事業につきましてお伺いをいたします。

議員協議会で龍河洞エリア活性化事業の説明を聞きました。説明資料によりますと、昨年 3 月に龍河洞まちづくり協議会を発足し、龍河洞エリア活性化に向けた協議を開始し、平成 29 年 9 月に、地域アクションプランに位置づけ、10 月に新会社、株式会社龍河洞みらい設立、そして、龍河洞エリア活性化基本計画を 11 月に策定したという経過説明がございました。

そして、この計画に基づきということだと思っておりますが、平成 30 年度の香美市の予算に観光拠点整備事業として 1 億 3,200 万円が計上されております。細部説明書によりますと、財源内訳は県が 5,000 万円、市の一般会計から 3,200 万円と地方債、これは過疎債を起こすようになっておりますけれども、過疎債で 5,000 万円を調達する。市の持ち出しはこれでいきますと合計 8,200 万円、こういうことになるかと思っております。

議会がこの事業につきまして全体計画の見える説明を受けたのは、今議会開会日の議員協議会が初めてであり、聞きました最初の感想は降って湧いたような話だなと感じま

した。立案から予算計上までのペースが大変速くて、唐突感が否めないというのが正直なところ。この事業に関しまして住民合意はできておりますか、お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

龍河洞エリア活性化基本計画は、議員がおっしゃいましたように龍河洞まちづくり協議会において作成したものであり、平成30年度の事業計画についても協議会において承認されていることから、合意の上の事業であると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 協議会で承認されてこの説明であるので、住民合意はできているというふうに言われましたけれども、その地域にお住まいの方とかそこで働いていらっしゃる方とかに関してはいかがでしょうか。

なぜこのようなことを言うかと言いますと、美良布の集落活動支援センターのときに関連する地域の皆さんから、また土佐山田町でも聞いたのですが、なぜここに集活センターなのか、説明もほとんどなくて自分たちは納得できないんだと、1地域が加入をしなかったわけですが、もうこうしたたくさんの批判の声を聞きました。議会報告会でもありまして、議会からの指摘でワークショップを後で開くようなことをございました。

そして、そのホテルセレネで用いたと同じ手法と感ずますが今度は龍河洞と、この先こういうやり方を次々していくのか、全体像が見えてこないんですね。一度に出る金額も半端な額ではありません。地域の観光施設がにぎわうことや、滞留人口がふえて市が活性化することにはもとより反対するものではありませんが、なぜこの手法なのか、余りに説明不足であると思いますがいかがでしょうか。立案の中心はどこですか。住民合意に関しましてはこれで十分だとのお考えなのか、再度お伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

龍河洞まちづくり協議会のメンバーは、龍河洞保存会そして龍河洞エリアの事業者で入会を希望する方、それから逆川地区の区長さん、それから龍河洞エリアで不動産所有者で入会を希望される方等おります。その方を中心に龍河洞まちづくり協議会を立ち上げ議論をしております。また、この計画につきましては、逆川地区の意見交換会も開催し事業の説明を行っておりますので、理解は得られているものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 逆川地区で意見交換会も行ったということですが、ちょっと個人情報にかかわりますので余り詳しいことは言えないんですが、この事業について知っていますかと近くの方に聞きますと、いや、詳しくはわからない。何かこう

なっってこうなるらしいというふうな話を聞いたんですが、余り沸騰している感じがなかったんですね。やはりその住民の方が主体になってボトムアップでやらないと、後々うまくいくだろうかという気がするんですね。そもそもその観光拠点整備事業のこの立案の中心はどこですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、あくまでも龍河洞まちづくり協議会のメンバーから出た意見を集約して事業を計画しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、住民合意については問題ないというご認識ですね。

次の質問に移ります。②です。

この資料の中から引用するのですが、昭和40年代には100万人が訪れていたが、近年は10～11万人であるという現状が示されております。私は特に集客が落ちたのは阪神・淡路大震災の後からだったと思うのですが、なぜこのように集客が減ったのかという分析はできているのでしょうか、お聞きになっておられますか。

またもう1つの疑問は、香美市内には個人で営業され不況でお客さんが減る中でも、一生懸命努力して営業を続けておられる商店街や施設があります。今回の補助につきまして、そういった他の観光施設とか商店街とのバランスはどのように検討されているのでしょうか。旧のセレネ、ホテルのほうは市が指定管理をしていたという経過もあって補助金というのがわかるのですが、公平性という点で疑問に感じる方もいるのではないかと思います。この点についてお伺いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

集客が落ちてきた理由といたしましては、各地域に観光資源がどんどんとできてきたこともあり、また、観光の形態も以前は団体客がバスで押し寄せてきたような状況でございましたが、現在は家族連れがやってくるというような状況もありまして、やっぱり集客については落ちてきていると思います。また、特に龍河洞、アンパンマン周辺に力を注いでいるというのは、現在少なくなったといえども年間10万人を超える主要な観光施設は龍河洞とアンパンマンミュージアムであり、まずは主要観光施設の観光客をふやすことが重要だと考えております。主要観光施設の観光客がふえることによって、他の観光施設の観光客の増加につながると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 観光は別にしまして商店街の活性化という面で、今年の国

の予算で新たな商店街政策の在り方検討会の中で、人口減少、少子高齢化が進展する中、商店街機能の活性化維持を図ることが地域経済活性化のために不可欠であるということで、「稼げる商店街」、「支援策のカネからチェへの転換」というような施策が打ち出されております。この国の方針といいますか、これとも関連をしますか。それとさっき課長がおっしゃいました拠点施設であるアンパンマンミュージアムとか龍河洞観光が活性化されれば、周辺の商店もにぎわうのではないかというふうにおっしゃったわけですが、仮にその個人営業の近隣の施設が、じゃあ、うちもちょっとリフォームしたいとかいうふうなお話があったときに、これを聞いてですね、そんなときの対応がありますか。その２点を。

○議長（小松紀夫君） 一問一答で大岸さん、お願いしますね。

産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） その件とは関係なく、観光拠点として整備をしていくように考えております。また、商店につきましても、龍河洞本洞周辺の商店街については、同じように活性化の事業に協力していただき繁栄していただきたいと思いますのですが、それに関しての補助については今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。

説明資料の中で、整備後の目標を「龍河洞を再整備することにより「龍河洞エリア」の地力を上げる」として、入り込み目標を、まあ目標ですので現在の１０．４万人から３年後１３万人、５年後２０万人、１０年後３０万人としています。当然プロの方も入って描いた数字と思いますが、この積算根拠をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

目標数値につきましては、県が協議会に提案して協議会で承認されたもので、その後基本計画に盛り込んだものです。ちなみに３年後までは活性化基本計画にありますように洞内の整備やコンテンツづくり、マーケティングの効果で年間１万人ごとの増として、その後は物部川流域、全域、香南市の三宝山とかヤ・シィパーク、そことの相乗効果を見込んでいるものです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） １４番、大岸眞弓さん。

○１４番（大岸眞弓君） そうしましたら、構想として、この説明資料の中にありますここ一帯でということですか。これを整備することによってその龍河洞の入洞者もふえるという計算なんですね、それを。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） そのとおりです。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移ります。

その一連の事業、平成30年度の補助内容として7事業が上げられております、予定となっております。この中にマーケットリサーチ事業として540万円が計上されております。通常は十分なリサーチの上で事業計画が成り立っていくのではないのでしょうか。リサーチはされてると思うのですが。

ずっと不安に思っているのは、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートは、いろいろとそのコンセプトも聞き、説明のたびにオープンが延び、指定管理料は発生しているのにまだ稼働しておりません。こんな状態で、最初にやったザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの取り組み、まだ全然、1日も稼働していない状況で1年間オープンも延びてるわけですが。それと同じような枠組みでこの事業の提案で、果たして何か成功例でもあればいけるかなと思うのですが、不安に思えてなりません、その実感ですが。そのあたりはどのようにお考えですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） このファンドに関しましては、物部川流域をまずパイロット事業としてということと前に説明もさせていただいたと思いますので、議員がおっしゃられるように不安な面もあるかとは思いますが、今後を見守っていただきたいと思います。なお、このマーケットリサーチにつきましては現在も行っておりますが、今後は最新の動向を初め観光客の志向やニーズの把握、それから外国人観光客の層の拡大につながる調査を予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） まだ不安は拭えませんが、観光でも何でもこういう地域活性化をしようとするときに、私はその当該の住民の方が一番頑張って熱意を持ってやらないと多分成功しないと思います。昼神温泉も視察に参りましたがそうでした。どう言うかね、やったりとったりをしながら、それから内発的に湧き起こったものを大事にしながら、そこが起点になってやるという事業でなければ、よほど気をつけていないと、これまでいろいろありました指定管理料を年末に赤字補填のためにふやさないといけないとか、そういう事例があったんですね、今までね。そういうことにならないようにしていただきたいと思いますと思うのですが、まだ私は不安は拭えておりませんのであれですが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） その件に関しましては、議員がおっしゃるとおり核となる人間がその地域から生まれてくるというのが一番望ましいことではありますが、今回REVICが入り、ものべみらい、そして香北ふるさとみらい、龍河洞みらいと各株式会社ができましたが、そこでは今後ファンドが撤退するまでの間に人材育成をして

いただきまして、会社自体が存続できるような形をとっていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今回、最初に申しましたその説明、企画立案から、その企画立案の時点はもっとずっと前で、その間にいろいろ協議をして議会へ報告が、議員協議会で説明をされたということですが、やはり立案の段階からこういう手法でやるんだという、そういう説明もあつてしかるべきだったのではないかと思うのですね。議会への情報提供の仕方については改善の余地があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） おっしゃるとおりだと思いますので、今後は知り得た情報については随時出していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後 2時22分 休憩）

（午後 2時35分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 11番、門脇二三夫です。議長の許しを得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

その前におことわり申し上げますが、通告文の中の農地の下限の面積を引き下げの1行目になりますが、中ほどに「2013年空き家数は88万4,600戸」というふうになっておりますけども「89万4,600戸」というふうに訂正をお願いをいたします。

それでは、総括方式で質問をさせていただきます。

農地の下限面積引き下げを。

これは2009年に農地法の改正で、下限面積を農業委員会で決められるようになりました。日本農業新聞によりますと、遊休農地を空き家とセットで得る場合、農地の下限面積を大幅に引き下げる自治体が中国・四国で増加をしているとのことであります。総務省によりますと、中国・四国9県の2013年の空き家数は89万4,600戸で、住宅総数に占める割合は16.4%、15年で4ポイントふえ、全国平均の13.5%を上回っています。こうしたことから、中国・四国の11市町では、空き家バンクに登録

している農地に限り、下限面積を1アールに引き下げています。

島根県雲南市の事例を見ますと2016年までの5年間で19件、2017年だけで5件が成立をしているとのこととあります。本市にも空き家があっても現状では農地を得る場合、物部町、香北町ですと30アール、土佐山田町では40アールないと得られない、言い換えれば登記ができません。農業委員会は農地、農業者の方の経営を守るのが当然だと理解をしていますけれども、移住を促し本市の人口減を食い止めるためには、農業委員会の理解をいただいて条件をつけ、下限面積を引き下げることも必要ではないかと考えるところですが、所信について伺いをいたします。

次、耕作放棄地などへの山菜の導入について。

本市の山間地域では、高齢化や耕運機しか入らない田畑は効率が悪いことなどから、耕作放棄地が増加をしています。

2月24日の民放で「集まれ！高知市のうまいもん」と題して放映をされていましたが、針木の新高梨、春野のキュウリ、鏡のイタドリ、御昼瀬の魚の干物などが紹介をされていました。この紹介の中で興味を持ったのはイタドリであります。

以前、土佐の田舎料理をテーマにした居酒屋チェーンがイタドリ料理を提供することになったのですが、これは全国うまいものコンテストで、本県が毎回トップかそれに準ずる成績を残していることが評価をされたのだろうと考えるところとあります。現在は、他県でもイタドリを食べるようになってきましたけれども、最近まで食べる習慣がありませんでした。鏡では、婦人方が皮を剥ぐ作業を行っていましたが、確認しますと作業の分業でやっているとのこととありました。

本市の山間部ではたくさんのイタドリやワラビが見られましたが、イタドリ、ワラビの茎葉は鹿による食害、ワラビはイノシシがでん粉を好むことから根の掘り起こしが多く、自生のものはほとんど見られなくなっています。イタドリは1株から2回から3回収穫できますし、ワラビは9月ごろまで収穫が可能で、労力の分散ができるなどのメリットがあります。

こうしたことから、耕作放棄地や効率の悪い田畑に植えつければ、山間地域の現金収入の確保につながると考えますが、所信についてお聞かせをください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 農業委員会会長、原 心一君。

○農業委員会会長（原 心一君） それでは門脇議員の質問につきまして、農地の下限面積の引き下げの質問に対しまして、説明をさせていただきたいと思えます。

空き家バンクとセットで登録されている農地につきましては、下限面積を1アールに設定することは可能です。農地法第3条第2項第5号により、農地を取得しようとする者については、取得後において面積が北海道では2ヘクタール、都府県につきましては50アールと定められておりますが、農林水産省省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができ

ます。

香美市におきましては、農地法施行規則第17条第1項第3号に基づき、設定区域内の農業者の40%を下らないように面積を算定しており、土佐山田町区域では40アール、香北町及び物部町におきましては30アールと設定をしております。

今回空き家バンクとセットで登録されている農地につきましては、別段の面積を定める場合には農地法施行規則第17条第2項第1号、第2号に基づくこととなりますが、現に耕作の目的に供されていない農地が多い区域、当該設定区画及び周辺の地域における農地の、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこととされております。

その点に留意しながら定めることとなりますが、香美市におきましては移住、定住し農地を耕作しようとする者であれば、誰もが農地を取得できる制度とするために下限面積を1アールと改正して、空き家と農地をセットで取得する農地に限り設定することは可能です。農業委員会におきましても、空き家バンクに付随をした農地については協議した経過もありますが、具体的な事例はいまだにありません。施行規則に該当する場合については、担当課となります定住推進課と協議、検討をさせていただきたいと思っております。

なお参考ですが、香南市におきましても別段面積を定め、この規定に沿った準備はできているようですが、実際にはまだ案件が今までに出ていないということであります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） それでは、門協議員の耕作放棄地への山菜についてにお答えいたします。

耕作放棄地拡大防止の解決策を模索しているのが現状です。山菜の栽培につきましては、高知県中央東農業振興センター等にも相談しましたところ、栽培や経営に関する情報が非常に少なく、振興を図る上での判断が非常に難しいものであるということです。

山菜の中でイタドリの栽培につきましては、議員がおっしゃられましたように現在高知市の鏡地区で、高知県食品工業団地事業協同組合と連携し、イタドリの商品開発と販路拡大に取り組んでいます。高知市に状況を確認しましたところ、販売するためには収穫したイタドリの皮を剥ぐ一次加工が必要で、この加工作業に手間を要し、加工作業の労働力確保が一番の課題であるとのことでした。また、栽培面積をふやすことにもやはり労働力の問題があるため、思うようにふやせてないという悩みを抱えている状況のようです。耕作放棄地の解消には有効であるとは考えられますが、労働力の確保という大きな問題があり、直ちに振興を行うことは困難であると思われます。なお、今後も引き続き関係機関からの情報を得ながら、可能性を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、門脇二三夫君。

○ 1 1 番（門脇二三夫君） 農業委員会の会長さんから前向きなお答えをいただきまして、ありがとうございました。ちなみに言いますと、今 1 アールで家があるというのは、中・四国では鳥取県の日南町、島根県は雲南市、出雲市、大田市、雲南市吉田町、岡山県美咲町、和気町、広島県は世羅町、神石高原町、大崎上島町、山口県では阿武町、愛媛県は大洲市、それから、今年の 4 月から岐阜県の恵那市が 1 アールの農地の登記ができるということになっておりますので、できるだけ。これ市長にもお伺いしたいのですが、今、定住策というのをやっていますよね、やっぱりこれを農業委員会のほうにも協力をいただいて早急に改善していったって、定住を促すということが必要ではないかというふうに考えるところですが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

それから耕作地に山菜類をとということで、労力の問題やとかいろいろ言われています。ただ、昔そのイタドリを剥ぐのに湯へさっと通して剥ぎますよというような、そういう技術を持ちゅう人が少なくなってきたがですよ。高知の工業製品の会があって、そこでイタドリの皮剥ぎが賞に入っちゃったがですね。ほんで、私も県のほうへ確認しました。けど、まだ実用化はだめやと、ほんで奥さん方が皮を剥ぐほうが早いというふうに聞いてますけれども、やっぱり山間地域でそういうもんをやったらえいかな。

何で山菜を言うたかって言いますと、これ女子栄養大学の辻村さんという先生が言われています。栄養分とかそんなものですが、カロテンはトマトは 7 月が 1 2 月の倍、ブロッコリーは 3 月が 8 月の 4 倍、ビタミン C ではハウレンソウは 1 2 月が最も少なかった 9 月の 5 倍～6 倍、ジャガイモは 7 月が 4 月の約 5 倍というふうに言われてまして、やっぱりその時期時期のものを食べていくという意味でも、私は山菜というのは取り上げるべきやないかと思えますけれども、どういう考えをお持ちなのか、お聞きをしたいと思います。

2 回目の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 農地の下限面積にかかわります門脇議員の質問にお答えをしたいと思いますというふうに思います。

ご提案では、移住者の皆さんを対象にして農地をというお話で、大変そういう希望を持った方もたくさんおられるというふうに思います。そういう方に地域に来ていただきまして新たに住んでいただいて、そして、荒れようとする農地で楽しんでいただけるということで、これ大変素晴らしいことだと思います。ただ、定住をしていただいた場合のことでございまして、定住しないでまた動かれると、そこが小さな切れで不在地主というようなことにもなる心配もあろうかというふうには思います。しかし、今お聞きのとおり農業委員会のほうでは方針を決めて進めておりますので、そうした心配がないようにできるだけマッチングをするように、移住をされる方には十分な情報提供をし、そして、そこで住みやすいような環境をつくっていくということに努力をさせていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

議員がおっしゃられましたように、山菜につきましては、振興を進めていけば耕作放棄地の解消にはつながると考えておりますが、先ほど申し上げましたようになかなかその事例等がございません。私もちょっとインターネットのほうで調べてみましたが、唯一当たったのは昭和61年に愛媛県から出された指針、それ以外に当たらなかったような状況でして、その中にも問題点としまして、栽培事例が少なく技術的な調査研究がしてくれてというようなことを書かれておりました。それが何十年も前のような状況ですので、今後は可能性を検討するために情報の収集をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 西本課長にお伺いしたいのですが、ひとつ私が何でこれ取り上げたかって言いますと、先ほど言いました東京の居酒屋チェーンが高知の料理を提供したいってということで、高知市内にある、ある食品会社と提携をして出荷をしようとしたんですよ。ところが、その農家心理から言うと1年間通じてってということやなしに、価格のえいときに出したいというのがあって、1年間通じて出なかったんですね。やっぱり計画性を持ってやっていけば十分いけるんじゃないかなという気がしていますし、先ほど言いましたように、以前は県外というのはイタドリを食べるという習慣なかったがですよ。それができたということでもありますので、ちょっと考えがあったらいろいろ協力しながらやっていけたらなと。

ほんで、私の集落にもイタドリを栽培しゅう農家というのはあります。それは自家用ですけど、田の草が生えんようにとかいうような後の手入れ。例えばゼンマイもあるでしょう。あれは一手間も二手間もかかるんですよ。ワラビとかイタドリやったらそんなに手間がかかりません。ゼンマイは湯がいて干してもんでというような作業が入ってきますので、これ今やったらできると思っても、5年先10年先にようせんなるがですよ。ほんで、できるだけその労力を割くということが大事やと思います。

そして、原会長、これ質問じゃないですが、定住推進課のほうとよう連絡を取り合うてもろうて、できるだけ早い機会にその改正をお願いできればと思います。

（農業委員会会長、原 心一君、自席から「わかりました」と発言する）

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 議員のほう情報がお待ちの方ですので、ぜひともこちらのほうに情報を入れていただいて、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、門脇二三夫君。

○11番（門脇二三夫君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をしました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は３月７日午前９時から開会します。

（午後 ２時５４分 延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 3 0 年 3 月 7 日 水曜日

平成30年第2回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成30年2月26日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月7日水曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	石 川 彰 宏
8 番	島 岡 信 彦	1 9 番	山 本 芳 男
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	小 松 紀 夫
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税 務 収 納 課 長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福 祉 事 務 所 長	佐 竹 教 人
企 画 財 政 課 長	川 田 学	産 業 振 興 課 長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環 境 上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
定 住 推 進 課 長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長	山 崎 泰 広
----------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 猪 野 高 廣 議 会 事 務 局 書 記 山 本 絵 里
議 会 事 務 局 書 記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 3 0 年 第 2 回 香 美 市 議 会 定 例 会 議 事 日 程

(会 期 第 1 0 日 目 日 程 第 4 号)

平成 3 0 年 3 月 7 日 (水) 午 前 9 時 開 議

日 程 第 1 一 般 質 問

① 9 番 爲 近 初 男

② 4 番 山 崎 眞 幹

会議録署名議員

4 番、山崎眞幹君、5 番、森田雄介君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

初めに、山崎眞幹君から発言を求められておりますので、これを許可します。

定住人口増加促進特別委員会委員長、山崎眞幹君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（山崎眞幹君） 4番、山崎眞幹でございます。今期定例会初日の定住人口増加促進特別委員会の委員長報告の中で、NPO法人いなかみに委託しております香美市移住定住交流センター業務について事実誤認がありましたので、その部分を含む文言の訂正をお願いをするものでございます。以下、読み上げますのでよろしくお願いします。

訂正をしたい部分が、「なお、指定管理業務である香美市移住定住交流センター業務については、他の指定管理業務と同様に、議員協議会等での定期的な聞き取りの機会を設ける等の対応が必須となる。」という部分を、「なお、委託業務である香美市移住定住交流センター業務については、議員協議会等での定期的な聞き取りの機会を設ける等の対応が望まれる。」、このように訂正をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小松紀夫君） ただいま定住人口増加促進委員長から、2月26日の定住人口増加促進特別委員会の委員長報告の中で、「指定管理業務」の部分を「委託業務」に訂正をしたいとの申し出がございました。香美市議会会議規則第65条の規定により、これを許可することにいたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 9番、爲近です。おはようございます。通告に従いまして、一問一答方式で2点について質問をいたします。

まず、園芸用ハウス被害支援の今後について質問をいたします。

昨年10月の台風によりまして、本市では多方面において大きな被害が発生しました。被害に遭われた方々には心よりお見舞いを申し上げます。農業面においても多くの品目に被害が出ました。出荷再開に向けて頑張ってもらいたいと思います。

①です。

台風によって、園芸用ハウスの本体の骨組みにも大きな被害が発生しました。その中で支援体制がとられました。各農家では、修繕、一部建てかえ、これを機にこの際強風に耐えられる型に建てかえる再建など選択肢はあると思いますが、現在の申請状況等をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） おはようございます。爲近議員のご質問にお答えい

たします。

台風 21 号の被害によりまして、園芸用ハウスの災害復旧事業を活用したいとの意向のある方は現在 48 名です。申請状況ですが、現在建てかえの希望はゼロ、修繕については 3 件となっております。うち修繕 1 件については、事業が完了しております。また、当初に 1 件申請が出ておりましたが、交付決定前に修繕を完了したということで取り下げをされております。ちなみに昨年、予算のとり方につきましては議員の皆様にもいろいろご心配もかけた点がございましたが、そのときは 68 名の方の被害を確認しておりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、爲近初男君。

○9 番（爲近初男君） 被害が 68 名ぐらいあるんじゃないかという中で、まだ 3 件しか出てきてないということですが、このおくらしている原因はどういうことでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

その理由につきましては、当初、市のほうは 2 分の 1 まで補助率引き上げをいたしまして、その後、県のほうが補助率 3 分の 1 を 5 分の 2 に、そして、見積もり業者のほうも 5 社から 2 社以上ということ、また一般用ハウスの建てかえ、高強度ハウスを希望される方についてはそれも認めるというような形で進めてまいりましたが、何分限度額の関係もございまして、補助率を上げたものの思った以上に個人の負担が多かったということもあって、現在 48 名希望されている方のうちの半数 24 名の方につきましては、やはり自己負担が大きいため検討中ということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、爲近初男君。

○9 番（爲近初男君） 業者の方も忙しくて、その見積もりを頼んでいる状況なのだが、現場へ来て見積もりをしてくれないとかいうような話も聞きますが、どうなんですか。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 9 時 07 分 休憩）

（午前 9 時 07 分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり業者のほうもなかなか大変な状況でして、見積もりに行って時間を要したということと、また、その被害状況を確認するために共済のほうの確認作業にも時間を要したということが原因だと考えられます。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 9 番、爲近初男君。
- 9 番（爲近初男君） 申請がほぼ、全て出そろうのはいつごろになりそうですかね。
- 議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 現在、農協のほうでも相当数の申請上がってきてるようですので、当然本事業につきましては平成 29 年度、そして平成 30 年度 2 カ年で。そしてハウスの復旧のためには、ちょっと自分も認識不足でしたが、6 カ月ぐらいかかるということです。この夏までには申請を上げていただいて事業に着手していただかないと復旧ができないと考えておりますので、②の質問でもございますが、限度額の引き上げ等もございましたので、そういう分十分 P R して、できるだけ早急に事業の着手にかかれるように努めたいと考えております。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 9 番、爲近初男君。
- 9 番（爲近初男君） まだ少しかかりそうですが、②に移ります。

被害が修繕等、部分的な方にとっては補助率が高く助かる状況だと思いますが、本体の骨組みが 6 割程度被害を受けたという場合を考えてみますと、この際再建をする方にとっては、9 割補助であっても現状としたら実際は 7 割程度の自己負担といえますか、事業者負担がかかる状況になっていると思います。その原因の 1 つは、補助対象事業費の限度額の設定が低すぎる状況があり、それを引き上げることが急務となっていると思いますが、どうなっているのかお聞きいたします。

- 議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。
- 産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

平成 30 年 2 月 16 日付で、高知県園芸用ハウス整備事業補助金交付要綱の改正に伴いまして、香美市でも平成 30 年 3 月 5 日付で園芸用ハウス整備事業補助金交付要綱の改正を行いました。改正の内容につきましては、基礎限度額の引き上げ、10 アール当たり 700 万円であったものを 900 万円、並びに農業共済の損害割合の 2 倍を用いて算出するというものです。つまり、被害割合が 50 % 以上の場合は 100 % の被害率となります。また、台風 18 号、21 号、22 号の被災に対しまして、修繕済みの事業もさかのぼり補助対象とする特例措置も含まれております。

ちなみに、先ほど議員がおっしゃられました 60 % の被害というので試算したもので、栽培面積が 940 平方メートル、約 10 アールということで被害の見積額が 970 万円、消費税を入れますと 1,050 万円程度になります。それで 60 %、そして 700 万円で試算いたしますと、個人負担が 730 万円ほどかかります。これが改正後、被害割合を 2 倍にし、なおかつ限度額 900 万円に上げますと、個人負担が 320 万円ほどになりますので、補助としては随分と手厚くできたものと考えております。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 9 番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） かなり改善されてよかったと思いますが、最初にしました質問の補助限度額の設定が 7 0 0 万円から 9 0 0 万円になったということと、農業共済組合のハウス本体の被害に対する被災割合の評価が自分も厳しすぎるんじゃないかと思っておりましたが、この点も 5 0 % 以上のものは 1 0 0 % になるということですかね。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 5 0 % を 1 0 0 % ではなくて全てが 2 倍になりますので、仮に 3 0 %、4 0 % の場合も 2 倍の 6 0 % とか 8 0 % ということになります。以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） 被災割合の評価も倍になるということで、すごく改善されたと思います。そういうことになると、例を挙げた中では事業者負担額が半分以下になるということですね。

（産業振興課長、西本恭久君、自席にてうなづく）

○ 9 番（爲近初男君） わかりました。こうなると、農家としても経営のめどが立つんじゃないろうかと思います。了解しました。

③です。

農業者の方に安心して施設園芸に取り組んでいただくため、農業者にレンタルするための園芸用ハウスを農協等が整備する際に、そのハウスの建設に必要な経費に対して県と市町村が補助を行い、園芸用ハウスの整備に係る初期投資を軽減する事業として高知県園芸用ハウス整備事業があり、県下に定着している事業と感じています。その中に災害復旧の区分があり、再建の場合はこのレンタル事業に当たるとしています。災害復旧に対して県が補助率を 4 割に上げていただいたのに対して、本市も 5 割としていただいた中で、申請総額に対して予算総額は大丈夫なのか心配する声がありますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

災害復旧によります園芸用ハウスの補助金に関しましては、関係機関と連携して被災状況の把握に努め、要望に対応した補助金の確保はできていると考えております。

平成 2 9 年度は補助金 2 億 8, 3 5 0 万円を確保し、平成 3 0 年度予算といたしまして、限度額の引き上げ等がございましたので補助金 2 億 4, 4 4 9 万円を今議会に上程しておりますので、建てかえ並びに融資を希望される方のハウスレンタルにつきましては、十分対応できると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） 枠は確保されているということは理解しました。

④です。

農家は1日も早い復旧を望んでいます。事業の完了はいつごろになる予定でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 完了につきましては、先ほど申し上げましたように平成29年度、平成30年度の事業ですので、少なくとも夏ごろまでには申請をしていただき、平成30年度内の完了を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 1日も早く復旧してほしいですが、かなり夏以降になりそうな感じですかね。ニラ農家なんかの植え付けは、中山間地は7月、そして平地は8月ですが、これにはちょっと間に合わないような感じですね。まあ1日も早く復旧をしていただいて、産地維持の営農継続が図られるように要望したいと思います。

次に、2点目の買い物難民対策について質問をいたします。

本市の中山間地域では、日常の生活の中で食料品等の買い物ができる状況づくりにおいて、これを支える店舗の維持は重要です。そのための取り組みを進めていただき、ありがたく思っております。

①です。

県の補助制度を利用して平成22年度、移動販売車が香北町と物部町に1台ずつ導入され多くの住民がお世話になっています。今年度新たに1台が導入されて地域を回ってくれる計画が進んでいると思いますが、そのルートはどこなのかお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 爲近初男議員の買い物難民対策についてお答えいたします。

移動販売車両につきましては、今まではワゴンタイプの車両で物部町内を週2回走らせていましたが、今回小回りがきく軽トラックを購入したことにより、3月からは従前どおりのコースで物部町内と香北町の中谷地区、谷相地区にも入ることとなり週3回、4月からは清爪地区、猪野々地区を予定しております。また、移動距離が長くなる物部地区を2コースに分けることによりまして、4月からは週5回に拡充を予定しております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 物部地区のコースをもう少し詳しくお願いします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

物部地区のほうにつきましては、1月から3月につきましては従来のコースということで上葦生コースと横山コースというふうになっております。コース3が香北北部地区の中谷、谷相ということで、物部の上葦生のほうにつきましては今までどおり楮佐古、

神池、程野、黒代、安丸、五王堂、大西、高井、堂ノ岡、安野尾、沼井、中内、影、平井、槇山コースのほうが拓、庄谷相、根木屋、岡ノ内、仲内、百々尾、桑ノ川、小谷、津々呂、別府というふうになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、爲近初男君。

○9 番（爲近初男君） すごく細かく回ってくれるということで、住民も安心して暮らせる状況になると思います。既に入っている業者もおると思うんで、その辺は調整していただいて、曜日が重ならないようにお願いしたいと思います。

②です。

昨年、香北町と物部町で生鮮食品や日用雑貨を扱うスーパーが相次いで閉店して、住民に大きな不安を与えました。これ以上地域を支える店舗が廃業、閉店すれば、買い物の利便性が著しく低下します。商店の維持が図られ、地域住民の暮らしを支える事業として、今年度に県が新しく買い物困難地域店舗維持確保の支援事業を立ち上げていただきました。本市がいち早く手を挙げていただき導入することができました。この事業を利用しての4店舗の整備状況をお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 爲近議員のご質問にお答えいたします。

買い物困難地域店舗維持確保事業費補助金の活用を希望した店舗の整備状況は、香北町のフレッシュマートふくどめは調理場の改装や厨房設備、空調設備等を導入し、先月28日に完了しました。また、物部町の信崎商店は冷凍冷蔵庫設備を導入し、先月15日に完了しました。山崎商店につきましては米用の冷蔵庫の購入を考えておりましたが、申請の取り下げがあり実施しておりません。もう1店舗、物部のほうで冷凍ショーケースの希望があった店舗ですが、こちらのほうにつきましては補助金で導入予定ではございましたが、設備の耐用年数の6年間事業を続けていけるかどうか不安ということで、申請を取り下げということになっております。ちなみに事業を活用した2店舗につきましては、県の補助限度額内であったため、市の追加補助はございませんでした。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、爲近初男君。

○9 番（爲近初男君） 香北のAコープの改装はこの事業ではない…

○議長（小松紀夫君） 爲近議員、済みません。答弁がまだございましたので。

○9 番（爲近初男君） ああ、そうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

あと1店舗の整備状況ですが、その買い物困難地域の補助金ではございませんが、高知県中山間地域生活支援総合補助金を活用いたしまして、土佐香美農業協同組合香北支所において、店舗整備と移動販売車両整備を実施いたしました。店舗整備につきまして

は、Aコープ香北の冷凍冷蔵設備機器、電気設備工事（LEDライト）等でございます。
あと内装工事等の整備、移動販売車両については、先ほどご説明しましたが、新規で軽トラック購入及び車両の内外装架装・電装設備を行いました。なお、2月15日に改装オープンいたしまして、当日は625人の買い物客ということで、たくさんの方が来ていただきましてにぎわっておりました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 3店舗が改装されたということで、気持ちよく買い物ができ
ると思います。ありがとうございました。

③です。

土佐山田町の中山間地域においての対応策は考えられておられるのか、お聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

移動販売業者は、土佐山田町地区では2業者あり、移動販売地区は神母ノ木、山田島、須江、佐野、伏原、百石町、繁藤、北滝本、檜谷地区を回っております。販売日は月・火・水・木・金となっており、市民からは大変助かっているとの声を聞いております。ほかにも市営バスやデマンドバス、福祉タクシーなどを上手に利用して買い物をしているものと思われます。

現在のところ補助金導入の計画はございませんが、業者からの要望等の相談があれば、県補助制度といたしまして、高知県中山間地域生活支援総合補助金の生活用品確保等支援事業があり、地域内での生活用品を確保するためにさまざまな手段を複合的に組み合わせ、中山間地域での日常生活の暮らしを支える仕組みづくりの支援を検討いたします。また、移動販売車両及び内装設備の整備、大きな費用が発生する車両購入に対して支援を実施いたします。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） 中山間地の店舗に対して、調査等は実施されましたか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 調査のほうは実施はしておりません。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○9番（爲近初男君） この移動販売車両の購入等に対しての県の補助制度の周知なんかは考えておられませんか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 広報等では定期的に周知をしております。

○議長（小松紀夫君） 9番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） 県が今年度立ち上げました店舗維持の支援事業においては、土佐山田の中山間地域への対応はどう考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

土佐山田町については、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 9 番、爲近初男君。

○ 9 番（爲近初男君） 今後とも地域住民の日常生活を支える仕組みづくりの支援を要望したいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） 爲近初男君の質問が終わりました。

次に、4 番、山崎眞幹君。

○ 4 番（山崎眞幹君） 4 番、市民クラブの山崎眞幹でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で順次お尋ねをしたいと思います。

まず最初に、高知県観光活性化ファンドをめぐってというところでございます。

高知県観光活性化ファンドと香美市が出資をしてスタートしました「株式会社ものべみらい」の活動がさまざまな形を見せ始めたことから、活性化ファンドをめぐり以下に問うということですが、この件をめぐりましては、少し同僚議員のきのうの質問もあったんですけども、これまでも断片的にさまざまな情報がありましたが、なかなかそれぞれのつながりをうまくまとめることができず、見えなくてというか自分の理解不足のせいなのかもしれませんけれども、なかなか全体像をつかむことができませんでした。しかし、今般、大きなお金が動き始めたということで、これまでの情報を再度かき集めるといふか見直しまして、何とか全体像こういうことじゃないかなというところにたどり着いたような気がしますので、まずはそのことを確認しておいてから、間違っているところはそこは違うよというふうにご指摘もいただき、以下の質問につなげていきたいと思っています。

この活性化ファンドをめぐる動きは、ごくごく大ざっぱに言うと、平成 21 年にスタートした県の産業振興計画の中に位置づけられる物部川地域のアクションプランの一環で、株式会社ものべみらいを中心に南国市、香南市、香美市で観光を軸とした六次化産業への波及効果をもたらすことによる経済活性化事業を実施しようとするもので、平成 29 年 5 月 30 日には内閣府地方創生推進事務局の地域再生計画の認定も受けた物部川エリア広域観光連携事業であると、このような認識ですけれども、この点どうでしょうか。ちょっとそこのところは質問をしてないんですけども、間違ってたら困るんで、それで正しいかどうかちょっと確認をさせてください。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 山崎議員のご質問にお答えします。

それで間違いないと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） 済みません。通告してなかったので、申しわけないです。確認をいただきましたので、それでは順次質問いたします。

まず、この観光活性化ファンド、正式名称は高知県観光活性化投資事業有限責任組合ということであるようでございますけれども、これについてお尋ねします。

①です。

これは2015年、平成27年10月26日の地域経済活性化支援機構のニュースリリースでは、存続期間は約7年と記載されています。一方で、昨年9月15日付の高知新聞紙上に「地域支援機構が活動を3年間延長へ」と、こういう記事が掲載をされました。そこで、この組合の存続期間は設立時の予定どおり7年間かをお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

予定どおり7年です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） ということは、県の産振計画のほうに書かれている平成27年10月26日から平成34年9月30日ということだと思います。

②です。

このファンドは、四国銀行とREVICをLP（リミテッド・パートナー）というらしいですけれども投資者に、四国銀行地域経済研究所とREVICキャピタルをGP（ジェネラル・パートナー）、運営者として設立され、ニュースリリースでは「当機構は、本ファンドを通じて、リスクマネーの供給及び専門家によるハンズオン支援を行います。」とこのように書き込まれていますので、ファンドが清算される際には基本的にはリスクマネーの回収とハンズオン支援の終了ということになるのではないかと思いますけれども、ファンドが解消される際にはどのような解消のされ方をするのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

ファンドが解消される前には、地元法人、個人向けにものべみらい株式のファンド持ち分を譲渡することとなります。ものべみらいが有する香北ふるさとみらい、龍河洞みらい等の株式持ち分は原則ものべみらいが保有したままの状態、ものべみらいの投資資金回収手段を考えることとなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） 今ちょっと答えが、ハンズオンは終わるわけですね、ハンズオン支援。専門家が来てるでしょう、あの人たちは引き上げるということですね。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） おっしゃるとおりです。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） （2）の、それでは、その株式会社ものべみらいに関連してお尋ねをしたいと思います。

ものべみらい、これは物部川地域（南国市、香南市、香美市）において、観光活性化を面的に推進することを目的として発足した物部川DMO協議会の事務局も担っている株式会社ものべみらいですけれども、これ活性化ファンドの投資第1号として平成28年9月12日に誕生した事業持ち株会社型DMCで、観光活性化ファンドが同年11月9日の香北ふるさとみらいにものべみらいを通じて投融資を行った際に、本市がものべみらいに出資をしたことで、ものべみらいの97.1%をファンドが、そして2.9%を香美市が保有してました、当初の株式ですけど。

そこで、①です。

平成29年ですけども、昨年10月18日付の地域経済活性化支援機構のニュースリリースを見ますと、ものべみらいに対する出資形態の変更が予定をされています。香美市の持ち株割合に大きな変動がないことから、ファンドの持ち株を龍河洞保存会と香南市に譲渡したのではないかというふうに思われますけれども、増資等があったかもしれませんので、その内容についてお尋ねをします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

この件につきましては、株式会社ものべみらいに対しまして、公益財団法人龍河洞保存会と香南市が新たに出資したものです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） 新たに出資したということですが、全体を100%とすると、これ見ると活性化ファンドが91.6%に下がってて龍河洞保存会が2.8%、香美市が2.8%、香南市が2.8%ということになってますが、ちょっと僕の頭では新たに出資したので計算が妙につかんがやけど、それでいいですかね。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 新たに出資したため、全体の株式の総数がふえたということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これたしか最初、香美市が45株ですかね、持ってたと思う
がですが、2.8%、2.8%ということと言うと、そしたら龍河洞保存会と香南市も4
5株ずつ持ったという理解でいいですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） おっしゃるとおりです。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

それでは、②に移ります。

このニュースリリースには、株式会社龍河洞みらいに対するものべみらいの出資につ
いて、これが90.9%で、9.1%が龍河洞保存会の予定であると書かれています。そ
こで、ものべみらいの持ち株数と出資金額をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

ものべみらいの持ち株数は2,000株、出資金は2,000万円となっております。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。

それでは、その次に移ります。

③です。

ものべみらいが事務局を担う物部川DMO協議会の補助金が667万円計上というこ
とになってます、本予算に。香南市も株式を取得した、増資をしたわけですね、これ
45株持ちました、補助金の交付を予定をしているのではないかというふうに思われま
す。これはもともと香南市、南国市、香美市という枠組みでやっているわけで、まだ南
国市がこれ多分持ってるのか持っていないかわかりませんが、南国市で実際事業が
動いてないんでまだ持たないという形なのかもわかりませんが、とりあえず香南市、南
国市、それぞれの本市と同じような補助金を出しているのであれば、その金額をお尋ね
をしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

香南市、南国市ともに、香美市と同額の667万円を予定しております。
以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 南国市もじゃあ出してるということやけど、株は持っていない
ということですか、これ。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） ものべみらいの株式については、まだ持っていないと

思います。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） なかなか太っ腹、まあまあ県の差引額でやってるということ
でやってるのかもしれませんが。なかなか太っ腹でやってますね。

ということで667万円ということなんですが、この補助金というのは基本的に例えば、例えばというか、幾つかある説明資料の中で、ものべみらいと四国銀行、そして地域経済活性化支援機構が、高知県物部川地域における観光活性化の取り組み事例についてという2017年1月付のこの資料です、見たことあるかないかわからないですけど、こういう資料があるんですね（資料を示しながら説明）。その中の物部川地域DMCの概要というところに、資本構成（現時点）ということは昨年1月現時点で、運転資金、そして大きくくくって運転資金と資本金というふうになってます。これはDMO協議会への補助金ということですが、協議会自体の運営にそれほどかかるわけではなくて、そのやる事業にはかかると思うんですが、ここのDMCのいわゆる内部の運転資金の部分にこれは当たるものですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

この補助金につきましては、物部川DMO協議会の運転資金ということになっております。平成30年度の内訳といたしましては、3市から667万円ずつと県のほうから1,400万円、合計で約3,400万円ほどですが、そのうちの1,500万円程度が経営の経費ということになりまして、現在フルタイムで3名事務局にありまして、あとパート、人件費等事務経費が含まれて、あと残りが事業費といたしまして、さまざまなPR用とか、いろいろそういう面に使われるようです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） 人件費も含まれてるということですよ。わかりました。

ここいわゆる社外取締役とかね、REVICとか四銀から来てる、いわゆるハンズオン支援で来てる方たちの給与は当然そのものところですよ、REVICとか四国銀行から支払われているという認識でいいと思うんですが、人件費が含まれてるということで了解をしました。

そしたら、次、④。

これ、先ほどちょっと関連で答弁もありましたが、このファンドが解消された際には、ものべみらいに投融资された資金等はどのように整理されるかですが、ちょっとさっきの答弁と重なりますが、この件に関連しては、実は平成28年の9月議会で私の同様の質問に対して、ファンド終了後、いわゆる6年後になりますけれども、物部川DMO協議会につきましては、その存続を含め、協議会自体は終了が近づいてきたときに協議がされるものと考えておりますと、また、株式会社ものべみらいにつきまして

は、株式譲渡によりまして、新しい会社へ移行するということが予定されておりますと、このような前任の課長の答弁がありました。ありましたけれども、先ほどの答弁も含めて、再度この件についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 同じといえますか、DMO協議会についてはそのときに協議されるものと思われまして、ものべみらいにつきましても、先ほど言いましたように第三者譲渡を考えることとなります。なお、ものべみらいの株式の譲渡先といったしましては、現在の公益性と収益性をあわせ持つ事業に対して深い理解があるような会社で、現在の体制を力強く推進し続けていける会社ということになると思われまして。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） このファンドというか、このものべみらいがあるうちにそういうものを育てていくというイメージなのか、今ある何かこう、これじゃないかというのは何かあるがですか。このDMO協議会というか、ものべみらいはそうやっていろいろマーケティングというか、六次化ですかそれもやりながら、そういう人材育成というか進めていくというふうなミッションを持ってるわけですがけれども、今何かそういうのがあるようであれば、安心なのか心配なのかわからないけど、どうですか、どちらのほうでしょうかね。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 現在は譲渡先はありませんが、このファンドが存続してる間にもものべみらい等の各会社で人材を育成していただき、その後、同じ体制が続けられるような形で進めばいいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これものべみらい、いわゆるものべみらいがいい形で、いい形というか望ましい形で存続するようであれば、DMO協議会というのもね。でも、それが、ああ、そうか、産振計画との関係があるきね、まあちょっとこの場ではもうこれ以上、それについてはやめておきます。

（3）です。株式会社香北ふるさとみらいに関連して問うです。

株式会社香北ふるさとみらいは、旧の株式会社香北ふるさと公社の発行株式の800株のうち、本市の所有をしていた545株の中から521株をものべみらいに売却する形で、ものべみらいの持ち株会社型DMO機能の第1号として誕生した。いわゆるそのジェネラル・パートナーからREVICですけれども、ハンズオン支援、人材派遣の支援を受けてるというものでございます。

①の質問です。

ものべみらいは指定管理業務を香北ふるさとみらいの、旧の香北ふるさと公社のを受

けてるわけですがけれども、指定管理業務のホテルは改修工事の工期延長からほぼ1年予定から延長され、グランドオープンが延びております。また、プールは台風被害で現在営業できないというような状況でもあり、先ほども言いましたけれどもREVICから派遣されている役員の給与は考えなくてもいいと思いますけれども、それを除いてもほぼ30名の雇用を支えるには、なかなかこの指定管理料のみでは難しいんじゃないかなと心配もするわけですね。その件についてちょっと何か見解があれば、お尋ねをしたいと思いますけれども。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

30名の雇用のうち健康センターセレネに11名、県の指定管理を受けています香北青少年の家に14名、残りはホテルの5名となっており、この5名のうち1名は会計総務でそれぞれの施設の兼務となっております。ホテルに関しましては、必要な人員の採用をおくらせるなどにより対応していること、またプールに関しましては、年間会員の払い戻しに対して、市が指定管理料を変更するなどの対応をすることにより、問題がないと確認しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 問題がなければいいと思いますけれども、これなるべく早く、早くというか正常に営業できるような状態に戻さないと、先ほどちらっと指摘しましたが、これ内閣府の地方再生のプログラムの中のKPI指標に大きく影響してくるものなんですよね、ここの人員とか売り上げっていうのはね。だから、そういう意味でも早目の復旧を、これは時間との戦いでいかんともしがたいもんだと思いますけれども、望みたいと思いますのでぜひよろしくお願いします。雇用を支える心配はないと、今のところ大丈夫だということなので、次に移ります。

②です。

ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの名称のコンセプトに込めた想いの「STAY」には、「やなせたかし氏の作品に込められた“ココロ”やホテルスタッフの“ココロ”遣いとの触れ合いを通して、私たちが本来持つ“ココロ”のあたたかさを感じる、家族と過ごすかけがえのない宿泊体験。」その宿泊することに対して、このように書かれております。

また、平成29年1月付、先ほどお示ししましたREVICの資料ですがけれども、この資料の中の「高知県物部川地域における観光活性化の取組み事例について」の中の「香北ふるさと公社への投融資を通じたアンパンマンミュージアム周辺活性計画」というのがあるんですがけれども、その②ということで、アンパンマンミュージアムに関連して、これはホテルですがけれども、アンパンマンミュージアムの「オフィシャルホテル」とこのように位置づけられております。そして加えて、ふるさとみらいのホームページ

を見せていただきますと、ホテル紹介の部分でこのように書かれています。「自然豊かな香美市香北町にある、やなせたかし氏の世界観を表現したホテル。平成30年にグランドオープン。美味しい空気や緑を味わいながら、日頃の疲れを癒せます。」と、こういうふうにあるわけですね。

こういうことを考えますと本物の記念館、アンパンマンミュージアムが隣にあるということもありますので、絵は原画をやっぱり記念館で基本的にはちゃんとしっかりしたのを見てもらって、そのことを第一に考えるということがやっぱり自然でありまして、例えば汚れたからクリーニングするとか、ちょっと壊れたから修繕をするというような場合には、例えば違う詩のレリーフとかそういうものを掲示するとか、あと「詩とメルヘン」という雑誌をやなせ先生はずっとやってまして、その表紙の原画とか、そういうものも向こうの記念館にはあったりします。そういうふうなものの原画のレプリカにすることにして、やなせ先生の世界観を表現したホテルということであるならば、もう既に作成していると同様のレプリカを800万円もかけてつくということに固執することはちょっとどうかと、私は個人的に思うわけですね。

子どもがさわるとかいう話ですけども、レプリカが汚れたり毀損することを心配するのであるならば、そのような場所に置くこと自体にやっぱり問題があると。手の届かるところへ置くことを考えるべきではないかというふうにある意味単純に考えるわけですけども、この件について見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

先日の議員協議会のほうでもお話しさせていただきましたが、アンパンマンミュージアムとの関連性を求められていること、また、やなせたかし先生のふるさとであることから、アンパンマンミュージアムにあるアンパンマン関連の原画のレプリカや詩とメルヘン絵本館に関する原画のレプリカを客室に飾ることとなりました。客室での展示方法につきましては、レプリカの製作について監修をお願いしておりますフレーベル館の意見もありまして、アンパンマンミュージアムのように額縁に入れるのではなく、間近に触れることのできる展示方法に決まったものです。汚損することが想定されますが、レプリカを楽しみに来られるお客様の期待を裏切らないように対応すること、また監修者でありますフレーベル館の意向もあり、スペアとして同一のレプリカを作製することといたしております。

議員協議会のほうでもご説明いたしました、決定までに時間を要したこともありまして、年度内での納品がかなわないために現予算での執行を断念しまして、6月の補正で対応したいと考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 僕自身は理解できません。やなせ先生の世界観ていうのは人

生、喜ばせごっこ、それから、アンパンマンの世界っていうのはやっぱりアニメのアンパンマンの世界がアンパンマンの世界で、これはフレーベル館もそのように言ってます、キャラクターナンバープレートのおかげもそうでしたけども、それに反するものはだめみたいな話なんですよ。子どもたち、お父さん、お母さんがそこで満足するということがあるかないか、でも子どもの満足ということを第一に考えると、もうちょっと違う対応の仕方があるんじゃないかということを感じます。でも、それをここでやってる暇がないので、次に行きます。やっぱり私はおかしいというふうに思ってます。

③です。

ちょっと漏れ聞くところによりますと、ホテルへのAEDですね、これの設置が見送られてるということですので、公の施設にはやっぱり必置のものではないかと考えますので、その見送られた経緯についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

指定管理する隣接の施設に設置されているということもありまして、それで対応可能という判断でしたが、検討いたしました結果、6月の補正に計上させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） よかったです。それ夜中に何とかなるとかね、とっさの場合、隣へ走って行ってそれが使えるということは確実じゃないですからね。

④へ行きます。

同じように、ファンドが解消される際には、ものべみらいを通して香北ふるさとみらいに投融資された資金等はどのように整理されるのかを、まあ同じ答弁かもしれません、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 同じになってしまいますが、ものべみらいと香北ふるさとみらいの資本の関係は維持したまま、ものべみらい株式の第三者譲渡を検討することとなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 次に移ります。

（4）番、株式会社龍河洞みらいに関連して問うです。

株式会社龍河洞みらいは、公益財団法人龍河洞保存会とものべみらいが共同で設立したもので、龍河洞みらいと龍河洞保存会がG P（ジェネラル・パートナー）によるハンズオン支援を受けていると、REVIC、四国銀行にね、ということでございます。

①です。

県の産業振興計画の物部川地域アクションプランに「龍河洞エリアの活性化プロジェクト」が加えられ、推進母体の1つとなる株式会社龍河洞みらいも設立されたことから、観光拠点整備事業費補助金1億3,200万円が予算計上されています。

昨年の12月議会での一般質問の際にいただいた龍河洞エリア活性化基本計画（最終案）を見る限りでは、この実施主体というのは公益財団法人龍河洞保存会、株式会社龍河洞みらい、まだ設立されておられませんけれども新・不動産会社が主な事業体となるのではないかと考えられますが、この事業の詳しい内容と事業の受け皿についてお尋ねをしますということです、資料をいただきました。

資料について、ちょっと前段で説明いただく前に確認をしたいんですけども、この負担内訳のところで県、香美市、龍河洞保存会とありますよね、あとその事業内容が幾つか分かれています。例えば一番上の本洞内再整備事業、①のこの2,302万6,000円について、例えばこれ1つの事業について県が2分の1の補助限度で限度が5,000万円なのか、それとも、この全部がその1つのくくりになっているのか、その点も含めて説明を済みません、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

この観光拠点整備事業費補助金につきましては全て一本で、限度額が市、県合わせて1億円となりますので、この合計がお渡しした資料では1億2,000万円を超えてますが、この超えた分については実施主体であります龍河洞保存会の負担となることもあって、事業費については削減されるのではないかと考えております。

それで、事業の内訳につきましては、龍河洞エリア活性化基本計画の事業内容のうち、早期に取り組む項目を平成30年度当初予算に計上しております。観光拠点整備事業（観光商品磨き上げ事業）の補助限度額につきましては、先ほど言いましたように1億円となります。これに危険建物の除却費3,200万円を計上しております。龍河洞みらいにつきましては、保存会からマーケティング、広報、営業、集客部分の業務の委託を受けていくこととなります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ということは、いまだ予算の部分については、実施主体は龍河洞保存会であるということですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 龍河洞保存会になります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 次に移ります。②です。

龍河洞まちづくり協議会が龍河洞エリア活性化協議会と名称変更をされております。

構成メンバーについてお尋ねするわけですが、この構成メンバーは従来のままでしょうか。また、この会の運営費用はどのように賄われているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

組織の名称を変更すると同時に、会員に株式会社龍河洞みらいを追加いたしております。さらに、会議の運営を外部からサポートするオブザーバーの参加について規約に明記し、必要に応じて連携していくこととしております。ちなみに、オブザーバーとしては観光協会とか商工会を考えております。運営費用については生じておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） まず運営費用が生じてないということは、これボランティア？

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） ボランティアになります。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） いいですね、ボランティア。

じゃあ、ちょっとそのメンバー確認したいんですけども、まず龍河洞保存会、そして逆川の地区長、そして、そこで商売をされてる方々、そしてものべみらい、四国銀行地域振興部、香美市、高知県観光振興部、そして高知県産業振興推進部、そして株式会社龍河洞みらい、そしてオブザーバーとこういう構成ですか。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） それに、もう一構成団体といたしまして、龍河洞エリアの不動産所有者で入会を希望される方が含まれます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） これ大事ですよ不動産所有者、これなかなか権利関係が、まあ活発な活動を期待をしています。

次に移ります。③です。

1月の24日付の高知新聞に「龍河洞 心に響く接客を」ということでこの記事が掲載されておまして、龍河洞保存会の職員らがマーケティングの基礎などを学ぶ研修会ということで全8回ぐらい予定をしているということで、そういう記事が載っております。これ初回は池尻さんがやられたみたいですが、この会の主催者をお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） お答えいたします。

研修会の主催者は公益財団法人龍河洞保存会です。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） 8 回やって、これはものべみらい、香北ふるさとみらい、このファンド関連のいわゆるハンズオン支援の一部、そういう研修会も含めてそういうふうに、まあわからないかもしれないですよ、保存会じゃないんで、というふうにとらえていいもんなんではなかね、これは。わかればいいです。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 申しわけございませんが、ちょっと龍河洞保存会のほうが申請されてるようですので詳しい内容についてはわかりませんが、ただ、活性化基本計画もできまして龍河洞のほうも変わっていかうとしておりますし、またマーケティング、それから接客のほうにつきましては、龍河洞みらいからの支援を受けながら接客のサービス等の向上を考えておると思いますので、そのための研修だと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） 龍河洞保存会も変わっていくということで、これもまた期待をしたいというふうに思います。

これに関連する質問、最後ですけど、④。

同じ答弁やと思います。ファンドが解消される際には、ものべみらいを通じて龍河洞みらいに投融資された資金等はどのように整理されるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 産業振興課長、西本恭久君。

○産業振興課長（西本恭久君） 龍河洞みらいとものべみらいの資本関係はそのまま、第三者宛ての譲渡を検討することとなると思います。

以上です。

○4 番（山崎眞幹君） それでは、次に都市計画マスタープランをめぐって…

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。

（午前 10 時 09 分 休憩）

（午前 10 時 25 分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） それでは、次に都市計画マスタープランをめぐってでございます。

都市計画マスタープラン策定に係る予算が計上されたことから以下に問う。

①、策定の期間とスケジュールをお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

まず最初に、都市計画マスタープランの策定に至る経緯等についてご説明をいたします。

高知広域都市計画区域に旧の土佐山田町が入っており、平成16年3月に土佐山田町都市計画マスタープランが策定されています。その後の市町村合併により、香北町、物部町では都市計画区域外であるため、都市計画の基本方針の変更には至らずきょうまで至っています。また、その間、平成22年3月に「香美市の都市計画2010」の冊子・パンフレットを作成し、都市計画の周知を図ってまいりました。

今回の改訂につきましては、上位計画であります高知広域都市計画区域マスタープランの改定について、今年の3月に都市計画決定される見込みであり、また既に第2次香美市振興計画が策定されていることから、社会情勢を見きわめ、一部を見直すものです。

期間につきましては、平成30年度から2カ年を予定をしています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 2年ということで期間は長いほどいいと、できるだけ長く期間をとって、十分な審議というか議論をしたほうがいいと思いますので、いいスケジュールだと思います。

それでは、②。

委員会のメンバーと開催頻度をお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

現在検討中です。委員会のメンバーについては14人から20人程度をして、初年度と次年度で回数というのが変わってくると思いますが、年間2回以上の複数程度を予定しています。メンバー構成につきましては、うちの課でもいろいろな意見があり、現在検討をしておる最中ということです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 2回以上、これ審議会じゃないよね、委員会ですよ、これ。委員会で2回以上で話がつくような…

（建設課長、井上雅之君、自席から「以上」と発言する）

○4番（山崎眞幹君） 以上、じゃあ2回以上何回まで。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今回の変更につきましては、大きな変更ではなく一部見直しという形になりますので、内容にもよりますが、あと報償費の予算等にもよってくると思いますが、まあ2回以上という形で今計画しています。

- 議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。
- 4 番（山崎眞幹君） じゃあ聞き方を変えますけど、今回予算計上しておると思いますが、それで何回開けます？
- 議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 済みません。そこまでの資料は持ってないです。申しわけありません。
- 議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。
- 4 番（山崎眞幹君） 別に課長をいじめてるわけじゃないんで、誤解をしないようにしていただきたい。できるだけ本当に回数重ねてほしいし、えっ、前回の修正、余り大きな改定ではないということ、まあまあ主のその計画が大きな改定じゃないんでということだと思いますけども。じゃあ、これは概要版ですけど、前回やったのと同じように、例えば地区別構想もやるがです？
- 議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 新たに大きくの変更はないとは思いますが、今回、今後 20 年間とかを見据えた形の中で、地域の設定、地区別設定もできれば入れていかなければならないと考えています。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。
- 4 番（山崎眞幹君） 後の質問にもかかわってくるわけですけども、やはりある意味しっかりとした振興計画に基づいた都市計画がないと、何かばらばら、コンパクトシティと言いながらね。これは、僕は実は恨み言を言ってるわけですけども、コンパクトシティと言いながら、何か東部の市街化調整区域に図書館ができたりするようなことが、やっぱり都市計画の中にちゃんと中心地をどうするかということがうたい込まれてない、その中できっちり読み込めてない、担当課とのその相談もなかった、いろんなことがあると思いますけども、基本は都市計画だと思うんですよね。そういう意味で、やっぱりこの見直しに際してはしっかりと、まあ向こう 20 年間を考えるわけですから、見直しをかけていただきたいというふうに思います。これは②の頻度に関係した質問になりますけれども。
- ちなみに、このマスタープランをやったときには、地区別構想をやるときに高知工科大学の大谷研究所というところを窓口にして、各地域小学校区域で、そのときはまだ佐岡小学校があったんですけども、8 小学校区域でワークショップもやって、そこでみんなの夢集めたんですよ、地域の将来像の夢を集めた。そういうことをやります？
- 議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 現在のところ、地域に出向いてのワークショップまでは考えていません。ただ、委員のメンバー構成の中で P T A なりとか、ちょっとメンバー構成を今検討しゅうっていうのは、ちょっとうちの課のほうの中でも意見が分かれたり、

ちょっとうちの課自体がそこら辺討論好きな課、けんか好きな課ですので、そこら辺の中でメンバー構成を検討した中でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） その検討のときにぜひメンバーについては考えていただきたいと思うんですけど、例えばまちづくり委員会の中から何人かとか、それからやっぱり公募のメンバーもね、公募の委員についてもちょっと考えていただけたらなというふうに思います。

それでは、③に移ります。

これは余り大きな改定というか変更ではなくても、やっぱりコンサルが中に入ってやると思うんですけども、そういう場合のそのコンサルの選定方法についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今回は先ほどから言ってますように一部の見直しであり、実績のある業者の中から、あわせ同じ高知広域都市計画区域内にあります市及び町の事例も参考とし、選定する指名競争入札になろうかと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） 前回は大谷研究所に委託をしましてやりました。前回もこれ随分自分も質問していろいろ言ったんですけども、今回はまあ大谷研究室が悪いというわけじゃないですけども、もうちょっとしっかりしたところにちゃんと発注をして、完成度の高いものにしてほしいと思います。

それでは、④です。

土佐山田町都市計画マスタープランと香美市の都市計画 2 0 1 0、まあ答え出たみたいな話ですけども、位置づけをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 土佐山田町都市計画マスタープランについては、高知広域都市計画区域に属する香美市土佐山田町区域の都市計画の基本的な方針を定めたものとなります。香美市の都市計画については、先ほども述べましたが、市民の皆様に「都市計画とは」とかいう形の説明用のパンフレットという形になります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） ⑤に移ります。

香美市都市計画マスタープランは、第 2 次香美市振興計画の中でも、特に 2 5 ページから 2 7 ページにあります市内都市機能についてそのようにまとめているわけですけども、に沿ったものであるとともに、課題解決に向けた方向性も含めて、地域ごとの位

置づけ、ニーズに沿ったものであることが必要だと考えます。ということは、この市内都市機能の中には独自の考え方というか、この振興計画の独自の考え方である部分もありますけれども、交流拠点の形成であるとか、そしてふれあい、拠点設定とゾーン設定というのがわざわざしてあるわけですね。だから、都市計画区域内だけの話ではなくて、やっぱりこの際全域を見た、いわゆる土地利用計画という意味でのマスタープランに、できたらやるべきではないかというふうにも思いますので、そういう意味で25から27ページと言ってるわけですが、その点も含めて見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 上位計画である高知広域都市計画区域マスタープラン及び第2次香美市振興計画や本市の財政状況を踏まえ、市の将来目標、全体構想、地域別構想等について検討し、市民の意見を反映しながら、市のあるべき将来の都市像の実現に向けた基本方針を策定しなくてはならないということと考えています。その中で議員がおっしゃるとおり、各地区のゾーン形成等についても一部見直してはいただかなければならないものと考えています。ただ、あくまでも実施に至るまでの大きなもののもので、ちょっとふにゃふにゃとしたような感じに、表現が悪いですがなるものとは考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 今なかなかいいポイントを突いたと思うんですけど、実施に至るまでのというふにゃふにゃとしたところということなんですが、今まではこのゾーンとか拠点でね、ふにゃふにゃのフもないんですよ。何もその下にうたわれてない。せっかくこうやって、振興計画のこの大もとにはしっかりとこうたい込まれてるけれども、その下に施策も何もない、政策も施策もない状況な感じです、よく見てもらうとわかりますけど。だから、そういうことじゃなくってやっぱり今後も、さっき冗談半分で言いましたけど、図書館の件を例に出して言いました、今後そういうことがあるかないかわかりませんが、そういうときにもやっぱりしっかりと全体構想像があって初めて、公の施設というのはそこに持っていかなければいけない、考えるべきだというふうに思うので、この際そういうことも含めて、ぜひふにゃふにゃでもいいので、今までフもないわけやから、そういうことも含めて検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは、⑥に移ります。

人口減少や高齢化、南海トラフ地震の発生も遠くないと予測されている社会状況等も踏まえれば、これさっきの今の自分の要望にもつながりますけれども、線引きされた区域では、JR土佐山田駅周辺の南北の連結も含めた再開発であるとか、それから地震火災対策重点推進地区、これはまさに土佐山田の中心市街地がそういう状況ですから、これも何とかしなきゃいけないだろうし、そして、市街化調整区域の過疎化防止、さっき

定住推進課長が神母ノ木も何か含まれた、何でしたっけ、移動販売が神母ノ木を回っているということで、これは公式にちゃんと過疎化してると認められたのかと思いましたけど、まさに自分のところがそうなんですけれども、そういう件についても時間をかけた協議が望めますけれども、見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 日本全体が人口減少、高齢化が進む中で、高知県及び本市において早急の課題であるとは認識していますが、都市計画のみで人口減少及び高齢化をとめることは不可能であり、人口減少化の中で都市を維持するためにどうすればいいか、その中でＪＲ駅周辺についても検討していかなければならないと考えています。また、新たな検討課題として、市街化調整区域内の幹線道路沿線地域においては、地区計画等の導入や市街地の空き家対策等も踏まえた防災面での検討は必要だと考えています。また来年度、ＪＲ土佐山田駅自由通路基本計画設計をマスタープラン策定業務とあわせ予定しています。現在施工中の都市計画道路新町西町線完了後となりますが、今後の香美市のまちづくりの核となるものと考えています。あくまでも基本計画ですのでたき台的なものですが、ＪＲなどの関係機関との協議資料として今後の課題整理、駅橋上化や南北駅広場、商店街空き家対策及び防火対策などの基礎的な検討ができればと考えています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ４番、山崎眞幹君。

○４番（山崎眞幹君） ぜひそういうふうにやっていただきたいというふうに思います。

それで、さっきふにやふにやという話がありましたけど、やっぱり計画ができればその下にアクションプランね、アクションプランといわゆるＰＤＣＡということになるわけなんですけれども、そういうある意味担保ですよ、そのちゃんと担保していくシステムがないと、ワークショップいわゆる地区別構想、地区構想ですか、前回のこの地区構想でその市民、そのときは町民ですが、住民とあとその都市計画に関心のある人たちが集まってワークショップをして、この地域はこういう姿がいいね、こういう姿がいいねというふうにまとめてやったんですよ。それをやって、じゃあこれはどうなりますかっていう話をしたときに、その当時の担当課長が言ったことに僕は愕然としたんですけれども、それはその地元の人たちでやってくださいみたいな話になってね、ええ、本当にそれでえいがやろうかと思うたような経過があります。

行政が集まって、行政が人を集めてそういうことを話をすれば、ある程度行政が主導しながら、物事が進むんじゃないかというふうについ市民、住民は思ってしまうんで、そこら辺もすごく注意が必要なんですけれども、そういうことも含めてやはりきっちりとした、だって、もとは振興計画の中にあるわけで、それに向けた協議というか、コンサルも含めてなのか、基本これを、まあ原案が出て、それに対して委員会のほうで修正

を加えていくというか。だから、原案の出し方自体にもやはり、例えばこういうことをやります、今この市役所の中にも香美市の将来を担っていく幹部候補の人たち、やる気のある人たちも当然たくさんいると思うわけですから、そういう人たちの意見もどっかで聞くというふうな、何かより幅広い意見を吸い上げていって、協働のまちづくりですから、いけるような仕組みも、この際ある意味一番お堅い建設課というところでやらどうかというふうにも思うんですけれども、何か話がとっちらかってしまいましたけれども、そういう準備段階でもしっかりとした準備をして委員会にかけてほしい、今まで言ったような課題、要望も含めてということなんですけれども、その点について見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

マスタープランはあくまでも基本方針であり、全てが実現してない、できないのが実情でちょっと腹立たしいというところもあります。残された課題面や財政面も考慮しながら、また地域との協力の中で次期マスタープランの改定、それをどう持っていくかということを経営を引き継いでいかなければならないと考えています。また、そのためにアンケートとかも大事やし、高校生、中学生の意見も聞きたいというのもあります。それとあとあわせて、今議員のほうからありました若手の職員を集めて、夜なべ談議的なものができたらやりたいというつもりを私は持っています。その分、課員とも相談しもって進めていかなければならないと思っています。それと、こんなこと言うたら怒られるかもしれませんが、夢を持たなければ公務員でないとも思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） さっきの龍河洞活性化協議会じゃないですけど、ボランティア、手弁当でぜひその若手の方たちには頑張ってもらいたいと思いますし、アンケートをとるというお話がありましたけど、もうどういうアンケートをとるかは知りませんよ、知らんけどね、もう出てくる結果はいつも同じなんですよ、どんなアンケートでも、ほとんど。ということはどういうことかと言うと、課題は解決されてない、アンケートに答える場合は、半分そのアンケートの趣旨に沿った答えをする人とアンケートの趣旨に沿わない答え、何かそんな人、ものの本によるとそういう傾向があるらしいです。そういうことも含めて、別にそこで、まあそういう手順踏まなければいけないならとりゃあいいけども、今あるやつをちょっと集めて、関連するもので、それで代用するというところで費用を少しでも削減して、その分手弁当を構えるとかいうことでぜひよろしく。

何か、まあまあいいです。そういうことで、とにかくできるだけこのマスタープラン、さっきも課長言いましたけど一番楽しいところなんです、都市計画って、どういうまちづくりをするかっていう中で一番ある意味楽しいところなんで、これは何回も市長の話を僕はするわけなんですけどもね、「山崎さん、説得はだめです。共感です、合意です」

という話、ぜひそれを実行してもらって、そういうのを集めて計画にして、みんなでやっていくというスタイル、ぜひこの都市計画マスタープランでそれを講師としてやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

まちづくり委員会と協働のまちづくり条例についてです。

まちづくり委員会は「市民と行政の協働のまちづくりをさらに推進していくために」というのは、このまちづくり委員会の設置についてという中の設置の趣旨にありますけれども、設置されたものであることから、まちづくり委員会と協働のまちづくり条例に関連してお尋ねをしたいと思います。

まず、①。

平成29年度のまちづくり委員会につきましては、これちょっとホームページからずっと拾って、開催状況の会議録要旨とかそういうものを全部そろえてみました。見ると、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業の検証を中心に、どうも平成29年度は協議が進められていたようでしたけれども、この月曜日にもまちづくり委員会をやってましたけど、年度末に向けた現状と何か運営上の課題等があれば、この際少しお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

平成29年度のまちづくり委員会では人口減少問題をテーマに協議を行っており、今月末には提言書を取りまとめ、4月には市長へ提言を行う予定となっております。

運営上の課題としましては、委員の方それぞれに取り組みたい内容などが多岐にわたっていたため、その調整の仕方であるとか3つに分けた各小委員会の進捗にばらつきがありましたので、スムーズな運営に向けたコントロールの仕方などが課題となりました。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） そうですね、なかなか難しいですよ、本当に。

やっぱり、その次、じゃあ、わかりました。②に移ります。

「まちづくり委員会の設置について」とホームページにあるんですけども、設置についてはこれですね、ついてということと、それからホームページにそのまちづくり委員会ということで1つページがありまして、その中に「まちづくり委員会ではどんなこととするの？」というところでは、少し書き振りが違いますが、基本的にこの委員会には3つのミッションがあります。ホームページ版のほうがもうちょっと整理されてると思いますのでこちらのほうでご紹介をしますと、まずミッションの第1は「まちづくりの指針となる振興計画の策定に関すること」、そして2番目が「振興計画の進捗状況に関すること」、そして3番目が「協働のまちづくりの推進に関すること」と、この3つのミッションを今んところまちづくり委員会は持ってるわけです。

平成30年度は、この「まちづくり委員会の設置について」という資料から見ると、Bパターンで振興計画の策定に係らない時期ということでBパターンなんですね。ということでありますので、この3番目のミッションですね、この「協働のまちづくりの推進に関する事」という、この根本のところをどう推進していくのかというふうな事に関することに取り組んで、「協働」・「参画」調査研究特別委員会と執行部で協議して取りまとめました「香美市協働のまちづくり条例（案）」とか、そして「香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）」をたたき台として、協働のルールづくりにこっからちょっと取り組んでみたらどうかというふうにも思うんですけども、それについての見解をお尋ねいたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

まちづくり委員会設置条例第2条には、協働のまちづくりの推進に関する事について意見を述べるができることと規定されていることもありますので、ご提案のありました「香美市協働のまちづくり条例（案）」及び「香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）」についての意見などをいただくことは、まちづくり委員会の役割に合致するものですので、平成30年度はご提案いただきました内容に取り組む方向で検討いたします。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。がですね、一方で、さっき課長のほうのちょっと課題にもありましたことで、やりたいことがみんな違うって何か、取り組みたい内容が違ってるというふうなこともあります。やっぱりまちづくり委員会、これお手上げ方式で公募をされてきた方が中心になってればまた別ですけども、やっぱりその何か充て職的なところも実はありますよね。そうすると、なかなか言われるより大変なことがあるんですよね。だから、これ一本で行くのではなくて、やっぱりちょっとまた違うことに取り組む。1つはこれは柱としとして、今回は新しい委員さんは募集しないと思うんで、今あるその委員さんの中で何かやりたいことがあれば、それについて取り組むというふうなことも1つの考え方じゃないのかなという実は気もします。

その中でぜひ1つお勧めしたいのが、初日の一般質問の中で同僚議員が、結婚届出書の例のキャラクター、13キャラクターあったですよ、あれ、やなせ先生が本当に「人生は、よろこばせごっこ」で、もういろんなところにプレゼントしたわけですね。その中でも香美市にプレゼントしていただいた13キャラクター、これの利活用の仕方、利根議員の言った利活用の仕方もあるんですけど、まだ、でも幾つもしかしたらあるわけですよ。そういう何か実現可能な、ある意味やりがいがあるというか、あ、私の言ったことが実現しましたみたいなちょっとしたことでいいんで、そういうのの委員会みたいなものもやったらどうかというふうにも思うんですよ。

そのやなせ先生の一番いろんなところに、彼本人の言葉ですけども、私はいろんなところにそうやってキャラクターをプレゼントしましたけれども、一番その活用をしているのは岐阜県多治見市の「うながっぱ」で、それは本当に小唄をつくったりいろいろ、とにかくまちづくりのキャラクターとして活用されていて、そのことは一番私はうれしいと、「オイドル絵っせい」という私愛読んでたところがあるんですけども、それに書かれています。だからそういうことも含めて、やっぱりやなせ先生、ホテルだけじゃない、そういうふうに香美市全体が何かもうちょっとその利活用していくようなものもちょっと委員会で検討されたらどうかなというふうにも思いますが、すぐは返答できないかもしれませんが、今の話を聞いてどういう感じなのかを。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） お答えします。

先ほどご提案いただきました内容について、今後の活動の参考にさせていただきたいと思います。また、委員の皆さんと話し合いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。

○4 番（山崎眞幹君） やっぱり協働は楽しいもんであってほしいと思いますので、楽しいことをいっぱい考えて、「一番楽しいところは、山崎さん一人でやっちゃだめですよ」って、これも市長の言葉です。僕は肝に銘じてますんで、よろしくお願いします。次に移ります。

G k H（グロス香美市ハピネス）香美市で暮らす幸せ感をめぐってです。

①、昨年３月議会で、香美市で暮らす幸せ感をめぐって質問したことから以下に問うです。

まず、①。

ごみの地区別年間カレンダーをつくり、自治会を中心に配付してはどうかという私の質問に対しまして、「自分としても、カレンダー作成については非常によい取り組みだと思っています。ただ先ほどもお話をさせていただきましたが、まずはごみの分別、出し方についてのルールの周知徹底を行っていききたいというふうに考えております。ちなみに、家庭ごみの分け方・出し方パンフレットについてですが、これにつきましても、もう既に１０年を経過しております。来年度をめどに、これについても全戸配布を行っていききたいというふうに考えています。」との答弁でした。その後の経過をお尋ねをいたします。

○議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。

○環境上下水道課長（安井幸一君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

現在、配布する資料の内容につきまして、最終確認を行っておるところであります。また、必要な経費を平成３０年度一般会計当初予算案に計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。
- 4 番（山崎眞幹君） じゃあ、4 月から配布ということですかね。
- 議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。
- 環境上下水道課長（安井幸一君） 予算が通ればを前提ですが、予算が通り次第、できるだけ早く速やかに配布をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。
- 4 番（山崎眞幹君） これ、ということは、カレンダーだけじゃなくて、この家庭のごみの分け方・出し方も何か一緒になってるというふうなイメージです？
- 議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。
- 環境上下水道課長（安井幸一君） お答えいたします。
- ごみ分別の手引、新たにペットボトルの出し方が変わりますのでペットボトルの出し方、それと従来のカレンダー、済みません、カレンダーはまだです、ポスターですね。ちなみにここに持ってきておりますが（資料を示しながら説明）、まずペットボトルの出し方、それと従来の家庭ごみの分け方・出し方、それとごみ分別の手引、この 3 点セットをゆうメールで配布を予定をしております。
- 議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。
- 4 番（山崎眞幹君） それはカレンダーは予算が通ったら、それもゆうメールで。
- 議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。
- 環境上下水道課長（安井幸一君） この 3 点セットをゆうメールで配付を予定をしております。
- 議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。
- 4 番（山崎眞幹君） カレンダー？
- 議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。
- 環境上下水道課長（安井幸一君） 済みません。カレンダーはまだちょっと後になります。今配布する予定は、この先ほど説明しました 3 点セットの配布を予定をしますので、カレンダーはまだちょっと先になります。
- 議長（小松紀夫君） 4 番、山崎眞幹君。
- 4 番（山崎眞幹君） 先になるけども、つくって配布は予定してるという認識ですか。
- 議長（小松紀夫君） 環境上下水道課長、安井幸一君。
- 環境上下水道課長（安井幸一君） 去年の 3 月にお答えをさせてもらったわけですが、議員提案のこのカレンダーについては、非常に自分としても前向きに検討していきたいとは思ってます。ただ、環境にはほかにもテーマがいろいろありまして、例えばごみ出し困難者についての対策、これも本年度、介護、福祉、環境の 3 部署で合同で今取り組みを進めておるところです。それで、まずはこのごみ出し困難者対策を早急に取り

組みたいというふうに考えております。3月には要綱の案ができる予定になっておりますので、また4月に人事異動等で組織再編の後、改めてまたこれについては協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） わかりました。3点セットは予算が通れば配布して、そしてカレンダーはもうちょっと考えさせてくれということですかね。

（環境上下水道課長、安井幸一君、自席にてうなづく）

○4番（山崎眞幹君） 了解しました。ぜひそのカレンダーも楽しみにしてますので、検討いただいて、どっかのところで実現をいただければというふうに思います。

それでは、②に行きます。

山田郵便局のバイクにシティセールスの観点からもキャラクターナンバープレートの装着をとの質問に、当時の担当課長は香美市のPRに「多くのバイクにキャラクターナンバープレートをつけていただくことは重要だと考えておりますので、郵便局のバイクに装着をしていただくようお願いをしたいと思います。」との答弁でしたが、その後の経過をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えします。

郵便局のバイクへのキャラクターナンバープレート装着の提案をいただいてから、土佐山田郵便局及び大栃郵便局をお願いをしに行き、平成29年3月末までに郵便局が所有するバイクのうち50cc以下の5台全てに装着していただいております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 50cc以下はオーケーです。そのときの自分の言い方はどうやったかな、135ccでしたか次のサイズは、もうちょっと大きなサイズがあると思うんですけども、それにもつけたらどうかというたしか提案だったような気がするんですが、まあそれは新たにナンバープレートをつくらないかんから、どうのこうのというようなお話は若干あったような気もしますけれども、その点どうやったですかね。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

その当時、その新たにナンバープレートをつくるとかいう話はちょっと記憶にないところなんですけど、今のところ50cc以上のバイクにはご当地ナンバーがないといった状況です。全国的に見ましても50cc以上のバイクにご当地ナンバーをつけてるところは少数になっておりまして、大体うちのほうに全国のご当地ナンバーをつくった場合、知らせてくれるんですけど、50cc以下の場合が多いということで、うちの登録も50ccが2,150台に対して50ccから125ccまでが665台と3割程度になっており

まして、宣伝効果、費用のことも考えて50cc以下のほうにキャラクターナンバーを設定してるところです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 秋月課長のところにそういう報告みたいのがあるとなれば、県内でつけてるところがたしかあったと思いますけど、なかったですかね。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課長、秋月建樹君。

○税務収納課長（秋月建樹君） いや、そこまでは調べてないんですけど、ネットで調べたところによると、その50cc以上の90cc、125ccに設定してる市町村がありました。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） またちょっと確認をしてみたいと思いますけどね。これ質問したときには、高知新聞の記事で、今言ってる50cc以上のサイズで郵便局でつけましたという記事を見て質問をしたという経過があると思いますので、自分の中でね。また、そういう例もあるんで、キャラナンバープレートも「もへいくん」が最初にやって2番目みたいな、そういうことでもう安心してやったらどうですかみたいな話をしたような気がします。それも含めてシティセールスもぜひ、またまちづくり委員会へ戻りますけれども、そこへ戻ったらいけませんけど、そういうことも今聞いたと思うんで検討してはどうでしょうか。それは聞かないことにしてください。

じゃあまあ、私の記憶ではさっきも言いましたように、高知県の中でもこれつけてるところありますのでたしか、そのことも参考にして、これやっぱりシティセールスという、ナンバープレート、お金はかかりますけどもそんなにおっきなお金じゃないと思うんですよ。ちっちゃなお金で、例えばこの後質問しますけど、ふるさと納税のうちの何かどっかの基金の中から、ちょっと事業をおこしてナンバープレートをつくとかそういうのができると思うんで、ぜひ工夫して対応していただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

（2）です。

庁舎のサイン類が一新されて、大きくとても見やすくなりました。総合案内の設置と同様に、私自身はある意味自信を持って絶対それに取り組むべき、庁舎建設当時の担当官はやっぱりシンプル・イズ・ベストみたいな形でやってるけどね、やっぱり来庁していただく方の利便性がベストやないかということで、ある意味そういうことで自信を持って提案させていただきましたが、まあ提案させていただいて、私自身は来庁者の利便の向上に寄与しているのではないかと考えているわけですけども。一方でさっきのナンバープレートじゃないですけども、それよりも大きなお金、五、六百万円のお金を使いましたからね。私自身その新しくなったことが皆さんに評判がいいのかどうか、受け入れられているのかということについて私自身何かドキドキする、小心者なのか知りま

せんけどどきどきするところあるんですよ。だから一抹の不安があるんで、そこでこの件に関する庁内または来庁者の方から、すごい明るく、明るくじゃない、よくなったぞというふうな声があれば、それをお聞かせいただければ、ああやっぱりよかったかなということで若干小心者も安心できるということなんで、ぜひその点について、お尋ねを試みたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 山崎眞幹議員より来庁者の利便性を図るため見やすいサインをというご指摘を受け、補正をつけていただき年度内に仕上げることができました。私自身、来庁者、職員の直接の声を聞いたわけではありませんが、庁舎内の雰囲気が変わったという話は聞きました。このサインは、来庁者の目線でわかりやすいサインをつくったつもりです。また、業務の名称の検討には多くの職員にかかわっていただき、職員から指摘を受けた会計課の標示、エレベーターの標示、階段部分のフロアの標示も新たに追加させていただきました。私自身も来庁者の利便性の向上につながったのではないかと考えております。

それから済みません。先ほど議員さんが500万円か600万円と言いましたが、150万円の予算だったと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） 済みません。どきどきしすぎてますので150万円、けど150万円でも結構大きなお金ですよ。担当課長のそのような何というか自信というか、お言葉をいただきまして、そしてそれをつくる際に、ほかの担当課の方の意見もみんな聞いて、それに沿ってつくっていただいたということなんで、そういう意味では安心をしました。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

ふるさと納税をめぐってです。

諸般の報告で、ふるさと納税は1月31日現在で、寄附件数1万6,355件で寄附金額が1億8,949万7,000円であるところのような報告がありましたが、なお直近の状況をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎眞幹議員のふるさと納税をめぐってについてお答えいたします。

諸般の報告時では、先ほども議員さんがおっしゃりましたが寄附件数1万6,355件、寄附金額1億8,949万7,000円でした。その後、2月分は寄附件数130件、寄附金額190万3,000円の寄附がありました。合計寄附件数1万6,486件、寄附金額1億9,140万円となっております。

また、返礼品のランキング上位5位につきましては、1位、高知のお山の蜂蜜「百花

ハチミツ」2本セット、2位、高知県産農薬不使用等こだわり農家さん野菜詰め合わせ、3位、ゆずドリンク4本セット、4位、平成29年産高知県産コシヒカリ約5kg、5位、土佐和牛（黒毛）切り落としすき焼き用1kgとなっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） いつもランキングも聞いているので、ランキングまでお答えいただきましてありがとうございます。ハチミツは前と変わらないですね、1位ですね。やっぱり地元のものが売れるというのはすごくいいですね。

それでは、②に行きます。

2月7日付の高知新聞の紙上に「奈半利ふるさと納税35億円」、35億円ってどこかで聞いたことがありますよね、35億円との記事が掲載されていました。本市の納税額が5分の1に激減したという12月は、実は奈半利町は22億2,300万円ということで、大みそかだけで3億円を超えたということです。本市は来年度ですか、その担当のある意味職員、職員というか何でしたっけ支援員ですね、を雇用してねじを巻くというふうな形にもなっているわけですがけれども、本市との取り組みの違いみたいなものがやっぱりどこかにあるのかなという気がします。

そして、きょうの新聞ですけれども、2018年度の予算の関連で四万十町がふるさと納税関連の予算で20億7,200万円、基金に13億円積み増すような予算をやっていると。そして、ふるさと納税64事業やっているとというふうな記事が大きく出ました。

やっぱり本市も奈半利町、四万十町にもやっぱり負けなだけの素材もちろんあるし、そういうこともあるので、そういうほかの市町の取り組み、町か、両方町ですね、取り組みの違いを分析して、できたら来年度以降に生かすべきじゃないかなあというふうにも思うわけですがけれども、その点について見解をお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

平成29年9月から地域おこし協力隊、地域づくり支援員でございますが1名雇用しており、担当職員と2名で2月の1日に香南市、5日に芸西村、14日には奈半利町、それぞれのところへ先進的な取り組み等を伺いに行きました。3市町村に共通する本市との違いは、ポータルサイトの数、返礼品に定期便コースまたパンフレット、システム、レジフォームというシステムですがそれを導入し、事務処理や返礼品の掲載等対応のスピードが速く、違いがあることがわかりました。

今後はそれらで学んだことを生かし、3市町村が共通して導入しているシステムを当市に導入した場合のメリットまたデメリットを研究した上で導入するかを検討し、またポータルサイトをふやしていけるようにしていきたいと考えております。また、引き続き返礼品の数や事業者数をふやしていき、特に返礼品割合を3割以下に変更したことによりまして1万円以下の寄附しやすい返礼品が少なくなったため、1万円以下の寄附に

対する返礼品の強化に力を入れたり、返礼品に定期便コースも取り入れたいと考えております。3月下旬には事業者を集めまして、勉強会のほうもしょうかと予定をしております。内容としましてまだちょっとわかりませんが、「さとふる」のほうに今ちょっとアポイントのほうをとっております。担当者が来れるようでありましたら招いて、事業者向け講習会と今後の返礼品等について、一緒に協議したいと考えております。

また、平成30年度は約3,294万3,000円の基金を活用して、香美市は各課で19の事業を行う予定で当初予算に計上しております。事業の実施後は、ふるさと納税の活用状況を公表して、寄附者とのつながりを持ち続けていき、香美市のファンをふやしていきたいと考えております。また、基金の活用方法についてもまちづくり委員会で話し合ってもらなど、市民の意見を取り入れて、地域の実情に見合った新しい基金の活用方法を見出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 4番、山崎眞幹君。

○4番（山崎眞幹君） しっかりと検証もされて分析もされて、それに対してどういう施策を打っていくかということをしちっと系統立って準備をされていますので、そのことに対して期待をしていきたいと思えます。ぜひ2億5,000万円、この予算補正ががんとかかるように、6月あたりからがんとかかれば、9月あたりでもかかるように、ねじを巻いてやっていっていただければなというふうに思います。

以上で私の全ての質問をこれで終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は3月8日午前9時から開会します。

（午前11時20分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 3 0 年 3 月 8 日 木曜日

平成30年第2回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成30年2月26日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月8日木曜日（会期第11日） 午前 9時03分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	石 川 彰 宏
8 番	島 岡 信 彦	1 9 番	山 本 芳 男
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	小 松 紀 夫
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税 務 収 納 課 長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福 祉 事 務 所 長	佐 竹 教 人
企 画 財 政 課 長	川 田 学	産 業 振 興 課 長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環 境 上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
定 住 推 進 課 長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長	山 崎 泰 広
----------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 猪 野 高 廣 議 会 事 務 局 書 記 山 本 絵 里
議 会 事 務 局 書 記 一 圓 ま ど か

市長提出議案の題目

- | | | |
|-----|-------|--|
| 議案第 | 4 号 | 平成 3 0 年度香美市一般会計予算 |
| 議案第 | 5 号 | 平成 3 0 年度香美市簡易水道事業特別会計予算 |
| 議案第 | 6 号 | 平成 3 0 年度香美市公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第 | 7 号 | 平成 3 0 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第 | 8 号 | 平成 3 0 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第 | 9 号 | 平成 3 0 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 議案第 | 1 0 号 | 平成 3 0 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算 |
| 議案第 | 1 1 号 | 平成 3 0 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算 |
| 議案第 | 1 2 号 | 平成 3 0 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 | 1 3 号 | 平成 3 0 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算 |
| 議案第 | 1 4 号 | 平成 3 0 年度香美市水道事業会計予算 |
| 議案第 | 1 5 号 | 平成 3 0 年度香美市工業用水道事業会計予算 |
| 議案第 | 1 6 号 | 平成 2 9 年度香美市一般会計補正予算（第 1 1 号） |
| 議案第 | 1 7 号 | 平成 2 9 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 1 8 号 | 平成 2 9 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 | 1 9 号 | 平成 2 9 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 2 0 号 | 平成 2 9 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号） |
| 議案第 | 2 1 号 | 平成 2 9 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 | 2 2 号 | 香美市個人情報保護条例及び香美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 2 3 号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 2 4 号 | 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 2 5 号 | 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 2 6 号 | 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 2 7 号 | 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 2 8 号 | 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |

- 議案第 29号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37号 香美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 38号 香美市森林環境保全条例の制定について
- 議案第 39号 香美市住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 40号 財産の取得について
- 議案第 41号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 42号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 43号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 44号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 45号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 46号 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 47号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 48号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 49号 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第 50号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 51号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 52号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 53号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 54号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 55号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 56号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 57号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 議案第 58号 奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について
- 議案第 59号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について

議案第 60 号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成30年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第11日目 日程第5号)

平成30年3月8日(木) 午前9時開議

日程第1	議案第	4号	平成30年度香美市一般会計予算
日程第2	議案第	5号	平成30年度香美市簡易水道事業特別会計予算
日程第3	議案第	6号	平成30年度香美市公共下水道事業特別会計予算
日程第4	議案第	7号	平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 予算
日程第5	議案第	8号	平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
日程第6	議案第	9号	平成30年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定) 予 算
日程第7	議案第	10号	平成30年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定) 予 算
日程第8	議案第	11号	平成30年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業 勘定) 予算
日程第9	議案第	12号	平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10	議案第	13号	平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計 予算
日程第11	議案第	14号	平成30年度香美市水道事業会計予算
日程第12	議案第	15号	平成30年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第13	議案第	16号	平成29年度香美市一般会計補正予算(第11号)
日程第14	議案第	17号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3号)
日程第15	議案第	18号	平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計 補正予算(第2号)
日程第16	議案第	19号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定) 補 正予算(第3号)
日程第17	議案第	20号	平成29年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定) 補 正予算(第4号)
日程第18	議案第	21号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3号)
日程第19	議案第	22号	香美市個人情報保護条例及び香美市情報公開条例の一部を

改正する条例の制定について

日程第20	議案第	23号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	24号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	25号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	26号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	27号	香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	28号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	29号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	30号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	31号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	32号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	33号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	34号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第	35号	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第	36号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第	37号	香美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第35	議案第	38号	香美市森林環境保全条例の制定について
日程第36	議案第	39号	香美市住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第37	議案第	40号	財産の取得について
日程第38	議案第	41号	市有財産の無償貸付けについて
日程第39	議案第	42号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
日程第40	議案第	43号	平山木工所の指定管理者の指定について
日程第41	議案第	44号	香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
日程第42	議案第	45号	香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第43	議案第	46号	香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
日程第44	議案第	47号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定に

ついて

- | | | | |
|-------|-----|-----|-----------------------------------|
| 日程第45 | 議案第 | 48号 | 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について |
| 日程第46 | 議案第 | 49号 | 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について |
| 日程第47 | 議案第 | 50号 | 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第48 | 議案第 | 51号 | 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第49 | 議案第 | 52号 | 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第50 | 議案第 | 53号 | 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第51 | 議案第 | 54号 | 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第52 | 議案第 | 55号 | 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第53 | 議案第 | 56号 | 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について |
| 日程第54 | 議案第 | 57号 | 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について |
| 日程第55 | 議案第 | 58号 | 奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について |
| 日程第56 | 議案第 | 59号 | 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について |
| 日程第57 | 議案第 | 60号 | 大井平体験実習館の指定管理者の指定について |

会議録署名議員

4 番、山崎眞幹君、5 番、森田雄介君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時03分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

執行部から提出議案の一部訂正の申し出がっておりますので、訂正理由の説明を求めます。消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） おはようございます。議案の一部に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

議案第35号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についての附則中、「公布の日」とあるのを「平成30年4月1日」に訂正をお願いいたします。精査が不十分で大変申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） お諮りをします。ただいま申し出のありました、議案第35号の訂正を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号の訂正を許可することに決定しました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第4号、平成30年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第5号、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第6号、平成30年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第7号、平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第8号、平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第9号、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 7、議案第 10 号、平成 30 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 8、議案第 11 号、平成 30 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、議案第 12 号、平成 30 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10、議案第 13 号、平成 30 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11、議案第 14 号、平成 30 年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 12、議案第 15 号、平成 30 年度香美市工業用水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 13、議案第 16 号、平成 29 年度香美市一般会計補正予算（第 11 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 14、議案第 17 号、平成 29 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 15、議案第 18 号、平成 29 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 16、議案第 19 号、平成 29 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 17、議案第 20 号、平成 29 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 18、議案第 21 号、平成 29 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第22号、香美市個人情報保護条例及び香美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。議案第22号でお聞きをいたします。

この改正は、上位法が改正の通知を受けての条例の改正というふうに思うわけですが、この改正によってマイナンバー法にかかわる部分も記載をされております。それによって、本来マイナンバーで規制をされてる部分とこの新しい条例によって変わる部分、もし追加でありましたらお願いをいたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） ご質問にお答えします。

今回の改正の大きな内容は2つございまして、1つは個人識別符号についての記載がされたというところと、もう一つは要配慮個人情報についての記載がされたというところで、これまでそういうふうな内容はございましたが、それを今回の改正できちっと2つのことを説明としてこの条例の中に入れたということになっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第23号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第24号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第25号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第26号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第27号、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25、議案第28号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26、議案第29号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27、議案第30号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第28、議案第31号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第29、議案第32号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第30、議案第33号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第31、議案第34号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第32、議案第35号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第33、議案第36号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第34、議案第37号、香美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） お伺いします。

第37号は、県から市町村に事務が移管されてそれでこの条例になったと思うのですが、具体的にお聞かせいただきたいです。事業所名がどこに該当するのかという、それから、そこに置かなければならない人数とかを決めなければならないことになってこの

条例になってるのか、そのあたりをお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） この件につきまして、香美市では9事業所ありまして、県のほうの居宅介護事業所の申請と、そして、あと更新などの申請を香美市のほうで受けるようになりました。その人員配置の部分も、うちのほうで国の条例に基づいて行うようになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうすると、市が指定するに当たって、人員とかきちんと整っていなければ指定をしないことになるんでしょうか。それとも、県から今まで指定されてた事業所が、市がやることになって、そこの人員とかそういうのをきちんと、県がそれまでその人員とかの基準を見て指定してたのか。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） おっしゃるとおりで、県のほうが指定した分をうちのほう、香美市で引き受けてそれをやります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第35、議案第38号、香美市森林環境保全条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第36、議案第39号、香美市住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。

新たにこの条例を制定するということですが、県から市のほうに移るわけですが、その中身で言いますと、例えば第5条にあります、この香美市住宅に入居することができる者のその条件の所得のこの割合ですが、これは従来と変わっていないのか。そして、使用料3万8,000円で駐車場使用料が1,030円とありますが、これも変わっていないのか。そして、この公募に当たりまして記載がありますけれども、入居者の公募の方法、第4条にありますけれども、これは随時募集をするのか、定期的に募集を広報等でしていくようになるのか、市営住宅と同じ基準でされるのか、そのあたりのことをお願いします。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えします。

まず、先ほど県からと言われてますが、これは住宅供給公社から譲渡を受けるもので

す。それと、収入につきましては、これはもともと中堅所得者用に建てた住宅でありますので、それにあわせて今までと同じ金額で募集いたします。それと募集の方法としては定時募集、あいておれば随時募集ということになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

公社からということで、実際、市営住宅の選考委員会で多数選考があったときに、第7条の規定ですが、「抽選その他公正な方法により」というふうに書いてますけど、選考委員会での手続になるというものなのかということと、もともとこの新たに条例を制定するというものは、今までの公社のほうで設定、まあ県のほうになるのか、設定された条例を参照してやるものなのか、特賃とか市営住宅の条例と別物で規定しなければならないというのはやっぱり違いが生じてるのか。先ほど言われた議案第33号とか第34号の迷惑行為の禁止とか立ち入りについての規定とか、そういうものの詳しい文言は余り見当たらないようにも思いますけれども、そこら辺の関連性も踏まえて答弁を求めます。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） この住宅は、もともと公営住宅法で建てた住宅ではございません。これは特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて、香北町が公社に建てていただいたというような性格の住宅でありますので、どちらかという民間系の住宅になりますので、今までの公営住宅法の香美市住宅の条例には当てはまりません。それで、新たに条例を制定したものでございます。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 答弁が抜かっておりますので、その抽選その他公正な方法で入居者を選定するとなっているのは、これは市営住宅の選考委員会によるのか、そうじゃなくて別物なのかということ。

○議長（小松紀夫君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えします。

まず、要件をその住宅選考委員会で審議していただいて、問題がなければ入居ということになります。複数の場合は同じく抽選ということになります。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第37、議案第40号、財産の取得について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第38、議案第41号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行

います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 39、議案第 42 号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 40、議案第 43 号、平山木工所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 41、議案第 44 号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 42、議案第 45 号、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 43、議案第 46 号、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 44、議案第 47 号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 45、議案第 48 号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12 番、山崎晃子さん。

○12 番（山崎晃子君） 12 番、山崎です。

この歯科診療所の指定管理期間についてですけれども、今まではもう少し長く 3 年とかになってたかと思うんですけれども、今回 2 年間ということになってますが、そういう状況になった理由をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 健康介護支援課長、前田哲夫君。

○健康介護支援課長（前田哲夫君） お答えします。

現在、診療しています歯科医師が平成 31 年途中で定年退職を迎えます。引き続き 3 月末までやっていただけるということになっております。そのために 2 年間という申し出が来ております。引き続きそれ以降も診療いただけるよう検討はしてくれております。以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４６、議案第４９号、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４７、議案第５０号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４８、議案第５１号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第４９、議案第５２号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第５０、議案第５３号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第５１、議案第５４号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第５２、議案第５５号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第５３、議案第５６号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第５４、議案第５７号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第５５、議案第５８号、奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

５番、森田雄介君。

○５番（森田雄介君） ５番、森田です。

奥物部ふるさと物産館、こちらのほうも指定期間が今回１年ということになっております。それで、この１年になった理由と最近の経過、今後の見通し等をお聞きをいたします。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 指定管理の期間が1年になったという、ご説明させていただきます。

平成30年度から開始された大栃橋のかけかえ工事により収益に与える影響が見通せないということもありまして、それと今現在、アクティブ二十一・物部の代表者ですが、体力的にも3年間ちょっと保証ができないということで、1年ごとにしたいという要望が出ております。

あと、今後もし指定管理が切れたということになりますと、本市としては補助金の交付を受けて整備をしていますので、原則用途変更もできません。このため、公募により指定管理を選考する場合は選考者から営業開始まで準備期間も必要なことから、少なくとも半年程度必要となりますので、その間、地域住民の意見も踏まえながら、検討するということが現在はおこなわれています。

終わりです。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

橋のかけかえ等でなかなか大変やということですが。

ちょっと聞きますけど、管理委託料が当初予算に出てまして、昨年の32万4,000円が今年は244万8,000円ということで、経営サイドも大変ということで上積みされたのかなというふうな推測はできるんですけども、ここの根拠も踏まえてどうということなのかということ。それから、先ほど若干の経過はなされたんですが話し合い、これは一時的なものなのか。また、指定管理者自体がなかなか、1年ごとしかようせんというふうな状況もあるんですけども、そういうことであれば早目の対応も踏まえて、それと事業の中にやっぱりうたってるのは「自主事業の実施等」らあいうて書かれてますけど、そういう状況も踏まえて実際にできてるのかどうなのか、そういうことも踏まえてちょっと確認の意味で伺います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 先ほども説明させていただきましたが、地域の住民との検討ということで、来年度から一応指定管理者のほうにもこういう検討をしていくよという話はさせていただいてます。今後どのようにするか、地域の方のご意見を伺いながらやっていきたいと思っております。

また、レストランの分ですが、年間を通じてレストランが1日3万5,000円以上の売り上げがなければ赤字になってしまうということで、現在、例えばですが平成29年度及び今年度の1月までの22カ月分のレストランの売り上げ等を計算しました。そして、平均売り上げが大体約1日2万6,000円ということになりましたので、それをいろいろ勘案していきまして今回の指定管理料というのを計算させていただきました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連です。

そもそも指定管理、今までもこういう経過があったんですけどね、実際のところは赤字補填というふうに聞こえるわけでございますけれども。もちろん橋のかけかえ等で大変な状況もわかるんですけど、そこでやっぱり具体的にどういう話がなされて、それなら先を見据えた、物部支所長も踏まえた対応がやっぱり大事というふうに思うんですわ。

それとあわせて、やっぱり議会報告会で物部なんかへ行かせてもらったときあそこへ寄らせてもらうんですけど、何か閉店時間もすごく早いような気もしてるんですけど。現実問題、時間が長けりゃえいという、片一方では経費かかりますのでね。だから、そこにやっぱり創意工夫等を持たれた事業がどうなのかということを常々思うんですわ。確かに物部地域の住民の方々はなくてはならない施設というふうに思いますし、先ほどやっぱり用途変更もできないという現状のもとで、何ができるのかということに対して、私どもはやっぱり危惧してる場所なんです。やっぱりこれがまた以前と同じような格好で、毎年こういうふうに指定管理料が上積みされるというんじゃないかと、やっぱり経営努力のもとで指定管理はなされるというのがたてりです。そのところを踏まえて再度の見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 先ほど議員のほうからも休み等が実際多いということですが、それも先ほどご理解いただいたように、経営の関係であれば赤字になるという状況になっております。そのために地域でどういうものが必要かというのを今後検討していきたいと思っておりますので、具体的な話は自分のほうもまだできませんが、地域の方とちょっとお話をし、どういうふうにして経営をよくするかということを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第56、議案第59号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第57、議案第60号、大井平体験実習館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第4号から日程第57、議案第60号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りをします。付託をしました各案件は、3月15日までに審査を終えるよう期限

をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、３月１５日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は３月１６日午前９時に開きます。

本日はこれで散会します。

（午前 ９時 ３ ７ 分 散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 3 0 年 3 月 1 6 日 金曜日

平成30年第2回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成30年2月26日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月16日金曜日（会期第19日） 午前10時30分宣告

出席の議員

1 番	甲 藤 邦 廣	1 2 番	山 崎 晃 子
2 番	小 松 孝	1 3 番	山 崎 龍太郎
3 番	利 根 健 二	1 4 番	大 岸 眞 弓
4 番	山 崎 眞 幹	1 5 番	織 田 秀 幸
5 番	森 田 雄 介	1 6 番	比与森 光 俊
6 番	濱 田 百合子	1 7 番	依 光 美代子
7 番	村 田 珠 美	1 8 番	石 川 彰 宏
8 番	島 岡 信 彦	1 9 番	山 本 芳 男
9 番	爲 近 初 男	2 0 番	小 松 紀 夫
1 1 番	門 脇 二三夫		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	税 務 収 納 課 長	秋 月 建 樹
副 市 長	今 田 博 明	ふれあい交流センター所長	明 石 清 美
総 務 課 長	山 中 俊 明	福 祉 事 務 所 長	佐 竹 教 人
企 画 財 政 課 長	川 田 学	産 業 振 興 課 長	西 本 恭 久
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	柳 本 隆 司	環 境 上 下 水 道 課 長	安 井 幸 一
定 住 推 進 課 長	中 山 繁 美	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	中 山 泰 仁	支 所 長	黍 原 美貴子
市 民 保 険 課 長	高 橋 由 美	《物部支所》	
健康介護支援課長	前 田 哲 夫	支 所 長	近 藤 浩 伸

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	教 育 振 興 課 長	横 山 和 彦
教 育 次 長	野 島 恵 一	生涯学習振興課長	岡 本 博 章

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長	山 崎 泰 広
----------	---------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 猪 野 高 廣 議 会 事 務 局 書 記 山 本 絵 里
議 会 事 務 局 書 記 一 圓 ま ど か

市長提出議案の題目

- | | | |
|-----|------|--|
| 議案第 | 4 号 | 平成30年度香美市一般会計予算 |
| 議案第 | 5 号 | 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計予算 |
| 議案第 | 6 号 | 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第 | 7 号 | 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第 | 8 号 | 平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第 | 9 号 | 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 議案第 | 10 号 | 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算 |
| 議案第 | 11 号 | 平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算 |
| 議案第 | 12 号 | 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 | 13 号 | 平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算 |
| 議案第 | 14 号 | 平成30年度香美市水道事業会計予算 |
| 議案第 | 15 号 | 平成30年度香美市工業用水道事業会計予算 |
| 議案第 | 16 号 | 平成29年度香美市一般会計補正予算（第11号） |
| 議案第 | 17 号 | 平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第 | 18 号 | 平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 | 19 号 | 平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号） |
| 議案第 | 20 号 | 平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号） |
| 議案第 | 21 号 | 平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第 | 22 号 | 香美市個人情報保護条例及び香美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 23 号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 24 号 | 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 25 号 | 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 26 号 | 香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 27 号 | 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 28 号 | 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |

- 議案第 29号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30号 香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34号 香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37号 香美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第 38号 香美市森林環境保全条例の制定について
- 議案第 39号 香美市住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 40号 財産の取得について
- 議案第 41号 市有財産の無償貸付けについて
- 議案第 42号 香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 43号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 44号 香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 45号 香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 46号 香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 47号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 48号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 49号 香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第 50号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 51号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 52号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 53号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 54号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 55号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 56号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 57号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 議案第 58号 奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について
- 議案第 59号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について

議案第 60号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について

議案第 62号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 63号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 64号 平成29年度香美市一般会計補正予算（第12号）

議員提出議案の題目

発議第 1号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

意見書案第 1号 国保の子どもに係る保険税（均等割）を軽減するよう求める意見書の提出について

意見書案第 2号 「8時間働けば普通に暮らせる」社会の実現を求める意見書の提出について

意見書案第 3号 森友学園・加計学園に関する疑惑の真相解明を求める意見書の提出について

意見書案第 4号 生活保護費削減計画の撤回を求める意見書の提出について

議事日程

平成30年第2回香美市議会定例会議事日程

（会期第19日目 日程第6号）

平成30年3月16日（金） 予算決算常任委員会終了後開議

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第1 | 報告第 | 8号 | 専決処分事項の報告について
香美市防災行政無線デジタルシステム（同報系）整備工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について |
| 日程第2 | 議案第 | 4号 | 平成30年度香美市一般会計予算 |
| 日程第3 | 議案第 | 5号 | 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第 | 6号 | 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第 | 7号 | 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第 | 8号 | 平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第 | 9号 | 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 日程第8 | 議案第 | 10号 | 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算 |
| 日程第9 | 議案第 | 11号 | 平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算 |
| 日程第10 | 議案第 | 12号 | 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第 | 13号 | 平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計 |

予算

日程第12	議案第	14号	平成30年度香美市水道事業会計予算
日程第13	議案第	15号	平成30年度香美市工業用水道事業会計予算
日程第14	議案第	16号	平成29年度香美市一般会計補正予算（第11号）
日程第15	議案第	17号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第	18号	平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第	19号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
日程第18	議案第	20号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
日程第19	議案第	21号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第	22号	香美市個人情報保護条例及び香美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	23号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	24号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	25号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	26号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	27号	香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	28号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	29号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	30号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	31号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	32号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	33号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第	34号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第33	議案第	35号	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第	36号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第	37号	香美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第36	議案第	38号	香美市森林環境保全条例の制定について
日程第37	議案第	39号	香美市住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第38	議案第	40号	財産の取得について
日程第39	議案第	41号	市有財産の無償貸付けについて
日程第40	議案第	42号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について
日程第41	議案第	43号	平山木工所の指定管理者の指定について
日程第42	議案第	44号	香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について
日程第43	議案第	45号	香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第44	議案第	46号	香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について
日程第45	議案第	47号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第46	議案第	48号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
日程第47	議案第	49号	香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について
日程第48	議案第	50号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
日程第49	議案第	51号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
日程第50	議案第	52号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
日程第51	議案第	53号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
日程第52	議案第	54号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
日程第53	議案第	55号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
日程第54	議案第	56号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
日程第55	議案第	57号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
日程第56	議案第	58号	奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について
日程第57	議案第	59号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
日程第58	議案第	60号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について
日程第59	議案第	62号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第60	議案第	63号	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第61	議案第	64号	平成29年度香美市一般会計補正予算（第12号）

日程第62 発議第 1 号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第63 意見書案第 1 号 国保の子どもに係る保険税（均等割）を軽減するよう求める意見書の提出について

日程第64 意見書案第 2 号 「8時間働けば普通に暮らせる」社会の実現を求める意見書の提出について

日程第65 意見書案第 3 号 森友学園・加計学園に関する疑惑の真相解明を求める意見書の提出について

日程第66 意見書案第 4 号 生活保護費削減計画の撤回を求める意見書の提出について

日程第67 閉会中の所管事務の調査について

日程第68 議員派遣の件

会議録署名議員

4 番、山崎眞幹君、5 番、森田雄介君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 10 時 30 分 開議)

○議長（小松紀夫君） ただいまの出席議員は 19 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催をされておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、比与森光俊君。

○議会運営委員会委員長（比与森光俊君） 16 番、比与森です。本日の会議の運営等につきまして、本日、議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、追加議案等につきましては、議案 3 件、発議 1 件、意見書案 4 件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

次に、6 月定例会の会期・日程につきましては、協議の結果別紙のとおり決定しましたので、予定表をお手元に配付してあります。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

ご報告します。市長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、報告第 8 号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されていますので、その写しをお手元にお配りをしてあります。

日程第 1、報告第 8 号、専決処分事項の報告について、香美市防災行政無線デジタルシステム（同報系）整備工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結についてを議題とします。

これから、報告第 8 号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第 2、議案第 4 号、平成 30 年度香美市一般会計予算から日程第 58、議案第 60 号、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてまで、以上 57 件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山本芳男君。

○予算決算常任委員会委員長（山本芳男君） 19 番、山本芳男でございます。予算決算常任委員会の報告を行います。

今期定例会に本委員会が付託を受けた案件は、議案第 4 号、5 号、6 号、7 号、8 号、9 号、10 号、11 号、12 号、13 号、14 号、15 号の平成 30 年度各会計予算及

び、１６号、１７号、１８号、１９号、２０号、２１号の平成２９年度各会計の補正予算であります。

それでは、各議案の審査の経過と結果をご報告をします。

各案件はそれぞれ総務分科会、教育厚生分科会、産業建設分科会において質疑を行い、本日開催されました予算決算常任委員会において報告を受けたところでございます。

まず、議案第４号、平成３０年度香美市一般会計予算を議題として、分科会委員長報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第４号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第５号、平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計予算を議題として、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第５号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第６号、平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第６号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第７号、平成３０年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第７号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第８号、平成３０年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第８号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第９号、平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第９号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第１０号、平成３０年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第１０号は、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第１１号、平成３０年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第１１号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第１２号、平成３０年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第１２号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第１３号、平成３０年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第１３号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第１４号、平成３０年度香美市水道事業会計予算を議題とし、分科会委員

長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第14号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号、平成30年度香美市工業用水道事業会計予算を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第15号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、平成29年度香美市一般会計補正予算（第11号）を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第16号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第17号、平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第18号、平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第18号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第19号、平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第19号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第20号、平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第20号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

次に、議案第21号、平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とし、分科会委員長の報告の後、特に質疑、討論はなく、採決の結果、議案第21号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上で予算決算常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、総務常任委員会委員長、大岸眞弓さん。

○総務常任委員会委員長（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。総務常任委員会の報告を行います。

総務常任委員会は、予算決算分科会終了後、7名全員の出席で行われました。今期定例会で総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第22号、23号、25号、30号、31号、33号、34号、35号、36号、39号、40号、41号、42号、43号、58号、59号、60号の17件となっています。

それでは、各議案審査の経過と結果についてご報告をいたします。

まず、議案第22号、香美市個人情報保護条例及び香美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としましたが、本案の質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２３号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案についても質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２５号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３０号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。主に奥物部ふるさと物産館の営業時間やメニューの改善等の経営努力が真剣になされているのか等について、疑義を呈する意見が複数ありました。同時に、指定管理者の都合により、指定管理期間も１年となっている旨の説明がありました。橋のかけかえ工事の影響等も考慮はするが、なお経営努力を求める声がありました。以上のような質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第３０号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３１号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案については質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３３号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案についての質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３４号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案の質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３５号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案については質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３６号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。本案の質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第３９号、香美市住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題としました。戸数の入居率を問う質疑に対し、１２戸のうち１０戸である。条例の制定を入居者にどう周知するかについては、住宅供給公社が各戸に文書で通知をしている。入居条件は、住宅供給公社が管理しているときと家賃等は同じで、入居者に新たに負担がかかることはないなどの答弁がありました。以上の質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第３９号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４０号、財産の取得についてを議題としました。本案については、これまで住宅供給公社が管理していた共同住宅コーポ太郎丸を市が５,９５０万９,４０５円

で購入するため、議会の議決を求めるものです。質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４１号、市有財産の無償貸付けについてを議題としました。本案については、執行部から香美市菌床生産センターの経営状況を示す資料が提出され、委員からその説明を求める意見がありました。経営状態は改善されてきており、５００万円以上の黒字となっているが、トータルでは負債が完全になくなっているわけではないという状態であるとの説明を受けました。その他、現状についての若干の質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第４１号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４２号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定についてを議題としました。平山にできる集落活動支援センターの活動内容や関連施設との関係についての質疑があり、新改北部構造改善センターを拠点に平山、東川、曾我部川、大法寺北、４地区の交流拠点となる。ほんと平山は宿泊施設であるので、連携をとりながら、さくら祭りとか運動会などの地域のイベントを一緒に行う。木工所にも休日には人が訪れたりするので、そことも連携する。指定管理料が上がったことについては、人件費、光熱水費、電話料、消防施設点検費などの指定管理料の中で、人件費をこれまでの日給６,５００円から市の臨時職員の給料６,９００円に合わせたので、その分が上がっているなどの質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第４２号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４３号、平山木工所の指定管理者の指定についてを議題としました。木工所の指定管理料と稼働率などについての質疑があり、木工所の指定管理料はゼロ円、３時間５００円の利用率をとってやっている。毎週日曜日で年間５０日の稼働となっており、これでやれている。指定管理者の平山地区振興協議会は平山の親水公園の手入れなども行っており、それは別建てで委託料を支払っている。以上のような質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第４３号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第５８号、奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定についてを議題としました。本案については質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第５９号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定についてを議題としました。施設の稼働について質疑があり、平成２８年度のデータでは１年間に１５９人、５月に６０人、夏場８月、９月、１１月に集中し、あとはゼロになっている。平成２８年度の売り上げは年間４０万３,２２０円であること、また、管理業務は掃除、草むしり、植栽の手入れ、利用予約はアクティブ二十一への電話での予約になっているとの答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第５９号は、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 60 号、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてを議題としました。本案に関しては所在地を確認する以外に質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、織田秀幸君。

○教育厚生常任委員会委員長（織田秀幸君） 15 番、織田でございます。

今期定例会において教育厚生常任委員会が付託された案件は、議案第 24 号、27 号、28 号、29 号、37 号、48 号、49 号、50 号、51 号、52 号、53 号、54 号、55 号、56 号、57 号の 15 件であります。

以下、審査の経過と結果を報告します。

初めに、議案第 24 号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでは、国保が 4 方式から 3 方式に変わることによって資産割がなくなり、従来の資産割がなかった世帯は、均等割がふえることで保険料が上がるのでは。また保険料が上がる世帯数はその質疑に、資産割がない世帯は全世帯の 4,748 世帯中 2,098 世帯で 44% になるとの答弁がありました。資産割がなかった世帯で上がる世帯はその質疑に、資産割のありなしにかかわらず、どちらも均等割はかかる。また、資産割がない世帯については個々の部分であるため、拾い出しはできていないとの答弁でございました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 24 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 27 号、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでは、国保の被保険者で住所地特例の改正前はどのような対応であったのかとの質疑に、今までは制度がそれぞれ違っていたとの答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 27 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 28 号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでは、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 28 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 29 号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでは、介護制度も 7 期目に入り、総合事業などで予定より負担が下がっている。基金も崩さず足りるのであれば、保険料を上げる必要があるのかとの質疑に、サービス見込みの増加や被保険者の負担割が 22% から 23% に変わり、さらに処遇改善による介護報酬の影響で上がり幅は 392 円になるとの答弁。また、現在ある基金を崩すことで保険料負担を少なくできるのではとの質疑に、基金は慎重に使いたい。また、負担割合も国が上げるとの答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 29 号は、賛成

多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 37 号、香美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第 48 号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について、議案第 49 号、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について、議案第 50 号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について、議案第 51 号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について、議案第 52 号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について、議案第 53 号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について、議案第 54 号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について、議案第 55 号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について、議案第 56 号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について、最後に、議案第 57 号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について、以上 11 件は特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、利根健二君。

○産業建設常任委員会委員長（利根健二君） 3 番、利根でございます。

産業建設常任委員会が付託を受けました議案第 26 号、32 号、38 号、44 号、45 号、46 号、47 号について審査を行いました。

以下、審査の経過と結果を報告をいたします。

議案第 26 号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第 26 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 32 号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。都市公園に運動施設を設ける場合の面積要件 100 分の 50 は改正前はどうかだったのかとの質疑に対し、今までは該当の項目はなく市町村で決めていたと答弁。100 分の 50 の数字の根拠はとの質疑に対し、都市緑地法の法律がもとになっていると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 32 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第 38 号、香美市森林環境保全条例の制定についてを議題としました。無秩序な開発を抑制するためとあるが、過去にそのようなことはあったのかとの質疑に対し、現在そのような事例はないが、太陽光発電等も入ってきています。地元に対し説明責任を果たすためにも重要であると答弁がありました。条例の周知はとの質疑に対し、広報、ホームページを予定していると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 38 号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第 44 号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定についてを

議題としました。べふ峡温泉に対しての観光協会の人員体制はとの質疑に対し、現在、支配人代理 1 名が観光協会の正職員、フロント 2 名が嘱託、料理長 1 名が嘱託、厨房 3 名がパート、リネン 2 名がパート、宿直 1 名がパートである。人員削減をしないで改修を行っていく計画のため、指定管理料がアップする予算となっていると答弁。せっかくよくなっていた職員の接遇の質が下がっていると聞くが対策はとの質疑に対し、支配人代理がフロントの業務に忙しく支配人の職務ができていない。改修にあわせて接遇の質のアップも図ると答弁。改修が終了するまでかなりの期間がある。その間の職員の過ごし方はとの質疑に対し、一旦契約を切ると再開したときには応募していただけない懸念がある。その間を利用して接遇の質の向上を図ると答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 44 号は、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第 45 号、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題としました。キャンプ場の利用状況はとの質疑に対し、平成 28 年 230 名、29 年 247 名であり、平成 26 年、27 年の 100 名台から言うと利用者は増加していると答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第 45 号は、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 46 号、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたしました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第 46 号は、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第 47 号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題としました。質疑、討論はなく、採決の結果、議案第 47 号は、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（小松紀夫君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

5 番、森田雄介君。

○5 番（森田雄介君） 5 番、森田雄介です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表し、議案第 4 号、平成 30 年度香美市一般会計予算に反対の討論を行います。

平成 30 年度の一般会計予算は 197 億 5,100 万円と、前年度予算 185 億 1,400 万円を 6.7% 上回る予算額となりました。

細部説明書にもあるように、住宅耐震化促進事業や防災行政無線デジタルシステム整備等、防災対策関連事業の充実、また教育費では、全小学校の非構造部材の耐震改修工

事や各学校施設の空調・照明設備工事、中学校では鏡野中学校の武道館・プール施設工事を初め、香北中学校の空調・照明工事、非構造部材の耐震改修など、教育環境の整備に関しては積極的に取り組まれる姿勢がうかがえ、評価できるものとなっています。

市はこの間、合併特例債などを活用し、消防庁舎、香北・物部の両支所の建設などを行い、今後も図書館建設や美術館収蔵庫、消防香北分署等の建設が待たれています。ですので、ここ数年の予算規模は同じような額で推移するものと予測をしますが、市民にとって必要な施設であるならば、しっかりした償還計画のもと進めていくべきと考えます。

さて、今期定例会では議会として初めての予算決算常任委員会に取り組み、突っ込んだ議論となりました。審査の経過からまず1点、財政調整基金を平成30年度の予算では、約15億円繰り入れる計画となっています。平成29年度は10億円の繰り入れの予定でしたが、執行部に確認をしますと2～4億円にとどまるのではないかとの見方を示しています。平成30年度も同様であれば予算組みの精度が問われます。

共産党議員団は昨年11月、市民の切実な要求を12項目にまとめ、市長に予算要望を行いました。私たちは、国が市民にとって負担が増大するような施策を進めようとする場合、市は最大限、市民に負担が及ばないようにすることが求められると思います。

ソフト面の予算では、社会福祉協議会に委託する生活困窮者自立支援事業の予算が減額となっていますが、業務内容からすれば増額こそ求められるのではないのでしょうか。

福祉タクシー制度に関しては、今の制度設計になってからずっと改善を求めてきました。今回予算が増額されていますが、それは利用者がふえてそれだけ需要が高まっているからであり、来年からと言わず片道運賃から1,000円の除外をやめ、せめて合併前の物部町が採用していた初乗り運賃にするよう求めます。また、手続も簡素化するように求めておきます。

住宅リフォーム助成制度が、平成30年度の予算では500万円に減額されております。この事業は昨年の実績では補助額720万円で、総額5,100万円の工事費と約7倍の効果が認められています。

予算決算常任委員会において、本制度に関して、委員から個人の資産に対してどこまで補助金を入れるのか、どこかで線引きが必要ではとの質疑がありました。別の委員から継続するように質疑があったことは委員長報告で報告があったのですが、担当課長は経済効果はあったとしながらも、やりとりの後、継続しない旨の答弁をしました。こうした政策の決定をどこでするのか、一課長が委員会で断言できるのか、疑念を持たざるを得ません。

個人の資産に支援をするのがいけないのであれば、木材住宅支援事業なども見直さなければいけません。そうではないと考えます。これはあくまでも地域にある資源を生かしつつ、小規模事業者の仕事おこしにもつながり、地域内再投資されるもの、香美市を元気にする事業だという捉え方が必要ではないのでしょうか。

児童クラブの施設建設で、用地取得のめどが立っていない施設の予算が当初に上がっています。昨年用地取得がうまくいかず、予算が全額不用額となりました。後に待っている児童クラブが多いのですから、用地のあるところから進めていくような計画にしなければなりません。子どもたちのために急いでください。

商工費で物部川DMO協議会に667万円の補助金が計上されています。そして、観光拠点整備事業に1億3,200万円の予算が計上されました。県が5,000万円、市が一般会計から3,200万円、地方債を起こして5,000万円ということで、市は8,200万円を負担します。この龍河洞エリア活性化整備事業の全体構想の説明を受けたのは、今期定例会初日の2月26日の議員協議会でのことでした。一般質問でもさまざまにただされましたが、お金の流れがよくわかりません。いただいた1枚目の資料では、補助は高知県だけとなっている事業に、2枚目の資料では県と香美市が出すことになっており、支出の根拠が不明瞭です。平成30年度だけで4億円を超す事業に、あとどれだけ香美市が負担することとなるのか。平成31、32年度も事業が続くようになっていますが、これに関しても補助金はどう発生するのかもわかりません。物部川DMO協議会のかかわるホテルは約2億円の費用をかけて改修をし、指定管理料も出ているのに、まだオープンにたどり着いていません。私たちは龍河洞を活性化させることには何の異論もないし、応援したい気持ちもあります。しかし、現状を見たとき不安が拭えません。市の主体性が感じられない。香美市の観光をどうしたいのか、もう少し市民的議論を経た後でも遅くないのではないのでしょうか。

最後に、指定管理者制度に関してです。本市の指定管理者の指定は必ずしも成功していません。各施設に対し、赤字が出たら年度末に市から補填するようなやり方を繰り返すのは、問題があるのではないのでしょうか。

指定管理者制度は、地方自治法第244条の2の第3項にあるように「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、（中略）当該公の施設の管理を行わせることができる。」となっています。効果的に行われているかどうかの観点で、一度精査をすべきではないのでしょうか。

直近の本市中期財政計画では、末尾のところで「香美市振興計画に掲げる目標の実現を図っていくため、（中略）安定した財源の確保を図るとともに、経常経費の抜本的な見直し、事業の選択と集中、公共施設の統廃合、公共サービスの民間委託又は民営化の検討など歳出の削減につながる取組を進め」とありますが、将来負担比率の状況から見ても本末転倒の感じがします。

自治体運営は会社の経営とは違います。あくまでも住民福祉の向上のためになされるものであり、そのためにこそ財政運営でも努力すべきであると申し上げ、平成30年度一般会計予算への反対討論といたします。

○議長（小松紀夫君）　ただいま議案第4号について、原案に反対の討論がありました。

た。

次に、議案第４号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで議案第４号の討論を終わります。

次に、議案第４号以外で討論はありませんか。

１３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） １３番、山崎龍太郎です。議案第２９号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、反対の立場で討論いたします。

介護保険制度は、サービスを利用すればするほど介護保険料にはね返る仕組みになっています。そのため、介護報酬の改定や高齢化に伴い、保険料は値上げが続いているのが現状です。このような状況に、市民の負担は限界に近づいているのではないのでしょうか。

本市の第６期介護保険事業計画では、介護保険運営基金４，０００万円を取り崩す予定でしたが、取り崩すことなく約３，０００万円が基金として積み上がり、この３月末には２億円余りになるということです。このことは、本市各課の予算組みの特徴として、給付費等を大目に見積もることで、結局減額補正をして剰余金を出すことにつながっています。介護保険の場合、３年間ごとに事業計画を立て保険料を算定しますが、給付を大目に見積もると保険料に反映されます。給付が見積もりよりも少なくなると予算が余るということは、保険料が高かったということにならないのでしょうか。

第７期計画では基準額年額６万４，３００円から６万９，０００円になり、月３９２円の値上げとなっています。基金は不足が生じた場合に切り崩すとのことですが、予定してる基金は切り崩して保険料の軽減に充てるべきではないのでしょうか。保険料は適正な事業計画と見積もりから設定すべきであり、せめて第６期で積み上がった約３，０００万円は、第７期保険料に反映されるべきです。

この点に関連して、議案第１０号にも反対いたします。

国は制度を維持するためとして、給付費の削減を押し進めています。今後もその方向は一層強くなるのではないかと危惧されます。介護保険料を支払ってもいざ介護が必要になったとき、本当に介護サービスが利用できるのかという市民の率直な疑問の声があります。介護保険制度について、抜本的な見直しを考えるべき時期に来ているのではないのでしょうか。

以上申し述べまして、本議案の反対討論とします。

○議長（小松紀夫君） ただいま議案第２９号について、原案に反対の討論がありました。

次に、議案第２９号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それ以外での討論がありましたら、発言を許します。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第２、議案第４号、平成３０年度香美市一般会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第４号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３、議案第５号、平成３０年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４、議案第６号、平成３０年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５、議案第７号、平成３０年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第６、議案第８号、平成３０年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第７、議案第９号、平成３０年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第10号、平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号、平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第13号、平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号、平成30年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第１４号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１３、議案第１５号、平成３０年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第１５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１４、議案第１６号、平成２９年度香美市一般会計補正予算（第１１号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第１６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１５、議案第１７号、平成２９年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第１７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１６、議案第１８号、平成２９年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第１８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１７、議案第１９号、平成２９年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第１９号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１８、議案第２０号、平成２９年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第２０号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１９、議案第２１号、平成２９年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第２１号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２０、議案第２２号、香美市個人情報保護条例及び香美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第２２号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２１、議案第２３号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第２３号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２２、議案第２４号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第２４号は、委員長報告

のとおり可決されました。

日程第２３、議案第２５号、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第２５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２４、議案第２６号、香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第２６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２５、議案第２７号、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第２７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２６、議案第２８号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第２８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２７、議案第２９号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第２９号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 30 号、香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 31 号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 32 号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 31、議案第 33 号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 32、議案第 34 号、香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第 34 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 33、議案第 35 号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第３５号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３４、議案第３６号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第３６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３５、議案第３７号、香美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第３７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３６、議案第３８号、香美市森林環境保全条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第３８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３７、議案第３９号、香美市住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第３９号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第３８、議案第４０号、財産の取得についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第39、議案第41号、市有財産の無償貸付けについてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第40、議案第42号、香美市地域交流施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第41、議案第43号、平山木工所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第42、議案第44号、香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 起立多数であります。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第43、議案第45号、香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 起立多数であります。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４４、議案第４６号、香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第４６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４５、議案第４７号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 起立多数であります。よって、議案第４７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４６、議案第４８号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第４８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４７、議案第４９号、香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第４９号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４８、議案第５０号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第５０号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第４９、議案第５１号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定についてを

採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第50、議案第52号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第51、議案第53号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第52、議案第54号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第53、議案第55号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小松紀夫君) 全員起立であります。よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第54、議案第56号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第５６号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５５、議案第５７号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第５７号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５６、議案第５８号、奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第５８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５７、議案第５９号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第５９号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第５８、議案第６０号、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第６０号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第５９、議案第６２号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第６６、意見書案第４号、生活保護基準を引き下げないことを求める意見書の提出について（後に

「生活保護費削減計画の撤回を求める意見書について」と訂正あり）までの８件は追加の案件であります。会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第５９、議案第６２号から日程第６６、意見書案第４号までの８件の案件は、委員会の付託を省略することに決定をしました。

○議長（小松紀夫君） 暫時休憩します。
（午前１１時４７分 休憩）
（午後 １時００分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

まず、意見書案等に一部差しかがございますので、事務局長より説明をいたします。猪野事務局長。

○議会事務局長（猪野高廣君） 意見書案第４号ですけれども、お手元に配付し直しておりますけれども、題名が間違っております、正しくは「生活保護費削減計画の撤回を求める意見書の提出について」というのが正解でございます。日程のほうは日程第６６、意見書案第４号でございます。机の上に日程の差しかえと意見書案の差しかえを配付をしておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。大変失礼をいたしました。

○議長（小松紀夫君） 一部差しかえを終了いたします。

これから、日程第５９、議案第６２号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山中俊明君。

○総務課長（山中俊明君） 議案第６２号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成３０年３月１６日提出、香美市長 法光院晶一

香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１８年香美市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

別表中「以下の項目につきまして」を次のページになりますが「以下の項目に改める」ということで、表のとおりでございます。

附則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

なお、詳細については議案細部説明書のほうに説明しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 6 2 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第 6 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 0、議案第 6 3 号、香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 議案第 6 3 号について説明をさせていただきます。

議案第 6 3 号、香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 3 0 年 3 月 1 6 日提出、香美市長 法光院晶一

香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成 1 8 年香美市条例第 2 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「当該月の翌月に支給する」を「報酬の支給と合わせて行うものとする」に改める。

附則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

詳細につきましては、細部説明書にお示ししたとおりでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 6 3 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第 6 3 号は、原案のとおり

り可決されました。

日程第 6 1、議案第 6 4 号、平成 2 9 年度香美市一般会計補正予算（第 1 2 号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、川田 学君。

○企画財政課長（川田 学君） 議案第 6 4 号、平成 2 9 年度香美市一般会計補正予算（第 1 2 号）について説明をいたします。

平成 2 9 年度香美市一般会計補正予算（第 1 2 号）

平成 2 9 年度香美市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 5 億 4, 1 7 2 万 3, 0 0 0 円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 3 月 1 6 日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、寄宿舍管理運営費で国へ補助金の一部を返還する必要性が生じたことに係る返還金の追加を行うものです。

なお、3 ページから 9 ページまでの第 1 表、歳入歳出予算補正、1 0 ページから 1 2 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、1 3 ページからの款項目節の内訳につきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 2 番、山崎晃子さん。

○1 2 番（山崎晃子君） 1 2 番、山崎です。

これは要綱の不備を指摘されてということで返還ということですがけれども、その 6 キロ未満の生徒、平成 2 4 年度から平成 2 8 年度まで、それぞれ何人の生徒さんが対象になったのかということと、それから、6 キロ以内の方は返還なんですけれども、旧猪野々小とか谷相小は 6 キロ以上あると思うんですけれども、未満になったその 6 キロの範囲ですね、どういう範囲が対象外になったのか、6 キロ以上の範囲についてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

まず、年度ごとの人数でございすけれども、まず平成 2 4 年度が 2 人のうち 1 人が対象外となりました。それから、平成 2 5 年度も 2 人のうち 1 人が対象外となっております。それから、平成 2 6 年度は 6 人中 4 人が対象外、平成 2 7 年度が 7 人おりますが

3 人が対象外となっております。平成 28 年度も 7 人のうち 3 人が対象外ということで、地区としましては僻地 2 級とされておった谷相とか横谷地区の生徒が対象外となりました。この距離が実は 6 キロ少し切っております。谷相の場合、5 キロから 6 キロの間でするので 6 キロを切っておるということです。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 文科省がその会計検査院から要綱の不備を指摘されたということで返還ということになったということになっておりましたけれども、もう一つ、平成 24 年度から平成 28 年度になっておりますけれども、もう平成 29 年度以降はこういう対象はないということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

平成 29 年度につきましても 6 人おりまして、そのうち 2 人は対象外となりますけれども、これにつきましてはもう新しい運用で精算いたしますので、返還にはなりません。以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） これ文科省がその要綱の不備ということになっておりますけれども、通常こういう場合は距離数というのはきちっと書かれてるんじゃないですか、それとも書かれてないからやったのか。というのは、例えば 100 メートルでも書かれてなかったら対象になるじゃないですか、ちょっとこう理解できないんですが。そこは要綱上の解釈の違いなのか、要綱そのものが間違っていたのか、それどちらなんですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

要綱のほうですが、今までは僻地 1 級、僻地 2 級のところが対象とされてきておりましたので、それで文科省が認めて補助金を支給されておったところなんですけれども、会計検査院が本年うち、香美市ではありませんけれどもよその市町村へ入ったときに、6 キロ以上というのが、実は遠距離通学費の中のその寄宿舍居住費の部分では距離は全く書かれてなかったわけです。その全く書かれてない項目が遠距離通学費、その寄宿舍居住費の中には書かれていなかったのが、そのほかのスクールバスとかボートの、ボートって多分渡船とかだと思うんですけど、そこの部分で 6 キロ以上と書かれた部分があって、そこが全部に及ぶんじゃないかという会計検査院の指摘で、文科省が要綱の不備を認めて返還に至ったということのようでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 1 番、甲藤邦廣君。

○1 番（甲藤邦廣君） 実はそういうケースっていうのはよくあるわけですね。解釈

の違いってということで補助金の返還ということも実はありますよね。ただ、今回のケースはあくまでも文科省の問題だということで、これは全国的な問題だろうと思います。本市の瑕疵ではないということから予算に計上して返還するんだと、こういうことでよろしいですか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） そのとおりでございます。他市でこういうことが発覚して、調べた結果、香美市の対象の部分も対象外となる部分があったということで返還命令ということになっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第62、発議第1号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。16番、比与森光俊君。

（提出者朗読）

【発議第1号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 全員起立であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第63、意見書案第1号、国保の子どもに係る保険税（均等割）を軽減するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸真弓さん。

(提出者朗読)

【意見書案第1号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第1号は、否決されました。

次に、日程第64、意見書案第2号、「8時間働けば普通に暮らせる」社会の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、森田雄介君。

(提出者朗読)

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、濱田百合子さん。

○6番（濱田百合子君） 6番、濱田百合子です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第2号、「8時間働けば普通に暮らせる」社会の実現を求める意見書案に賛成の立場で討論します。

衆議院予算委員会は2018年2月21日、中央公聴会を開き、公述人として、全国過労死を考える家族の会代表世話人、寺西笑子さんを招きました。自身も夫を過労自殺で亡くしている寺西さんは、自身や過労死遺族らの実体験を紹介しながら、法改正はますます危険な働き方が拡大するとして認められないと、働き方改革の断念を求めました。

過労死等に当たる過重な負担があったかどうかをはかる基準として、平成13年12月12日に厚生労働省より、脳・心臓疾患の認定基準の改正についてが示されています。これに基づき、現在も労災認定を行っています。それによると、残業上限は月45時間、1日2時間が目安となっています。夜勤を含む変形労働時間制の場合は、基準がさらに

厳しくなります。なぜならば、疲労の蓄積度から過労死等を招くおそれが高まるからです。ほかにも不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、出張の多い勤務、温度・騒音・時差環境、精神的緊張を伴うことにより、脳・心臓系疾患の発症との関連性が高まるとされています。裁判例では、業務内容等から必ずしも労働時間の長さが基準を満たしていなくても労災認定する傾向があります。

労災認定されたこれまでの判例から導かれるべきは、基準内におさまる労働環境の構築であり、抜け道を許さない法整備であるはずですが、さきに示した過労死等のリスクが高まる残業時間をはるかに超える月100時間という上限設定にすることは許されません。加えて、高度プロフェッショナル制度は、データの不備により取り下げられた裁量労働制にも増して時間外の割り増しがなく、深夜割り増しも適用されず、労働時間に応じた休憩時間も規定されません。年収要件があっても、経団連はその切り下げを求めています。多くの拒否できない労働者を対象にする危険があります。

以上を述べまして、意見書案第2号、「8時間働けば普通に暮らせる」社会の実現を求める意見書案に賛成の討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第2号は、否決されました。

次に、日程第65、意見書案第3号、森友学園・加計学園に関する疑惑の真相解明を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、山崎龍太郎君。

（提出者朗読）

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 日本共産党さんは熱心に毎回この意見書を提出されておりますが、この森友学園・加計学園に関して、私は森友学園のことについては承知しておりますが、加計学園の関係者として何点かお伺いをいたします。

この文言の中に「何々ではないか、何々ではないか」という箇所が数カ所あります。そして、この真ん中辺ですが、「安倍内閣で閣議決定された獣医学部設置の4条件との関係が不明確である」と、この4条件のどこがどのように不明確なのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。国会審議でさまざま審議されてる中で、4条件というのが石破4条件と言いまして、1点目に既存獣医師養成でない構想が具体化されてるのか、2点目に具体的需要が明確であるのか、3点目に既存大学で対応困難な場合であるのか、4点目に全国的見地からどうなのかと、こういうことについて国会で審議された中で明確になってないということが、不明確という文言になっております。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 今の答弁余りよくわかりませんが。

そもそも獣医学部の新設、これは今治市とか愛媛県が提案をされておるということはお存じであると思います。私もこの森友学園と加計学園、同一テーブルで「疑惑がある、疑惑がある」、また現在の理事長、加計孝太郎理事長は安倍総理とお友達だということで、これは何か裏があるんじゃないかというそういうマスコミが騒ぎ立てておるところでございますが。

この意見書の提出権、その件でもお伺いしておきますが、市町村の公益に関する事件について市町村の議決機関としての議会の意思を決定して、国・県等に表明する権限であると。そして、市町村の公益関係の事件であるかどうか厳密な検討が要るということで、要は香美市において公益性があるかないか、これ今治の市議会が取り上げるのであれば当然議論の対象になるんじゃないかと思いますが、果たして我が香美市の議会として、これ賛成多数であれば議長名で出すわけでございますが、本市にとってどういった公益性のメリットがあるのか、その点は提出者はどのように思っておりますか、そこを聞かせていただけますか。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番。

まず第1点目に申し上げておきたいのは、これは議会運営委員会の審査で文言等も異議はないということでこのテーブルに上がってるということは、議員もご承知のことだと思います。それと、関係性ということで、基本的には今現在でも森友学園に関して民主主義の根幹にかかわるものであるということで、国民、地方自治体、地方行政に大きく関係するという私は認識ですけど、そういうことでさまざまな疑念が出されてるところであります。私どもはこの間、森友学園のことに関しては佐川元国税庁長官がもとなったんですが、現実問題さまざまな部分でやはり問題が大きいということで、税務署交渉なんかもするときにも、この問題については話をしてきたところでございます。根本は、実際のところは国民世論がこれを許してないという現状がある。その中で香美市民の多くの方にもそういう考え方があるということが、意見書の提出に対して何ら疑義を挟むものではないというふうに私どもは考えます。

○議長（小松紀夫君） 15番、織田秀幸君。

○15番（織田秀幸君） 私は森友学園のことを聞いとるわけじゃないんですが。同

一テーブルに加計学園に関する疑惑という項目がありますので、加計学園の件に関して香美市にはどういう公益性があるんですかいう、そういう質問なんですが。森友学園のことは私も詳しくはわかりません。その点について再度お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 公益性と言われますけど、先ほど言いましたようにこのこと自体が、国政で起きてますが民主主義の根幹にかかわるものという分であったら、地方自治体で我々は頑張らせてもらってるわけですけど、そのところで言ったときには大きく関連する議案であると。それと森友学園・加計学園の部分で、森友学園は置いておいて加計学園ということですが、現実昨日の報道でも、加計学園についても実際のところ復命書についての改ざん疑惑等も若干出てきたりしております。そういうことについて国民に対して、ひいては香美市民に対して明らかにするということは、我々議会としての役割ではないかというふうに考えております。

○議長（小松紀夫君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第3号、森友学園・加計学園に関する疑惑の真相解明を求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

森友学園との国有地取引で財務省が決裁文書を改ざんし、国会に提出していた問題が浮上し、国民の大きな怒りを買っています。行政府が立法府を1年にわたり欺き続けたわけであり、民主主義の土台を崩しかねない大問題です。政府は国民に対し、佐川元国税庁長官、安倍総理夫人の証人喚問の実施を含め真相解明への責任を果たさなければなりません。

また、加計学園の問題では、文部科学省は獣医学部新設を認可しましたが、設置審の審査で教員の一貫性に疑義があり、教育研究に係る責任体制が不十分など7件の是正意見を出し、改善されなければ認可しない警告を発しておりました。それにもかかわらず、安倍政権が競合する他の大学よりも熟度が高いと加計ありきで選定されました。行政がゆがめられたのではとの疑念が残ります。一連の経過からも真相究明には加計孝太郎氏らの証人喚問も必要と考えます。

今、ないとしていた文書が出てきたり、改ざんの件をめぐり国会が紛糾をしております。疑惑解明が必要との国民世論は再燃をしており、それに基づけば地方議会から政府及び国会に意見を申し上げることは重要であります。

以上申し上げ、本意見書案に賛成の立場の討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第3号は、否決されました。

次に、日程第66、意見書案第4号、生活保護費削減計画の撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番、濱田百合子さん。

（提出者朗読）

【意見書案第4号 巻末に掲載】

○議長（小松紀夫君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（小松紀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、森田雄介君。

○5番（森田雄介君） 5番、森田雄介です。

意見書案第4号、生活保護費削減計画の撤回を求める意見書案に賛成の立場で討論をします。

生活保護については、健康で文化的な生活とは何なのかから考えなければならないと思います。雇用の劣化などで、今貧困ラインは年々低下をしています。貧困ラインは相対的貧困とみなされる所得水準です。1999年の157万円から2014年に133万円へと24万円も下がりました。これは一般の国民の所得が下がると、それに連動して貧困ラインも下がるからです。これまで貧困ライン以下であった人が、それと同じ所得のまま貧困ラインの上になり、貧困ではないと判断されてしまいます。以前より相対的貧困率が下がったと言っても、貧困が改善されたとは言えません。OECD（経済協力機構）のデータでは、カナダ、イギリス、フランス、アメリカ、イタリア、ドイツなど、どこの国も貧困ラインは大幅に引き上がっています。下がり続けているのは日本だけです。

そして、今回の生活保護費削減計画は、一般低所得世帯の消費実態に合わせ、生活保護のうち食費や光熱費に充てる生活扶助を最大5%引き下げるものです。この計画は生

活保護利用者に、生活保護基準未満で暮らす方に合わせて我慢しなさいというものです。政府は、貧困ラインが低下している国民の生活実態を見ていません。今後も貧困ラインが下がる状況が続けば、生活保護基準も底なしに下がることになります。この悪循環をとめようとするならば、最低限、今回の引き下げはやるべきではありません。むしろ今すべきことは、生活保護を利用できる資格がある人のうち、実際に利用している割合が２割程度にとどまっているという実態の改善です。制度がきちんと行き渡っているのか調査し、捕捉率の向上に努めるべきです。

また、生活保護を受ける高齢者の割合が、初めて受給世帯全体の５割を超えました。うち９割は単身です。さまざまな理由により孤独を抱えて過ごしています。生活扶助費の切り下げに、これ以上どこを削ればいいのかという声が聞かれます。憲法第２５条の理念を破壊し、さらに最低生活費ラインを引き下げることにつながる今回の生活保護費削減計画は撤回すべきです。

以上を述べまして、本意見書案の賛成討論といたします。

○議長（小松紀夫君） ほかに討論はありませんか。

○議長（小松紀夫君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第４号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松紀夫君） 起立少数であります。よって、意見書案第４号は、否決されました。

日程第６７、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から会議規則第１１２条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

日程第６８、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りをしましたとおり議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りをしましたとおり派遣することに決定をしました。

この際お諮りをしておきます。ただいま決定をしました議員派遣の内容につきまして

は、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をしました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

2月26日に開会をされました平成30年第2回定例会は、本日までの19日間、議員各位のご協力により、平成30年度一般会計予算を初めとする議案等につきまして、慎重審議の結果、それぞれ適切な議決がなされました。

今期定例会から予算決算常任委員会での審査が行われましたが、一般会計予算につきましては、これまでの審査時間の約3倍の時間を費やして実施をされ、平成30年度の香美市の政策、予算の配分について十分な審査が行われたと考えています。

香美市議会基本条例には、「地方分権の時代にあって、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は多人数による合議制の機関として、市民の意思を市政に的確に反映させ、事務執行の監視機能や政策立案機能及び立法的機能の強化、充実に努め、地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。」と記されております。

議員各位におかれましては、今期定例会におきましても提出議案に対し熱心に議論を展開していただき、市民の負託に応えるべく尽力されたと思います。

また、一般質問につきましては、13人の議員が市政全般にわたって、市長、教育長の姿勢、考えをたじましたが、議員の質問は市民の声でありますので、執行部の皆さんはそのことを心にとどめて、今後の業務に生かしていただきたいと思います。

また、会期中に会議のライブ中継を見たという市民の方からお話がありました。と申しますのも、一般質問の中継を見ていたが、議員は自分の思いを執行部にぶつけている。執行部は法令にのっとった答弁を行っていたが、私はなぜ執行部は議員に反問しないのかと思った。議長から執行部に伝えてほしいとのことでございました。言われてみますと、しばらく反問権の行使がございません。執行部の皆さんはご承知のとおり、香美市議会においては一般質問における議論の活性化、緊張感の保持を目的に反問権を認めております。ですから、遠慮は要りませんので、堂々と反問権を行使していただきたいと申し上げておきます。

また、過日の新聞報道によりますと「議員年金復活へ」との見出しで、地方議員の厚生年金加入の実現に向け、今国会での法成立を目指すとの記事がございました。全国市議会議長会からも再三にわたって、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出要請が来ております。県下11市のうち6市が意見書を可決しておりますけれども、香美市議会におきましては、これを提出する意思はございません。厚生年金の必要性を訴える最大の理由として、地方議員のなり手不足とのことでございますけれども、年金がつくなら立候補しましょう、議員になりましょうなんて人はいないと思いますし、仮

にいたとしたら、それは市民が受け入れることはないとそのように思うところでございます。よって、香美市議会は、新たな公費負担が発生する厚生年金加入についてはくみしない立場であることを、市民の皆さんに申し上げておきたいと思いをします。

結びに、議員各位、執行部の皆さんが健康にご留意をいただき、本市の発展のためにも邁進をいただきますよう申し上げ、閉会の挨拶といたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） まだ寒さが身に感じられた２月２６日に開会をいたしました平成３０年第２回香美市議会定例会も、小松議長の円滑なる議会運営によりまして本日閉会の運びとなりました。閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、まことに残念な報告をしなければなりません。あけぼの保育園で提供した給食に起因する食中毒の疑いのある状況が発生をいたしました。３月１２日、嘔吐、腹痛を訴え欠席する児童が多数発生いたしまして、直ちに中央東保健所に報告し調査、原因の究明をいただいております。保健所の指導により園内の衛生管理を徹底するとともに、昨夜、保護者説明会を開催したところでございます。体調を壊された児童、職員の皆さんの１日も早い健康回復を心からお祈りし、関係の皆様深くおわびを申し上げます。

さて、本定例会に上程しました議案等につきましては、慎重なるご審議、適切なるご決定を賜りました。厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

一般質問におきましては１３名の議員の皆様が質問に立たれ、幅広く行政施策についてご質問をいただきました。ご提言等につきましては、今後それぞれ検討しまして、行政に生かしてまいりたいと存じます。

また、平成３０年度一般会計当初予算の総額は１９７億５，１００万円です。過去最も大きな予算規模となりました。健全財政に努め、万全を期さなければならないと考えております。事業の実施については、事業効果等を常に頭に置き、遅滞なく推進し、香美市市勢の浮揚を着実に図ってまいります。

国保の一元化、連携広域都市圏化、森林環境税の前倒しなど、香美市は今大きな変化の局面を迎えています。これまで以上に市民の皆さんに対し丁寧な説明に努めるとともに、新しい制度を十分に生かす準備を進めてまいります。どうかよろしくお願いをいたします。

このところの暖かさからは桜の開花も随分早くなりそうであります。桜は日本人にとって特別な花であります。満開の桜のもと新たな決意と大いなる希望を持って、ともに力強く前進したいものだと考えております。

終わりにになりましたが、議員の皆様のご健勝とますますのご活躍を心から祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての私からの挨拶にかえさせていただきます。どうも皆様ありがとうございました。

○議長（小松紀夫君） これをもって平成３０年第２回香美市議会定例会を閉会しま
す。
（午後 ２時０２分 閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 3 0 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成30年第2回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	2月26日 (月)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告(議長の報告・特別委員会委員長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明)ただし、議案第61号については、本会議方式で採決まで
		散会後	議員協議会
第2日	27日(火)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	28日(水)	休 会	〃
第4日	3月1日(木)	休 会	〃
第5日	2日(金)	休 会	〃
第6日	3日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第7日	4日(日)	休 会	〃 〃
第8日	5日(月)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第9日	6日(火)	本会議	一般質問②(定住人口増加促進特別委員会) (「協働」・「参画」調査研究特別委員会)
第10日	7日(水)	本会議	一般質問③(会派代表者会議)
第11日	8日(木)	本会議	議案質疑～委員会付託
		散会後	予算決算常任委員会(議案第4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21号)
			予算決算総務分科会(議案第4・16号)・総務常任委員会の審査(議案第22・23・25・30・31・33・34・35・36・39・40・41・42・43・58・59・60号)
第12日	9日(金)	休 会	予算決算教育厚生分科会(議案第4・9・10・11・12・13・16・19・20・21号)・教育厚生常任委員会の審査(議案第24・27・28・29・37・48・49・50・51・52・53・54・55・56・57号)
第13日	10日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第14日	11日(日)	休 会	〃 〃
第15日	12日(月)	休 会	予算決算産業建設分科会(議案第4・5・6・7・8・14・15・16・17・18号)・産業建設常任委員会の審査(議案第26・32・38・44・45・46・47号)
第16日	13日(火)	休 会	議案精査のため
第17日	14日(水)	休 会	〃
第18日	15日(木)	休 会	〃
第19日	16日(金)		議会運営委員会
			予算決算常任委員会(付託議案の分科会長報告～採決)
		本会議	議案採決
		閉会後	議員協議会

委員会審査結果一覧表

1. 議 案 関 係

事件の番号	件 名	所管委員会	審査結果	備 考
議案第4号	平成30年度香美市一般会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第5号	平成30年度香美市簡易水道事業特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第6号	平成30年度香美市公共下水道事業特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第7号	平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第8号	平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第9号	平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定） 予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第10号	平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定） 予算	予算決算常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第11号	平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第12号	平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第13号	平成30年度香美市南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第14号	平成30年度香美市水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第15号	平成30年度香美市工業用水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第16号	平成29年度香美市一般会計補正予算（第11号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第17号	平成29年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第18号	平成29年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第19号	平成29年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第20号	平成29年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定） 補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第21号	平成29年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第22号	香美市個人情報保護条例及び香美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 常 任 委 員 会	原案可決	全員賛成
議案第23号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条	総 務 常 任 委 員 会	原案可決	全員賛成

事件の番号	事件名	所管委員会	審査結果	備考
	例の制定について			
議案第24号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第25号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第26号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第27号	香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第28号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第29号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第30号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第31号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第32号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第33号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第34号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第35号	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第36号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第37号	香美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第38号	香美市森林環境保全条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第39号	香美市住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第40号	財産の取得について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第41号	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件 名	所管委員会	審査結果	備 考
議案第42号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第43号	平山木工所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第44号	香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第45号	香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第46号	香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第47号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	原案可決	賛成多数
議案第48号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第49号	香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第50号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第51号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第52号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第53号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第54号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第55号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第56号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第57号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第58号	奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第59号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第60号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

発議第 1 号

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

平成 3 0 年 3 月 1 6 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者	香美市議会議員	比与森 光 俊
賛成者	〃	山 崎 眞 幹
賛成者	〃	依 光 美代子
賛成者	〃	山 崎 龍太郎
賛成者	〃	利 根 健 二
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	大 岸 眞 弓
賛成者	〃	島 岡 信 彦

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成１８年香美市条例第２２５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中ア中「産業振興課」を「農林課」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 商工観光課の所管に関する事務

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

意見書案第 1 号

国保の子どもに係る保険税（均等割）を軽減するよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 30 年 3 月 16 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 〃 森 田 雄 介

賛成者 〃 山 崎 晃 子

国保の子どもに係る保険税（均等割）を軽減するよう求める意見書（案）

2015 年成立の「医療保険改革法」に基づき、国保の都道府県化を初めとする、医療制度改革の具体化が 2018 年度から始まろうとしています。国保に関しては、この間「加入者には低所得層が多いのに、保険料が高い」という構造的矛盾を、どのように改善していくのかが問題となってきました。国保改革の協議の中で、全国知事会は「構造的問題を解決するためには、一兆円の国庫負担増が必要だ」と政府に要求しています。

国保は被用者保険などと比較しても、保険料率が高く、過重な負担が中間層を疲弊させています。また被用者保険は、子どもの人数が増えても保険料が変わりませんが、世帯の加入者数に応じて賦課される国保均等割は、子どもの多い世帯ほど負担が重いなど、子育て支援に逆行する形となっています。

よって、政府におかれては、医療保険間の格差の是正、少子化対策としても国保の子どもの均等割を軽減するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月16日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第2号

「8時間働けば普通に暮らせる」社会の実現を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議員長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成30年3月16日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 〃 門 脇 二三夫

賛成者 〃 山 崎 晃 子

「8時間働けば普通に暮らせる」社会の実現を求める意見書（案）

大手広告代理店の若い女性社員の過労自死や、多数の犠牲を出した長野県でのバスツアー事故など、運転手の過労が原因で命が奪われる事態が相次いで起きています。私たちは、あらためて事態の深刻さを直視し、自分たちの「働かされ方・働き方」「労働時間と生活時間の在り方」を見直すべき時にきているのではないのでしょうか。

背景には、低コストで人々を働かせ、利益確保を最優先にするビジネスモデルが蔓延している問題があります。また、非正規雇用が4割に至り、正社員が狭き門となるにつれて、「正社員であれば長時間労働はあたりまえ」といった圧力のかけ方もなされています。

他方で、契約社員、派遣、パート、アルバイトで働く人々も、収入の少なさをカバーするために長時間労働を余儀なくされています。さらに経営者が短時間細切れ雇用を増加させるにつれ、生活のためにダブル・トリプルワークすら、せざるをえなくなっています。

働く人が、長時間過密労働、低賃金の中で疲弊し、生命すらすり潰す雇用のあり方は、社会から活力を失わせます。そして、晩婚化・少子化にもますます拍車をかけることになり、社会保障の財源にも影響を及ぼします。

よって、「８時間働けばふつうに暮らせる社会の実現」に向け、下記のような改革をされるよう、強く求めます。

記

1. 労働基準法に、残業時間の上限規制を設け、退社から次の勤務までのインターバル規制を取り入れること。
2. 裁量労働制の対象業務を拡大して高度プロフェッショナル制度を創設する法案を直ちに止めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３０年３月１６日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
副総理兼財務大臣	麻生太郎	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
経済産業大臣	世耕弘成	殿
国土交通大臣	石井啓一	殿
1億総活躍担当大臣	松山政司	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 3 号

森友学園・加計学園に関する疑惑の真相解明を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 30 年 3 月 16 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 龍太郎

賛成者 〃 大 岸 眞 弓

賛成者 〃 依 光 美代子

森友学園・加計学園に関する疑惑の真相解明を求める意見書(案)

学校法人森友学園に対し、小学校設置認可に絡んで国民の大切な資産である国有地が、鑑定価格 9 億 5,600 万円から約 8 億 2,000 万円も値引きされて売却されました。値引きされたゴミ撤去費については、会計監査院の報告で妥当性が確認できないと指摘され、特別国会では、財務省と森友学園が土地の売却前に価格交渉を行っていた様子が録音された音声データの存在が明らかになりました。また通常国会では無いと言われた文書があったことが判明し、一層、疑惑が深まっています。

一方、加計学園問題では、本来、公平・公正・透明でなければならない行政が歪められたのではないかという点が問題になっています。安倍内閣で閣議決定された獣医学部設置の 4 条件との関係が不明確である上に、文部科学大臣から諮問を受けた大学設置・学校法人審議会の審議において、「設置を認可しなかった場合には加計学園側から多額の損害賠償請求を提訴される恐れがあること」を文部科学省の職員が審査会委員に説明し、認可へと結論を導いた疑惑もあります。

安倍総理は「丁寧に説明する」としていましたが、政府の国民に対する説明は不十分で、問題は何ら解決していないところであります。

よって国会並びに政府におかれては、森友学園への国有地売却と加計学園における獣医学部新設に関する事実関係を明らかにし、国民への説明責任を果たすよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月16日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
文部科学大臣	林芳正	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

意見書案第 4 号

生活保護費削減計画の撤回を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 30 年 3 月 16 日提出

香美市議会議長 小 松 紀 夫 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 〃 大 岸 眞 弓

賛成者 〃 山 崎 龍太郎

生活保護費削減計画の撤回を求める意見書（案）

政府は、生活保護基準を引き下げ、生活保護費を 2018 年 10 月から削減する計画を提案しています。

生活保護基準は、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を具体化したものですが、2004 年からの老齢加算の段階的廃止、2013 年からの生活扶助基準の削減、2015 年からの住宅扶助基準、冬季加算の削減などによって、これまでも引き下げられてきました。

加えて、生活保護基準は、最低賃金、各種社会保険制度の保険料や一部負担金の減免基準、就学援助などの諸制度と連動しているため、その引き下げは、生活保護を利用していない世帯の生活水準をも引き下げることとなり、日本全体の貧困化を促すことになるのではと危惧します。

また、今回の引き下げの考え方は、生活扶助基準を所得が最も低い一般低所得階層（所得階層を 10 に分けた下位 10% の階層）に合わせるとしています。生活保護を利

用できる人のうち実際に利用している人は２割から３割程度といわれており、低所得階層の中には、生活保護の受給が可能なのに受給できてない人が少なくない実態があります。この階層に生活保護基準を合わせれば、生活保護基準は際限なく引き下がります。

社会保障審議会生活保護基準部会がまとめた報告書では、「子どもの健全育成のための費用が確保されない恐れがある」と指摘しています。

よって、国におかれては、生活保護費削減計画の撤回を強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３０年３月１６日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 小松紀夫

平成30年2月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議 案 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 4 号	平成 3 0 年度香美市一般会計予算	原案可決	30. 3. 16
議案 第 5 号	平成 3 0 年度香美市簡易水道事業特別会計予算	原案可決	30. 3. 16
議案 第 6 号	平成 3 0 年度香美市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	30. 3. 16
議案 第 7 号	平成 3 0 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	原案可決	30. 3. 16
議案 第 8 号	平成 3 0 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	30. 3. 16
議案 第 9 号	平成 3 0 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	原案可決	30. 3. 16
議案 第 10 号	平成 3 0 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	原案可決	30. 3. 16
議案 第 11 号	平成 3 0 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	原案可決	30. 3. 16
議案 第 12 号	平成 3 0 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	30. 3. 16
議案 第 13 号	平成 3 0 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計予算	原案可決	30. 3. 16
議案 第 14 号	平成 3 0 年度香美市水道事業会計予算	原案可決	30. 3. 16
議案 第 15 号	平成 3 0 年度香美市工業用水道事業会計予算	原案可決	30. 3. 16
議案 第 16 号	平成 2 9 年度香美市一般会計補正予算（第 1 1 号）	原案可決	30. 3. 16
議案 第 17 号	平成 2 9 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決	30. 3. 16
議案 第 18 号	平成 2 9 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決	30. 3. 16
議案 第 19 号	平成 2 9 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）	原案可決	30. 3. 16
議案 第 20 号	平成 2 9 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）	原案可決	30. 3. 16
議案 第 21 号	平成 2 9 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決	30. 3. 16

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
議案 第 22 号	香美市個人情報保護条例及び香美市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 23 号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 24 号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 25 号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 26 号	香美市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 27 号	香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 28 号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 29 号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 30 号	香美市交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 31 号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 32 号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 33 号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 34 号	香美市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 35 号	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 36 号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 37 号	香美市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 38 号	香美市森林環境保全条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 39 号	香美市住宅の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 40 号	財産の取得について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 41 号	市有財産の無償貸付けについて	原案可決	30. 3. 16

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 42 号	香美市地域交流施設の指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 43 号	平山木工所の指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 44 号	香美市別府森林総合利用施設の指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 45 号	香美市別府峡キャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 46 号	香美市情報発信交流施設の指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 47 号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 48 号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 49 号	香美市平山体育館及び香美市平山グラウンドの指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 50 号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 51 号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 52 号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 53 号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 54 号	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 55 号	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 56 号	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 57 号	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 58 号	奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 59 号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 60 号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 61 号	財産の処分についての議決の一部変更について	原案可決	30. 2. 26

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 62 号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 63 号	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
議案 第 64 号	平成 2 9 年度香美市一般会計補正予算（第 1 2 号）	原案可決	30. 3. 16
発議 第 1 号	香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	30. 3. 16
意見書案 第 1 号	国保の子どもに係る保険税（均等割）を軽減するよう求める意見書の提出について	原案否決	30. 3. 16
意見書案 第 2 号	「8 時間働けば普通に暮らせる」社会の実現を求める意見書の提出について	原案否決	30. 3. 16
意見書案 第 3 号	森友学園・加計学園に関する疑惑の真相解明を求める意見書の提出について	原案否決	30. 3. 16
意見書案 第 4 号	生活保護費削減計画の撤回を求める意見書の提出について	原案否決	30. 3. 16